2023年10月導入コンサルタント等契約関連制度の見直しに伴い、HP上の以下「一般質問受付」Formsよりご質問をいただきました回答は以下のとおりです。 一般質問受付Forms:【機構外・質問受付窓口】コンサルタント等契約10月導入施策について(<u>https://forms.office.com/r/T18KWrTzH8</u>) ウェブサイト掲載情報に今後反映する項目には ウェブサイト掲載情報に既に反映済の項目には それ以外

下表の「関連施策」は以下項目ごとにまとめています。

1. 特記仕様書の標準化 2. 技術評価・業務実施上の条件 3. 格付認定・格付基準 4. QCBSランプサム化 5. 上限額の本格導入 6. 相談窓口の設置/調達改革全般 7. 契約管理ガイドライン 8. 経理処理ガイドライン 9.部分払いの促進 10.最も安価な航空券の使用 11.「本邦研修・招へい契約」標準化 12.第三者抽出検査廃止に伴う変更 13. コンサルタント等契約の公示にかかる応募受付の変更 14. メリハリのある技術評価方法の導入 15. 政府統一基準群の改定に伴う情報セキュリティ対応の見直し

関連施策	項目	質問番号	質問	回答	情報の 反映
1. 特記仕様書 の標準化	01企画・提案を求 める水準	1-01-1	準備調査等の企画競争的即無における特記仕様無案では、該当するボックスにJICA側でチェックを入れる形式になったと称します。これまで、特記仕様無事に適能されている項目はオマベブコボーザルの中に窓端、JICAの実施、方針や部高額両を踏まえた薬務内高の確案を行っておりましたが、今回の課題化により内容が詳細化されたことで、マイベモを選を過剰部分によるためる事が開起と聞いております。準確調査等の詳細格示型の特記仕様需案を採用している案件において、プロボーザルの第2章における記載分量制限は少なすぎるのではないでしょうか。或いは、プレボーザルの体裁として、特記仕様書案のすべての項目とその内容に対応するような形式としなくても良いのでしょうか。	必ずしも特記仕様書案の全ての項目とその内容を網羅的に記憶する必要はありません。「プロポーザルで 特に具体的な提案を求める内容」への対応を含めて、こ検討された業務の基本方針、実施するために用い ようとしている方法や手法などについて、指定の分量内でこ記載をお願いいたします。	/
1. 特記仕様書 の標準化	02業務の目的	1-02-1	特記仕様書の標準化、簡素化の方向性は良いが、業務の実施方法について簡素化いただくのはよいが、特に調査業務について、何を目的として、何を知りたくて調査するのかわからない業務があります。 具体的な工程の記載は商素化していただくのは良いが、業務の目的は、これまでよりむしろ厚く書いていただいた方が、それに応じた業余ができると思います。業務の目的がさえきらんと設定されていばま、それに同けた最適な方法をコンサルタントとしては提案ができると思うので、明確なゴール、目的を記載していただければと思います。	特記仕様書の標準化・簡素化で、業務の目的は、スキーム状通の記載としております。 標準化で今までに整えたひる形は、協力準備調査 技プロで、業務の目的が明確に決まっているものであ り、そのような決まっているものは業務の目的は、スキーム共通の記載としております。 他方、いただいたご意見は、基礎調査のような、目的がの現状分析で今後の想定されるプロジェクトリスト 作成等なのか、スキームによって決まっていないものに対するためと理解しまりに、そのようなものについ て目的を明確にするべきというのはご指摘の通りです。どの様に工夫ができるか、ご意見を指まえて検討 して参りたいと思います。	/
1. 特記仕様書 の標準化	03業務の背景 (案件情報)	1-03-1	今後、技術協力プロジェクト等の企画競争説明書には「案件概要表」が添付されると伺っております。「案件概要表」に は「日本限投入」として専門家の担当分野が記載されていることが多いと思われますが、制度改革後は、同案件概要 表に記載される「日本側投入」を参考に、応札者が業務従事者の担当分野を検討し提案する、という理解でよいでしょ うか。	ご理解の通りです。	/
2. 技術評価・ 業務実施上の 条件	01プロポーザル 評価の視点	2-01-2	「要員計画/作業計画等」の配点が従来より大幅に増加していますが、具体的に評価の視点はどのように変わりますか?	プロポーザル作成ガイドラインに各項目の評価基準について記載されていますので、ご確認ください。 評価の視点は特に変更はありません。今回、業務主任者(業務管理グループを含む)以外の業務従事者の評価を「要員計画」で評価するようにしましたが、従来よりその評価の視点で、業務従事者の配置、担当分野、格付の構成、業務実施上重要な専門性の確保について評価するようにしておりま	. /
2. 技術評価・ 業務実施上の 条件	01プロポーザル 評価の視点	2-01-3	1章のパックアップ体制で、安全管理を担当する人は、組織の管理職である方が望ましいでしょうか。(管理職でない場合、得点に差がつきますでしょうか)	「コンサルタント等契約におけるプロボーザル作成ガイドライン」の別添資料2の「コンサルタント等契約におけるプロボーザル評価の視点」によると、安全管理については評価することとなっていますが、安全管理の担当者については、管理戦であることを明示的に求めているものではありません。安全管理を担保できる体制であるかに注目して評価しています。	/
2. 技術評価・ 業務実施上の 条件	01プロポーザル 評価の視点	2-01-4	応札時に実施するプレゼンテーションに関して、評価配点表の「業務主任者等としての経験」の中で評価されると理解 しておりますが、具体的にどのような配点となりますでしょうか。以前は企画競争説明書に配点が明示されていまし たが、最近は記載されていないようです。同評価項目の総合配点の内、何割程度がプレゼンテーションの評価に充て られるのか等、目安をご教示頂けると幸いです。	特段、配点の割合については決まっておらず、各選定委員の判断に委ねられています。	/
2. 技術評価・業務実施上の条件	01プロポーザル 評価の視点	2-01-5	「2.業務の実施方針等」の評価配点について質問です。(2)作業計画等は、ア)要局計画、イ)作業計画でそれぞれ配点 がされますが、ア)とイ)はされぞれつプロボーザル作動力イドラインP5~P8のどれに当たるでしょうか。評価配点アン要 最計画は、P5・P7の介達員計画の部分でしょうか。?評価配点や「作業計画は、P5・D7)作業計画のみ はともアクログラ素後は事で達さての分担業所で、またP81歳のコカオできるのでしょうか。存職したいのは、 プロボーザル作成ガイドラインのアフ以降、ウ)エ)カナカリはプロボーザルに記載したとしても評価はされないのかとい う点です。理解しやすいように、評価配点表とプロボザール作成ガイドラインのア)イ)ウ)・・・の記載を統一いただきた いです。	企画競争(QBS方式)の場合には、ア)作業計画、1)要員計画、7)業務従事者ことの分担業務内容、そして 無償資金協力を超速した協力準備調査の場合には、7)失施設計・施工管理体制を評価します。(工)現地業 務に必要な資格は、7)その他(便宜供与)については、評価しません。50条首の方地の要とされていること を認識することが目的です。)(但し、力)その他(便宜供与)については、今後、評価の根底に追加を検討し 7)作業計画を作「業計画」として評価、1)を裏計画及び7)業務従事者ことの分担業務内容をで、要点 30条件、連工管理を制度の場合に対して、20条件の場合には、「要員計画」の評価に力実施 30条件、地工管理を制度の場合には、7)作業計画、7)年業計画、7)東海校事者ことの分担業務内容をで、要点計 国として評価します。(相信資金協力を想定した協力準備調査の場合には、7)作業計画、7)業務技事者こと 企画競争(QCBS方式、一般競争入利人総合評価等有力式の場合には、7)作業計画、7)業務技事者である。 の分担業務内容・20末の表で、20末の場合は、7)年業計画、7)東海校事者と 20年間を10年には、20年でである。11年の人におり本権が関係の場合には、7)年期にませ、20年間によす。(イ)要員計画、1)現地業務に必要な資格は、7)その他(便宜供与)については、50年で要とされていることを認識することが目的です。)(但し、7)すその他(便宜供与)については、50年で要となり、1万及び7)については、50条子の影体の変とされていることを認識することが目的です。)(但し、7)すその他(便宜供与)については、50条子の影体を持ちます。(場質を固定と対します。)(日本)は、50年では、	•
2. 技術評価・ 業務実施上の 条件	02類似業務の経 験	2-02-1	様式4-1(その1)に記載する類似業務は過去10年以内とされているが、10年以上前の業務について記載した場合、評価されないのでしょうか?評価される場合は、経過年数に応じて評価が逓減されるのでしょうか?	10年以上前の業務については記載いただいても評価致しません。	/
2. 技術評価・ 業務実施上の 条件	02類似業務の経 験	2-02-2	10年以内の意味合いについて、案件開始時は10年より前であっても、契約履行期限が10年以内であれば評価いただけるのでしょうか?	ご理解の通りです。	/
2. 技術評価・ 業務実施上の	02類似業務の経 験	2-02-3	10年前の類似業務案件で記載したいものがある場合、ギリギリ10年超の場合でも、やはりもう完全に評価されない ので切ったほうがいいという判断をしなければいけない可能性があるということでしょうか。	ご理解の通りです。	/
条件 2.技術評価・ 業務実施上の 条件	02類似業務の経 験	2-02-4	類似業務の総験について履行終了後10年以内の案件が評価され、履行期限後10年以上の案件は評価されないとの事ですが、1、コンサルタント等の法人としての経験能力と3、業務従事予定者の経験・能力の両方とも同じ考え方でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。	/
2. 技術評価・ 業務実施上の 条件	02類似業務の経 験	2-02-5	プロボーザルガイドラインの10ページにおいて、サ)業務等従事経歴が様式4-5(その1)だけでは起戴しきれない場合には、様式4-5(その2)に記載してください(上限10件)、とあり、これまで件数の上限規定はなかったと思うが、とのような経緯で10件が上限と規定されたのかご数示いただけますでしょうか。	プロポーザル作成及び評価の合理化、簡素化の観点から上限を設けました。	/
2. 技術評価・ 業務実施上の 条件	02類似業務の経 験	2-02-7	く上記2-02-6 1の回答への更問> 別添資料2に記載の過り類似業務等の経験も業務主任者の経験も「3件程度で70%の評価」を基準とされているため、 ・ 類似業務は「様式4-5(その3)」で「3件」記載している ・ 一方、業務主任の経験を同じく3件で70%の評価であるが、様式4-5(その1)様式4-5(その2)には10件で(類似、業務主任)の経験も適なする形式になっていることから、記載のそれぞれの加点要素を勘案すると10件の方はお示したような優先順位と考えてよいのでしょうか、とお伺いしたものでした。ですが、各社にそれを判断。直直記載、と深知いたしました。	ご理解ありがとうございます。	/
2. 技術評価・ 業務実施上の 条件	02類似業務の経 験	2-02-8	<上記2-02-6 2の回答への更問> 様式4-5(その3)に記載いただく案件は、上記の10件に含めるか含めないかのご判断はお任せします。 (現状、含まている影響を含めていない応募者があることから、追って整理でき次第、次回のプロボーザル作成ガイドラインの修正に反映させていただきます。) について演出いたしました。 対象者の経験が多い場合は、含めなければ計13件記載できることになりますので、現状そのように運用させていただきます。	現状では上記2-02-6、2の回答に基づき、各社にて適宜ご判断、ご記載いただければ結構です。	/
2. 技術評価・ 業務実施上の 条件	02類似業務の経 験	2-02-9	「業務主任者/○○、副業務主任者/○○」の○○部分には同じ担当業務を入れなくても良いという認識でよろしいで しょうか。またその場合、類似業務の経験については企画競争説明書の配点表に則って配点されるということで間違 いないでしょうか。	業務主任者、副業務主任者は同じ担当業務でも、別の担当業務でも結構です。ご提案いただいた分野に基づき、類似業務経験を評価いたします。	/
2. 技術評価・ 業務実施上の 条件	02類似業務の経 験	2-02-11	マーマーマンタンの2 プロポーサルガイドラインP10 様式4-5(その3)1特記すべき類的業務の経験について。 「業務主任者/○○」の場合は、○○についての類似経験を3件上限に記載しますが、「業務主任者/○○/△△」というポジョンを提案する場合は、○○について3件、△△について3件、合計6件を上限に記載すればよろしいでしょうか。	担当業務で業務主任者/○○/△△とした場合においても、業務主任者/○○の場合と同様、様式4-5(その 3)は最大3件で提出をお願いします。	/
2. 技術評価・ 業務実施上の 条件	02類似業務の経験	2-02-16	2. プロボーザル中族ガイドライン(p. 2)の類似業務の経験について 様式4ー1(その))及び輸生力、1(その2)では過去し年以内の類似業務(プロボーザル模出日から過去10年以内に 終了した案件が対象)となっておりますが、複数期に分けての継続契約案件について、詳しく教えていただけますで しょうか。 1期が終了し、2期が緩終中の場合は、様式4ー1(その1)及び(その2)に類似案件として1期を記載した場合、終了案 件として、評価していただけますでしょうか。 また、情報収集確認調査については、案件実施中にそれに繋がる本格案件が公示されることがあります。同案件は密 接に関連しておりますが、先行する情報収集確認調査は終了案件ではありません。10件の類似案件として選択し、様 オメー1(その2)に記載した場合、2の程度の評価をしていただけるのでしょうか。 ガイドラインの脚注に、「評価対象は原則として実施済案件~」と記載があるりますが、実施済とは、具体的に何をもって 実施済と認識におるのでしょうか。	上記2-02-12において回答済のとおり、評価対象は原則としては実施済案件になりますが、実施中案件 については、記載の有無にかかわらす側別案件ごとに関連性の程度等について勘案し評価に反映するか 名かについて判断します。 よって、1つの案件において服分けを行った場合で、最後の期の活動の履行期限以前の段階は、実施中案 件と考えられます。(相対検索し、2期分は整件の場合と同様)先行する情報収集・構認調査についても、 履行期間終了及期の場合には、同様に実施中の場合と同様がよれます。 なお、1との程度評価するか」という点につきましては、個別案件ごとに関連性の程度等について勘案し評価に反映するかあたについて判断しますので、条件ごとに異なってきます。 (注:実施済案件については、履行期間終了済の案件と考えています)	/
2. 技術評価・ 業務実施上の 条件	02類似業務の経 験	2-02-17	(アサインの消化、履行開限、検査調書の発行等)  <上記2-02-16回答への更開>  1、複数別に分けての継続競挙除案件の場合、最後の期が終了しなければ実施済み案件とはならない旨のご回答をいただきましたが、当該案件については、各期ごとに契約が分かれており、実績評価も名期終了時に行われております。 (1)複数別に力たる継続案件は、全期間のトータル年数が4年から5年に亘るものもあり、全期間が終了するまで、実施済の期に力たる継続案件は、全期間のトータル年数が4年から5年に亘るものもあり、全期間が終了するまで、実施済の期に力たる継続業件に、20個人として記載できないため、プロボーザルの類似業務の選択及び評価に大きく影響することが想念されます。 3.つて、複数別に力たる継続業件については、期ごとの終了をもって実施済案件としていただけないでしょうか。 (2)また、実施済み案件は、「横行期限終了済み案件と考える。との回答をいただきましたが、実施評価結果を得してのよる条件と、実施済み条件とは、「横行期限終了済み実件と考える。との回答をいただきましたが、実施評価結果を同じる条件に、実施済み条件と対していただけないだったが、実施評価結果を担じまったが、実施済を別評価の選集(自定)としては、「特徴だけではな、法実務的の課題分野、美趣的域、限期3年以内の当該分野の業務の実施計画報表も制象して実施合き方とあります。こちらも結まえていただき、実施済が高を対して、扱っていただけないでしょうか。 2、実施中である場合、「個別条件とことに関連性の程度等について勘案し、評価に反映するか否かについて判断したあります。大ずは評価されるのか不明確です。したがって、実施中条件の多のでは、実施済のよります。大ずは評価されるのか不明節がつきません。法人及び個人の類似集件の選択はプロバーザル評価において極めて重要なので、実施中案件の評価基準(自安)をもう少し具体的に 表示しただけないでしょうか。また、3~5年程度の長限案件(第分けのない)もだ、3~5年程度の長限案件(第分けのない)もだ、3~5年程度の長限案件(第分けのない)もだ。大き施中案件としてどの程度評価いただけるのか、も、表示なするなりまます。大き施り表を程度がある程度を表示され、のより、表に、3~5年程度の長限条件(第分けのない)もでは、大き施中案件としてどの程度評価いただけるのか、も、シリ、日本では、100円	1.(1)複数期がある案件は契約単位とし、業務完了確認検査を了している案件(契約)を評価対象とします。 1.(2)実績評価結果を得ている案件は、履行期限前であっても、実施済み案件とみなします。 2. 原則は実施済を重きにおいて判断します。実施中については特段の事由があれば、勘案するか否か委員会にて協議の上、対応します。	/

関連施策	項目	質問番号	質問	回答	情報の 反映
2. 技術評価・ 業務実施上の 条件	02類似業務の経 験	2-02-18	く上記2-02-15回答への更問> 関問1: 様式-4 「その1)及び様式4-5(その1・2)に記載する類似業務の件数 」は、密接な関係がある複数の案件をまとめて1案件とすることが可能、とのことですが、様式4-5(その3)も同様に複数案件を1案件に纏めることが可能、との理解で宜しいでしょうか。 関問2:様式4-5(その3)に記載する「業務従事期間」は、様式4-5(その2)に記載する「従事期間」と同じ内容(プロ	1と2ともご理解のとおりです。	/
			ジェクト契約期間内のうち、実際に稼働を始めた月~稼働が終わった月の合計月数を記載する。例:"2022年4月から11カ月")を記載するのでしょうか。		
2. 技術評価・ 業務実施上の 条件	02類似業務の経 験	2-02-19	上記2-02-18回落への更問> 様式4-5(その3)の「業務途事期間」及び様式4-5(その2)の「従事期間」において記載する、配置の開始月から終了 月までの期間(プロジェクト契約期間内のうち、実際に稼働を始めた月~稼働が終わった月の合計月数)について、月 数は両端入れにより「7か月」「73か月」など整数で示せばよいのでしょうか。それとも、小数点第1位まで示す必要が あるでしょうか。小数点第1位まで示す場合には、端数の計算方法をご教示ください(例えば、期間全体日数を30で 割るなど)。	「業務従事期間」については、整数であっても少数であっても問題ありません。	/
2. 技術評価・ 業務実施上の 条件	02類似業務の経 験	2-02-20	プロポーザルガイドラインについての質問です。 様式4-1(その1) 開後表別の接触の「契約期間」の項目には、契約締結日からいつまでの日数を記載すれば良いでしょ うか、例えば、契約が満了するまでの日数なのか、プロポーザルを提出する日までに経過している日数なのか、それと もいずれかでもないのか、ご教示いただけたらと思います。	契約締結日から履行期限までの期間(月数)を記載ください。	/
2. 技術評価・ 業務実施上の 条件	02類似業務の経 験	2-02-21	<2.02-20人の更問 もう一点質問なのですが、様式4-5(その2)(その3)の従事期間と現地業務参加期間について、プロボーザルガイド ラインでは、配置の開始から終了月までの期間と記載がありますが、これは契約期間中に実際に当該案件に対して の従事した業務量、つまり目報等に記載している業務量がこれにあたりますでしょうか。また、現地業務参加期間も同 様に月報等の人月となりますでしょうか。	それぞれの様式の脚注(赤字)で従事期間/現地業務参加期間の記載例を示していますので、そちらを参照 して記載ください。	/
2. 技術評価・ 業務実施上の 条件	02類似業務の経 験	2-02-22	「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」P.20 別添資料2 1)類似業務等の経験についてとなります。 「過去10年間に産前・産後休暇、育児休業、及び介護休業の取得期間が明記されている場合には、右期間を加算した 期間を評価対象とする(10年+休郷休業期間)」と記載がこざいます。業務に関連する社費や起費での留学(海外の大学・大学院などは休頼休業期間として、10年に加算される対象となりまでにようか。	会社が任意に認めた休暇休業期間は考慮の対象とはなりません。	/
2. 技術評価・ 業務実施上の 条件	02類似業務の経 験	2-02-23	プロボーザル作成ガイドラインの第3章類似業務の経験についてお伺いさせてください。業務従事予定者の経験・能力も業務主任者の影響・能力も、様式4-5(その2・その3)にて評価されるという認識ですが、そのうち業務主任者の経験・能力も、様式4-5(その2・その3)にて評価されるという認識ですが、そのうち業務主任者 (2000年)以下といるという認識ですが、その当合、様式4-5(その3)の3件については実務主任者経験の内容よりは、担当分野にかる経験の内容が優先して評価される。という認識でよろいいでしょうか。その場合、様式4-5(その3)の3件については業務主任者経験の内容よりは、担当分野にかの自答・カイドラインの場合をしているがわかりなびか演算料2を見ためて主義が主任者「世界後年を対します。例えば中でとつなう。予算価にいるかかりなびかが実践りなら見ためてご教育上任者としており、日本代との実性とを作となります。「日本代の実施があったとして、4条件では業務主任者ではおり、10条件の大学が表現がある。たとして、4条件では業務主任者をしており、5年代の主義がよりないては5条件の方が類似性が高いースでは、様式4-5(その3)に対いては5条件の方が類似性が高いースでは、後述4-5(その3)に対いては5条件を発観した方が得点につながりやすい、という理解でよろしいでしょうか。※類似質問は2-02-6(関連ガイドライン及び様式に反映済みの質問回答内容)という世界をは、10年の日本では10年の日本の日本では10年の日本では10年の日本では10年の日本では10年の日本では10年の日本では10年の日本では10年の日本では10年の日本では10年の日本では10年の日本では10年の日本では10年の日本では10年の日本では10年の日本では10年の日本では10年	「業務主任者/副業務主任者の経験については様式4-5(その2・その3)をベースに評価します。業務主任者等としての主義の評価の視点としては、プロポーザル評価の視点として「類似業務における業務主任(マネジスト)の複数は、国的・海外を間かす。その他の業務建築よりも高く評価するとされている過じです。 「他式4字になります。」 (ご園的ので明元された「実務主任者経験の内容よりも、担当分野にかかる経験の内容が優先して評価される」ことになります。 (ご園間ので明元された「実務主任者をしていたA案件」と、「業務主任者ではないが類似性が高いB案件について、B案件の方が類似性が高いケースでは、様式4-5(その3)においてはB案件を記載した方が、「類似業務の経験」の評価点は高くなることがあります。	/
2. 技術評価・ 業務実施上の 条件	02類似業務の経 験	2-02-24	様式4-1(その1)及び(その2)について、10件及び3件を選ぶ際、公示された案件を1件とする場合に加え、複数の案件をセットで1件とすることも可として頂いております。複数案件セットとして、道路整備事業の準備調査、詳細設計、入札補助、施工能理と付とした場合。 施工監理等件の契約等「70がプロボーザル提出けから10年以内であれば、その他のコンサルティングサービス(準備調査、詳細設計、入札補助)、施工監理」は全て評価されるのでしょうか。それとも、施工監理のみ評価され、準備調査、詳細設計、入札補助は打圧性では、では、2000年では、200	関連の深い案件をセット記載いただくことは問題ありませんが、10年以上前に終了した案件については記載に含めないようにお願いいたします。	/
2. 技術評価・ 業務実施上の 条件	03専任技術者	2-03-1	「専任技術者」について確認をさせてください。 弊社の適外支社で直接変勢に雇用しているものがおります。 この者は「再任政権者」とみなされるものかを確認させてください。	自社の経営者または自社と雇用関係にある技術者を「専任の技術者」と称しますので、海外支社でも直接 契約し雇用関係にある場合は、「専任技術者」となります。	/
2. 技術評価・ 業務実施上の 条件	03専任技術者	2-03-2	自社要員の考え方について教えてください。 派遣会社からの派遣架約で自社で業務に従事している派遣社員を要員にいれる場合は - 自社の社員扱い - 補贈(派遣会社名) のどちらとなりますでしょうか。	プロポーザルガイドラインP6に記載のとおり、「自社と雇用関係にある技術者を「専任の技術者」と称しますので、雇用関係にない派遣社員は「補強」となります。	/
2. 技術評価・ 業務実施上の 条件	03専任技術者	2-03-3	弊社から他社に転職する可能性かある社員がおります。退職発令は出ておりませんが、 貴機構のコンサルタント等案件に応札時に弊社所属、評価結果が出るまでの間や契約交渉中に転職し、契約・実施時 は転職先所属となる可能性があります。 その場合。 ・準担型条件に応札する場合、弊社の社員として応札し、貴機構と弊社の契約締結時には、弊社の補強(個人コンサル タントとして、または表職託社員として補制)とすることは可能でしょうか。 または、禁社会など転職だに、背除ととっただ、個人コンサルタントとして応募する必要はありますか。他の方法で 成札することは可能でしょうか。 ・業務決施条件として、ため、まなことは可能ですか。 「本務決施条件」を対象が支援が明に転職が決定または転職済みの場合、業務主任の取り扱いについて契約交渉事項として いただくことになりますか。	①単独型については、個人コンサルタントとしてのみ応募可能です。 ②業務実施契約の業務主任者は専任の技術者である必要がありますので、応札はできません。	/
2. 技術評価・ 業務実施上の 条件	03専任技術者	2-03-4	プロポーザルガイドラインP6に関連して関間です。A社からB社に出向する社員(業務主任者以外)がいる場合、 ① 脚注10では自社の経営者または自社と雇用関係にある技術者が「専任の技術者」ということですが、この「雇用関係とは何をもって判断すればないでいまっか。在籍は同仏社、B社どちらとも雇用契約がある場合)はどちらの社所 裏でもよいという考え方でしょうか。。 ② あるいは以前のガイドラインには記載があり、現ガイドラインからは記載が判除されていますが「主たる賃金を受ける雇用関係」とよって判断するのでしょうか。 ③ 脚注8に「脚注7の専任の技術者以外の~」とありますが、「脚注10」の間違いでしょうか。	①出向は別個の法人格を持つ企業間における人事異動(それに伴って指揮命令権の主体が移転する)と理解していますので、出向者の場合は、応募時点で指揮命令権の主体がある社の専任の技術者に該当するとお考え下さい。 ②向上 ③ご指摘のとおりです。次回ガイドライン改定時に修正します。	•
2. 技術評価・ 業務実施上の 条件	03専任技術者	2-03-5	<2.03.4回答への更明。 2-03-4についてはフロボーザル時点の業務主任者についての説明・回答だと理解していますが、案件実施中に業務 生任者以外の業務使罪者がA社からB社に指向するケースについてお伺いします。所属先(専任の技術者)の判断は、 ①人事理助行生後は指揮命令権の主体があるB社に変更になるでしょうか。それともご応募時点(プロボーザル時 成りで指揮命令権の主体があった私立のま変更なしということでしょうか。	ご照会のケースでは①となります。	/
2. 技術評価・ 業務実施上の 条件	03専任技術者	2-03-6	コンサルタント等契約における プロボーザル作成ガイドラインの10頁の脚注10(自社の経営者または自社と雇用関係こる技術者を1専任の技術者)と称しまず(自社の海外支社において雇用関係にある技術者を含む)。『ですが、こでいう[雇用関係]というのは、過の所定労働時間が設定されている等、雇用形能の制限はあるのでしょうか。雇用の証明の1つとして雇用保険があると思いますが、雇用保険以外に、雇用契約書でも問題はございませんでしょうか。	「プロポーザル作成ガイドライン」様式2-1のチェックリストにも記載のとおり、専任技術者に係る確認書類として雇用保険・健康保険を確認させて頂いています。これらか無い場合のみ、被雇用者の場合、「雇用契約書(字)」等、雇用関係を確認できる書類でも司としています。	/
2. 技術評価・ 業務実施上の 条件	04補強	2-04-1	業務従事者の資格等の写し添付は語学以外も不要という点について、 評価対象である業務主任者は原則自社の毎任の技術者ですが、様式2 - 1チェックリストのとして補強に係る同意書 の無無をナェックすることになっており、とのような場合に補ி側の書館の添付か必要となりますか。 プロポーガル作成がドラインPCにおいて、要属計画には非価が実権引収の氏名や利属が出記載しないことになっ ていますが、プロ水堤出時点で後事予定の補短回真全質の補拠回憲書添付が必要なのでしょうか。	ご指摘の通りであり、評価対象外の業務従事者については所属先の記載がありませんので、補強同意書は不要です。 評価対象者が業務主任者、業務管理グループのみとなりますので、ご理解の通りです。	/
2. 技術評価・ 業務実施上の 条件	04補強	2-04-3	プロボーザル作成ガイドラインp.3において「外部の有識者等(大学教授、研究者等)によるバックアップを得られるような場合」との記載がありますが、例えば、黄機楠のテクニカルアドバイザーを兼任している大学教授に依頼することは、本人の了教が得らればお問題ないと考えてもよろいでしょうか。	JICA内で勤務している人材は、外部機関と兼務であっても、外部の有識者とは認められません。技術協力 専門家は利益相反の対象となる可能性が有るので、案件ごとに確認されてください。	/
2. 技術評価・ 業務実施上の 条件	05共同企業体	2-05-1	プロボーザル作成ガイドラインの様式4-1(その3)コンプライアンス体制について、共同企業体を形成する場合、構成 企業についても確認が必要となりましたが、項目1〜5について、構成企業のうち1社でも達成できていない企業が あった場合には、代表企業は達成できていたとしても、「いいえ」に表としなくてはいけないのでしょう	ご理解の通りです。	/
2. 技術評価・ 業務実施上の 条件	05共同企業体	2-05-3	コンサルタント等契約におけるプロボーザル作成ガイドラインの「様式4-1その3(コンプライアンス体制)」について、 一点質問がこざいます。 共同企業体を結成する場合、プライム分のみを作成・プロボーザルに添付するということでよろしいでしょうか。 ガイドラインや様式を拝見しますと、プライム分のみで問題ないようにお見受けしますが、念のため確認したく。	プライム(代表者)のみの提出で、構成員については確認したことを記載いただいています。 よって、1提案について代表者から1枚の提出です。	/
2. 技術評価・ 業務実施上の 条件	05共同企業体	2-05-4	プロボーザル様式について様式2-1に全省庁統一資格業者コード」と「コンサルタント等の名称」を記載いたします。 ) 小の場合は、構成員全全で含めて併記しています。 今回、構成員のうち一つが1全省庁が、資格業者コード」を持っておりません。 全職競争説明書では、幹事会と北外は、上記コードは必須要件とはなっていません。 この場合は、1全省庁前、資格コードない」と記載してよろしいのでしょうか。 一方で、貴様側の財本登録に学者番号をしただいております。 これを全省庁統一資格コードの代わりに、業者番号として記載した方がよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、構成員については「全省庁統一資格コードなし」でも構いません。 JICAへの団体情報登録は済とのことで、業者番号を記載いただければ問題ありません。	/
2. 技術評価・ 業務実施上の 条件	05共同企業体	2-05-5	本体契約の受注者が共同企業体となっているものの、研修・招へいは共同企業体のうち一部の会社のみが従事する 場合がこでいます。 ①返の場合、別契約となる研修・招へい契約の受注者を、実際に従事する会社のみにすることは可能でしょうか。 ②回能な場合、別契約となる研修・招へい契約の受注者を、共同企業体権成員のみにすることも可能でしょうか。 ②固定可能と収合、当該案件の黄機構ご担当者様へその旨お伝えすることで宜しいのでしょうか。なにか提出するも のなどあればご教示ください。	①:原則出来ません。研修・招へいは本体契約に付随する内容であり、共同企業体として受注頂く必要があります。実際に研修を担うのが構成員の1社のみだったとしても、その履行責任は共和企業体にあるためです。 2/3:上記①のとおり、原則は受注者は共同企業体ですが、状況に応じて個別対応をする場合もありますので、その場合は個別にご相談ください。	/
2. 技術評価・ 業務実施上の 条件	07評価対象者	2-07-1	業務総括以外の業務従事者 業務実施の方針等で評価されると認識しましたが、提案する全員が評価されるという認識でようしいでしょうか。	要員配置は、全体の体制で評価をさせていただきます。各個人を評価とするのではなく、個々の履歴書は 付けていただかないものの、当該分野のこのような差距を持った人員が対応するということを記載いただ さ、そのような記載を基準と体の体制評価をごせていただきます。	/
2. 技術評価・ 業務実施上の 条件	07評価対象者	2-07-2	「プロペーザル/作成がパドライン イ)要員計画」に記載された、「担当業務、氏名、所属先及び格付の全てを記載する必要のある。「評価対象実務従事予定者」は、実務主任者(総約3) 間無務主任者(総約3) かっしょうか。 あるのは、禁禁と任命(総約3) 間無務主任者(総約4) 以外の「評価が実業務後 手が支着 (全員も含れるでしょうか。 後後は、これまての「業務従事者の構成」と同様でしょうか) (後名の場合、『評価対象』「業務従事予定者」と「評価対象外」「業務従事予定者」の区別は応札社が検討の上JICAに提案するのでしょうか。	「担当業務、氏名、所属先及び格付の全てを記載する必要のある」「評価対象業務従事予定者」は、「業務主任者(総括)「副業務主任者(副総括)」のみです。 なお、様式4 - 3を用いる場合(ランプサム方式ではない場合)は、脚注にありますとおり「評価対象外の業務従事予定者は、担当業務、格付のみを記載し、氏名、所属先は記載しない」こととなります。	/

関連施策	項目	質問番号	質問	回答	情報の 反映
2. 技術評価・ 業務実施上の 条件	07評価対象者	2-07-3	ガイドライン(2024年4月)。5にはイ慶長計画(ランプサム案件については不要です)とあります。他方、0.19の評価の視点では「2011年最計画、体影計画で名成立。 随の視点では「2011年最計画、総計画である。 式では、要長計画は評価対象外のため、記載があったとしても評価対象としないとこざいます。当該箇所、混同しない ような記載に必確していただけれどを行じます。 QCBS方式・ランプサム型の場合はどちらになるのでしょうか。	P5はランプサム契約についての記載であり、P19では、QBS(従来型企画競争)とQCBSで分けて記載しております。 QCBS方式・ランプサム型の場合は2)-2が該当します。	/
2. 技術評価・ 業務実施上の 条件	07評価対象者	2-07-4	要員計画は評価対象外とのことですが、要員の専門性やこれまでの実績に関して、p7 ウ)業務従事予定者ごとの分 担業務内容の実施体制の一部として、t名・所属氏は書かずに体制を構成する要員の専門性を記載した場合、評価に 加味していただけるのでしょうか。それとも業務主任以外は、経験豊富な要員、経験の浅い要員を配置してもプロ ボーザルの評価には影響しないのでしょうか。	ランプサム契約では要異計画は評価対象外のため、ご質問のケースでは影響ありません。	/
2. 技術評価・ 業務実施上の 条件	07評価対象者	2-07-5	「コンナルタント等契約に対けるプロボーザル作成ガイドライン」の「1. プロボーザルに記載されるべき事項 (3)業務 従事予定者の経験・能力 カ)」に、以下の記載があるかと思います。 「所属先の確認を行うため、雇用保険については、確認 受受 通知年月日、被保険者番号、事業所备号、事業所名略称を必ず記載してください。なお、何らかの理由で雇用保険に入っていない場合は、健康保険について、被保険者を予・農・受け日、保険者者・保険者を、保験者を外、事業所名称を記載してください。上述の雇用保険情報とは健康保険情報が立載でさない場合は、「雇用保険高等」等何らかの形で当該業務従事予、定者が現在(プロボーザル提供施物がリロ時点での雇用されている事業が確認する事業を添付してください8。」 ※8 雇用に該当するか否かについては契約書等制造資料を審査のうえ、JにAにて判断します。 上記内容については、弊社の社員であるか否かを確認するために設けてある内容かとおもいます。 上記内容については、弊社の社員であるが否かを確認するために設けてある内容かとおもいます。 上記内容については、弊社の社員であれば、健康保険や雇用保険に加入できるかと思うのですが、例えば、健康保険や雇用保険に加入できないと可能と発出するがとないとは、登場を保険に加入できないとは、世間大学のでは、他には、自然保険に加入できないとは、自然保険に加入できないとは、自然保険に加入できないとは、自然保険に加入できないとは、自然保険に関係にあるからについては契約書等制造資料を審査のうえ、JにAにで判断します。」との記載があったが、任意でない場合は、雇用保険に関係でない場合は、雇用保険に対していません。	雇用契約書がある場合は雇用契約書のみを提出ください。ない場合は雇用関係が確認できる書類(種類は指定しておりません)をご提出ください。	1 / 1
2. 技術評価・ 業務実施上の 条件	07評価対象者	2-07-6	「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」P9「評価対象業務従事予定者の経歴」項目(カ)に記載されている雇用証明書についてですが、雇用証明書に分析でですが、雇用証明書について規定はございますでしょうか? 現在公示中の条件への応募を検討しているのですが、外国拠点動務のため雇用保険・健康保険が該当しないスタッフがおります。 そのため、雇用証明書を提出させていただきたく存しますが、当該証明書に添付されるレター(弊社+Rにより作成されたもの)は、レターの記載内容に相違がない限り、数か月ほど前に作成されたものでも差し支えばないでしょうか?	現在雇用されていることが確認できれば発行日は問いません。	/
2. 技術評価・ 業務実施上の 条件	07評価対象者	2-07-7	「業務等の従事経験」に関し、10年間のうちに産休育休以外にも、育児や介護など、家庭の事情等により出張できないなどの劇物により、案件に従事できない期間があるケースが想定されます。 当該期間の従事条件数が事情のない方に比べ少なくなるかと思いますが、こういった事情を評価において考慮いただくことをご検討いただけますと幸いです。	従事経験ですが、国内での類似業務も評価の対象としています。また、休暇休業期間があればその点も考慮するようにしています。詳細はプロポーザル作成ガイドラインの11ページを参照ください。	/
2. 技術評価・ 業務実施上の 条件	07評価対象者	2-07-8	<2-07-01への更問>「JICAコンサルタント等契約における2023年10月導入及び2024年7月導入施策に係る質問・回答表」質問2-07-11要具面は、全体の体制で評価をさせていただきます。各個人を評価でするのではなく、個々の履歴書は付けていただかないものの、当該分野のこのような経歴を持った人員が対応するということを記載いただき、そのような記載を基と全体の体制評価をさせていただきます。」は、ランプサム契約には該当しないという理解でよろしいでしょうか。もしランプサム契約にも該当する場合、「当該分野のこのような経歴を持った人員」をどの項目でどうやって確認されるのか、ご教示ください。	ランプサム契約には該当しない、とのご理解の通りです。	/
2. 技術評価・ 業務実施上の 条件	08業務管理グ ループ制度と若手 育成加点	2-08-1	①業務管理グループ制度の概要から、対象契約という記載がなくなり、企画説明書に明記されるという点も削除されたが、これはすべての案件において適用可能という理解でようしいでしょうか。 ②一方、業務管理グループを組んだ場合でも、若手育成加点が適用となるかどうかは案件により(業務主任者の格付か19目安など)、企画説明書に明記され、記載がおければ加加はなしという理解で良いでしょうか。	ご理解の通りです。業務管理グループはすべての企画競争を対象としますが、加点がある場合とない場合があり、企画競争説明書にその点記載されます。	/
2. 技術評価・ 業務実施上の 条件	08業務管理グ ループ制度と若手 育成加点	2-08-2	若手人材(35~45歳)とあるが、この期間に育休産休と取得していた場合、年齢は考慮してもらえるのでしょうか?	ご理解の通りです。業務管理グループはすべての契約を対象としますが、加点がある場合とない場合があり、企画競争説明書にその点記載されます。 (2024/12/18追記) FAQ2-08-13-14の通り、休暇取得の時期は特に限定せず35歳より前に取得された休暇も考慮しますので、追記、修正させていただきます。	
2. 技術評価・ 業務実施上の 条件	08業務管理グ ループ制度と若手 育成加点	2-08-3	2023年10月導入コンサルタント等契約関連制度の見直しに係る「説明会質問・回答一覧(9月、10月開催分)」 No.91の質問回答ですが、若手人材(25-45)の期間に育休産休を1年取得していた場合、若手(35-46)として年齢を考慮して、加算いただけるということでしょうか?	ご理解のとおりです。 (2024/12/18皇記) FAQ2-08-13-140通り、休暇取得の時期は特に限定せず35歳より前に取得された休暇も考慮しますので、追記、修正させていただきます。	. /
2. 技術評価・ 業務実施上の 条件	08業務管理グ ループ制度と若手 育成加点	2-08-4	「プロボーザル作成ガイドライン」P7のダイバーシティへの配慮 旧制度では該当となる2名の格付けは同じとなり、すなわち経験年数が同等もしくはそれ以上となっておりました。 新制度では経験年数での格付基準はありませんので、4級で想定した担当業務の場合に経験年数では4級を満たして いない着が担当することは問題ないという理解でようしいでしょうか。 他にダイバーシティー枠利用での注意点等ありましたらご数示いただけますと幸いです。	ダイバーシティ枠の考え方は今回の改定でなくなりました。新制度では、同じ担当分野を複数名で担当する 場合の自由度を高めておりますので、業務の難易度に応じて適切な格付け・配置をご提案ください。	/
2. 技術評価・ 業務実施上の 条件	08業務管理グ ループ制度と若手 育成加点	2-08-6	〈上記2-08-5回答への更問〉 ダイバーシティ枠はどの分野でも、2名ではなく複数名で担当できるようになる、とのご説明を頂きました。これに関 し2つ何します。 (1)との分野でもとのことですが業務主任、副業務主任以外でしょうか?(別添資料3 業務管理グループ制度と若手 育成加点で副業務主任は引名、とはありますが、あくまで確認まで。) (2)一つの分野を異なる格付の複数要員で担当することは可能でしょうか?	(1)についてはご理解の通りです。(2)については、業務の難易度に応じて格付を設定いただきます。そのうえで、業務分担・難易度に応じて異なる格付の複数要員で1つの分野を担当いただくことは可能です。提案いただく際に、それぞれ業務分担、具体的な内容がわかるように説明をお願いします。	/
2. 技術評価・ 業務実施上の 条件	08業務管理グ ループ制度と若手 育成加点	2-08-8	<上記2-08-4回答への更問> 「新制度では、同じ担当分野を複数名で担当する場合の自由度を高めております」とありますが、同じ担当分野に2名 以上を乱置した場合。2名以上が同時に現地業務を表施しても問題ないでしょうか。	問題ありません。	/
2. 技術評価・ 業務実施上の 条件	08業務管理グ ループ制度と若手 育成加点	2-08-10	業務管理グループ構成にかかる若手人材(35億から45億)について、若手の人材育成を目的としていると認識して おりますが、35歳未適日フナ分に副業務を任に任すことができる人材を配置する場合、若手育成加点の対象となり ますでしょうが、発作次第となりますでしょうか。	ガイドラインに記載の通り、若手育成加点となる若手人材は、35歳から45歳としておりますので、ご質問 の件に関しては、加点対象となりません。	/
2. 技術評価・ 業務実施上の 条件	08業務管理グ ループ制度と若手 育成加点	2-08-11	総合評価落札方式の入札説明書に「総合評価落札方式では業務管理グループ(副業務主任)は想定していません。」と記載があるが、業務を効率的に実施する上で業務管理グループが必要だとコンサルタント側で判断した場合、業務管理グループを接来することも可能か?	権数名で構成する体制とするを提案することは構いません。ただし、評価については入札説明書に記載の とおりの採点となります。	/
2. 技術評価・ 業務実施上の 条件	08業務管理グ ループ制度と若手 育成加点	2-08-12	ダイバーシティへの配慮枠についての質問です。質問番号2-08-8で同じ担当分野に2名以上を配置し、2名以上が 同時に現地業務を実施しても問題ないとの事ですが、これは実費精算条件・ランプサム条件ともに適用されるのか、 2023年10月以前の公示条件でも適用されるのかをご数示くだい。	工理解のとおり、実費精算案件もランプサム案件も適用となり、2023年10月以前の公示案件にも適用されます。	/
2. 技術評価・ 業務実施上の 条件	08業務管理グ ループ制度と若手 育成加点	2-08-13	プロボーザル作成要領(p.24)「若手育成加点」についてお伺いします。  1. 延長の対象となる長期作類について 最近当れて密節度と 有別体表別人に不妊治療を目的として体質する社員が増えております。 これまで、プロボーザルの経界書(過去)10年の従事界)については、ガイドライルに過去10年間に産前・産後体銀、育 児体素、及び(海体素の取得無限が明定がれている場合には、カイドライルに過去10年間に産前・産後体銀、育 民体銀、夏が(海体素の取得無限が明定がれている場合には、古田間を加算した期間を容極対象とする」とおりましたので、産舶体銀にあたらない不妊治療期間は各いて申拾していました。今回の若手加点の延長措置については「産 体報報、司化機等長期に体報」にある「ので、大阪治療中の体験も含めてよいと考えますがよろしいでしょうか。 また、その場合、体報名はどのように記載すればよろしいでしょうか。 また、その場合、体報名はどのように記載すればよろしいでしょうか。 オンドラインにご番手入材としての近泉開間と有いである。 カイドラインにご番手入材としての近泉開間と目単位で返長します。」と公示の年度の4月1日時点で35~ 4分歳であること」とおりますので、46歳になる年の4月1日以降に対象期間を加えるということでしょうか?計算式 をご教示ください。	1. 不妊治療中の休職についても、含めていただいて結構です。 休暇名については、休暇の事由が判別可能な名称としてください。 2. 公示の年度の4月1日時点での年齢(〇歳〇カ月)から、対象期間として延長された月数を減じた年齢が、35~45歳であれば若手加点の対象とします。	/
2. 技術評価・ 業務実施上の 条件	08業務管理グ ループ制度と若手 育成加点	2-08-14	ことがいっといっ。 プロポーザル作成ガイドラインに記載されております若手育成加点について確認させていただければと思い、ご連絡 させていただいております。 ガイドライクの静注には、 "産産検収料、育児休暇等長期に休暇した場合(1 か月以上の連続休暇を想定)は、該当休暇名と休暇 期間を「様式4 – 5(その1)の1回歴 側、記載ください。若手人材としての対象期間を月単位 で並長します。なお、シニア人材の対象 期間については、産後休暇、育児休暇等の長期休暇による長良はありません。 となっておりますところ、 1976年6月生まれ(現48歳)の者が、産州・育林やわせて2年半(2015、10、1~2017、4、18(第1子)/ 2019、12、24 ~ 2020、12、20(第2子))ある場合。 48歳~2年半(約30カ月) = 45歳半 という理解で、今年度公示案件については、若手育成加点の対象ということに なりますでしょうか?	現在、若手育成加点の基準は、公示年度の4月1日時点の年齢となります。ご照会のケースの場合、2024 年4月1日時点の年齢は、47歳10か月となり、ここから産休・育休取得期間である2年6か月を差し引く と、45歳4か月となり、若手育成加点の対象となります。	/
2. 技術評価・ 業務実施上の 条件	08業務管理グ ループ制度と若手 育成加点	2-08-15	ダイバーシティ適用の枠がなくなりましたが、1条件において2つ以上の複数の担当分野について2名以上で担当することが可能になっている、という理解で宜しいでしょうか。	FAQ2-08-5で回答の通りです。 なお、プロボーリル作成ガイドライン(P.7) ④ダイバーシティへの配慮に記載のとおり、多様な人材の活用 を促進するため、担当業務の人月を複数をの従事者で柔軟に対応できるような業務従事者の配置を認め ます。担当業務を複数名で対応される場合には、業務の軽易度に防じて格付けを設定しただというえて、 業務分担・難易度に応じて異なる格付けの複数要員で1つの分野を担当いただくことは可能です。	/
2. 技術評価・ 業務実施上の 条件	08業務管理グ ループ制度と若手 育成加点	2-08-16	若手育成加索について、確認させてください。 プロボーザルはガイドラインの2名(芝弄亨甫成加点の要件では、若手人材は35~45歳であり、年齢は、公示が行 ヤれた年度の4月1日時点での年齢とします。と記載があります。 年齢は4月時点の年齢が基準にあるので、2024年月時点で名5歳の場合、2024年度内で応札するのであれば、 実年齢が46歳になっていても、若手人材としてエントリーが可能でしょうか。	ご理解のとおり、公示年度の4月1日時点の年齢で35歳~45歳の方を若手人材と判断します。	/
2. 技術評価・ 業務実施上の 条件	08業務管理グ ループ制度と若手 育成加点	2-08-17	2-08-6(1)に関連してお伺いします。 同じ分野を複数名で担当可能との事ですが、業務主任または副業務主任が担う担当分野を「業務(副業務)主任/〇〇1)とし、他の団貴が「〇〇2」とすることは可能でしょうか。	業務主任または副業務主任が担う担当分野を「業務(副業務)主任/○○1」とし、他の団員が「○○2」とすることは可能です。	/

関連施策	項目	質問番号	質問	回答	情報の 反映
2. 技術評価・ 業務実施上の 条件	09価格点算出方法	2-09-1	現在企画競争(QCBS含む)においては上限額が提示されておりますが、予定価格の80%額を価格点満点とするのは、QCBS及び一般競争入札(総合評価務札方式)のみであり、これ以外の企画競争における価格点については、プロボーザル作成ガイドライン別添資料4が、価格点算出方法であり、80%が満点という設定はないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。企画競争(QBS)について価格点を加味する場合は別添資料4のとおり価格点を算出します。	/
2. 技術評価・ 業務実施上の 条件	09価格点算出方 法	2-09-2	<上記2-09-1回答への更問> 「函答:工類解の通りです。企画競争(QBS)について価格点を加味する場合は別添資料4のとおり価格点を算出します。」についてですが、別添資料4 企画競争(QBS)の場合、価格に下限設定はないということになりますでしょうか。	ご理解の通りです。企画競争(QBS)の場合は、下限設定はありません。	/
2. 技術評価・ 業務実施上の 条件	09価格点算出方 法	2-09-3	プロポーザル評価の視点についてお尋ねします。 『コンサルタン・科奏教師とおけるプロボーザル作成がイドラインでは、「提出されたプロポーザルは、企画競争説明書 「コンサルタン・科奏教師とおけるプロボーザル作成がイドラインでは、「提出されたプロポーザルは、企画競争説明書 「ふ付されている」プロボーザル評価配点表して示す評価項目ことに評価されます」とあります。 一方、価格競争を加味しない、公示案件の企画競争説明書の中には、契約交渉権者決定の方法として、評価配点表以外の加強について「動格点」が解酌されることがあり、評価点が第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、接出される。「成立と特別のようである場合に収り、とは評価派とのように加味されるので、一切のよう、「後少」とは評価派のとか何点以下(未満)のときでしょうか、また、見積価格とどのように加味されるので、この場合、「後少」とは評価派のとか何点が「大満」のときでしょうか、また、見積価格とどのように加味されるので、この場合、「後少」とは評価派のと参加な記載がないため、透明性のある評価方法をご検討頂き、企画競争説明書「具体的に明なる、評価点のをが僅少、見積価格を加味して決定された事例があれば、貴機傷のホームページで公表されている評価結果を参考にしたいので、案件名をご覧が見まります。	「プロポーザル作成ガイドライン」別添資料4をご参照ください。	/
2. 技術評価・ 業務実施上の 条件	10格付認定	2-10-1	9/29説明会スライド18、業務実施上の提示条件の見直しに関し、変更後の提示内容に、①上限額(想定額)の提示、 ②業務量の目途(銀人月)、③波航回数の目途、④業務主任者/〇〇(にちらからの分野の提示は行わない)、と記載が ありますが、④に関し、評価が要者(業務主任・副主任)の号数も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	工理解の通りです。 評価対象者についてはこちらでの想定格付けも提示致します。	/
2. 技術評価・ 業務実施上の 条件	10格付認定	2-10-2	プロボーザルガイドラインの別添資料5「調達・派遣業務部が契約又は委嘱する案件の業務主任者及び業務従事者に 適用する格付基準」の見方について、例えば、単独型で2号の従事経験が1件でもあれば、業務主任者で2号に相当す るくその逆も然りという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の適りです。	/
2. 技術評価・ 業務実施上の 条件	10格付認定	2-10-3	4号以上の「評価対象業務従事予定者」及び「評価対象外業務従事予定者」は、経歴書(様式4-5)に加え、格付認定申請書を提出し、JICAの認定を受ける必要があると思いますが、これらの書類は、 1) 「評価は実業務従事予定者」の場合、プロペーナルに添付する 2) (評価対象外業務従事予定者」の場合、契約交渉時に提出する という理解でよいでしょうか。	説明会で説明しましたとおり、「4号以上の業務従事予定者については、契約交渉時、未確定従事者の確定・従事者交代・治加の際に、受注者(業務主任者)は「業務従事者の格付認定シート」とともに各業務従事者の経歴書を発注者(監督職員)に提出」をお願いします。	/
2. 技術評価・ 業務実施上の 条件	10格付認定	2-10-4	プロボーザルで提案した業務従事者の格付について。 業務主任者(および副業務主任者)の格付は、プロボーザルにおいて「格付認定依頼」が行われているものと考えられる一方、その他の業務性事首は、経歴書」「格付認定依頼書」(必要な場合は「給与水準確認書」)が必要となると思料される。これは正いか? 正しい場合、それはいつか(契約交渉時あるいは0号打合簿(従事者名簿)提出時か)?	説明会で説明しましたとおり、「4号以上の業務従事予定者については、契約交渉時、未確定従事者の確定・従事者交代/追加の際に、受注者(業務主任者)は「業務従事者の格付認定シート」とともに各業務従事者の経歴書を発注者(監督職員)に提出」をお願いします。 なお、業務主任者及び劉実兼法上任者も含のて格付け認定は契約交渉時に行うことになりますので、ご留意ください。(業務実施契約における契約管理ガイドラインの22ページも参照ください)。	/
2. 技術評価・ 業務実施上の 条件	10格付認定	2-10-5	く上記2-10-3、2-10-4の専問> 11月22日付買問・回答表のNo.2-40、2-41につき、質問致します。契約交渉の際に用意する経歴書と格付認定依頼書(必要の場合はなっちに給与水準確認書)は、業務主任・副業務主任以外のプロポーザルにおいては名前が1**** ********************************	業務主任者、副業務主任者を含む、確定している業務従事者全員分をご提出いただくようお願いします。	/
2. 技術評価・ 業務実施上の 条件	11語学能力の評 価基準	2-11-1	9/29説明会スライド19「これまでの語学資格、もしくは留学経験に加えて、評価対象語学での業務経験が3件以上あれば60点とする」という記載の、「60点とする」の意味は60点以上という理解でよろしいでしょうか?	ご理解の通りです。	/
2. 技術評価・ 業務実施上の 条件	11語学能力の評 価基準	2-11-2	9/29説明会スライド19に関し、語学評価は評価対象語学での業務経験が3件あれば語学点の60%と理解しました。 3件については(英語など)特に別出しで指定することはなく、3章の業務従事経験から読み取っていただけるという ことでよろしいでしょうか。	プロボーザル作成ガイドラインについて、評価対象業務従事予定者経歴書の改定も行っております。この様式の外国語の欄に業務経験をご記載いただき、それを確認させていただきます。	/
2.技術評価・ 業務実施上の 条件 2.技術評価・	11語学能力の評 価基準	2-11-3	語学能力の評価基準について、外国語の資格を申告できる場合においても、「●●語での業務実績が3件以上」と記載が必要でしょうか。またその場合、申告点数の評価に加えて、プラスの評価になるのでしょうか。	語学資格をお持ちの場合はその資格の申告で結構ですが、業務経験についても記載いただいて問題ありません。向方の記載があった場合、高い方の評価点で評価いたします。	/
業務実施上の 条件 2.技術評価・	11語学能力の評価基準 11語学能力の評	2-11-4	今までは疾語の資格は10年以上経過した場合は評価の対象外でしたが、今後は語学資格・評価対象語学での業務経 触は10年以上経過した場合も評価の対象になるでしょうか。 話学取得後の経年による滅点はありますでしょうか。それとも一度取得した得点は永続的に評価となりますでしょう	語学資格について経年による減点はございません。	/
業務実施上の ター 2. 技術評価・	価基準 11語学能力の評	2-11-5	か。 評価対象言語での業務経験3件とありますが、案件の評価対象言語とは、その案件の企画説明書に記載のあります評	語学資格について経年による減点はございません。 仏語圏の案件で評価の語学は英語でも、実際に仏語で業務を行っていれば、仏語の業務経験として認めら	/
業務実施上の 条件 2. 技術評価・ 業務実施上の	価基準 11語学能力の評	2-11-6	価言語を指すのでしょうか、例えば、仏語圏の国でも、評価は英語であった場合に、通訳を介さずに仏語で業務を行った場合主業務経験としてみとめれるのでしょうか。 様式4-5(その1)の外国語の側について、評価対象語学での業務経験が3件以上あり、と記載するのか、それとも3件	れます。	
業務実施上の 条件 2.技術評価・	価基準	2-11-7	の具体的な案件名等を記載するのでしょうか。 < ト記2-11-2. 2-11-7回答の更問>	「●●語での業務実績が3件以上あり」と記載いただくことで結構です。 評価対象業務従事予定者経歴書の外国語の欄に業務経験を記載いただきたく、ただし、記載内容について	
業務実施上の 条件	11語学能力の評 価基準	2-11-8	評価対象語学での業務経験につきまして、12月6日付回答表2-14では「評価対象素終従事予定者経歴書の外国語の側に業務経験を記載すること」となっておりますが、同日何回答表2-19では「●●語での業務実績が3件以上あり、と記載すればよい」となっており、どちらか正しいのかご教示ください。	は具体的な業務の詳細の記載は不要ですので、該当する場合は「●●語での業務実績が3件以上あり」と の記載で結構ですとの意図です。	/
2. 技術評価・ 業務実施上の 条件	11語学能力の評 価基準	2-11-9	「業務美績(通訳なしての業務実績が3件以上)がある場合」記載することで60%以上の得点となるとのことですが、本当に適評なしての業務だったが、何音で業務していたのか、ということは特に調べないと聞いています。当該言語を母国語とする国の案件に従事しただけで、実際は表語で仕事をしていたとしても、仕事業件名をご敬載することで語学の得点となるようなルールであり、非常に曖昧なルールなのではないでしょうか。 現行の曖昧なルールのままなのであれば、業務実績(通訳なしての業務実績が3件以上)がある場合。記載することで60%以上の得点となる、というルールは撤廃し、これまで通り、語学資格だけで評価いただきたいです。	□意見ありかとうございます。器学評価ですが、器学資格をお持ちの場合はその資格の申告で結構ですが、これまで資格がなくとも電学経験のある方について評価していませんと回転し、業務経験について活していません。 は、これまでは、実際には、大きないでは、またが、またが、またが、またが、またが、またが、またが、またが、またが、またが	/
2. 技術評価・ 業務実施上の 条件	11語学能力の評 価基準	2-11-10	語学資格の10年の縛りが無くなったとのことですが、実際の評価をされる際に、資格試験点が同じ場合、新しい試験 日のほうが評価が高い、との理解でよろしいでしょうか?	今後は資格のみの確認となり、資格取得日による評価の差異はございません。	/
2. 技術評価・ 業務実施上の 2. 技術評価・		2-11-11	CASECやTOEIC IPテストのスコアも評価対象となるか? <上記2-11-11回答への更問>	どちらも評価対象とします。	/
業務実施上の条件	11語学能力の評 価基準	2-11-12	TOEIC IPテストのスコアも評価対象となることが記載されていますが、間違いないでしょうか?以前にIPテストは 不可→コロナ側において時限的に可→公開テスト受験が広く可能になったため不可 と変遷をたどったので、再度確 認したくようしくお願いします。	間違いございません。	/
2. 技術評価・ 業務実施上の 条件	11語学能力の評 価基準	2-11-17	最新の「プロポーザル作成ガイドライン(2024年4月)]には、直前2023年10月版のガイドラインにて記載されていた、「外国籍人材が、日本語検定資格を取得している等、日本語能力が認められる場合は5~15%加点する(PDF上の22P目)」の記載が削除されているかと思いますが、外国籍人材については前回同様、上級の日本語検定資格を有している場合は日本語力の加点が認められるという理解で宜しかったでしょうか。	いいえ、外国籍人材を活用する際の日本語能力の加点は廃止しています。変更内容一覧の2ページ目(コン サルタント等契約プロボーザル作成ガイドライン本文Tページ目)に記載の通り、以下の修正をしています。 また、本質問・回答表の2・11-16にもその点、速起じた形で回答を追記・修正していますので、こちらもご 確認ください。その背景としては、受注者が雇用される外国籍人材の活用を促進するため、これまで日本 人並みの日本語力を求める記載としていました。本今回へ改わした。今後は、外国籍人材の活躍の場を増 やすため、より英語環境で業務が行えるよう、更なる見直しを検討していきます。	/
2. 技術評価・ 業務実施上の 条件	11語学能力の評 価基準	2-11-18	<上記2-11-15回答への更問き 語学評価の上間が80%であると回答がありましたが、Sランクに該当する点数を取得していれば、自動的に上限の 80%評価をいただけるとの理解でよろしいでしょうか。 例えばSランの最低ラインTOEIC 860点でも80%の評価、またそれ以上の点数TOEIC 900点や920点であっ ても一律80%の評価になるということでしょうか。 また、回答にあった「AA器(BB語ができることが望ましい)との設定を行った場合には、単一言語の評価(AA器)に BB語の言語の呼音が自然が直がますの。上限80%にBB言語が無値分を加算して評価致します。」というのは、上限 を超えて評価されるということでしょうか。また、その場合とのように加算されるのでしょうか。	Sランクに該当する点数を取得されている場合には、一律(920点であっても)80%と評価致します。 なお、図条済の「上限80%にBB書語の評価分を加算して評価致します。」については、AA語の評価に、 BB語の評価(Sの場合には15%、Aの場合には10%、Bの場合には5%、Cの場合には2%)を加えます。	/
2. 技術評価・ 業務実施上の 条件	11語学能力の評 価基準	2-11-19	「コンナルタント等契約におけるプロボーザル作成ガイドライン」P10、P20、及びP27において「通訳なしての業務経験が、3件以上ある場合」との要件があります。 例えば、米国の大学院を修了し、かってOEICやTOEFLのスコアを示し、そのスコアがP27に掲載の「プロボーザル評価における語字能力の評価基準」の3基準の要件を満たしていた場合においても、「3件以上の過点なし業務経験あり」との認識は必要でしょうか。 または、プロボーザル評価における語学能力の評価基準」において、S評価を満たす認定資格(のスコア)を所有している場合、その中華のみてS評価となるものでしょうか?  また、前述の質問に関連し、語学や学歴の認定書及び卒業証書等の写しは不要との記載がございます。 同ガイドラインP20の「3部学力」において、「語学について認定書の記載がなく、評価対象の外国語圏への大学留学経験も、実践発験もない場合、50%未満の評価とする。上でごいます。 この場合の「認定書の記載がない」というのは、認定者の「200%付がない場合ではなく、「認定資格・認定機関」の記載が、場合ではなく、「認定資格・認定機関」の記載が、場合ではなく、「認定資格・認定機関」の記載例:「OEIC 950 点等)がない場合と解れていません。	- S評価を満たす認定資格を所有している場合は、そちらを記載いただければS評価となります。 - 「認定書の記載がない」というのは、「認定資格・認定機関」の記載(例:TOEIC950点等)がない場合との こ理解の通りです。	/
2. 技術評価・ 業務実施上の 条件	11語学能力の評 価基準	2-11-20	金融域が1・10日にフラロボッタがから、他に上かれずってこのかくひるフガ・ 企画競争説明書の第3章プロボーザル作成に係る留意事項(1)業務従事者の経験、能力 2)業務経験分野等 ②語学 能力についてする。語学能力については、「および」「または、「望ましい」と案件によって記載内容が異なります。「望ま しい」については以前ご回答いただきましたが、「および」については、例えば「仏語および英語」と記載がある場合は、 両言語がどのうな仕事で評価でれますでしょうか。 「英語または仏語」の場合は、とのように評価でれますでしょうか。	「及び」の場合は案件ごとに重みづけを決めてそれに基づき加重平均を行って評価を行います。「または」 の場合は高い方の配点を語字評価とします。	/
2. 技術評価・ 業務実施上の 条件	11語学能力の評 価基準	2-11-21	語学能力の評価基準につきまして、語学資格について経年による減点はないということですが、「ビジネス英検(廃止 済) * 日本英語検定協会は依然として評価対象外でしょうか。 後年が理由で廃止されていたのでした。詳価対象として再考のほどお願いいたします。	プロボーザル作成ガイドラインP.27の表に記載のとおり、「ビジネス英検」は評価対象としています。	/
2. 技術評価・ 業務実施上の 条件	12プロポーザル の体裁等	2-12-1	第一章の類似業務で記載する契約金額は、JVで実施した業務の場合、JV総額か、またはJV内の各社配分額か教えてください。	契約金額の総額を記載ください。	/
2. 技術評価・ 業務実施上の 条件	12プロポーザル の体裁等	2-12-2	プロボーザル作成ガイドラインp.29「業務実施契約及び業務実施契約(単独型)におけるプロボーザルに記載する事項と分量 について、2 業務の実施方針等のうち、(2) 要員計画 / 作業計画等のペーン数の上限は17ページとなっております。に数数の中に、株式4 - 4 を 4 を 4 まれまっているが、株式4 - 4 を 4 株式4 - 3 株式4 - 4 を 添付実料にすることは可能でしょうか。契約開助が長い業件であればるほど、作業計画表や要員計画表は文章の中に組み込むのは載し、条件質料とした方かより読みやすくなると考えております。	様式4-2、様式4-3、様式4-4も含まれます。	/

関連施策	項目	質問番号	質問	回答	情報の 反映
2. 技術評価・ 業務実施上の 条件	12プロポーザルの体裁等	2-12-4	様式などが特に指定されていない「バックアップ体制資料」が何ページ上限でしょうか。 バックアップ体制資料とは、通常、様式4-1 その2の次にある資料で、本邦や現地でのバックアップ体制や、安全管理、成果品の資管理などについて、広札者もしくは共同企業体全体でどのような体制かを記す資料を指し、一般競争 入札にかかるこちらのページ上限は何ページでしょうか? なお、共同企業体を組む場合、上記バックアップ体制資料に加えて、1ページ以内で共同企業体の必要性を述べる必要があると理解しておりますが、よろしいでしょうか?		<b>友映</b>
2. 技術評価・ 業務実施上の 条件	12プロポーザルの体裁等	2-12-5	プロボーザル作成ガイドライン 別添資料7プロボーザルに記載する形式」の文字数カウントについて「プロボーザルは、A4版(船)の場合には、1行の文字数を45字及び1ページの行数を35行。を上限とします」に関し、様式以外の部分はプードの設定が35行・45字であれば、個々の行の文字数が前後しても問題ないでしょうか?(設定しても行はえては文字数がも4、47になることがあるため、フードのレイアウト、ページ設定で135行・45字設定」としてあれば、個々の行の文字カウントは不要というルールであれば、混乱や誤差を招きにくいと考えます。	ご理解のとおり設定したとおりの文字数とならない状況があることを認識しています。そこで、コンサルタント等契約におけるプロボーザル作成ガイドラインの12ページの脚注に「文字数の超過の和が、3 行(135文字)以下の場合は超過とはみなしません。(応募者側のソフト等の設定と JICA 側が評価時に文字数、行数を目で確認する際の誤差の和である可能性があるため。)」と記載し、問題としないことを明確化しています。	/
2. 技術評価・ 業務実施上の 条件	12プロポーザル の体裁等	2-12-6	様式4-1(その2)、4-5(その3)は文字数かウントの対象と理解しているが、その場合も様式以外の部分(枠の中)はワートの設定が35行・45字であれば、個々の行の文字数が前後しても問題ないでしょうか?(設定しても文字数が46、47になったりする)	はい。問題ありません。	/
2. 技術評価・ 業務実施上の 条件	12プロポーザルの体裁等	2-12-7	「(2)英語表記や数字表記等において半角文字を使用し、もしくは、1行に可読点を複数使用し、そのことを主たる要因として特定(複数も可)の1行の文字数か45を超過する場合、文字数が超過したとは判断しません。1行の文字数を名る場合には、原則として全角の文字のかで構成されている行でカントします。こっしての質問である。こうの説明によれば、上記が2ともに、35行・45学のクード数定だけでは問題がある場合、45字である。さなのは、英数をに加え、「可能は、15年2年2年20月2日とは、15年2月2日には、15年2月2日とは、15年2月2日とは、15年2月2日とは、15年2月2日とは、15年2月2日とは、15年2月2日には、15年2月2日とは、15年2月2日	現状、「文字教の超過の和が、3 行(135 文字)以下の場合は超過とはみなしません。(応募者側のソフト等の設定と JICA 側が評価時に文字教、行教を目で確認する際の誤差の和である可能性があるため。)」としており、今後ともその対応とすることを考えています。 なお、ご類象いただいだ(53行・45字数を)については、そのように設定いただいた場合でも、 MicrosoftWordの余白の設定によっては35行・45字を起過する場合があり、かつ、そのように設定た だいていることを提出いただいたPDFの文書では確認できませんのでご提案については、受け入れ困難 です。	/
2. 技術評価・ 業務実施上の 条件	12プロポーザル の体裁等	2-12-8	本文中の図表内は文字数カウントの対象外という理解で間違いなでしょうか(文字数カウントは本文のみ)。	はい、コンサルタント等契約におけるプロボーザル作成ガイドライン31ページに「表、図、グラフ、写真、フローチャート等が挿入された場合、当該部分については、1行の文字数及び行数のカウントの対象外とします。」と記載しており、ご聴奏のとおりです。	/
2. 技術評価・ 業務実施上の 条件	12プロポーザル の体裁等	2-12-10	プロボーザル様式4-1その2、並びに様式4-5その3において、案件名が長く(複数国案件)、契約期間が複数年にかたる場合、その部分で設定行数を消化してしまうため、内容部分のみ文字数、行数制限としていただきたいです。	ご意見として承りました。	/
2. 技術評価・ 業務実施上の 条件	12プロポーザルの体裁等	2-12-13	<上記2-12-12回答への更問> 基本的に②(従事、月数ではなくて、従事期間数を記載)とのことですが、 "複数の混動が持ち場合、運動単位でこご報いただいてもまとめていただいても構いません" という意味は、愛教の混動がある場合は必(従事、月数)でもよい、ということでしょうか?	- 例として、2024年2月1日から1か月、2024年6月1日から1か月、2024年9月1日から1か月後事した場合、 (1)2024年2月から1か月、2024年6月から1か月、2024年9月から1か月とするか、 (2)2024年2月から2024年9月末(うち、渡航3回、計3人月) と記載するかいまれても構りません。	/
2. 技術評価・ 業務実施上の 条件	12プロポーザル の体裁等	2-12-14	〈上記2-12-12、2-12-13回答への更問〉 上記2-12-12の過り、に回答いただきました。 基本は②ということは、 プロジェント契約期間内のうち、実際に発動を始めた月~稼働が終わった月の合計月数を記載する。 例えば契約期間か2022.4-2023.3(12カ月)のプロジェットのなかで、国内来務は2022.4-2023.2まで、 現地集務は2022.5-2023.1までたった場合は、従事期間は*2022年4月から11カ月、「現地集務参加期間」は*2022年5月から9、0カ月*とする。 という回答だと理解しています。 ただ、「現地集務参加期間」のほうは、②のとおり集際に稼働を始めた月~稼働が終わった月の合計月数ではなくて、以下のメールでの回答の通り、実際の稼働月数を記載してもよい、 つまり、従事期間の合計月数でも、実際の稼働月数でもどちらでもよく、適していると判断できる形で記載すれば という理答でよろしいでしょうか?	いずれもご理解のとおりです。	/
2. 技術評価・ 業務実施上の 条件	12プロポーザルの体裁等	2-12-15	プロボーサルに成プイドラインの別添資料7と8において、業務実施契約で行数、1行の文字数のカウント対象外となるのは、様式4 - 1(その1)、様式4 - 2、様式4 - 3 及び様式4 - 5(その1)(その2)で、対象となるのは、様式4 - 1(その2)、様式4 - 5(その3)と記載されています。そのどちらにも含まれていない様式4 - 4はどちらになりますでしょうか。	様式4-4については、(様式に沿って1ページに記載されることはなく)様式が文章の一部として記載されることが多いことから、様式としての行数、文字数のカウント対象内・外としての整理は行っていませんでした。 使式4-4については、他の図表と同様に、1行の文字数及び行数のカウントの対象外とします。	/
2. 技術評価・業務実施上の 条件	12プロポーザル の体裁等	2-12-17	上記2-12-12、2-12-13、2-12-14への理期 「従事期間(年月から月)」について、基本は整め開始日・終了月の期間を記載するとのこと理解いたしました。 念のため、「従事期間(年月からカ月)」のうち稼働期間に空白期間がある場合についてお伺いさせて頂きます。 例えば、契約期間か2022-4-2023、3(12カ月)のプロジェクトのなかで、以下のような稼働をした場合、 国内業務、2022、51、2022、51、510、25 M/M) 現地業務・2022、61、2023、3(30日、1M/M) 国内業務・2023、21、2023、2.5(5日、0.25 M/M) 関内業務・2023、21、2023、2.5(5日、0.25 M/M) 国内業務・2023、21、2023、2.5(5日、0.25 M/M) 国内業務・2023、21、2023、2.5(5日、0.25 M/M) 国内業務・2023、21、2023、2.5(5日、0.25 M/M) 国内業務・2023、21、2023、2.5(5日、0.25 M/M) 同内等語・2023、21、2023、2.5(5日、0.25 M/M) 同内・2023、21、2023、2023	現地業務以外の「準備・整理業務」についても2-12-13の回答に従って記載ください。	/
2. 技術評価・ 業務実施上の 条件	12プロポーザル の体裁等	2-12-18	2024年4月に改訂のプロポーザル作成ガイドラインについて、p.29 表中「⑥その他(便宜供与)」が追記されました。 使宜供与については、企画競争説明書で記載がありますが、その同じ内容をプロポーザルにも記載するという意図で しょうか?その場合、企画競争説明書における当該記載車項は兄ヤージにも満たないことが殆どだと思われますが、表中ではページ数上限が2ページとあります。具体的に何の記載が求められているかご指示頂けませんでしょうか。	・改訂前のガイドラインでも「その他」として、現行ガイドラインに記載のとおり業務途方」とで必要な便宜供 すがあれば記載していただくようにしていました。他方、「その他」と記載していることで、便宜休与以外の 内容を記載される事例がありましたので、タイトルに(便宜供与)」を追加するとともに、ページ上限数を設 定させていただくきがしましては、企画競争説明書等で記載している便宜供与以外で、業務実施上必要と 考えられる便宜供与があれば記載いただけますようお願いします(契約交渉等で改めて対応の可否を含め てご相談させていただく予定です)。 ・パージ版については上限ですので、必要な内容を記載いただければ結構です(結果、1ページに満たなけ ればその分量にて提出いただくことで結構です)	/
2. 技術評価・ 業務実施上の 条件	12プロポーザル の体裁等	2-12-20	〈上記2-12-19への更問〉 様式4-1(その1)における業務従事者数につき、「契約開始から終了までにプロジェクトに参加した業務従事者全員 (のべ人数)を記載ください」とのことですが、1人の業務従事者が2つのポジションを兼務する場合は、1名とカウント するのでしょうか、それとも2名とカウントするのでしょうか。	1名のカウントとしてください。	/
2.技術評価・ 業務実施上の 条件	12プロポーザル の体裁等	2-12-21	ッコのたいなようが、これにこともにファンディッコの・レンス・ファン・ 様式が、(資本的原文)は人か時候に関する印音書)について、プロボーザルでどの部分に貼付すればよいでしょうか。 ワークライフバランスの書類の後でよいでしょうか。	様式の番号順でご提出ください。	/
2. 技術評価・ 業務実施上の 条件	12プロポーザル の体裁等	2-12-22	プロポーザルに添付する「資本的関係又は人的関係に関する申告書」(様式で)について、「カー般材団法人・般社団法人の理事」に非常動の理事が含まれるかどうかお教え下さいますでしょうか。  〈上記2-12-21への要問〉	はい。非常勤の理事も含みます。	/
2. 技術評価・ 業務実施上の 条件	12プロポーザル の体裁等	2-12-23	「株式、資本関係又は、の関係」のプロポーザルの入れる場所につきまして、「様式の番号順でご提出ください」とご 回答いたできまります。 見容いなどできまり、 単純の部分、「軍の前へ入れていまず「様式5 日本法人権認調書」の次との理解でよろしいでしょうか、様式番号順と なりまざた。様なようは第3章に含まれますため、プロポーザル本文の最後となります。番号順の解釈につきまして、 な教示いただけますと幸いです。	ご記載のとおりで構いません。	/
2. 技術評価・ 業務実施上の 条件	12プロポーザルの体裁等	2-12-25	10月の改訂で、2章の作業計画以降のページ数上限が細かく設定されています。作業計画はA4サイズ1ページでは 網かくなりすぎてしまうこともあり、A3に拡大することも多いため上限スページとしていただきたいです。そもそも、 作業計画以降は項目ごとの細かなページ設定は不要で、以前の通りで良かったのではないでしょうか。 また、2章の業務実施の基本方針について「コンサルの皆称へのご負担を考慮すると」ページ数上限を変更する予定 はないとのことでしたが、配点に対しページ数が少ないと考えます。ページ数上限を増やしていただきたいです。	今回のページ数の上限設定は、各項目に適応した提案を頂きたいという趣旨で今般改定したものです。 当面は現行のページ設定で進めたく、ご理解頂けますようお願いいたします。	/
2. 技術評価・ 業務実施上の 条件	12プロポーザルの体裁等	2-12-26	①プロポーザル作成ガイドラインp.13の脚注22にて「文字数の超過の和が、3 行(135 文字)以下の場合は超過とはみなしません。」とありますが、これは1責命たりの文字数の超過についてでしょうか。あるいは、プロポーザル全体についてでしょうか。 ②プロポーザル件成ガイドラインp.30 2. 留意事項(1)にて「上限のカウントの対象は、本文及び脚注とします。表図、グラフ、写真、フローチャート等が構入された場合、製造部分については、1行の文字数及行策のカウントの対象外とします。とありますが、表や図等が行の途でに構入された場合、その行は文字数 行後のカウント対象外という事務でようしいでしょうか。たとえば、5行にわたって、行の3分の1を図が占めていた場合、その5行は行数のカウント対象外という事務でようしいでしょうか。たとえば、5行にわたって、行の3分の1を図が占めていた場合、その5行は行数のカウント対象外という事	① 脚注で「文字数の超過の和が3行以下の場合・」と記載しているとおり、プロボーザル全体についてとなります。 ② 行の途中から表や図を挿入された場合には、文字数・行数の対象内です。(文字数・行数をカウントしま す)	/
2. 技術評価・ 業務実施上の 条件	12プロポーザル の体裁等	2-12-27	プロボーザル中成ガイドラインのP.4には「他の変がの内容を引用した場合には、その出典・引用元を明らかにし別紙にとりまとめてください」とあります。また、「出典・引用元を記載した別紙については、記載分量のカウントの対象外とします」とあります。 他方、P.3のには、「(字数・行数の)上限のカウントの対象は、本文及び脚注とします」と書かれています。 コミリ、前者の「出典・引用」は別紙にまとめ、字数・行数のカウント対象外、後者の「脚注」は字数・行数のカウント対象となるとのことですが、「出典・引用」と「脚注」の違いは何でしょうか。 保着の「脚注」は字数・行数のカウント対象となるとのことですが、「出典・引用」と「脚注」の違いは何でしょうか。	脚注は、本文を補強するために説明しておく必要があると思われる場合や用語解説や補足説明等に利用されることを想定しています。他の文献の内容を引用した場合には、プロポーザル作成ガイドラインP.4の記載内容に沿ってご対応ください。	/
2. 技術評価・ 業務実施上の 条件	12プロポーザル の体裁等	2-12-28	プロボーザルの1ページあたりの行数の上限は35行ですが、図表のタイトル(例:「図2-1:業務のフローチャート」)は 行数カウントに含まれるでしょうか。	「プロポーザル作成ガイドライン」別添資料7 2. 留意事項に記載のとおり、上限カウントの対象は本文及び 脚注です。図表のタイトルは図表の一部と見敬し、カウント対象外とします。	/
2. 技術評価・ 業務実施上の 条件 2. 技術評価・	13 証明書の添付 14単独型への適		認定や資格の証明書コピーについて。コピーの添付か必要なものを改めてリストアップしていただきたい。 (ISO9000シリーズ認定証、ワークライフバランスに関するもの1点、外国籍人材の日本語資格が必要、との理解で よいか?) また、ワークライフバランス(プロボーザルGLの別添資料13)に関して、最も高い加点となる認定証のみ添付とある が、資料内の表に示された認定の中でどのように点数に遠いがあるのか。 業務従事者の資格等の写し添付は語学以外も不要という点について、	第1章 法人としての総験、能力に関連する認定書等は写しの添付をお願いします。 第3章の評価対象業務従事者の評価に関する語学の認定書や他責格等の認定証等は不要です。 ワークライフバランスについては、別添資料13に記載の通りIWLB 関連の評価基準について条件を満た している場合、一申 1 点を枠内にて評価します。」	/
業務実施上の 条件	用	2-14-2	単独型でも、同様にて証明書等の添付不要という理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。	

関連施策	項目	質問番号	質問	回答	情報の 反映
2.技術評価・ 業務実施上の 冬件	14単独型への適 用	2-14-3	単独型でも、証明書等の添付は不要という理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです	/
			コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約(単独型))の応募について、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル件成ガイドライン」によりますと、P.39の「別添資料11」の中に以下の記載がございます。 3. 業務従事者にかかる制限等 (2) 業務側車寝案件への同一業務従事者による複数応募の特例 20間易プロポーザルの提出期限が同日である複数の案件に、同一の業務従事者を配置して応募することは、複数の		
2. 技術評価・ 業務実施上の 条件	14単独型への適 用	2-14-8	案件で優先契約交渉権者となる可能性が出てくるため、認められません。 この度、昨日公示になった、2つに弊社では同一業務従事者が応募を検討しています。両案件とも、同日がプロポーザルの提出期限です。	プロボーザルガイドラインP40の次の記載とおりです。 [2]簡易プロボーザルの提出期限が同日である複数の案件に、同一の業務従事者を配置して応募することは、複数の案件で優先契約交渉権者となる可能性が出てくるため、認められません」。	/
			他方、現地業務期間は重複はありません。 国内業務は、風湿筋後の整理学務(5日間)とB園澄航前の準備業務(5日間)が6月上旬~7月上旬で実施すること になりますため、時期は重なるものの、この2件以外の従軍業件もないため、両案件5日間ずつ、計10日間の業務を その時期で実施することは可能で、調整可能な動配と考えております。 し起2件に関して、「業務期間重複案件」ではないと考えて、2つともにな募可能でしょうか? それとも、国内業務期間が多少重なるため(調整は可能で計10日の確保はできますが)、両方への応募は不可でしょうか?		
2. 技術評価・ 業務実施上の 条件	14単独型への適 用	2-14-9	様式6:競争参加資格審査申請書の取り扱いについてです。 業務単独型にかかる簡易プロポーザルの提出に際しては、本様式の提出は不要でしょうか。 新しいガイドラインでは、様式7が必要になったことは存じ上げております。	様式6は個人コンサルタントの場合は必要です。 「対象外」とはプロポーザルの分量(ページ数)のカウント対象外の意味です。 なお、様式7は個人の場合は不要です。	/
2. 技術評価・ 業務実施上の 条件	14単独型への適 用	2-14-10	P29の別添賀481業務実施契約及び業務実施契約(単独型)におけるプロポーザルに記載する事項と分量」の〇業 務実施契約について質問です。 以前のガイドライン(2023年10月)には、「1 コンサルタント等の法人としての経験、能力」には、「(3)その他参考と なる情報がありましたが、2024年4月版には記載がなくなりました。「(3)その他参考となる情報」は評価対象外で ありましたが、今は作成不要となったとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。	/
2. 技術評価・ 業務実施上の 条件	14単独型への適 用	2-14-11	様式2-3(「業務期間が重複して応募する案件について」)は、簡易プロポーザル案件に複数件応募する場合に必要となるものでしょうか?簡易プロポーザルではなく、かつ、複数の案件に応募しいずれも契約交渉順位が1位となった場合、いずれかを辞退するのではなくすべて実施する場合には不要でしょうか?	ご理解のとおりです。単独型ではない業務実施契約の複数応募に対しては提出不要です。	/
2. 技術評価・ 業務実施上の 条件	14単独型への適 用	2-14-12	単独型業務にプロボーザルを提出予定ですが、ガイドライン改訂に伴う書き方について2件お尋ねします。  1)様式4-5における外国語の書き方についてですが、例えば、以下のように記載さればよいのでしょうか?  外国語 取得資格(取得年月)・10 己申信(ネーラ・ブのよ))評価対象語学(金語)での3件以上の業務経験  英語: TOEIC 960点(2014年7月)、5級、評価対象語学(英語)での3件以上の業務経験 スペイン語 DELE B2(2008年11月)、評価対象語学(西語)での3件以上の業務経験あり 2)業務従事者の経験 P11には、『フロボーザル提出日から過去10年以内に終了した案件』で、10件とあります。	1)ご記載のとおりで問題ありません。 2)単独型も業務実施と同様に10件を上限としています。『最近 10 年間の業務経験にブライオリティをおいて評価する」の記載はわかりづらい表現になっていますので、ガイドラインの次回改定時に修正します。	/
			他方単独型の説明P22には、『最近 10 年間の業務経験にプライオリティをおいて評価する」とあります。 単独型の場合は10年を起えて記載することが可能で、特定すべき類似業務の経験、類似職務経験を含む。)」は10年 を超えたリストの中からも選択して記載してもよろしいのでしょうか? また、10年を超えた案件の評価は10年未満 よりも下がるということでしょうか?		
2. 技術評価・ 業務実施上の 条件	14単独型への適用	2-14-13	単独型案件において、技術評価の最高点を得た応募者が複数いた場合(同点であった場合)、価格点をつける場合があるそうですが、どのように価格点は決まるのでしょうか。また、単独型案件の価格評価について公示資料やガイドラインでの記載が見つけられなかったのですが、どこかに記載はありますでしょうか。	単独型においてご照会のケースが生じた場合は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「別添4 価格点の算出方法(QBS)」に準して価格点を加点します。次回改定時に単独型も適用となる旨追記するようにいたします。	•
2. 技術評価・ 業務実施上の 条件	15競争参加資格	2-15-1	全省庁統一入札資格に関してご確認したく、ご連絡いたしました。 弊社のパートナー企業でもあり、貴機構のコンサルティング業務に応札を考えている会社(以下、A社とする)が 2024年4月1日に日とは警路場合し、新会社を設立されるそうです。 ただし、社名はA社のまま存録する予定、(A社B社とも全金庁統一入札資格を有しています) 同月に法人登記が完了したのと、全省庁被一入社資格の申請(早くても4月中旬以降に申請)を行う予定なのですが、 辺定が5月GW開けになる可能性が高いようです。 フまり、4月以賦に弊対がA社と共即企業体を組んで応札する場合は、 新会社(A社)の全省庁統一入札資格の認定が関に合いません。 そこで確認させて頂きたいのですが、上窓のような状況の場合。 ① 全倉庁統一人札資格がなても、5年札の一部の十銭を採や共同企業体結成届に、全省庁統一入札資格をお知らせすればよいのかり、 銀定され7次、全台庁統一入札資格をお知らせすればよいのか、 ② 統合前のA社及びB社の証明書の提出、もしくは統合後のA社の証明書の提出でよいのか等、貴機構の見解をい ただきたく、よろしくお願いいたします。	応募可能です。応募書類は新会社での資格を申請中である旨を付し、新会社の情報(商号・住所・法人番号・代表者等)を定載いたださ、 場合で表表等)を定載いたださ、 構設書類として新会社の登記簿(写)を提出ください。契約締結までに新資格書をご提出ください。 なお、A社とJICAにて美施中の契約がある場合は、団体情報の変更手続きも必要ですので、以下こご参照 し、手続きをお願いします。 https://www.lica.go.jp/about/announce/notice/organization/index.html	. /
2. 技術評価・ 業務実施上の 条件	15競争参加資格	2-15-2	説明会が行われました、「資本関係又は人的関係における競争参加資格の制限導入」に関して質問させてください。 説明会では、様式7に記入する対象は、JICAコンサルタント事業に実際に応募しなくても、参加資格がある場合はすべて対象とする、との説明かあったと思います。法人の場合はそれで問題ないのですが、個人の参加資格は、プロインで対象というで、これでの見がに、① 日本国に居住しいること、② 佐藤の末柏がないこと、③ 所護氏が入口 日会は、所属先の同意を得ていること、④ 日本国の国権を有すること、近安のおれていて、これでは対象のはとんだが対象となります。また、様式7の別紙、記入上の注意事項には、人的関係に関しては、「オー方が個人事業者である場合は、その個人事業主と、記されています。 様式70「2 送当項目り」に掲げる人的関係のある他の競争参加資格者、に記載すべき対象は、① カイドラインに従い、応募資格のある役員個人をすべて記載する ② 役員のうち、個人事主のみを記載する ② 役員のうち、個人事主のみを記載する。 ② 役員のうち、個人事主のみを記載する。	1. 個人の参加資格とは、プロポーザル作成ガイドラインP36に記載の通り、「法人格を持たない個人の資格で競争に参加する方」を指しますので法人格をお持ちである役員は該当いたしません。 2. ①の「応募資格のある役員個人をすべて記載する」となりますが、ここでいう「役員」は様式7のアーオに該当する「役員等」となり、他の社の役員等を兼任しているもしくは個人事業主である場合に該当する方となります。 また、個人事業主については、ご理解の通りです。	
2. 技術評価・ 業務実施上の 条件	15競争参加資格	2-15-3	上記2-15-2への更期)  ①の回答をいただいていますが、法人の役員であっても「個人の資格で競争に参加する」可能性があるので、役員のほとんどが対象になってしまうと考えました。いただいた回答によりますと、法人の役員は「個人の資格で競争に参加する」とはない(できない)ということでしょうか。  ②様式7の「2 該当項目的」に掲げる人的関係のある他の競争参加資格者」、に記載すべき対象  の回答につきましても、税券署に開業届を出していなくても、税券の問題は別にして、個人の資格で競争に参加することは可能と考えていました。(プロボーザルド成ガイドラインP37にはそのような記載がありません。また小規模な副業や事免の事業では開業届を出さずに、確定申告だけで済ますプースはあると思います。)  一つ目の質問で、法人の役員は「個人の資格で競争に参加する」ことはない(できない)のであれば様式7への記載上は問題ないのですが、一般論として、税券署へ開業届を出していない個人は、個人事業主でないので、個人の資格で競争が制定できない。ということなのでしょうか	①法人の役員は法人の役員として参加することも、「個人の資格で競争に参加する」ことも制度上可能です。 注入に役員として参加された場合は法人として、個人の資格で競争に参加された場合は個人として、競争 参加資格を確認させていたださます。 いずれの場合におきましても、役員となっている法人との同一案件への応募は制限されます。 ②プロボーザル作成ガイドラインでは、個人の場合は、個人事業主であるか否かは個人の資格に含まれませんので、制限されず競争参加することが可能です。	/
2. 技術評価・ 業務実施上の 条件	15競争参加資格	2-15-4	今般導入される[ <u>コンサルタント等契約における資本関係</u> 又は人的関係における <u>競争参加資格の制限導入</u> 」について お伺いいたします。 補強団員については様式7内に記載するのでしょうか。 様式内には ・「参加者が共同企業体の場合は、構成員ごとに作成」 ・「個人コンサルタントとして参加する場合は、本申請書の提出は不要」 とありましたが再鑑していて研究がありませんでした。	補強団員については、提案の段階でJICAでは補強の確認はできませんので、補強は、競争参加制限の対象外とします。	/
2. 技術評価・ 業務実施上の 条件	15競争参加資格	2-15-5	〈上記2-15-1への更問〉 以前、技術提案書度出口に【全省庁続一入札資格(番号)】が間に合わない場合は、 (構図書類として新会社の登記簿(等)を提出ください】とこ返信を頂きました。 登記簿についても、間に合わない可能性か高く、ただ、技術提案書度出口の登週には入手・貴機構に送付できる場合 においては、技術提案書に 【全省庁都一入人資格番号の更新申請手続き中、X月X日には貴機構に送付予定】と記載し、 成札するというとこでも問題ないでしまうか。	こ記載の通りで構いません。 取り付け次等提出をお願いします。	/
2. 技術評価・ 業務実施上の 条件	15競争参加資格	2-15-6	コンサルタント等契約における「資本関係又は人的関係における競争参加資格の制限導入」についてお尋ねします。 制限導入は、ガイドラインに記載のある会社法で規定する株式会社が主たる対象であり、一般制団法人は制限導入の 対象外との理解でよろしいでしょうか。一般制団法人が制限導入の対象外である場合、プロボーザルの提出時に様式 でで認める中部の提出は不受でしょうか。	本制度は会社法で規定する観会社・子会社としますが。一般財団法人についても、親会社・子会社と同様な人的関係があり得るため、本制限の対象となります。	1
2. 技術評価・ 業務実施上の 条件	15競争参加資格	2-15-7	<上記2-15-6への更問> 「一般財団法人についても、親会社・子会社と同様な人的関係があり得る」とのことですが、 どのような場合にあり得るのか、教示下さい。 親会社、子会社の定義は会社だを規定されているため明確ですが、 一般財団法人については、どのような法人が親会社、子会社として想定されるのか、ご教示ください。	役員等(例:代表理事、理事)に該当する者が、他法人の役員等を兼ねている場合を想定しております。	/
2. 技術評価・ 業務実施上の 条件	15競争参加資格	2-15-8	く上記2-15-7への専門の 人的関係について、プロボーザル作成ガイドライン別添資料12の1、(2)31b)では、 対象となる二者が、会社等の役員又は管財人と規定されており、「会社等」「役員」「管財人」の定義が明記されています。 また、様式7の別紙の皿の※3では、「役員等」の定義が明記されています。 そのため、一般財団法人の役員等に該当する者は、これらの対象にならないと考えますが、 ガイドライフのとのように解解すればよいかご義が不くさい。	一般財団法人の場合は、プロポーザル作成ガイドライン別添資料12、1.(2)、3)c)に該当します。 c)その他競争の適正さが阻害されると認められる場合 組合(共同企業体を含む。)とその構成員が同一の競争に参加している場合、その他上記a)又はb)と同視し うる資本関係又は人的関係があると認められる場合。	. /
2. 技術評価・ 業務実施上の 条件	15競争参加資格	2-15-9	各案件毎の入札指示書では、5.競争参加資格(3)共同企業体の結成の可否 について、「なお、共同企業体の構成員 (代表者を除く。)については、上記(1)の2)積極的資格要件に規定する競争参加資格要件を求めません」とあり、実 際に共同企業体構成員として、日本登記法人でない海外の会社が応れることも可能と称しております。 したかって、様式7に記載する他の競争参加資格者とは、積極的資格要件1)①②を満たさない、海外の会社について も対象という理解でよろしいでしょうか。 また、様式7は構成員ごとに作成・提出とのことですが、上記入札指示書の記載と矛盾するのではないでしょうか。	はい、海外の会社についても、様式7に記載する他の競争参加資格者の対象となります。	/

関連施策	項目	質問番号	質問	回答	情報の 反映
2. 技術評価・ 業務実施上の 条件	15競争参加資格	2-15-10	〈上記2-15-4への更問〉 [補殖団扇については、煙寒の段階でJICAでは補強の確認はできませんので、補強は、競争参加制限の対象外とします。]とありますが、埋寒段階で確認ができないのは業務実施プロポーザルの場合かと思います。一方、単独型プロポーザルで個人コンサルタントを補強として配置することは認められていますが、この場合、補強であることの確認ができます。 単独型で補強を配置する場合 1. 配置をする法人として、様式では添付が必要でしょうか。 2. 必要だった場合で添付していなかったら簡易プロポーザルが無効となる理解でよろしいでしょうか。	1. 必要です。 2. 無効です。 3. 不養です。 4. 上記3が不要なので無効にはなりません。	/
2. 技術評価・ 業務実施上の	15競争参加資格	2-15-12	3. 配置される個人コケルタントは、競争参加資格審査申請審の提出は必要でしょうか。 4. 申請書により資格有無を確認していなかった場合、簡易プロポーザルが無効となる理解でよろしいでしょうか。 全省庁統一資格の更新の時期ですが、以下のような3年前と同様の措置は採られますでしょうか。 「2022年4月1日~2022年6月30日までの期間を経過措置期間と位置づけ、 当該期間中の公告・公元条件では、令紀で、2023年の全省庁業・資格にて代替できるものとします」った場合、簡	はい、令和7・8・9年度の資格については2025年度第1四半期を経過措置期間として設ける予定です。 ただし、随時審査は取得時期が読めないことがあるので、定期審査での資格取得を推奨します。	
条件 2. 技術評価・ 業務実施上の 条件	15競争参加資格	2-15-13	易プロボーザルが無効となる理解でよろしいでしょうか。 プロボーザル作成ガイドライン様式7「資本的関係又は人的関係に関する申告書」について、弊社には親会社・子会社 の会社が複数社あるものの、それらは競争参加資格を有していません。業務実施型、業務施型(単独型)のプロボー ザルでは、様式7の提出が必須となっていることから、様式の提出時には「親会社・子会社関係にある会社があるもの	たしい。 はい。ご提示いただいた適りに記載いただくことで構いません。	/
2. 技術評価・ 業務実施上の 条件	15競争参加資格	2-15-14	の競争参加資格を有していない」旨を記載して提出をすればよるしいでしょうか。 「様式了資本的開係又は人的関係に関する申告書」につきる側いします。「コンサルタント等契約におけるプロポーザル 作成ガイドライン「別添資料コ」に列添資料コ」によれば、「一般問題法人、一般社団法人及び組合」もその「人的関係」 について「様式了「資本的関係又は人的関係に関する申告書」を記入・提出する必要がありますが、公益制団法人、公 益社団法人は様式でを記入・提出する必要がないと理解してよいでしょうか。	いいえ、公益財団法人、公益社団法人を含め、法人の形態として公益法人該当する法人は、様式7を記入 し、提出してください。	/
2. 技術評価・ 業務実施上の	15競争参加資格	2-15-15	く上記2-15-2への更問> 該明会では、様式7に記載する対象は、JICAコンサルタント事業に実際に応募しなくても、参加資格がある場合はすべて対象とする、との説明があったとのことです。	ご照会の件について、個々のJICA案件への競争参加意思を都度確認する必要はありませんが、同一案件 に入的関係のある社と責社がプロポーザル等を提出された場合は両者失格となりますので、ご注意べたさ	
条件			これによれば、競争参加資格がある他の間体と人的関係がある場合、当該団体に個々のJICA条件への競争参加意思 を都度確認する必要はなく、当該団体が実際に競争に参加するか否かにかかわらず、当該団体との人的関係を記載し て提出すればよいと理解してよいでしょうか。	U <sub>0</sub>	
2. 技術評価・ 業務実施上の 条件	15競争参加資格	2-15-17	コンサルタント等契約における「資本関係又は人的関係における競争参加資格の制限導入に関して、「コンサルタント等契約におけるプロボーザルド成が大手ラインの販売資料 (201、(2031)) ののじ、その他業務を進行する者であって、、からいまでに現ける者に準する者」には何えば何が含まれるでしょうか。一般財団法人及び一般社団法人の他に、「人的関係」として申告が必要な団体をご教示ください。	想定している団体は、法人の形態として公益法人に分類される団体です。(例:公益財団法人、公益社団法人、、NPO法人、宗教法人、学校法人)	/
2. 技術評価・ 業務実施上の 条件	15競争参加資格	2-15-18	〈上記2-15-14への更問〉 「公益財団法人、公益社団法人を含め、法人の形態として公益法人に該当する法人は、様式7を記入し、提出してください。」とのことですが、自社の役員が公益法人等、法人格を有する団体の理事を兼任する場合は、一般財団法人及び一般社団法人以外の団体であっても「人的関係」を有するとして申告書への記載が必要でしょうか。	はい。申請書へ記載してください。	/
2. 技術評価・ 業務実施上の 条件	15競争参加資格	2-15-19	様式7「資本的関係又は人的関係に関する申告書」についてお伺いいたします。 様式7においては、1)該当項目3)に掲げる資本的関係のある他の競争参加資格者、2)該当項目りに掲げる人的関係のある他の競争参加資格者、ここいでそれをパリストップすることが求められていますが、ここに記載するのは下記①②のいずれの者(企業)が想定されているか、ご教示人ださい。 の、該当項目3、b)の関係にあるすべての者(企業)の中で、プロポーザル作成ガイドライン別添12に記載されている 湯極的資格制限を受けていない者(企業) ② 該当項目3、b)の関係にあるすべての者(企業) ② 該当項目3、b)の関係にあるすべての企業の中で、プロポーザル作成ガイドライン別添12に記載されている積極 的資格要件(全省庁統一資格)を有する者(企業)	①該当項目a)、b)の関係にあるすべての者(企業)の中で、プロポーザル作成ガイドライン別添12に記載されている消極的資格制限を受けていない者(企業)を想定しています。	/
2. 技術評価・ 業務実施上の 条件	15競争参加資格	2-15-20	- 上記2-15-19への更開> <上記2-15-13への更開> 上記2-15-19の関節をし、上記2-15-19の間をしいただきました。 一方、異機構ウェブサイトで公開されている目間一覧の関節等を2-15-13には、競争参加資格を持っていない関連 会社については「報会社・子会は際(派とある会社があるものの競争を加資格を有していない国産を配成して提出をす ればよいと書かれており、上記回後と矛盾しているように思邦します。 入札設明書に非晩全業体の機能会(代表者を除く、)については、上記(1)の2) 機能的資格要件に規定する競争参加 資格要件を求めません」とある過り、全省庁被一資格がなくても、JV構成員として応札が可能であることから、上記回 答に基づき資本的関係、人が関係を有するすべての企業を記載することが水砂み10-ものと思料しますが、2-5-13 の通り全倍庁統一資格を持っていなければ記載を省略することが水砂みのか、改めて整理いただけますと幸いです (グリーブ企業が大変多いたの、とこまで記載すべきか確認したくお何いする次率です)。	失礼致しました。改めて以下の整理とし、回答致します。 全省庁統一資格の有無に関わらず、様式7の内容に沿って記載してください。グループ企業が多い場合 は、別途リスト化した形式でも構いません。	/
2. 技術評価・ 業務実施上の 条件	15競争参加資格	2-15-21	プロボーザル作成ガイドラインの別添資料12 企画競争説明書/入札説明書の共通事項、1、競争参加資格、(2)積極 的資格要件、3)資本態保欠は人的関係、b)人的関係(b)人に記載されている「その他業務を遂行する者であって、i からいまでに掲げる者に準する者」の判断基準というものは、各社の判断に委ねて自己申告ということでしょうか? 準ずるというものの、明確に定められていない所もあると思われるため、確認させていたださました。	記載のとおり一般的に「その他業務を遂行する者」か否か各社にてご判断ください。 個別事例で必要であれば別途ご相談ください。	/
2. 技術評価・ 業務実施上の 条件	15競争参加資格	2-15-22	弊社および弊社グループ関連会社の役員の異動が総会で決定されましたが、登記の変更、およびJICAへの会社情報 の変更登録はこれからとなります。これらの変更手続の完了前にプロポーザルを提出する場合、様式7に記載する情 報は、①総会での新しい決定内容に則るのか、もしくは②変更が完了するまでは、以前の役員情報に則るのか、どち らになりますでしょうか。	①総会での新しい決定内容に則り、様式7をご作成ください。	/
2. 技術評価・ 業務実施上の 条件	15競争参加資格	2-15-23	競争参加資格要件の確認についてお尋ねします。 「競争参加資格確認申請書」の選出を求められた場合、競争参加資格確認申請書提出用フォルダの作成依頼メール を養機構に送付すると、責機所の返信にれるメールには、「共同企業体を組まれる場合」として、代表企業が構成員 分も取りまとめのよ、ご案内したフォルダへ格納するよう定義があります。 これに従って代金企業がまとの中間清書を提出すると、責機解からの確認結果の通知は、代表企業、各構成員それ ぞれに別々になされるため、代表企業が取りまとめて申請する意義が理解できません。共同企業体を組む場合には、 構造結果ま代金企業にまとめて連載していただけないでようか。 また、競争参加資格要件確認申請書と提出する時点で共同企業体の結成が確定していない場合には、個々の企業ごとに申請書を提出しても差し支えないでしょうか。	競争参加資格確認申請書の審査結果ですが、弊方に格納いただいた旨のご連絡をいただいたメールに全 長返信する形で、送付しておりますので、再度ご確認ください。 また、共同企業体の結成が確定していない場合は、個々の企業ごとに申請書を提出いただくことで結構で す。	/
2. 技術評価・ 業務実施上の 条件	17ワークライフバ ランス推進	2-17-1	プロボーザル作成ガイドライン(2023年10月版)にて追加された別添資料13について、 3、(2)・(の行動計画策定の従業員周知について、「社内イントラネットで従業員人間知した日がりかる画面」との説明 がこざいまずが、これは社内従業員に対する周別一系アールの「オールン塔信画」でも要件を満たしていますでしょう か? (例該資料13: ワークライフバランスを推進する企業に対する技術評価点の明確化)	ご理解のとおりです。	/
2. 技術評価・ 業務実施上の 条件	18様式	2-18-3	様式4-3 要員計画の様式が変更(現地と国内業務を分けない)となりましたが、弊社としましては旅費積算の簡便性 から現地と国内に分けた様式をできれば使用したいと考えております。現地と国内を分けた旧様式でプロポーザル堤 出した場合、減点されるリスクはありますでしょうか?また、新様式の使用を今後社内で促進していくため、新様式を 導入された理由と、新様式のメリットをご説明いただけますでしょうか?	各社が異なる様式を任意で用いるようなことになりますと混乱が生しる可能性がありますので、新様式を お使いください。現時点では旧様式を用いた場合の減点については定めていませんが、新様式の使用徹底 がなされない場合、今後減る体験する可能性があります。 今回、様式を変更した理由と致しましては、後来は現地人月と国内人月を分けて要員計画を作成いただ さ、それに基づき管理していましたが、現地人見と国内人月の難は、従事者禁止であることから、JICA としては総人月のみ管理することとし、それに合わせて様式を変更したものです。	/
2. 技術評価・ 業務実施上の 条件	18様式	2-18-5	要員計画(様式4-3)の記載方法について質問です。 プロポーザル作成ガイドラインPSには、現場計画の記載方法は、各要員の配置期間を実線で表示してください。」と かります。様式には凡例として、無の実線で記載とさいますが、この業務従事期間を示す線の記載方法等を工夫してもようしいでしょうか。 は隣にの作業が多く、全体アサインの中で、国内作業の割合が高い案件があります。現地業務と、国内作業を区別することで、派遣回数の明確化や、国内作業の配分、またプロボーザルの作業計画とのつながりがよりわかりやすくなると思います。 様式のベースは温停し、実線の表記を分ける(線の種類、色を変える)等より見やすくするための工夫は、プロボーザル評価において、滅点対象となりますでしょうか。	簡素化のため、2023年10月より業務場所の区別なく黒の実線での記載をお願いしております。準備業務の配分等は作業計画でのご提案・ご説明をお願いします。	/
2. 技術評価・ 業務実施上の 条件	18様式	2-18-6	コンサルタント等契約における、業務種別の考え方について、どういう業務内容である場合には、どの業務種別で、どの契約形態(業務実施)が業務実施単独型」で公示される、と考えれば良いのか、についてお尋ねです。 例えば直近2024年6月12日付の、コンサルタント等契約調達予定案件情報ファイルに記載されていた後述の案件を 例えば直近2024年6月12日付の、コンサルタント等契約調査予定案件情報ファイルに記載されていた後述の案件を 例にして、特に知りたいう類の違いについて、以下に質問項目を書きます。  Q1)A1とA2はどちらも業務種別は同じですが、調達件名に「アドバイザー業務」が入っているか否かが違います。 この違いは何でしょうか、業務内容がアドバイザー業務が否かでしょうか。 実務時留がアドバイザー業務が入っています。 しか、業務種別が違っていて、前者は「技術協力プロジェクト」後者は「技術協力圏別案件」です。この2つの違い、「個別案件」という面はは何でしょうか。これは「理 単型」というととは、また違うと理解しておりますが。 ②3)A3とB1の違いは何でしょうか。業務内容によってA3になったり、B1になったりするのでしょうか、 まり、単に契約手機として、侵害疾患的によるたり思うになったり、また違うと理解しておりますが。 公3)A3とB1の違いは何でしょうか。業務内容によった名になったり、B1になったりするのでしょうか、 まり、単に契約手機として、侵害疾患的になったりますを必ずしまうか。つまり、単に契約手機として、侵害疾患が自然を対しております。 A)コンサルタント等契約(業務実施)「博業実施・支援業務)技術協力プロジェクト 業務観測・業務実施契約(「博業実施・支援業務)技術協力プロジェクト 業務側、業務実施契約(「博業実施・支援業務)技術協力プロジェクト 業務側、業務実施契約(「博業実施・支援業務)技術協力プロジェクト 業務側、業務実施契約(「博業実施・支援業務)技術協力プロジェクト 業務側、業務実施契約(「博業実施・支援業務)技術協力プロジェクト 業務側、業務実施契約(「博業実施・支援業務)技術協力プロジェクト 業務制度的に、第一次で表別、業務実施契約(「博業実施・支援業務)技術協力の別条件 第1321かとからで表別(業務実施契約)	業務実施契約と業務実施契約(単独型)の違いについては、以下「コンサルタント等契約の概要及び手続き」 をご参照ください。 https://www.jica.go.jp/about/announce/beginner/application/consultant/index.ht ml また、実施種別である「技術協力プロジェクト」と「個別案件」の違いは以下のとおりです。 「技術協力プロジェクト」の定義は「一定の成果を一定の期間内に達成することを目的として、予め合意された協力計画と多う、専門家の派遣、研修局の導入、機材の場合等を一体的に実施・運営する技術協力事業」であり、この定義に合致しないものを「個別案件」と称します。 なお、プレ公示中の「バングラデシュ国技術教育アドバイザー業務」については、個別案件に変更する予定です。	•
2. 技術評価・ 業務実施上の 条件	18様式	2-18-7	81)訓練件名:ソロモン回館生可能丈夫ルギー推進アドバイザー業務 業務種別・業務実施契約(単独型) 専門家業務 「様本4-1(その3)コンプライアンス体制」について、共同企業体を結成する場合は代表者のみの提出(6で構成員について確認)でよいと理解しておりますが、7の特筆すべき取組についても代表者の取組のみの記載となりますか。構成 員が何らかの別・組みを行っている場合、構成員分も記載するといぬ」となりますでしょうか。	ガイドラインに記載のとおり、内容により加点の対象となりますので、適宜ご判断ください。	/
2. 技術評価·	18様式	2-18-8	図が門つかの取り組かを行うている場合、構取機力で記載する企画点となりますでします。 プロボーサルがドキディン(2024年10月温起)を挟ず4、5(年の)の注発4、5(こいて、FAQ 2-12-12と整理が 異なるように思いました。FAQでは、プロジェクト契約期間内のうち、実際に稼働を始めた月~稼働が終わった月の 合計月数を記載すればよいと回答を得ています。原には金砂線制間か2024-2023、2(2月)のプロジェケルで、 国内薬剤は2022、4・2023、2まで、現実業務は2022、5・2023、1まででった場合は、従事期間は2022 年4月から11カ月、対地率素特参加期間のは3は、上近のとおり実際に稼働を始めた月・稼働が終わった月の合計月数ではなく で、同処注紙がある。「中央では一般である。「中央では一般である。「中央ではないないないないないないないないないないないないないないないないないないない	ご指摘の注釈4,5については、FAQの2-12-13に回答しているように細かく記載いただいても、そうでなくてもどちらでも構いません。記載しやすい記載方法でお願いします。	/
2. 技術評価・ 業務実施上の 条件	18様式	2-18-9	プロボーザル等の提出において上限額を明示している案件で、上限額を超えた金額を提案する場合は別見積を提出 しますが、別見積として計上するものがない場合は別見積書提出不要の理解でよろしいでしょうか。または0円の別 見積書の提出が必要でしょうか。 指示書の提出書類の項目に別見積書の記載がある場合とない場合両方についてご教示いただけますと幸いです。	提出書類の項目に別見積書の記載がある場合とない場合も、上限額を超えた提案がない場合は別見積書 の提出は不要です。	/

関連施策	項目	質問番号	質問	回答	情報の 反映
2. 技術評価・ 業務実施上の 条件	18様式	2-18-10	様式4-1(その2)について関眼です。2025年8月の改訂で "企画競争説明書に記載された類似業務(JV構成員は担当業務)"を記載すること、及び「契約金額」の該当レンジに〇をつけ選択することになりました。"企画競争説明書に記載されて類似業務(JV構成員は担当業務)"は、案件によりかなり扱い(文字数が多い)ケースがあります。また、「契約金額」部分もこで使うことになります。 これに関し、 1、契約金額 は該当レンジを〇で選択するのではなく、該当レンジのみを記載・表示させることでもよいでしょうか。 2、タイトルの「類似業務の経験(当該案件の類似業務)」「契約期間」の部分については、1行45文字、1ページ35行の上限対象やとし、「業務内容」枠内を、案件によって差が生しないように、45文字×26行上限で統一いただけないでしょうか。	契約金額は、該当レンジのみを記載・表示させることでも構いません。文字数及び行数上限につきましては、ご意見として承りますが、現行とおりの対応とさせて頂きます。	/
2. 技術評価・ 業務実施上の 条件	18様式	2-18-11	様式4-1(その2)について関閉です。 ・複数年次につかれる案件、 ・複数年次につかれる案件、 ・技術的情報学がある条件。 ・技術的情報学がある条件。 ・技術的情報学がある条件。 ・ 技術の情報学がある条件。 ・ 大きないないないないないないないないないないないないないないないないないないない	記載方法の指定はありませんが、セットで1件であることが分かるようご記載ください。文字数及び行数上限につきましては、ご意見として承りますが、現行どおりの対応とさせて頂きます。	/
2. 技術評価・ 業務実施上の 条件	19適用範囲	2-19-1	現在プレ公示されている案件はいずれも10月以降公示予定ですが、業務主任者以外の担当業務も評価対象となっているものもこざいます。 これらの案件は必ずしも全てが新しい評価制度が適用されるという訳ではないのでしょうか?	公示の時点で新制度対応となります。 プレ公示については、本日(9月29日)の外部向け説明後に、新制度対応で提示させていただきます。 なお、プレ公示は暫定的なものであり、正式には公示段階で示させていただいている内容が正となります。	/
2. 技術評価・ 業務実施上の 条件	19適用範囲	2-19-2	適用範囲は以下の理解でよいでしょうか。 (1)コンサルタント等契約における技術評価方法、業務実施上の条件の提示の見直し 従来型企画威争案件(実質精算契約)、QCBS、一般競争入札すべて (ただし、変更後の評価項目(P15)の2、(2)の要員計画/作業計画についてはQCBSと一般競争入札は「要員計画」 無し。)	ご理解の通りです。	/
2. 技術評価・ 業務実施上の 条件	20実績評価	2-20-1	別添資料10「コンサルタント等契約における実績評価について」です。P34に(4)実績評価総果の新規プロボーザル 評価への反映、とこざいます。評価対象となる「同一分野」の分野とは、どのような基準で分野を設定されていますで しょうか。また、減点な場合は財産な数字をご野かいただいにおけますが、加点の場合は直散がございません。加点 は、「現収業務での経験、対策国または同類化単域での業務経験、業務主任者としての経験によめりますが、これは、会 社及び業務主任者に加点されるとの理解でよるいでしょうか。その場合、加点やモイヤにとの程度が、ご教示いた だくことは可能でしょうか、現在の評価結果では、加点となっているのかが不明瞭なため、加点の有無について、開示 していただけないでしょうか。	事業実績統計で用いている分野分類(9分野)を使っています。 https://www.lica.so.jo/activities/achievement/ 加点・減点については、ウェブサイト (https://www.lica.so.jo/about/announce/manual/auideline/consultant/performance evaluation.html) (に記載の基準以外は条件によって関連性が異なるため、一律の基準を設けておりません。失注説明でご確認ください。	/
4. QCBSラ ンプサム化	02ランプサム契 約における見積	4-02-2	「一般競争入札(総合評価落札方式・ランプサム型)/QCBS・ランプサム型」と「一般競争入札(総合評価落札方式・ランプカム型かつ国内実務)/QCBS・ランプサム型かつ国内実務)/QCBS・ランプサム型かつ国内実務」の見積ではフライトクラスはプロポーサル作成者側の数量で決めて開催されていまっか。同契約方式の見精密入入加画而とは重要等(QCBS含え)の男精電入入周面からは基本リ、格付と国名を入力すると自動的にフライトクラスが表示されるような様式にはなっておりませんので確認させていただきます。	ご理解のとおりです。ランプサム契約ですので、フライトクラスは競争参加者の裁量で決めていただくことで、問題ありません。	/
4. QCBSラ ンプサム化	02ランプサム契 約における見積	4-02-5	OCBS案件や一般競争入札(総合評価落札方式)案件では価格面の競争も視野に入れて見積書を作成(応札)する必要があります。 を対するが表す。 そこで544額を決める際に、 報酬単価や連絡製造の単島、数量を変更して価格を下げる方法ではなく、 小計(報酬+直接経費)から一定数をディスカウントした金額(内訳書にディスカウント記載)にて応札することは可能 でしょうか? 例)100(報酬+直接経費) - 20(ディスカウント)=80(応札額)	応札の時にはご記載の方法で構いません。なお、契約交渉にて、契約附属書皿及びゼロ号打合簿に添付する契約金額評補内訳での記載についてご相談させていただきます。	/
4. QCBSラ ンプサム化	02ランプサム契 約における見積	4-02-6	「ランプサム契約の場合、要員計画および様式4-3の作成は不要」とのことですが、その場合、「2、業務の実施力針等 (2) 要員計画・作業計画等」では、業務従事者の専門は、経験などは勘案されず、作業計画および実施体制のみか評価の対象となるという理解でよろしいでしょうか?	ご理解の通りです。	/
4. QCBSラ ンプサム化	03ランプサム契 約における契約交 渉	4-03-1	9/29説明会スライド33「QCBS におけるランプサムの概要」にて、契約交渉を行わないとのご説明がありましたが、 これは契浄金額についての契約交渉は行わないという意味で、業務内容や支払い計画等の契約交渉は今後とも実施 されるということでよろしいでしょうか?	ご理解の通りです。金額に含まれる業務の内容や支払計画については契約交渉にて確認致します。	/
4. QCBSラ ンプサム化	03ランプサム契 約における契約交 渉	4-03-2	理処理ガイドライン(2023年10月版)の42P(3)支払いに係る確認事項内の進捗割合(%)「部分払を行う場合は、 契約交渉にて、中間成果品(報告書等)及び推出時期を確認し、それまでの実務の進捗割合(%)を決めて打合簿に明 記しますはこうさまして、 契約交渉等に確認するため、契約交渉前に弊社で目安金額を算出しておく必要があると理解しておりますが、どのよ うに算出すびは登しいている。 かに異なるが、対象が必ずにはないでは、対象が表している。 かでまた、打合簿に明記とここいますが、こちらは0号打合簿のことを差しているという理解でよろしいでしょうか?	双方で「想定される」進捗度合に応した金額を算出してください。 (例えば、人身の消化度合、支出発込みなど) また、〇号打合海の別添の支払計画に記載ください。	/
4. QCBSラ ンプサム化	04ランプサム契 約における契約管 理	4-04-1	通用範囲は以下の理解でよいでしょうか。 (3)コンサルタント等契約におけるQCBS方式のランプサム化 うち、1、~6.(9/29説明会スライド32~36)「QCBS方式」 うち、7、と8.(9/29説明会スライド38~42) 全案件	ご理解の通りです。	/
4. QCBSラ ンプサム化	04ランプサム契 約における契約管 理	4-04-2	今般改定された契約管理ガイドラインおよび、今年9月実施のQCBSランプサム契約化導入に係るアンケートを改めて確認しまして、下記お得るしたく存じます。 市級契約管理ガトデライン・PLIにランプサム契約においてはダブルアサインが可能と記載有 ・協契約ではアンケート貴機構回答機・従来型企画設等条件取地を表勢期間中、夜間にランプサム条件 をオンライン(国内実験として)実施する場合は保険分割行為手乗 この2点から現地患熱期間中、貴機情ランプサム契約にかかる業務であれば同日に兼務可能であり、貴機構ランプラ 人契約以外また他ラグイアン外契の実際については、兼務不可という整理になりますでしょうか。	QCBSランプサムは成果管理となり、業務従事者の投入管理は行いませんので、現地業務期間中の兼務業務については、貴社の責任においてご判断ください。	/
4. QCBSラ ンプサム化	04ランプサム契 約における契約管 理	4-04-3	経理処理ガイドラインのp.42の農終行の2行目に「③ 価格競争時に総額から値引きがある場合は、その値引き率を 変更契約した適用します。とありますが、上限額の8割でお礼し、要注した場合に変更契約値は、積上額の8割にない という理解であってますでしょうか、もし、そうだとした場合に、QCBS方式・ランプル 長製や変要は変数が想定され る場合というのは、公示時点では予見できない場方な業務やTORが発生した場合と思います。にもかかわらず既存 契約額の割引率が適用されるというのが理解できず質問しております。	いいえ、上限額の8割で応札し、受注した場合に変更契約額は、積上額の8割になるということではありません。 値引き率は、次期契約に適用しますので、変更契約額の積上額には適用いたしません。 「価格競争時の総額」は、通常、各費目の金額を積み上げ算出します。その金額(総額)から、更に値引きした金額にて受注した場合は、総額からの値引き率を次明契約にも適用します。	/
4. QCBSラ ンプサム化	04ランプサム契 約における契約管 理	4-04-5	QCBS-ランプサム方式ですが、契約額=精算額になるとのことで精算不要、数量確認は不要と理解しています。しか し、契約時の打合せ簿には契約金額計画内訳書」の添付が必要とあります。「契約金額詳細可訳書」はどの程度詳細 に内訳を出る姿形でざいますか。全ての項目の単価、数量が必要でしょうか。あるいは、特殊備人費一式いくら等 の大まかな内訳でもよいでしょうか。	万が一の契約変更の時に、合意形成しやすくするために内訳をご提出いただいています。契約によって固有の事情があると思いますので、項目や詳細度合いは個別に決定します。ゼロ号打合簿作成の際に契約担当講担当者にご相談ください。	/
4. QCBSラ ンプサム化	05ランプサム契 約における精算	4-05-1	9/29説明会スライド66「為替変動や航空賃の価格上昇による影響」について、QCBS案件では航空賃は原則合意単価ですが、価格の上昇により合意単価を超過した場合は実費精質として費目間流用で対応可ということでしょうか。	9/29説明会スライド66は従来型企画競争についての説明となり、合意単価を用いているQCBSに適用されるものではございません。	/
5. 上限額の 本格導入	01上限額の提示	5-01-1	上開館の提示で業務内容を考えやすくなったものの、価格評価の観点から、上限価格の8割を狙って出すのが実態と思います。 担います。 10/24説明会スライド46にて、上限額を超える提案、定額計上を超える提案は別提案・別見積とのご説明があった が、上限額を超えるものとならないが、追加提案をしたいときに価格点を気にして躊躇することが何度があった。上 限額の提示の選切かすると、足限提示によって別提案をしやすくするという考えをお持ちでしょうが、そのようにう まく連んではいないと認識しています。	上限額の8割を狙って委縮した提案とされることを防ぐため、上限の中でできるだけよい提案をいただけ るよう、技術評価の方に点数の重みを持たせ、メリハリをつけられるようにしました。価格点を過度に意識 することなく、上限額内でよりよい頻繁を行っていただき、上限額を超える場合については、別提案別見 様で出していただければと考えております。	/
5. 上限額の 本格導入	01上限額の提示	5-01-2	と上記5-01-1への更関の上 上限額を起えるわけではないが仕様重案に対して追加の提案があり、当該提案をプロポーザル評価の対象になるこ とを求めない場合に、当該提案を別提案・別見積とすることは可能でしょうか? 5-01-1 への貴機構の回答から、価格点を適度に意識すて上限額内でありよい提案を求められていると認識い たします。しか、金融競争人れて価格競争となった場合には入札価格が結果に直絡いたしますため、上限額内と言 えどもより競争力のある価格を提示する必要があると考えており、上記質問をする次第です。	可能です。価格点を過度に意識せずに上限額内でのよりよい提案を求められているは、ご理解のとおりです。上限額を超えない範囲でどのような提案をするかは応募者のご判断にお任せします。	/
5. 上限額の 本格導入	01上限額の提示	5-01-3	昨年10月において、見稿書作成に係る留意事項に変更がありましたが、その件で質問があります。 企画競争説明書の見稿書作成にかる留意事項」の(2)上腺剤について、 の記載の中で業務の一部が上腹鏡を超過する場合は・・・・の部分で「心起過分が切り出し可能な場合、起過分のみを別提案・別見積として提案します。と記載されていますが、これは、金額が起過した分の業務の内容を別に取り出して、その内容の理案とそれに係る軽複の見積を合わせて、別途提案しるければならないということでしょうか。 例えば、費目の「一般業務費」の分だけを取り出して、別見積として提出することは可能でしょうか?	特記仕様書案にて弊機構が指示する内容に基づき、技術提案をし、これに要する費用の見積りの上限が、 「上機難」の定義です。指示する内容以上の投業をいただく場合には、別枠での提案と、それに伴う費用見 積りも別規格が見りとして提出いただくことになります。 従いまして、特記仕様書家に記載されている業務内容については、上限額に収まるように提案ください。 特記仕様書家に記載さない、業務内容と関する場合は別提案とし、その提案とそれに係る経費を別見積 としてセットで提案頂くことになります。 よって、別提案に基づいていない場合、「一般業務費」の分だけを取り出して別見積とすることは出来ません。	/
6. 相談窓口 の設置/調達 改革全般	01一般	6-01-1	上限額の提示について、公示案に基づいた人月・激動で計画すると公示に記載の上限額を大幅に超えるということが あります。上限額の発注者側の算出・設定についても、10月以降の相談窓口でお伺いすることは可能でしょうか。	相談窓口では、このような内容は対象外になります。公示時の質問にてご質問ください。	/
6. 相談窓口 の設置/調達 改革全般	01一般	6-01-2	変更が五月南式になってしまうと、気づいたら各種ガイドラインがお知らせて適知されずに更新されている、改訂されたガイドライン間の整合性が取れていないなど、貴機様ので担当者様だけでなく、私たちコンサルタントは度々の変化に近半いついていず、時に混乱が生じ、打合海の取り交付しや契約変更等を持ちの際に更新情報の認定時間を実することもあり、負担が大きくなりつつあると思いております。迅速な改議や効率化の動きにはもちろん賛成しております。他方、関係者の負荷を最小限にことがあるため、ガイドライン・利服変更を半期に一度(10月と4月)やせめて4半期に一度とあらかじめ区切って導入していただくことは難しいものでしょうか。	ご意見ありがとうございます。現状、2023年10月の変更に対して、ご指摘をいただいているところであり、誤りや不明確な点は早期に是正すべきと考え、順次権正しているところです。今後は改定頻度や案内についてわかりやすくなるよう報急して行きたいと考えています。	. /
6. 相談窓口 の設置/調達 改革全般	01一般	6-01-3	コンサルタント等契約における研修・招へい実施ナイドライン掲載されている様式8の請求書について。 様式8の請求書は1契約複数回の研修を想定しての請求書ですが、現在弊社で実施中の研修契約は研修1回のみの契約です。HPからこちらの様式は制能されているようですがこの場合は日様式4-1新支書(様式)技術研修等支援業務用(2023,10版)の様式で提出でよろしいのでしょうか。契約契約・研修1回のみの場合の請求書様式をご教示下さい。	こちらのページにある https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/guideline/consultant/payment.html 様式4-1をお使いください。	/
6. 相談窓口 の設置/調達 改革全般	01一般	6-01-4	電子契約書の本格導入について (https://www.jica.ga.jo/abou/announce/information/common/2023/151588547198.html) で電子契約書簿人にあたり、一部契約条項が変更(加筆)となります」とありますが 具体的にとのような条項が変更(加筆)になっているかご教授いただけますでしょうか。	契約書ひな形の第1条(契約書の構成)のなお書き、及び最後の文言に、電子契約書固有の加筆をしました。	/

関連施策	項目	質問番号	質問	回答	情報の 反映
6. 相談窓口			本ページでお伺いするのは適切ではないかも知れませんが、ガイドライン改正説明会への参加についてお伺いします。 責用や年見する中で、今回ガイドラインの重要な改定に関する説明会が開かれ、説明資料が配付されていることを知 りました。	コンサルタント等契約に係る導入施策・ガイドライン改定等に関連する説明会のご案内は、弊機構ウェブサイト(トップページ〉JICAについて〉調達情報>お知らせ)にてご関心のあるすべての企業・団体向けにご案内しております。 https://www.jica.go.jp/about/announce/information/index.html	
の設置/調達改革全般	01一般	6-01-5	当団体は現在、費機構から2件の準備調査案件を受託しておりますので、ガイドラインの改定等に深い関心を持っております。 昨年10月の改定の際も同じように思ったのですが、こういう説明会への参加は、特別の会社にのみ許されているのでしょうか。例えば、特定の団体上加入していない場合には、事前説明会への参加、事前情報の入手の機会は無いということでしょうか。 にうことでしょうか。 ご教示いただければ、幸いです。宜しくお願いします。	認明会によっては後日動画を劈機構ウェブサイトに掲載していますので、ご出席できなかった場合にはそ ちらをご託用ください。 なお、2023年10月以降に導入したコンサルタント等契約関連制度の見直しにかかる認明会の動画は、下 記ウェブサイトに掲載していますのでご参照ください。 https://www.jica.go.jo/jabut/announce/manual/guideline/consultant/index.html#a06	/
6. 相談窓口 の設置/調達 改革全般	02連絡先	6-02-1	JICA及びECFAへの相談メールアドレスにつきまして、@の前は「keiyaku sodan」(keiyakuとsodanの間はアンダーバー)でしょうか、それとも「keiyaku sodan」(同スペース)でしょうか。(PPTではメールアドレスに下線が引かれており、どちらかわかりませんでした)	「アンダーパー」となります。	/
7. 契約管理 ガイドライン	01受注者裁量範 囲	7-01-1	以下について、相談はするが打合せ簿の締結ロ付以降有効、という運用はなく、あくまで相談という理解でよいでしょうか。 ・	ご理解のとおりです。 業務従事者の配置は受注者の裁量としますが、監督職員も「裁量の乱用」がないか監督していますので、事 前に報告していただくことで、両者の意思疎通を円滑にするとの趣旨です。	/
7. 契約管理 ガイドライン	01受注者裁量範 囲	7-01-3	画様式には「大費目間での流用(報酬/直接経費)」を記載する箇所が見当たりませんが、他に必要な様式はあります でしょうか?	大費目間での流用につきましても、契約金額の範囲内であれば受注者裁量となりますので様式等の作成 は不要になります。なお、月報にて監督職員が、業務従事者の配置計画や業務の進捗を確認し、「裁量権の 私用」の蓋依性が高いと判断する場合は、実務先任者」と協議します。	/
7. 契約管理 ガイドライン	01受注者裁量範囲	7-01-4	受注者の装量の一つとして総人目の増加が挙げられています。念のための確認ですが、契約金額の増がない限り、大 項目間(直接経費・控酬)の振替および主任者、御主任者の場合人月の変更について、監督職員に事前説明申しあげ ることで、受注者禁煙により終入月を増加させることができる(契約変更の必要はない)という理解でよろしいでしょ うか。また、これは2023年10月以前に契約締結された既往条件にも適用されるという理解でよろしいでしょうか。	ガイドラインp26に記載されておりますとおり、契約金額内の大項目間(直接経費→報酬)の費目間流用および主任者 御主任者の人月変更について、監督機員に事前に設明かあれば総人月の増加は可能(契約変して要して事)、では、のは、がようインに記載のとおり、発注者が明停する業務の実施に負の影響を及ぼすような「数量権の周用は認められませんので、監督職員が総人月の増加が妥当であることが理解できる。記明をお願い致します。 2023年10月以前に契約締結された既往案件にも適用されますが、現地再委託費、旅費(航空賃)は契約金額を超えても精算可としている契約である場合は、この2つの費目にかかる費目間流用は不可となりま金額を超えても精算可としている契約である場合は、この2つの費目にかかる費目間流用は不可となりま金額を超えても精算可としている契約である場合は、この2つの費目にかかる費目間流用は不可となりま	/
7. 契約管理 ガイドライン	01受注者裁量範囲	7-01-5	く上記ア-01-1、ア-01-4への更開> 今回の制度変更以前には、人月の増加(契約総額の範囲内)の打合せ簿合意をお願いしたものの、後からの報告では認められないとのことで不可となったものがありました。 意められないとのことで不可となったものがありました。 今回の変更で打合せ簿・報告にハードルは下かったと考えられます。その時も果務内容的に不可とされたのではな く、事後報告であったという理由で却下となりました。これらも今般の改定で(遡って)流用での手当が可能でしょうか。	す(ガイドラインp84参照)。 事後報告という理由で人月増加の打合簿合意が却下されたものについて、10月以降の制度変更後は事前 報告は不要となり受注者裁量で可となります。その旨組織内にを徹底いたします。 漫画で活用での予当が可能かというご質問については、契約総額の範囲内での人月の増は10月より受 注者裁量となったことを踏まえ契約金額の総額内であれば、(独つて)流用可能となります。	/
7. 契約管理 ガイドライン	01受注者裁量範 囲	7-01-6	要員間の人月振替、下位格付から上位格付への人月振替によって生じた報酬の増額も、契約金額総額の範囲内であれば他費目から流用可 ということでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、契約管理ガイドライン(P26)にあるとおり「大項目間(報酬と直接経費)の費目間活用」が発生する場合には、監管職員に事前に説明をしてください。「発注者が期待される業務の実施の質が確保できる体制を前提としていますので、監管職員が「裁量権の乱用」の意然性が高いと判断する場合は、「業務主任者」と協議し、必要に応し業務従事者の変更を含めて配置計画の見直しを指示します。	/
			2023年10月改定契約管理ガイドラインに関し、質問があります。P15の表右下の欄に ■業務従事者の配置計画の変更(契約金額内の人月及び衰航の振替、総人月の変更、渡航回数の変更)は受注者の裁量となっています。	10月の制度改正では、投入管理から成果管理へのシフトを図り、成果を最大限発揮するために受注者が投入をより柔軟に変更できるように受注者の装量を大幅に増やしていますので、ご理解のとおり、業務従事者の配置計画の変更(要決位義例の人月及び運動の服務・裁し月の変更、環始の酸の変更以生者の競量になります。現地渡航の変更、域、前月の月報で第二次で、現地渡航の変更は、前月の月報で「3、翌月の現地渡航予定」での報告をお願いします。	
7. 契約管理 ガイドライン	01受注者裁量範 囲	7-01-7	ランプサム契約の条件であれば理解できますが、実験精算の条件で受注者の裁量がこれだけ大きいと違和感があります。契約管理がバラインのその他の部分や、経理処理ガイドラインも読みましたが、この受注者の裁量を制限するような文面は見当たりませんでした。	なお、契約管理ガイドラインp26に記載のとおり、次の場合には事前に監督職員にご説明いただくようお 聞いいたします。 1、美称主任者の単称主任者の人月の変更 2、次項目間(報節と直接経費)の費目間添用	/
			現在、弊社が実施中の案件で現地MM、護航回数の増を検討しているため、お聞きする次第です。業務部、調達・派遣 業務部との打合簿ないで他費目で持っているお金を使い、現地渡航を増やして問題ないでしょうか。月報での監督職 員への報告のみで問題ないでしょうか。	あわせて、同ページ記載のとおり「裁量権の乱用」の蓋然性が高いと判断される場合は、監督職員が確認の上で、必要に応じ業務従事者の変更を含めて配置計画の見直しを指示いたします。	
7. 契約管理 ガイドライン	01受注者裁量範囲	7-01-8	規定改定に伴い、業務主任者、副業務主任者以外の団員交代は、受注者の裁量にゆだねられましたが、具体的にはどのような方法にて団員交代をすればよろしいでしょうか。 条件)5号格付け1名を、5号格付け1名へ工期途中で、団員間ではなく、新規従事者へ変更 ①担当課入月報で報告、メールで報告など。 ②新規配置する場合は業務後事者名簿を更新とありますが 「新規配置」というのは新心、団員のことを指し、業務従事者名簿の再提出が必要でしょうか。	新規配置は新しい業務従事者が加わることを意味します。詳細は契約管理ガイドラインP27をご参照ください。ご提示の条件下では次のとおりになります。 ①打合簿(3者)の作成をお願いします。 ②実務従事者合簿の提出をお願いします。 ②その格付の業務が可能かを確認する必要があるため、根拠資料の提出をお願いします。	/
7. 契約管理 ガイドライン	01受注者裁量範囲	7-01-9	③また、格付けが変わらない変更ですが、格付けの根拠書類が必要でしょうか。  受注者裁量による渡紡回数の変更につきまして、稼働中の案件については旅費(航空賃)の費目間活用は打合簿が必要となることを踏まえますと、渡航回数「増」の場合は旅費(航空賃)の契約額の範囲内であれば受注者裁量で可能、との理解でよろしいでしょうか。	□理解のとおりです。契約管理ガイドライン別添資料6のとおり、稼働中の案件(=2023年9月30日以前 の公示案件)の旅費(航空費)については、締結した契約書に準拠し、契約金額を超えても精算可としてい る案件は費目販用の対象外になります。他方で、今回二額間いただいた、旅貨・航空質)の契約金額の範 間内での渡紡回数「増については、2023年9月30日以前の公示案件でも新制度が適用となり、受注者 裁量で可能となります。	/
7. 契約管理 ガイドライン	02打合簿対象範囲	7-02-2	WPの受領に打合簿を介すべきでしょうか。 旧来の「0号打合簿」離型上でも新選用の中でWPに関しての明記が無い一方で、新「特記仕様書」離型では、WP提 出時期が明記されたので、扱いに値みます。	ワークブランは2者間で合意できれば打合簿は必須ではありません。今後のための記録として残すべき内容があれば、双方合意の上での2者打合簿作成は妨けません。	/
7. 契約管理 ガイドライン	02打合簿対象範囲	7-02-3	以前のガイドラインでは、各成果品(中間成果品を含む)を提出する際には打合簿を付けて監督職員へ提出を行っていましたが、新ガイドラインの打合簿様式には、そのサンプル例がないようです。 の号打合簿で記載した通りの提出時期や部数から特に変更がなければその都度打合簿は不要といった理解で問題ないでしょうか。	ガイドライン上では新・旧とも求められていませんので、添付は不要です。特殊の事情があれば、双方の判断で添付していただくことは構いません。	/
7. 契約管理 ガイドライン	02打合簿対象範囲	7-02-4	もし各成果品機出時、打合簿が必要であれば打合簿サンブル例の更新も宜しくお願い致します。 最新の契約管理ガイドライン(P32)で確認させてください。 下記の場合、打合簿の取り交りは不要との認識ですが差支えないでしょうか。 受注者の裁量とはいえ、打台簿の手交か必要であれば、教示ください。 (ウ) 配置計画の変更 素務従事者の配置計画の変更は、「受注者の裁量」とします。具体的には、以下 のとおりです。 業務従事者の配置は係る受注者の裁量の範囲 受注者の裁量として、契約金額の範囲内で、以下のことが可能です。 ● 人目の振替 ● 漢和回数の振替	月報等で確認できるため、打合簿での合意は不要です。	/
7. 契約管理 ガイドライン	02打合簿対象範囲	7-02-5	● 総人月の増加 ● 総法周的関の変更 なお、契約は2期に分割した契約の2期目です。  企画競争案件で業務従事者の所属先の変更があった場合に打合簿を取り交わす必要があるかもしくは打合簿での取 交しでは無く、月報での報告でも大丈夫か等権認確認をさせてください。	変更になる業務従事者が業務主任者/馴業務主任者で、自社の専任技術者でなくなる(補強として取り扱われる)場合は、24打合簿が必要してなります。 実務主任者/副連察発生任制と外の場合は、打合命の限り交しは不要ですが、専任技術者/補強の扱いが変わる場合は、業務従事者名簿を更新して、月報で報告してください。	/
7. 契約管理 ガイドライン	02打合簿対象範 囲	7-02-6	JICA内の担当部署(担当課/担当チーム)の変更による監督職員の変更について、2者打合せ簿の締結は必要でしょうか。	3者打合簿で確認し、次回の契約変更の際に盛り込む形で対応願います。	/
7. 契約管理 ガイドライン	02打合簿対象範囲	7-02-9	過去のガイドラインでは、前払いは40%上限 という記載がありましたが、いつの頃か削除されています。この上限については撤廃された。という理解でよろしいでしょうか。	前金払の40%上限が関係されたわけてはありません。 節金払は、契約的款第16条に記載の通りです。また、ゼロ号打合簿にて支払計画として前金払の割合を定 りています。 「第16条(前金払)受注者は、発注者に対して、契約金額の10分の4相当額を限度とする前金払を請求す ることができる。ただし、契約順行期間が12か月を起る場合には、初回の前社金のほか、その後各年1 回り前金払こつき、当該各間制に履行する事務の対価を超えない金額に果じる割合を限度とし、その割合 を発注者及び受注者が協議して、当該協議の総果を書面に定める。 異体的には、公元時点で想定している前金払の割合(%)を各種説明書に記載していますので、必要に応じ で規範組門での割合で契約交渉時に最終確認します。	/
7. 契約管理 ガイドライン	02打合簿対象範 囲	7-02-10	継続契約に関して確認させて下さい。 現在、第2期の継続契約の準備を進めておりますが、業務の開始時期についてご教示いただけますでしょうか。継続 契約の締結日をもって業務開始となるのか それとも、継続契約の3者打合簿が承認された日付をもって業務開始となるのか。どうぞよろしくお願いいたします。	継続契約の締結日をもって業務開始となります。	/
7. 契約管理 ガイドライン	02打合簿対象範囲	7-02-11	支払計画の変要(打合簿事例2)についてお問い合わせ扱います。契約開始時に0号打合簿にて支払計画書を合意しますが、支払計画が変要になる場合、打合簿の締結が求められて以上では、 は、おいました。 が表し、対したが発酵をは、対し、不可能の必要で導は打合簿(2者合意)について、支払予定時期とれくらい遅れ につけて、対したが発酵をの対象が、かっては、対したが表しませますが、のしました。 にフ月下旬が8月上旬になっても必要ととれますが、のしまいか。 丸1か月を超える変更の場合に必要など、受注者と発注者の手間が最小限になるような運用をお願いてきないでしょうか。 的金払や部分払の追加・削除を伴わない金額配分の調整の場合においては、2者打合簿で合意するようにガイドラインでは記載がありますが、これが対象となるケースについて、もう少し細かい条件を記載いただけないでしょうか。 (例:請求金額が、当初予定のの予用以下の変更であれば不要、支払金額の差額が契約金額に対しての以以上なら打 合簿が必要となるなど)の号打合調時では、場質で記載されていることが多く、部分払(の受けなるを)というルールになったのであれば、受注 者と発注者の手間がとても増えます。受法者を発生の手間が終り続になるようの目かの説を表が続いいたします。	実費精算契約における支払い時期や部分払い予定額の軽微な変更は、監督職員の合意があることを前提 に、打合セ薄の省略も可とします。	/
7. 契約管理 ガイドライン	02打合簿対象範 囲	7-02-12	支払計画の変更(打合簿事例21)について質問し、「実際精算契約における支払い時期や部分払い予定額の軽微な変更は、監督職員の合意があることを前提に、打合せ簿の省略も可とします。」と回答いただきました。 「経確な変更が、案件の規模等やその会社の判断によって異なることから、目安をお伺いしたものですが、監督職員から打合簿の対象たと指示がある場合のみ、打合簿を用極し、合意する(特に指示がなければコンサルタントからは積極的には準備・手配しない)ということで宜しいでしょうか。	支払計画に変更が生じる場合は、原則打合簿を作成しますが、変更内容によって打合簿を省略するかどう かを監督職員と確認してください。	/
7. 契約管理 ガイドライン	03ランプサム契 約における契約管 理	7-03-2	変更契約(ランプサム)について、変更契約の際、過去の従事実績や費目間流用は問わず、追加・変更になった部分だけ確認。計上することになると理解しましたが、契約金額詳細内評衡したのように更新すれば良いですか。 並加業務の場合は、原契約週半の内容に透加達費だけましまれば良いのですか、変更業務の場合は、原係する費目で 17わかるように示し、その他は従事実績や費目間流用があったとしても原契約のまま更新不要という理解で良いでしょうか。	ご理解の通りです。	/

Part	関連施策	項目	質問番号	質問	回答	情報の 反映
Part	PUREGUIT		7(1-31a 3			反映
Part	G +1046-00-100	03ランプサム契		生する見込みです。	することはできません。	
### 1997   1997	ガイドライン	約における契約管	7-03-3	(A)1) 不要となった再委託を削る、2) 必要な経費を追加、する内容での変更契約を結ぶ。	る変更契約を行ってください。	/
### 1997 1997 1997 1997 1997 1997 1997 1				契約管理ガイドラインP36によればランプサム契約では再委託費の残額流用は認められないとされていますが、上記のような複合的な状況の場合には流用することができないでしょうか。	定額計上の精算方式についてご確認ください。	
The color of the	7 初始蘇珊	03ランプサム契		2023年10月以降公示 総合評価落札方式―ランプサム型 についてお伺いいたします。 契約全体額の変更がないのであれば、	ランプサム契約は確定した契約金額で業務を実施するものですので、その一部を実費精算に変更すること したエキキャン、また、取が65項サイムに一人・パロスに、スペン・(ロ)(ロ)(空間を)したことには、オーチの1の26日 ロ	
### 1997 1997 1997 1997 1997 1997 1997 1	ガイドライン	約における契約管理	7-03-5	ずとも、定額計上の打合簿(変更契約なし)2者合議にて変更は可能なのでしょうか。	【び【2】定額計上の実費精算方式の4段落目)に記載のとおり、本体契約がランプサム契約の場合、定額計上	/
Company   Comp	G +1046-00-100	03ランプサム契			######################################	
1997	7. 契約管理 ガイドライン	約における契約管	7-03-6	以前は総落方式の場合、落札後に入札金額内訳を提出し、契約書案の際には最終見積書は不要であるとのことで契 約が進んでおりました。最近、総落案件であるにもかかわらず最終見積書の提出の指示があり、各ガイドラインにはそ	- 版城争人札万式の場合、基本的には最終見積蓄は不要ですが、定額計上が有るなど、人札額と契約額と に違いが有る場合は必要です。	/
1995年   19						
2007年7月   1997年				前提としていた状況が大幅に変更になった場合など止むを得ない場合 には、契約変更あるいは打合簿を取り交わすことで対応します。」と記載があり、ランプサム契約では基本的に応札時		
************************************	7. 契約管理	03ランプサム契 約における契約管	7-03-7	勢の変化がない限りは変更契約は発生しないという認識です。一方でP61には「「契約金額」については、「ランプサム  契約」は精算がないため、わずかな減額であっても、すべからく契約変更が必要になります。「業務内容」の変更に伴い	ん。引用いただいたガイドラインp61の該当部分の文言において、「業務内容の変更に伴う」とは「契約内容	
Proceedings of the Control of Transport (1997年) (1997年)   1997年	3111-2112	理		と記載がありますが、この  契約金額」については、「ランプサム契約」は精算がないため、わずかな減額であっても、  すべからく契約変更が必要になります。」とはどのようなケースを指しておりますでしょうか。あくまでも、「業務内容	に名文がのの」ことで、思いなしている。	
Proposed				わずかな減額であれ増額であれ、業務内容に変更がなければ変更契約は行わないという理解でよろしいでしょうか。		
	D \$1165-00-TE			航空賃(実費精算)について質問いたします。		
1985年   19	ガイドライン	04旅費(航空賃)	7-04-1		11月1日以降の渡航から適用となります。	
1998年   1998年10日   7-00-4   2000日のこのですでいた。	7. 契約管理	04旅費(航空賃)	7-04-3	目間流用できる経費が限られている場合もやむを得ず航空賃が上昇したという理由で契約金額を超えて精算確定で	は契約金額を超えて精算可能です。単独型の契約管理ガイドラインp3「3. 契約変更」において、契約金額	/
1995年   19	311 313			きず、監督職員に相談し、3者打合せ簿、変更契約の対象となりますでしょうか。	の変更にともなう変更契約の対象のうち、「航空賃の変動による増額は除く」と記載しました。	
1998년   19	7. 契約管理	04旅費(航空賃)	7-04-4	由としたビジネスクラスの利用が削除されておりますが、単価内でエコノミークラスよりプレミアムエコノミーの方が	利用可能です。 初めにもやり カエフノミニの単価といまがい 世ペート 技術クラフト問いません	/
20mm	カイトンイン			安価だった場合は利用不可でしょうか。	初のに改たしたエコノミーの半調よりも思い場合には、 后来ノノスは向いまとん。	
1985年   19	7. 契約管理	04旅費(航空賃)	7-04-5	9/29説明会スライド66「為替変動や航空賃の価格上昇による影響」について、航空賃や為替変動についてギリギリ のところで流用にて手当て可能としていても、複数人の最終渡航などで増加することもあり得ると思いますが、契約	ケースによります。前広に状況をご連絡・ご相談いただき、対応について合意形成していただくこととなり	/
1995年   1996	カイトライン			終了間際でのお願いには対応いただけないのでしょうか。	<b>ま</b> 9。	
1998年   1997年   1998年   1997年   1998年   19	7. 契約管理 ガイドライン	04旅費(航空賃)	7-04-6	対象外の費目となります(QCBS、総合評価落札方式を除く)。」とありますが、2023年9月までの公示案件で2023		/
おいまた   1995	7 初纳等理			旧QCBSの案件で、航空賃が合意単価が設定されており、航空賃の高騰等で合意単価を大幅に超過するため、契約	契約金額の範囲内であれば、対応可能です。その際、合意単価を解除し、実費精算とする確認・合意のため	
1989年度	ガイドライン	04旅費(航空賃)	7-04-7	金額の範囲内で、渡航回数の調整及び他費目の流用を行うとともに、合意単価を外して実費精算に変更することは可能か。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	の打合簿(3者)が必要です。(合意単価の解除しないで渡航回数調整・他費目との流用のみであれば受注   者裁量となります)	/
1995年	7. 契約管理	0.4 按票(航空賃)	7-04-9	内の他費目から航空賃(合意単価)への流用は可能でしょうか。渡航回数の変更と大費目間以外の流用は受注者裁量	ご質問内容のいすれの場合においても流用可能です。 ・ 創学教務など直接経典内の仲界日外に針が技術(今帝出席) A の注用け可能です	,
製物質性	ガイドライン	04派員(加工員)	7-04-8	という点からは、流用可能のように思えますが、その場合、余剰金額に応じて合意単価分の一部金額を精算すること はできないと思いますので、合意単価x1渡航分の余剰がほかで出ていれば、流用可能という理解で良いでしょうか。		
### 20				た。		
(中の場合) 2023年の月末の20分割者で20分割者で2023年10月以降のかご素格があた。西部では50のが減失くないとす (中の場合) 203種の担保 (中のよう (東海の担保 (中のよう ) (東海の担保 ) (	7. 契約管理 ガイドライン	04旅費(航空賃)	7-04-9	ます。旅行代理店の手数料については、当該代理店の規定に基づくものとしますが、1回の変更につき上限を5,000	2023年9月までは上限5000円、2023年10月以降は契約金額全体に収まっていれば、個別の上限設 定は有りません。	/
1999				その場合、2023年9月までの公示案件・2023年10月以降の公示案件両方に適用されるのかお教えくださいます		
### 2008	7. 契約管理	0.5旅費分担	7-05-1	旅費分担は精算時の報告で良いとのことですが、基本的に旅費分担の内容については受注者の裁量となるという理	旅費の分担については、どちらの業務でどの経費を負担するかの確認ですので、重複計上がなく、分担が 明確になっていれば認められない、ということはございません。 数数管理の手続き ルールご沿ったもので	
### 20 5 回音が回	カイドライン	O Salise 25 II	7 03 1		あれば、差し戻すことはありません。	Ĺ
20	7. 契約管理 ガイドライン	05旅費分担	7-05-3	旅費が担については、精算時に報告と変更になりましたが、波師時に担当者に移動についての連絡は入れることになるかと思いますが、分担の詳細については、報告の必要はなく、精算時での報告ということになりますでしょうか。	旅費分担については精算時に契約担当課長への権認書の提出でお願い致します(条件担当への報告は不要です)。	/
7-05-0    1-	7. 契約管理 ガイドライン	05旅費分担	7-05-4		旅費の分担の確認に必要な情報をご記載いただければ、特に問題ございません。	/
「	7. 契約管理	05旅費分担	7-05-6	インでの扱いについてお伺いさせてください。	新ガイドラインの適用は11月からとしていますが、10月は移行期として柔軟に新ガイドラインを適用する	/
7-05-8				たしましたが、新ガイドライン適用前の渡航の場合は移動が11月であっても打合簿が必要になるのでしょうか。	ことを可としていまりので、旅貨方担の打合海の作成は个要となります。	ļ .
7-05-8   大阪の衛田型   7-05-8   大阪の衛田型   7-05-8   大阪の衛田型   7-05-9   7-05-9   大阪の衛田型   7-05-9	ガイドライン	05旅費分担	7-05-7	いでしょうか。	ご理解の通りです。	
第9時間   10-10-10   10-10	7. 契約管理 ガイドライン	05旅費分担	7-05-8	「ても同様(1渡航につきー律各業務従事日数−2日)とすることで問題ございませんでしょうか。或いは実績ベース(実際の宿泊日数)で計上となるでしょうか。	ご理解の通りです。ただし、中国、韓国、モンゴル、フィリピン、ブルネイ、ミクロネシア、マーシャル諸島の 7ヶ国への渡航については、夜行便が就航していないため、「機中泊なし」(-1日)として、泊数を計算しま	/
50				第です。	9.	_
20.23年10月のサイヤライ/改変後は打合海事機能29-10月食物の対担に係る機能1を提出することと職業化されましたが、成果品・精育報告書のはます。または、業件1を担け、行きるなど、おきない。または、業件1を担け、対しているの。または、業件1を担け、対しているの。または、業件1を担け、対しているの。または、業件1を担け、対しているの。または、業件1を担け、対しているの。または、業件1を担け、対しているの。または、業件1を担け、対しているの。または、業件1を担け、対しているの。または、実体1を担け、対しているの。または、実体1を担け、対しているの。または、実体1を担け、対しているの。または、実体1を担け、対しているの。または、実体1を担け、対しているの。または、実体1を担け、対しているの。または、実体1を担け、対しているの。または、実体1を担け、対しているの。または、実体1を担け、対しているの。または、実体1を担け、対しているの。または、実体1を担け、対しているの。または、実体1を担け、対しているの。または、大きないるというでは、プラットフォームのスコープ外なので、精育報告書に合わせていませい。または、実体1を担け、対しているの。または、対したいます。または、対したいまな、表に、表に、表に、表に、表に、表に、表に、表に、表に、表に、表に、表に、表に、	7 初約管理			日本→A国(JICA案件1に従事)→B国(JICA案件2に従事)→日本に帰国するケースで、A国→B国への旅費(航空費)につきまして、以前は案件1、または2、いずれの案件での精算とするかは打合簿にて取り決めていたかと思いませ	8X用の冊ガイドライ・ルー記載の車の川一進して「故夢の公知」に低ス起告。ローア公和を用らかにしていただく	
### または、案件:2回一4回、案件:2個一4回一成田、とするとと    接換分組にかかる確認書の提出方法とタイミングについて確認させてください。   おお金件(2029年終了予定)で事業契約管理ブラットフォームにて放棄分配にかかる確認書の申請を行ったところ。   「原義の分担に別よっては、2023年10月の制度改正に対した。「京義の分別に関よっては、2023年10月の制度改正に対した。」   おおっと   「原義の分別に関よっては、2023年10月の制度改正に対した。」   おおっと   「原義の分別に関よっては、2023年10月の制度改正に対した。」   おおっと   「原義の分別に関よっては、2023年10月の制度改正に対した。」   おおっと   「原義の分別に関よしては、2023年10月の制度改正に対した。」   おまっと   で提出した。   おまっと   で提出した。   というを   では、2023年10月の制度改正に対した。   というを   では、2023年10月の制度改正に対した。   というを   では、2023年10月の制度な正にが、2023年10月の制度な正にが、2023年10月の制度な正にが、2023年10月の制度な正にが、2023年10月の制度な正には、2023年10月の制度な正には、2023年10月の制度な正には、2023年10月の制度な正には、2023年10月の制度な正には、2023年10月の制度な正には、2023年10月の制度な正には、2023年10月の制度な正には、2023年10月の制度な正には、2023年10月の制度な正には、2023年10月の制度な正には、2023年10月の制度な正には、2023年10月の制度な正には、2023年10月の制度な正には、2023年20日の制度な正には、2023年20日の制度な正には、2023年20日の制度な正には、2023年20日の制度な正には、2023年20日の制度な正には、2023年20日の制度な正には、2023年20日の制度な正には、2023年20日の制度な正には、2023年20日の制度な正には、2023年20日の制度な正には、2023年20日の制度な正には、2023年20日の制度な正には、2023年20日の制度な正には、2023年20日の制度を2023年2023年2023年2023年2023年20日の制度を2023年2023年2023年2023年2023年2023年2023年2023	ガイドライン	05旅費分担	7-05-9	ましたが、その中でいずれの案件で精算するか明らかにすれば良い、という理解で宜しいでしょうか。	なうお願いします。	
ある条件(2029年終了予定)で事業契約管理プラットフォームに下級費分担にかかる確認書の申請を行ったところ。以下のコメントと批、窓し戻しがではいる。 以下のコメントと批、窓し戻しがではいる。 別等のコメントと批、窓し戻しがではいる。 別等のコメントと批、窓し戻しがではいる。 別等のコメントと批、窓し戻しがではいる。 別等のコメントと批、窓し戻しがでは、「ショウトフォームの中間は不要と、精算報告書に合わせてご提出いただければ結構です。 よろしくお願いいたします。」 「精算報告書に合わせて理出とは素件終了時にまとめてプラットフォームで申請するのでしょうか。 特別のいずれフラットフォームの申請が必要であれば、特に長脚条件は最後にまとめて時間するのでしょうか。 特別のいずれフラットフォームの申請が必要であれば、特に長脚条件は最後にまとめて時間するのでしょうか。 でれたもプラットフォームの申請が必要であれば、特に長脚条件は最後にまとめて時間するのは大変なので、協 時の申請を認かていただけませる場では、決き者であれば「破害書」という文言を「旅費分担に係る確認書」という文言を「なる」という文言を「なる」をいるでは、「なる」を「なる」という文言を「なる」というる。「なる」という文言を「なる」という文言を「なる」という文言を「なる」という文言を「なる」という文言を「なる」という文言を「なる」という文言を「なる」という文言を「なる」という文言を「				または、案件1:成田→A国、案件2:A国→B国→成田、 とするなど		
7-05-10 05旅費分担 05旅費分担 05旅費分担 05旅費分担 05旅費分担 05旅費分担 05旅費分担 05旅費分担 05旅費分担 06 0号打合簿 06 0号打合湾 06 0号打合簿 07-06-2 06 0号打合簿 06 0号打合簿 06 0号打合簿 07-06-2 06 0号打合簿 06 0号打合簿 07-06-2 07-07-07-07-07-07-07-07-07-07-07-07-07-0				ある案件(2029年終了予定)で事業契約管理ブラットフォームにて旅費分担にかかる確認書の申請を行ったところ。		
7-05-10				ります。ついては、こちらは差し戻しさせていただきますので、精算報告書に合わせてご提出いただければ結構です。	現時点で、成果品・精算報告書の確認・提出はブラットフォームのスコープ外なので、精算報告書に合わせてご提出・ご報告いただいている旅費分担については、ブラットフォームでのやりとりは不要です。	
前者のいずれブラットフォームの申請が必要であれば、特に長期案件は最後にまとめて申請するのは大変なので、随 時の申請も認めていただけますと幸いです。後者であれば「確認書」という名称であるにもかかわらす内容によって ブラットフォームで提出有無が異なるのは始らわしいので、名称変更や注釈を付けるなどの誰にでも分かる工夫をお 願いいたします。 契約管理 ブバドライン 06 0号打合簿 7-06-1	7. 契約管理 ガイドライン	05旅費分担	7-05-10	   「精算報告書に合わせて提出」とは案件終了時にまとめてプラットフォームで申請するのでしょうか。	ブラットフォームのタブにある「確認書」はセミナー等での渡切単価の適用について、受注者様と当部が確認することを意図しているため、名称をで渡切単価確認書」とする等、より適切なものに修正予定です。併	•
7-90-73 ― 7-06-1				   前者のいずれプラットフォームの申請が必要であれば、特に長期案件は最後にまとめて申請するのは大変なので、随	せて、経理処理ガイドラインに記載されている「旅費分担に係る確認書」という文言を「旅費分担に係る報	
7-06-1				プラットフォームで提出有無が異なるのは紛らわしいので、名称変更や注釈を付けるなどの誰にでも分かる工夫をお		
7-06-2  06 0号打合簿  7-06-2  7-06-2  08 0号打合簿  7-06-3	7. 契約管理	06 0号打合簿	7-06-1	にあるように、現地セミナーの人数、日数、回数は特記仕様書にも記載はなく、また変更が多いと思われるので、ここ	特記仕様書案で特に指示している数量が該当します。	/
3.契約管理 06 0号打合簿 7-06-2	311 313			2024年7月施策について		
は再選出する必要がごか、はますでしょうか。	7. 契約管理	06 0只打个簿	7-06-2	品を全て記載する必要がございますでしょうか。  また、各成果品の提出期限は仮で記載と様式にございますが、特記仕様書記載の期日が曖昧なもの(~協議後、~調査	0号打合簿で提出いただく「成果品等の提出計画」には特記仕様書記載の成果品を全て記載いただく必要	,
接機果品と中間成果品のみの記載で承認を頂いていたため、確認させて頂きたくお願い致します。  0号打合簿では、契約書の補完文書を提出することになっています。 補完文書とは、契約書の補完文書を提出することになっています。  (一般の管理 1/4ドライン 2 06 0号打合簿 7-06-3 2 06 0号打合簿 7-06-3 2 06 0号打合簿 7-06-3 2 07 0月 06 0号打合簿 7-06-3 2 07 0月	ガイドライン			は再提出する必要がございますでしょうか。 以前の0号打合簿では「契約開始時の合意事項」にて成果品の提出期限を記載していたかと思いますが、その際は最	かめります。また、当初計画より大さく変更がある場合は、再提出いただく必要があります。	
7. 契約管理 1/4 2016 9月 2017 00 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0				終成果品と中間成果品のみの記載で承認を頂いていたため、確認させて頂きたくお願い致します。 0号打合簿では、契約書の補完文書を提出することになっています。		
7-06-3 グイドライン 1/4ドライン 06 0号打合簿 7-06-8 「す。 サッカスドライン 7-06-3 「す。 タッ書に記載ある内容を補完文書にも重複して記載する必要があるのは何故でしょうか? タッ書に記載ある内容を補完文書にも重複して記載する必要があるのは何故でしょうか? タットラー・クランス アータットラー・クランス アータットラー・クランス アータット・ファー・クランス アータット・ファー・クランス アータット・ファー・クランス アータッス アータンス	7 契約管理			補完文書とは、契約書に記載のない内容あるいは契約書では十分でない内容を双方合意し、記録しておくものという ことですが、例えば、報告書/成果品やその部数などについては、契約書(特記仕様書)にすでに記載があるにもかか	ち、 1.発注者が指示する項目」につきましては、特記仕様書との重複がありますので、追って削除するよう	
既に契約書に記載があり、契約書以外に合意しておく事項がなければ、0号打合簿への当該書類の添付は不要とはで「私で争入しました。予後、PFの等人に行い発担し引能な能力がありましたうなたととていたださます。	ガイドライン	06 0号打合簿	7-06-3	す。 契約書に記載ある内容を補完文書にも重複して記載する必要があるのは何故でしょうか? 契約管理随素化には逆行するように感じられますため、必要性につき確認させていただければと存じます。	また、「提出計画表」は今後導入される事業・契約管理プラットフォーム(PF)において、契約事故防止のために各提出物の提出予定時期が近づくとリマインドを発信する仕様としており、データ取込のために別様	•
				既に契約書に記載があり、契約書以外に合意しておく事項がなければ、0号打合簿への当該書類の添付は不要とはで	Mc 等ハしよしに。 7 後、F F い 等人に伴い見世し 引能な部方がありましたり改定させ (いただきます。	

関連施策	項目	質問番号	質問	回答	情報の 反映
7. 契約管理 ガイドライン	06 0号打合簿	7-06-4	<7-06-3への更期> 「契約開除的合意事項」のうち、「1.発注者が指示する項目」は削除されるとのことですが、「提出計画」は今の形の 非までしょうか。 手までしょうか。 「今後要入される事業、契約管理ブラットフォーム(PP)において、契約事故防止のために名提出物の提出予定時期が 近づくとリマインドを発信する仕様としており、デーク可認みために別様式を導入しました。今後、PFの導入に伴い見 直し可能と部分がありましたらの完全させていただきます。」 とご回答かありましたが、PFに認込むための書類を、受注者が作取の負担を負うべきなのか疑問に感じています。提出計画表を別様式として設するのではなく、支払計画表とまとが、と様々の記載内容が重視していますので、提出計画表を別様式として設するのではなく、支払計画表とまとめることで、発注者おより受注者双方の効率化と商素化が認れるものと考えますが、いわかでしょうか。と機能りただけますと単いです。	提出計画は現状から変更を考えておりません。 PFの各提出物についてのリマインドは受法者の皆様に連絡がいく仕様となっております。皆様の契約管理 に資する機能と考えておりますので、ご理解いただけますと幸いです。 PF導入後に運用を行う中で、よりよい様式等ありましたら、検討していきたいと考えておりますので、ご 理解の程よろしくお願いします。	/ /
7. 契約管理 ガイドライン	06 0号打合簿	7-06-5	制度変更により、業務計画書が、0号打合簿の別路となったが、0号打合簿への添付資料のポリュームが多く(業務計画書金さ)、JICA側での0号打合簿の確認作業に時間を要する状況である。業務計画書の提出が10営業日以内と的数で規定されているものの、他の添付資料の確認や差し戻し対応を含め、10営業日以内に0号打合簿を締結することが非常に置しいという印象を受けている。 担当課に関門したところ、評約式には10営業日とあるが、こちらは目安であり、当機構としは過ぎても問題はこざいませんし、何が開心・影響するということもない。」という回答があった。受注者としては、契約(約款)で規定されている以上、担当課から期限を越えても問題ないと言われても、やはり期限内に提出したいところである。 業務計画書で9月1台湾の添付資料から外、以前のように単なして取り扱うことを再検討損ぐか、約款の10営業日という数字を修正するか、または、貴機構内での確認プロセスを早めてもらう、のいずれかを提案したい。	ご提案ありがとうございます。検討いたします。	/
7. 契約管理 ガイドライン	報)	7-07-1	契約管理ガイドラインP26 (4)コンサルタント業務従事者月報 の イ 業務従事者の「従事計画/実績」報告 について 業務主任者/副業務主任者の人月の変更について、事前に「監督職員」に説明とあります。今までは事前に報告は必要なかったはずですが、報告が必要になった背景・理由は何でしょうか。	新しい契約管理ガイドラインより、契約金額の範囲内での業務従事者の配置や変更について、総人月の増加も含め受注者の裁量の範囲が拡大しましたが、業務主任者及び副業務主任者はプロポーザルの技術評価時の評価対象業務従事者であるため人月の変更においては事前に監督職員にご相談ください。	/
7. 契約管理 ガイドライン	07コンサルタント 業務従事月報(月 報)	7-07-3	<上記7-07-2回答の更問> 変更契約を行った場合、「当初計画」は変更契約時の計画でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。変更契約締結時の計画になります。	/
7. 契約管理 ガイドライン	07コンサルタント 業務従事月報(月 報)	7-07-5	く上記ア・07・2、7・07・4回答の更問> 2023年12月20日に講範されましたFAQの7・57と7・59の回答は同じことを言っているのでしょうか?7・57は「当初計画」には原契約のMMを記載すると読めますが、7・59では変更契約書の最新MMを記載すると回答されています。7・59の回答でよいように思いますが、原理に問題いたところ原契約のMMを記載するように指示されたとの声が出すのもりましたので確認させていただきたくお願いします。	「当初計画」はその時点での最新の契約での人月を指します(変更契約を行っていな)ければ当初契約、契約 変更を行っていれば変更契約の人月となります)。機構内にて周知徹底いたします。	/
7. 契約管理 ガイドライン	07コンサルタント 業務従事月報(月 報)	7-07-6	新制度の月報様式について、人月は現地業務と準備業務で換算方式が異なりますが、人月欄には別個で異なる換算方式で計算したものの合計額を入力するのでしょうか。人月ではなく、業務従事日数での記載は不可でしょうか。	ご理解のとおり、別添2には合計の人月を記載ください。日数の明記が必要な場合は月報本文に記載ください。	/
7. 契約管理 ガイドライン	07コンサルタント 業務従事月報(月 報)	7-07-7	現行の案件については、10月末まではパーチャートを作成し、11月より新ガイドラインを用いてパーチャート不要と いう理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。実費精算の場合は様式1-3を添付ください。	/
7. 契約管理 ガイドライン	07コンサルタント 業務従事月報(月 報)	7-07-8	ランプサムの場合は月報の添付の中の従事計画/実績表は不要ということでよろしいでしょうか。	模式1-4渡航実績表を添付頂きます。	/
7. 契約管理 ガイドライン	07コンサルタント 業務従事月報(月 報)	7-07-9	10月に改定された契約管理ガイドラインにて、調査団の渡航実績等を様式1-3にて作成いただきますが、新様式では 精算に必要な現地への滞在期間や渡航日程はとのように把握したらようしいでしょうか。	精算は精算報告書に基づき行っています。(詳細は様式をご確認ください) https://www.lica.go.jo/about/announce/manual/form/consul.g/index.since.201404.html#a06	/
7. 契約管理 ガイドライン	07コンサルタント 業務従事月報(月 報)	7-07-11	月報の翌月の現地護航予定について、"翌月"というのは、例えば2023年10月の提出時であれば2023年11月のことですか。"予定"なので、その後変更になる可能性もありますが、それは別途報告が必要でしょうか。	現地渡航については安全管理の観点からも予定はお知らせいただければと存じます。	/
7. 契約管理 ガイドライン	07コンサルタント	7-07-13	月報が新様式になったことで日ごとの稼働日の報告が求められなくなりました。これにより管理すべきは、その月で の稼働が全」IC人条件で月の上限を超えていないかというポイントになったと考えてもよいのでしょうか?あるいは 精算時や抽出検査等で具体的稼働日の調査もあるのでしょうか。	実費精算契約の月報の確認についてのご質問という前提で回答いたします。 業務従事者の配置計画の変更、契約金銀約の人月振鶴、総人月の変更思び薄鉱回数の変更等を含む)は受 業務従事者の配置計画の変更、契約金銀約の人月振鶴、総人月の変更思び薄鉱回数の変更等を含む)は受 注着の裁量になりますので、月報では当該月の実務の連修状況と、それに要した人月を監督職員に報告い ただきます(監督職員は、契約管理ガイドラインp14に記載のとおり「裁量権の乱用」の蓋然性について確 認させて頂きますが。 なお、精算においては、経理処理ガイドラインp33に記載のとおり、必要に応じ、現地業務日数確認のた め、パスポートの出入国記録やフライトの技術を出呼きを求めることがあります。 また、把出検査に該当した案件については、契約形態(実費精算/ランプサム契約)により提出書類以非異なり ますが、提出書類の内容は全て確認し、その内容に副齢がありましたら、確認させていただきます。	/
7. 契約管理 ガイドライン	07コンサルタント 業務従事月報(月 報)	7-07-14	ランプサムでない案件を前提にさらにお伺いいたします。「業務従事者の配置計画の変更(契約金額内の人月振橋、総 人月の変更及が渡航回数の変更等を含めは受注者の装鑑になりますので、月報では当然月の業務の進捗状況と、 れに要した人月を監督職員に報告いたださます」とは、単体の案件での月報報告内急ご輝射にたよしたが、複数条 件に従事する場合はダブルアサインがないかを受注者にて管理の上「要した人月」報告するということでよろしいで しょうか。	工理解の通りです。 権数案件に従事する場合でも、該当の案件単体にて人月を管理いただき報告をしてください。	/
7. 契約管理 ガイドライン	07コンサルタント 業務従事月報(月 報)	7-07-15	実費精算契約におけるコンサルタント業務従事月報の提出方法についてご教示ください。 現在、月朝はPFにて提出させていただいておりますが、貴機構の月報様式1-1の注釈には、 実務主任者は、契約期間の月毎に本業務従事月報を作成し、監督職員へ提出してください(メールベースで在外事務 所へも送付してください。) との記載がこざいます。この記載に基づき、PFでの提出とは別途、在外事務所宛にもメール送付が必要という理解で よろしいでしょうか。ご確認のうえ、ご教示いただけますと幸いです。	ご理解のとおりです。	/
7. 契約管理 ガイドライン	07コンサルタント 業務従事月報(月 報)	7-07-16	<7-07-15への更問 回答では契約管理PFとは「別途」在外事務所へのメール送付が必要とのお答えでしたが、 コノナリタン・用心しては、契約管理PFとメールの両方で提出することは二度手間となり、 業務簡素化・効率化のために導入されたはまずの契約管理PFが活かされていない状況となるかと考えます。 コノナリタントがPFを通じて提出した月報を必要かれば貴機網内で在外事務所へ、共有いただく等 再検討いただけませんでしょうか。 本件ECFAに根拠をしたところ、受注者の負担を増やす作業であり、 ECFAとしても見過ごすことはできないとのご意見をいただいております。 成めて見過じいただけないかとか、C機能の程とうしてお願いいたします。 成めて見過じいただけないかとうか、C機能の程とうしくお願いいたします。	月報について、在外事務所などの機構内関係者への共有をブラットフォーム上で行えるよう、現在システム 開発中です。早期の実装を進めて参りますが、それまでの時限措置として、メールでの共有をお願いできる と幸いです。	/
7. 契約管理 ガイドライン	07コンサルタント 業務従事月報(月 報)	7-07-17	プラットフォームにて承認取得した打合簿、月報等の精算時の対応について プラットフォームの本格導入が始まり、精算派付エビデンスの押印可否について質問させていただきます。 精算書選出準備をしております薬件では、原建ご担当者様より 订に入としてはPF上に登録し、承認されたものが最終版となっているため、押印版の作成は原則行わない。」との指示を受けておりますが、 現在のガイドライン及び精算様式において上記の対応が記載されておりません。 精算書選出ば総に押印必要とならないために、ガイドライン、精算書機式等に記載をお願いできますでしょうか。	原課担当者が説明した通り、PF上に登録したものが正となります。ガイドライン・様式については、追って 修正します。	•
7. 契約管理 ガイドライン	07コンサルタント 業務従事月報(月 報)	7-07-18	月報に記載する年度毎の渡航回数実舗について、実績の記載と報告のタイミングは従来の様式では脚注より「年度ご との渡航回数欄の記載のタイミングは、翌年度以降も継続案件がある場合は3月月報度出時、履行終了する案件は最 終月報提出時に、記載してください。また年度途中で履行後了する案件は、最終月報提出時に提出してください。」と 記載があったのですが、最近の様式の脚注では「10人事業全体での実計に要するため遅航回数を記載してください。」 記載充縛の記載に変更しております。 選乱実績の記載と報告のタイミングは従来記載されていた様式の脚注選上りで問題ないでしょうか?(年度を跨ぐ継続 案件は3月月報提出時、年度の途中で終了する案件は契約終了工期月の月報提出時)	ご理解のとおりです。	/
7. 契約管理 ガイドライン	07コンサルタント 業務従事月報(月 報)	7-07-19	業務実施契約(単独型)について、月報の提出が必要なのは何人月以上の案件でしょうか。「業務従事計画/実練対比表(単独型)」は、3人月以下か3人月より多い水で様式が分かれているので、月報も3人月より多い案件は提出する。という理解でよろしいでしょうか。また。その場合は業務が発生しなかった月についても毎月提出する必要がありますでしょうか。「業務実施契約(単独型)における契約管理ガイドライン」に月報についての記載がないようでしたので、ご教示しただけますと争いです。	業務仕様書に記載のとおり、コンサルタント業務従事月報は、現地作業が合計3人月を超える場合、又は準備/整理作業が合計1人月を超える場合のみに提出ください。	/
7. 契約管理 ガイドライン	07コンサルタント 業務従事月報(月 報)	7-07-20	実費精算案件についての質問となります。 精算報告書に添付する報酬金額の根据書類、業務従事者の従事計画/実積表(監督職員確認印付)について、従来は 契約最終月の利能に添付した従事計画/実積表に監督職員確認印を頂き、精算報告書に添付して実積をご確認頂い でいたかと思います。 現在は月間の提出がブラットフォームになり、ブラットフォーム上で承認頂いた月報は原則押印を行わない運用になって おりますが、従事計画/実積表に関してもPFの承認をもって押印不要とし、精算報告書に添付をすることで問題な いでしまうか。 それたそ従事計画/実積表のために、最終月の月報に関しては従事計画/実積表に監督職員の確認印を頂く必要が ございまずひに実積を表しまして、監督職員確認印の欄下部に「精算時のみ押印。月報添付段階では押印 不要」との記載がこざいますが、こちらはJICA側が契約最終月等に精算用に押印してくださるという連用なのでしょうか。	ブラットフォームにて提出された月報派付の従事計画/実績表は、ブラットフォーム上で監督職員が確認するため、精算時においても別途監督職員確認の押印は不要です。様式は追って修正いたします。	•
7. 契約管理 ガイドライン	08業務従事者名簿	7-08-1	現在技プロ案件の業務実施継続契約(第3期)のための0号打合せ簿を作成しております。 新1期・第2期から、全従事者の号数・担当分野について変更ございませんが、 格付権認及領籍とあずせて、全投事者の経歴を提出する必要がありますでしょうか。	契約単位での提出が原則ですが、第3期かつ変更なしを鑑みて、省略可能といたします。	/
7. 契約管理 ガイドライン	08業務従事者名簿	7-08-3	9/29説明会スライド60「契約管理手続き(新規配置の業務従事者の報告/確認)」/契約管理ガイドライン27ページの 名簿について質問です。 補強団員の「所属土は雇用されている会社名でしょうか、スライド記載の例の場合、口川さんは別会社である新宿プ ランニングの社員で、趣可設計の補強として参加しているということでしょうか。	ご理解の通りです。	/
7. 契約管理 ガイドライン	08業務従事者名簿	7-08-4	P27のイ、業務従事者の所属先について、共同企業体である場合は、共同企業体の代表者及び構成員ごとに、業務従事者的の2分の1としている。という記載がありますが、改定された業務従事者名簿の所属先には雇用された会社名を記載すると関節回答(ア-9)にございました。各社ごとの業務従事者数の2分の1になっているか、どのように確認されるのでしょうか。	ご指摘ありがとうございます。業務従事者名簿の様式を改定し、受注者(受注者が共同企業体の場合は構成員)を記載する欄を追加します。様式改定までの間は「補強の場合には、所属先には「実際の所属先に加えて()書き、補強先となる受注者(受注者が共同企業体の場合は構成員)を記載する」ようお願いします。記載例:××会社(実際の所属先](●●会社(補強先となる受注者))	/
7. 契約管理 ガイドライン	08業務従事者名簿	7-08-5	この度ランプサム型条件で自社負担団員を追加することになり、打合簿(業務従事者名簿修正)を取り交わすこととなりました。ガイドラインには経歴書を打合簿に添付するとありますが、自社負担団員の場合でも経歴書は必要でしょうか。格付についても、自社負担であるということから空白(格付なし)で業務従事者名簿に記載予定ですがよろしいでしょうか。	自社負担の団員は名簿への記載不要です。また、格付認定の対象にはなりませんので、名簿に記載する場合であっても格付の記載や経歴書の提出は不要です。	/
7. 契約管理 ガイドライン	09業務従事者の 経歴	7-09-1	業務従事者を新規に配置する場合、経歴書をご確認されるとのことですが、これまで業務従事者登録の打合せ簿に添付していた旧様式(経歴を記載していた資料)を提出することは差し支えないのでしょうか。	差し支えございません。	/
7. 契約管理 ガイドライン	10契約変更	7-10-1	P.141.契約管理の基本的な考え方(実費精算方式)において、5、に「受注者」は契約締結時に提示した見積もり総額の範囲内であれば、契約金額の内部の変更(費目間活用)をその裁量で行うことができます」とあります。弊社案件で、実費精算方式の契約のうち、じきさ、一等表類に対して対して対し、別様もい作成、時の数量を2回から3回に増やして講師締斂が発生すること(2回分の謝金から3回分)が見込まれます。こうした場合も、契約金額の総額から超えることが無ければ受注者裁量で変更して良いという解釈でよろしいでしょうか。	ご理解の通り、契約金額の増額を伴わない費目間流用は、受注者裁量となります。ただし、発注者が指定する数量の変更に該当する場合、2者打合簿でご対応ください。	/

88°# +4-00	750	56-88.XL 🗆	SE BR		情報の
関連施策 7. 契約管理 ガイドライン	項目 10契約変更	質問番号 7-10-2	質問 実費精算契約案件での変更契約に係る様式について、2023年10月以前では、様式として「変更要員計画」があり、 現地と国内されぞれの配置計画の変更点の説明異幹として打合簿に添付しておりましたが、現行ガイドラインでは、 「変更要員計画」は改定されたものはこざいますでしょうか。 また、契約履行期間長長を中・実施方法の変更には、プロボーゲルで提出される「様式4 - 3要員計画」を提出するも のでしょうか。必要な場合は、変更前と変更後を併記するものでしょうか。 もし、その他に提示するべき様式(例えば、様式1-3「業務従事者の従事計画/実績表」など)がありましたら、ご教示 ください。	回答  2023年10月以降、業務従事者の配置計画の変更(契約金額内の人月及び渡航の振替、総人月の変更、渡 船回数の変更)については、受注者裁量となり、変更要員計画の提出は不要となりましたので改定版様式 はこざいません。 また、契約銀行期間延長を伴う変更においても要員計画の再提出は不要です。変更された内容について は、月報及び精算時に「業務従事者の従事計画/実績表」に反映の上で、ご報告ください。	情報の反映
7. 契約管理 ガイドライン	10契約変更	7-10-3	P30、実費精解方式の変更契約について確認させてください。	実費精算契約の場合において、特記仕様書の作業項目の削除を伴わない経費の減額の場合は、必ずしも 契約変更が必要ではありません。画一的な金額の目安は設けておらず、各案件において減額する金額の大 きさや残存する履行期間等を勘案した上での個別判断となります。	/
7. 契約管理 ガイドライン	10契約変更	7-10-4	する、本機能では今日の上午を開から続く、大いなも行為の子でのような大学のような大学のような大学のような大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大	契約管理ガイドライン(P.14)四角囲みの2. に記載のとおり、減額となる場合は、特記仕様書の作業項目の削除に伴う減額の場合は契約変更、そうでなければ、その金額の大きさと残存する履行期間を勘案して判断します。	/
7. 契約管理 ガイドライン	11定額計上のラ ンプサム化	7-11-1	10/23説明会スライド44 定額計上①について、契約交渉時に金額を確定できるのであればランプサム方式に計上 可。 契約締結後であれば、実費精算。という理解でよろしいでしょうか。	定額計上については、(実費精算方式の契約)業務実施中でも金額確定ができればランプサムとすることが 可能です。	/
7. 契約管理 ガイドライン	11定額計上のラ ンプサム化	7-11-2	実施中に金額確定をした場合は、確定金額はランプサム金額に追加、残額は実費分として残る。という理解でよろしいでしょうか。定額計上の残額を流用することになることがあると思いますので、その際の対応は打合せ薄になりますか?	ご理解の通りです。	/
7. 契約管理 ガイドライン	11定額計上のランプサム化	7-11-5	※2章2(8)定額計上について:予定額を確定させランプサム方式を適用する場合、予定額とは元通貨ではなくて円 鎖でしょうか。打合簿時点のJICALートで円貨換算して円貨で確定させた場合、実際の支払時に元適貨は同じであっ でもレートを数か大きべ円貨貨とに場合に設定が起動が生じることもあるかと思います。そのような場合はあらた めてレートを変えたうえでランプサム方式を適用する。もしくは実費精算に変えるなど、変更のご相談はできるので しょうか?	為替変動による確定金額の増額は原則不可ですが、あまりに大きな為替の変動があり、円貨と大幅な差異が生じる場合はこ相談ください。	/
7. 契約管理 ガイドライン	12定額計上の実 費精算方式	7-12-1	なった。 素費精算方式の定額計上についてお伺いします。当初の企画競争説明書にて「○○調査信含む▲▲調査 11,000万円 再委託費」と指定されていた一契約交渉で「○○調査・・400万円 再委託費」「▲▲調査 -・600万円 一般業務費(備 人費)」と整理して契約締結、この場合、「○○調査」と「▲本調査」間の費目間応用は「定額計」を銀合計内」として受 注者裁量で実施できるのか、「定額計」、費目」残額の流用ということで打合せ薄による確認が必要となるのか、こ数 示額います。	ご質問の案件では、契約締結時点では「○○調査・・400万円 用表計費」「▲▲調査・・600万円 一般業務費(傭人費)」でそれぞれ定額計上にて契約締結を行っているものと理解いたします。 この場合、各調査において金額が確定したら、それぞれの調査の予算額を確定する打合簿を取り交わしてください。 一方の調査の金額確定後、残額が生じ、それをもう一方の調査の保費に充てたい場合は、定額計上の残額確定及び残高判問の打合簿にご監督職員の承諾を得てください。	/
7. 契約管理 ガイドライン	13定額計上の打 合簿	7-13-1	GL本文によれば、実費精算契約であってもランプサム契約であっても、定額計上を実費精算方式とした場合、残額は 監督職員の承託があれば使用できると解釈される。 一方、契約管理GLの表シーにリストされたランプサム契約での打合簿には、「定額計上の残額の使用」が書かれていない。 ա値かるあつてはないか?	2023年11月に掲載しましたGL本文P、35をご確認ください。 ランプサム級学では、定額計上の残額の費目前部用は認めていません。GLでは「本体契約が実費精算契約 の場合、「業務主任者」は、「監管額員」の承諾があれば、確定された残額を、同費目内での増額や費目間流 用に充てることができます。 一方、本体契約がランプサム契約の場合、残額はそのまま精算します(残額を使用することはできません)。」としています。	/
7. 契約管理 ガイドライン	13定額計上の打 合簿	7-13-3	新施策に関わりご共有いただいた資料のうち(説明会資料)定額計上の打合簿について質問させていただきます。 2. 上記資料P15,16の最下行に以下の記述がございます。 ●定額計上の外額=当初設定されていた定額計上の金額一支出実積額 ◆「当初設定されていた定額計上の金額」とは「熱市書・特定される顧もしくは契約時に合意した金額の高でしょうか。 ◆事前に打合簿にて【合意した予算額(上限額)】ではなく【当初設定されていた定額計上の金額】で間違いないでしょうか。 (当初設定されていた定額計上の金額をもとに残高を決めるのであればなぜ予算額決定のための打合簿が必要になるのか?)	資料について、JICAHPに新契約管理ガイドライン・様式等と共に掲載されているファイル名「(参考資料) 定額計上の打合簿」が最新版になりますので、今後は同ファイルをご参照いただきますようお願い致します。 ◆「当初設定されていた定額計上の金額」とは、指示書で指定される額もしくは契約時に合意した金額の 意でしょうか。 ⇒ご理解のごおりです。 ◆事前に打合簿にて[合意した予算額(上限額)]ではなく[当初設定されていた定額計上の金額]で間違い ないでしょうか。 ⇒契約時に合意した該当業務の定額計上の金額になりますので[当別設定されていた定額計上の金額]で間違いありません。定額計上では、①当該業務の完態前上見機根制、基づいて予範を確定すること。 当該業務の完了時、共務を確定すること。の2つの手続きが別相に必要です。特に①については定額計上の金額は「の金額は「COが規定した上限限に過ぎず、受法者による見機根と整治まて、予算額を確定する必要があります(その結果、当初設定されていた定額計上の金額は「COが規定した上限限に過ぎず、受法者による見機構と整治まて、予算額を確定する必要があります(その結果、当初設定されていた定額計上の金額は「CO 結果、当初設定されていた定額計上の金額では「CO 結果、当初設定されていた定額計上の金額では「CO 結果、当初設定となります。	/
7. 契約管理 ガイドライン	13定額計上の打 合簿	7-13-4	定額計上(実費精算)の打合簿についてご教示ください。 例えば「定額計上」(〇〇活動想表費」(2回:200万/回×2回)として計上されていた場合、予算額確定の打合簿及び 業務完了時の打合簿は1回目、2回目と都度提出。この経費に対して最低4枚の打合簿提出が必要との理解でよろし いでしょうか。	しい○○活動財産費」が1回目の時点で2回目分の「予算額(上限額)確定」も併せて可能であれば、まとめて1つの打合簿でご対応いただいてかまいません。業務完了後のは残闘の確定」のための打合簿についても、2回目の業務に「辞しまとめて1つの打合簿でご対応いただいでかまいません。特に、本条条約が実費精算契約の場合は、2回目の残額が確定しないと同・他費目で使用できる残額が確定できませんので、2回目の業務だ「時しまとめて1つの打合簿で立対ないただくと効率がかと思います。	/
7. 契約管理 ガイドライン	13定額計上の打 合簿	7-13-5	〈上記7-13-4回答の更問〉 2回分計上の場合、予算額(上限額)確定の打合簿は都度(2回分の予算額が確定できていない場合)、業務完了後の「鉄額の確定」の打合簿は2回目業務完了後に1本で提出可とのこと承知いたしました。ちなみに精算報告書には業務完了後の「残額の確定」の打合簿のみを添付との理解でよろしいでしょうか。	経理処理ガイドラインP.34をご参照ください。定額計上に係る打合簿は、業務の範囲や内容、金額が確定した時点で作成し、証拠書類として精算報告時に提出をお願いします。	/
7. 契約管理 ガイドライン	13定額計上の打 合簿	7-13-6	定額計上(実費精算)の打合簿についてご教示ください。 「定額計上の残額」を使用する場合は、打合簿による「監督職員」の承諾が必要との事ですが、具体的な打合簿事例は どこになるでしょうか。例えば事例の中で、「定額計上の残額の使用を有」としておくだけで問題ないのでしょうか。 追加で必要の場合には、事例集の更新の程よろしくお願いいたします。	定額計上の残額の使用については、打合簿事例集の「事例12:通常手続き(定額計上の残額の使用)」をご参照ください。	1
7. 契約管理 ガイドライン	13定額計上の打 合簿	7-13-7	定額計上の打合簿について確認です。セミナー開催費が定額計上となっている案件で、セミナーを2回開催する場合、1回目セミナー開催前に業務内容と予算額の確定、その換残額の確定、2回目セミナー開催前に業務内容と予算額の確定、その後残額のを2、2回目セミナー開催前に業務内容と予算額の確定、その後級額額定と投稿課金を2回収分するいなのか、セミナー2回が終わった時点で2回分まとめて残額確定をするべきか、をご教示いただけますと幸いです。	セミナーが1回目の時点で2回目分の「予算額(上限額)確定」も併せて可能であれば、まとめて1つの打合 薄でご対応いただいてかまいません。セミナー終了後の7残額の確定のための打合簿についても、2回目 のセミナー終了時にまとめて1つの打合簿でご対応いただいてかましません。特に、本体契約が実費情算 契約の場合は、2回目の疾額が確定しないと同・他費目で使用できる残額が確定できませんので、2回目の セミナー終了後にまとめて1つの打合簿でご対応いただくと効率がかと思います。	/
7. 契約管理 ガイドライン	13定額計上の打 合薄	7-13-8	技術協力プロジェクトの定額予算(現地再委託のバイロット事業)について、「定額計上の予算額の確定(実費精算方式)」の打合準のの事前協議をF上で申し込んだところ、提出不要との回答がメールでありました。本件は「定額計上の未確定業務の確定」の打合物のを先月メールペースで輸給済みで、これをもって前払いの支払いが可能であるとの見解が担当的署より示されたのですが、「のでは金額は参考見積のままで、実際は3社比較の上最受値の業者になっており、その運定後神や契約書、締結額については未報告です。 関間:⑥の打合簿は不要でしょうか質問:⑥の打合簿は不要でしょうか質問とが表現しました。	回答1:予算額の確定の打合簿は必要です。業務内容の確定と予算額の確定を同一の打合簿で対応することは可能ですが、別となる場合は別途の取り交わしが必要です。 回答2:二理解のとおりです。	/
7. 契約管理 ガイドライン	14本邦研修・本邦 招へい	7-14-1	本邦技術研修・招へいについて:当初契約締結時に企画競争説明書記載の定額にて別契約として締結し、その後研修 の詳細が決定した段階で、打合簿を取りまかし、内容・強配を確定する方法に変更されましたが、一条件で複数回の研 修かある場合は、研修契約は一本で複数回の打合簿取り又としなりますでしょうか。	ご理解のとおりです。	/
7. 契約管理 ガイドライン	14本邦研修・本邦招へい	7-14-2	契約変更の悪名についてお伺いします。 1 本邦研修の日と本体契約に対策されている時、回数が追加になった場合、本邦研修の新規契約を締結するだけで なく、本体契約の変更(よ邦研修 回追加)も必要でしょうか。 案件によって対抗が異なっているのでお伺いする次第です。(一方は研修契約を締結するのみだったが、一方では本 体契約変更も求められた)	1.本邦研修の実施回数が新たに増えることにより、来日前業務にかかる経費が新たに発生または増加し、 本体契約金額内におさまらない場合は、本体契約の契約変更が必要になります。(本邦研修の契約で計と できる経費は折磨負来日役の業務に係る解拠反び直接経費になり、来日候補者の人選支援などの研修員 来日前の業務に係る経費は本体契約に含めていただくため)。	/
			2. 上記にも関連しますが、追加となった本部所修の費用(数十万~200万程度、本体契約金額の0.1%程度)を、本 体契約から流用(本体契約額減額)する場合も、本体契約の減額契約変更が必要なのでしょうか。打合せ簿のみで可能ですか、本体契約期間の別は1年未満、1年以上の両パターンでご回答いただければと思います。 契約管理ガイドラインP30(イ)を拝見して質問しております。	2. 本邦研修の契約と、本体契約は別々の契約になり、契約間での経費流用はできません。 なお、本体契約の減額ですが、契約業務の削減による減額の場合は 契約変更が必要ですが、業務に変更がない執行残の場合は精算処理となりますので、契約変更は不要です。	
7. 契約管理 ガイドライン	14本邦研修・本邦招へい	7-14-3	( 上記7-14-2回答10更問》 「本邦研修の実施回数か前たに増えることにより、来日前業務にかかる経費が新たに発生または増加し、本体契約金額内におさまらない場合は、本体契約の契約変更が必要しなります。(本邦研修の契約で計上できる経費は研修員来日後の業務に係る経費はなり、来日候補者の人選支援などの研修員来日前の業務に係る経費は本体契約に含めていただくため)。」 に関し、単に本体契約に規定する研修の回数が追加になっただけでは本体契約変更の必要は無し、回数が増えることにより、来日前業務に係る経費が増えた場合で本体契約金額内におさまらない場合には契約変更が必要ということでおり変更が必要ということでおり変更が必要ということでおります。	ご理解のとおりです。本体契約に規定する研修の回数が追加されるだけであれば、発注者が指定する数量の変更に該当するため、2者打合簿でご対応ください。	/
7. 契約管理 ガイドライン	14本邦研修・本邦招へい	7-14-4	<上記7-14-3回答の更問> 、理解のとおりです。本体契約に規定する研修の回数が追加されるだけであれば、発注者が指定する数量の変更に 送当するため、2者打合簿でご対応ください。 に関し、 に関し、 開修の回数が追加となり、別途新たな研修契約を締結するので その研修契約自体に関する打合は無さ3者、本体に規定する研修に1回を追加するという打合せ簿は2者 っまり2件の打合と類が必要ということでしょうか。	ご理解のとおりです。本体契約に規定する研修の回数が追加され、発注者が指定する数量の変更となる場合は、まず回数増について2者打合簿にて合意ください。その後、本時研修の新規契約締結について3者打合簿をご提出ください。 図数の増及び本時研修の新規契約締結が同時に判明した場合は、3者打合簿に両者を記載することでも 構いません。	/
7. 契約管理 ガイドライン	14本邦研修·本邦 招へい	7-14-5	〈上記7-14-2回答2の理問〉 「本料研修の契約と、本体契約12別々の契約」なり、契約間での経費流用はできません。 なお、本体契約の減額ですが、契約業務の削減による減額の場合は 契約変更が必要が必要ですが、業務に変更がない場所契助場合は精算処理となりますので、契約変更は不要です。」 に関し、本体契約の特記仕様緒に書かれた要務の削減が無い(場所・残見込みがのみ)の)場合、本体契約を減額の契約 変更し、本体で減額した分をあらたな研修契約に充てるということは不可、ということですね。 実際の運用としては 本体契約・精算処理(自然残) 研修契約・指算処理(自然残)	ご理解のとおりです。本体契約と研修契約は、契約としては別々の契約になりますので、契約間の経費流用はできません。	/
7. 契約管理 ガイドライン	14本邦研修・本邦招へい	7-14-8	<sup>18</sup> 18 (大学の「Amperication Control of Cont	研修事業における著作権ガイドラインは以下のとおりです。 https://www.iica.go.io/about/announce/manual/suideline/consultant/coovright.html	/

関連施策	項目	質問番号	質問	回答	情報の 反映
7. 契約管理 ガイドライン	14本邦研修・本邦招へい	7-14-9	海外在住の業務従事者が本邦研修に同行する場合、経理処理ガイドライン(P.4)に記載のとおり、現地業務とみなすのか、それとも駆住地に関わらず、国内業務とみなして研修ガイドラインに記載の単価及びMM(÷20)を適用するのか。後者の場合、往復航空賃は認められるのか。	主管部が海外居住の従事者による同行の必要性と妥当性を認めるならば、以下のとおり経費を認めます。 ・現地業務と看做します(人月は+30で計算します)。 ・研修に同行するために米日うな住棄施空資の計上を認めます。 ・日当・宿泊の単面は研修ガイドラインの記載の単価を適用します。(経理処理ガイドラインに記載の単価よ り低いです) ・日当を支給する日数は出発日から到着日まで、宿泊費を支給する日数は、本邦での実宿泊日数とします。	/
7. 契約管理 ガイドライン	14本邦研修・本邦招へい	7-14-10	研修ガイドライン(P.24)②日当・宿泊料では、「日当は一日の行程が100km を超えた場合(または宿泊を伴う移動中)に支給します。」と記載されているが、ここでいう「行程」とは研修行程のみを指すのか、(例えば、研修の行程自体が100m版別に収まっていても、自宅が片道50キロ離れた場所にあるから同行する業務従事者には、日当が支給されるという理解であっているか)	行程には、研修行程に参加するための移動も含めてください。ご照会にある例示は、ご理解の通り日当支 給の対象となります。	/
7. 契約管理 ガイドライン	14本邦研修・本邦招へい	7-14-11	「コンサルタント等契約における 研修・招へい実施ガイドライン」における講義謝金・原稿謝金の算定に関い、P22に「講義時間的が30分以下の場合には時間単価の1/2とします。」とおります。これに基づき、例以ば1時間10分の講義の数量を15としたところ、主管部より「講義時間の合計が30分未満でしたら0.5、それ以上となる場合には実際の講義時間の長さに基づいて計上くださいますようお願いいたします。」とコメントが入り、12に修正されました。1時間15分の場合は1.25に修正されました。これでは13歳時間の長さに基づいて計上」という記載はどこにもあります。(1) 講練時間の合計が30分未満なら0.5、『それ以上となる場合には実際の講義時間の長さに基づいて計上」という記載はどこにもあります。(1) 講練時間の合計が30分未満なら0.5、『それ以上となる場合には実際の講義時間の長さに基づいて計上」という記載はどこにもありません。新たなルールとなるのであれば、明記をお願いたいたます。また1時間10分を1.17ではなく1.2とし、1時間15分の場合は1.25とするというのは有数がもランでおりました。も1.2という25といった数量で指針することが新たなルールなのでしたら、簡素化の流れに全く反するとのであり、再検討情では、95といった数量で指針することが新たなルールなのでしたら、簡素化の流れに全く反するのであり、再検討情でたいです。マッドに13代表で表が表が表が表が表が表がままれません。10分に13代表で表が表が表が表がまたがよります。10分に13代表で表が表がませた。10分に13代表で表が表がません。10分に13代表で表が表がません。10分に13代表で表が表がません。10分に13代表で表が表がません。10分に13代表で表が表がません。10分に13代表で表が表がません。10分に13代表で表が表がません。10分に13代表で表が表がません。10分に13代表で表が表がません。10分に13代表で表が表がません。10分に13代表で表が表がません。10分に13代表で表が表がません。10分に13代表で表が表がません。10分に13代表で表が表がません。10分に13代表で表が表がません。10分に13代表で表が表がません。10分に13代表が表が表がません。10分に13代表が表が表が表が表がません。10分に13代表が表が表がません。10分に13代表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表がません。10分に13代表が表が表が表がません。10分に13代表が表が表が表がません。10分に13代表が表が表が表が表が表がません。10分に13代表が表が表が表が表が表が表が表が表がません。10分に13代表が表が表が表が表が表が表が表がまする。10分に13代表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が	(1)ガイドラインP.22に記載のとおり、講義時期間が30分以下の場合は0.5、それ以上の場合には時間単価を適用します。 (2)ご指摘のとおり、修正いたします。	•
7. 契約管理 ガイドライン	14本邦研修・本邦招へい	7-14-12	<7-14-11への更問> 周いた回答に対して重なて確認させてください。 同いた回答に対して重なて確認させてください。 こ回答(1)に関い、つまり例えば45分の場合は0,75として算出するということでしょうか。 こ回答又に「ガイドラインP、22に記載のとおり、講義時期的が30分以下の場合は0.5、それ以上の場合には時間単価を選用します。」ととか認動がありません。 としか定職がありません。 こ回答(2)に関い、そもぞも過去は30分を超えても0.5単位で契約できていたのは何故でしょうか。ルールが曖昧だったのではないでようか。また当初の両間(2)に記載した通り、小数点2桁単位の計算をせよというのは臨系化の流れに反するものであり、再巻当初の両間(2)に記載した通り、小数点2桁単位の計算をせよというのは臨系化の流れに反するものであり、再巻当初の両間(2)に記載した通り、小数点2桁単位の計算をせよというのは臨系化の流れに反するものであり、再巻を一般的いただけますと単いです。	30分を超える場合は1時間単位で算出ください(45分であれば1時間分の単価を適用)。 質問番号7-14-11の(2)の回答は、見精書機式について言及したもので、小数点2桁単位の計算をせよと いう意図はありません。上述のとおり、30分単位で算出ください。	/
7. 契約管理 ガイドライン	14本邦研修・本邦 招へい	7-14-13	本邦研修招へいの業務完了届および請求書について、研修・招へい業務の実施について取り交わした「打合簿(確定金額についての合意がなされた打台簿)」の添付が求められています。2025年4月以降はプラットフォームで打合簿を取り交わし、プラットフォームにて打台簿を取り交わし、プラットフォームにで承認及を確認できるようになっていると存じます。プラットフォームではたxceしまま提出し、別該資料もひとまとめにせず送付していますので、改めてPDFに統合して添付するのは手間がかかります。プラットフォームにて打合簿が確認できる以上、業務完了届や請求書に打合簿を改めて添付する必要はないのではないでしょうか。	本邦研修・招へいにおいては、ブラットフォーム上で合意した打合せ簿は、弊機構内でもブラットフォーム上 で確認しますので、PDF化や請求書への添付は不要です。	/
7. 契約管理 ガイドライン	14本邦研修・本邦 招へい	7-14-14	<7-14-13への更問> コンサルタント等契約の契約金額精算報告書においても、打合簿の提出が求められていますが、ブラットフォーム上で 合意した打合簿については、提出を省略させていただくことは可能でしょうか。	PFにある打合せ簿については提出省略可能ですが、どの打合せ簿が該当するのか明確化のため精算様式に打合せ簿一覧表を追加しますので、精算報告書の提出時に作成・提出をお願いします。	•
7. 契約管理 ガイドライン	14本邦研修・本邦招へい	7-14-15	研修・招へい用の業務完了届について、貴機構のHP上、以下2か所に違う様式が格納されています。 また、一方は様式りー2、もう一方は様式アとなっており様式番号もずれています。 格制機式の紙をも添削い致します。 ①トップバージンJICAについて>調達情報>調達ガイドライン、様式>コンサルタント等契約 関連ガイドライン/個 別制度の解説>コンサルタント等契約における支払いの請求について ②トップバージンJICAについて>認達情報・深速がイドライン、様式>コンサルタント等契約 関連ガイドライン/個 別制度の解説>コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン	支払ページ①に集約し、様式番号の整理を行います。HPについては、追って修正しますが、当面の間は、現行様式9-2ではなく、様式7を活用ください。	•
7. 契約管理 ガイドライン	15一般業務費支 出実績総括表	7-15-2	一般業務費について、従来は見積書に計上していない細目が新たに発生した場合は、原課担当者に報告し一般業務 費付額契数に含める旨の了系を先行して得た後、支出総括表し反映しておりましたが、10/23の認知会では有 頂いた事所(総括成)契約業務、助理した支出であることを主として確認)を拝算ると、今後は新たな細目の費用 が発生しても原課担当者への報告は不要で、当該業務に関連した支出であることが分かるように総括表に記載すれ は問題ないという認識で置しいでしょうか。	ご理解の通りです。	/
7. 契約管理 ガイドライン	15一般業務費支出実績総括表	7-15-3	2. 契約管理手続き(実費精算契約)(15)一般業務費支出実績総括表の確認について 抽出検査対象案件の精弾修正で一般業務費を修正したところ、支出総括表について監督職員押印を取り直すよう指 示されたのですがその必要はありますでしょうか。 また、一般業務費出総括表の事例集、支出実績欄に概算でよい旨の記載はありませんが、出納簿実績と1円単位で 一致させなければいけないのでしょうか。	・修正後の監督職員の押印再取付については、軽微な計算ミスの修正程度であれば不要ですが、支出総括 表に記載されていなかった支出費目・細目が追加される場合は、契約業務に関連した支出であるか確認を 要するため、押印を再度取り付けてください。 ・支出実続欄は、出納薄実績と多少の誤差が生じてもかまいません。	/
7. 契約管理 ガイドライン	15一般業務費支 出実績総括表	7-15-4	一般業務費支出実績総括表について、旧フォーマットでは「支出実績」/内訳金額(暫定)」という表記でしたが、新フォーマットでは「支出実績」/内訳金額という「暫定」の取れた表記となっています。 これは新制度では暫定額は認められず、精算額と同じ金額でなければならないということでしょうか? それとも旧フォーマット上の「支出実績の内訳金額については、精算検査過程ではチェックしません。あくまで監督職員が業務に関連した支出であるか?」を判断するための参考情報です。」とのコメントのとおり、新制度でも同じ方針のため、暫定値の入力でも構かないでしょうか? 現在年度末に契約期間終了を迎える案件の精算準備を進めており、契約期間の終了前に前広に準備する必要があります。支出の実績値が固まらない費目もありますため、質問させていただく次第です。	- 般業務費支出実績総括表の位置づけは旧フォーマットと変わらず、「支出実績の内訳金額については、精 算検査過程ではチェックしません。あくまで監督職員が「業務に関連した支出であるか?」を判断するため の参考情報です。」ということですので、確定金額での記載が困難な場合は、一般業務費支出実績総括表 の支出実績側は、暫定額でも問題なく、出納得実績と多少の派差が生じてもかまいません。	/
7. 契約管理 ガイドライン	16 渡切単価の確 認書	7-16-1	ありまないの未帰国か回かりなりにめ、同間にとしていたについます。 「現地セミナー等で渡切単価を設定する」確認書ですが、どのタイミングで取り交わすことが必要になりますでしょうか、確認書の日付以降の支出に限り精算対象になるのでしょうか。 契約担当課長の印が必要とありますが、監督職員を通さず、直接契約担当者に確認依頼をするということになりますでしょうか。	タイミングとしては事前確認が原則となります。渡切単価については業務の内容ではなく単価の妥当性を 確認するのみですので、監督職員の確認は不要、契約課による確認と整理しました。 提出先について、当面は監督職員を通って直接契約課にご提出ください。専門アドレスの設置等、変更が ある際には様式等への追記等でご連絡致します。	/
7. 契約管理 ガイドライン	16 渡切単価の確 認書	7-16-2	経理処理ガイドラインp19(Ⅲ直接経費(3)セミナー等実施関連費): 選切単価の設定について根拠も含めて別途書類を提出してください(様式は契約管理ガイドラインを参照)⇒渡切単 価設定書類の提出フローについておたすれしたい、打合海事例28の確認書を作成後、従来の原課担当者ではなく、 調達部の契約担当者した(は契約出き限た)直接送り、事前確認を得るという事になるのか?	提出のフローは、確認書作成後、調達部の契約担当へ直接送付いただき、事前確認後に契約担当より返信 致します。	/
7. 契約管理 ガイドライン	16 渡切単価の確 認書	7-16-3	渡切単価の設定について、これまでの打合簿による確認から、契約担当課長と業務主任者間による確認書に変更となるとのことですが、既は案件で現に打台簿で確認を済ませている場合においても、改めて契約担当課長との確認を 取り交わる必要がありますでしょうか。	既に打合簿で確認を済ませている場合は、改めて契約担当課長と確認を取り交わす必要はありません。。 精算時に当該打合簿を提出してください。	/
7. 契約管理 ガイドライン	17直接経費の留 意事項	7-17-1	契約管理サイドラインP4合 直接経費の個別支出に関する貿重事項の「会議費」について 「会議費(会費用」の計上は認らのません」とありますが、この会議費とは、どのようなものを想定していますで しょうか。具体例をご提示ぐださい。	会議費(会食費用)は、セミナー等の昼食代等とは異なり、事業に関連して、外部との会議・会合における飲食関連費用になります。	/
7. 契約管理 ガイドライン	17直接経費の留 意事項	7-17-2	p46のi直接経費の個別支出に関する留意事項」に、業務従事者の「少額交通費(1,000円未満)」の計上は認められ ないという記載がされています。 これに関し、例えば業務上の必要性から、事務所とC/P機関の往復等に発生した費用(Uberなど)も認められないの でしょうか。1日に被取回の移動(1回あたりの交換機と対象で支機を加用)が必要な場合もあるためが同いします。 の少額交通費は、複数の団員が別々の動きをすることにより、片方はUber等での移動を余儀なくされるといった ケースて発生します。	ご理解の通りで、領収書1枚の金額が1000円未満の場合は、少額交通費の範囲となるため認められません。 (核理処理ガイドラインP.19)有料道路通行料、駐車場代及びタクシーの借上げば、車両関連費として計上できます。	/
7. 契約管理 ガイドライン	18検査·支払	7-18-2	現行条件の契約では報告書等でプロジェクト事業完了報告書、技術協力作成資料の提出が終了時に求められています。この部分では何ら変更はないとの理解でよいでしょうか。	ご理解の通り、変更ございません。	/
7. 契約管理 ガイドライン	18検査·支払	7-18-3	①技術協力プロジェクトにて通常成果品の一部を成す「ワークブラン」と「モニタリングシート」について、これらも監督 職員による確認がなされますが、現地C/Pとの協議等を経て、業務内容の一部変更がこれら文書に反映される場合 もあります。そのため、これら二文書も契約書(仕様書)の「補完文書」となるのではと考えますが、いかがでしょうか。 ②両文書の名称及び「モニタリングシート」ひな型の構成について質問とコメントがありますが、本窓口を通じて行うことはできますか。	①「ワークブラン」や「モニタリングシート」を踏まえ、業務計画に変更の必要が生じれば「業務計画書」を適 宜更新・変更するものと考えます。そのため、弊機構と受注者との間での契約書の補先文書としては「業務 計画書」のみとしています。 ②ひとまずこちらにご連絡いただければ、所掌部署におつなぎいたします。	/
7. 契約管理 ガイドライン	18検査·支払	7-18-4	「業務従事者の従事計画/実績表」の人月につきましてお尋ねいたします。 以前の解式ですと、注意書きに 「現地業務期間は30日、国内業務期間は20日で除した数字の小数点以下第3位を四捨五入して算定してください」 とありました。 現在の様式および契約管理ガイドラインを確認しましたが、見当たりませんでした。 現在の様式および契約管理ガイドラインを確認しましたが、見当たりませんでした。 報行では、日数を記憶(確認)しておらず、第3位を四拾五入するという計算方法までは決められていないとの理解で 根道ないでしょうか。	「業務従事者の従事計画/実績表」では日数の記載はありませんが、業務人月の計算方法についてはこれまでどおり、小数点以下第3位を四捨五入して、小数点以下第2位まで算定します。(終理処理ガイドラインP4のとおり)	/
7. 契約管理 ガイドライン	19現地人月の確 認	7-19-1	合意単価契約の数量を現地総人月に設定している案件については、月報で現地人月が確認できなくなりますが、精算時どのように数量を確定するのでしょうか。	現地総人月は、旅費(その他)で日数確認が可能です。	/
7. 契約管理 ガイドライン	20業務従事予定 者の格付認定	7-20-1	給与水準の直接確認による格付定を行う場合について、残業代、實与を考慮しない理由は何でしょうか? 会計上、資料に示された項目にプラスして、残業代、票与も含めたものが直接人件費と考えます。 また、算出は37月ではなく、第一、残業代をのた年ペースの支払い金額から月当たりの給与水準を算定するのが 妥当と考えますが、3ヶ月とした理由は何でしょうか?	JICAのコンサルタントの単価は、国交省の単価を準用しております。国交省では、定期的に調査を行って おり、残業代を除いた形で計算しているため、その設定の根拠に準じた形としました。また、1か月だけ単 値が上がる。というような特殊事情に左右されないよう、単月のみだけでなく、3か月間確認させていただ く形にしました。	/
7. 契約管理 ガイドライン	20業務従事予定 者の格付認定	7-20-2	(1)P.48 (17)のダイバーシティ枠に活用における格付認定においては、P.70別添資料2を準用するとして、格付認定確認書の提出は必要でしょうか。 (2)(1)の場合、P.70 別添資料2 の1業務従事者の格付の目空に基づく格付認定にのみ、P.27業務従事予定者経歴書すなわち「コンサルタント等契約におけるプロボーザル作成ガイドライン」の様式 4-5(その1)(評価対象業務役事予定者経歴書)を提出するのでしょうか。	(1)格付認定確認書の提出は必要です。ダイバーシティ枠に限らず、新規に業務従事者を配置する場合は 契約管理ガイドラインp2772(5)新規配置業務従事予定者の報告/権認」に沿ってご対応ください。なお、 2-43のとおりダイバーシティ枠の考え方は今回の改定でなくなりました。 (2)ご理解のとおりです。	/
7. 契約管理 ガイドライン	20業務従事予定 者の格付認定	7-20-3	格付けの設定について 「30当経格付に相当する給与水準にあると判断される、という格付認定基準に関し、なぜ3か月、かつ賞与や残業代を含めずに給与水準を確認するのか。 経験の浅いスタッフでは、過去の実績がないので、①過去にJICA事業で同等以上の格付けの実績がある、②経験・実 解等から必要な技術水準にあると判断される、という方法では確認ができないので、③で給与を参照することとなる と思われるため。	JICAのコンサルタントの直接人件費単価は、国交省の単価を準用しています。国交省では、定期的に調査を行っており、残棄代を除いた形で背拝負しているため、その設定の根拠に準じた形としています。また、1 か月だけ月始か上かった。というような特殊事情にな石されないよう、単月のみだけでなく、3か月間確認させていただく形にしました。	/

関連施策	項目	質問番号	類問	回答	情報の 反映
7. 契約管理 ガイドライン	20業務従事予定 者の格付認定	7-20-4	等級格付け方法について10/23に質問した際、給与水準の算出において賞与と残業代は国公舎の単価に含まれない ため考慮していないとの回答でしたが、国士交通の単価規定を確認したところ、単価には以下が含まれており、 町 日の説明と違います。単価には賞与相当額、退職金権立、労災保険、児童手当が含まれます。また、単価に再次労働時間内急時間当りで計算されていますので、所定予働時間が影響制ま場については8時間検算する必要もあるかと思 します。昨日のJICA認明資料の算出方法では給与水準が過小評価となって相当等級が下がりますので、計算方法に ついて再検討をして頂ければと存じます。	承知いたしました。	/
			1. 基本終相当額 2. 諸手当(奴職、資格、通勤、住宅、家族、その他) 3. 賞与相当額 4. 事業主負担額(退職金積立、健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険、介護保険、児童手当)		
7. 契約管理 ガイドライン	20業務従事予定 者の格付認定	7-20-5	国交省の単価の説明資料として以下(資料3)には、賞与相当額を含む、時間外等の「割増賃金」は含まない(=割増分 以外は含む)と記載されています。ご参考まで。 https://www.initsou/tev/content/001587145.pdf	検討させていたださます。	/
7. 契約管理 ガイドライン	20業務従事予定 者の格付認定	7-20-6	格付け認定のうち、23日の説明会でも質問があった、給与水準について。残業代や賞与については考慮しない、それは国交省の単価の算定基準に合わせたもの、という説明か23日にありましたが、国交省の単価設定でも賞与相当額のようなものが含まれていたと思うので、今一度ご確認いただければと思っております。  > 割増分は含めないと記載されている。賞与については、ある程度実績主義的なものがあり、そのような形をとっているのが現状。賞与の出し方がいろいろある。	国立省については、残業代は含まれません、というのは明確に記載されています。 富与について、国文名では確かに算入されていますが、JICAでは、これまでのガイトラインでも、発注者・ 受注者のお互いになるべく簡素に格が起源しいずいように、と、今まで中に入れずに確認する形にさせ ていただいており、ほとんどこの方法で確認できると思っております。 真号を算りることで格付のお が逆転するケースは少ないと思いますので、簡便性で給与のみで判断したいと考えております。もし賞与 があると迷客もという事例がございましたら、意見交換をさせていただき、その時点で検討してまいり たいとおもいます。	/
7. 契約管理 ガイドライン	20業務従事予定 者の格付認定	7-20-7	格付認定について、新しく3つの観点から認定する旨のご説明がありましたが、このうちの①「過去にJICA事業で同等の実績がある」、の評価の観点について、公示では3号だったが、年次で評価されて年数が足りないので4号で契約したという事例では、当該従事者の号数は3号と記載できるのでしょうか。	契約に規定する業務が実施できるのであれば、公示時点の格付けで契約します。これまでは、経験年数が足りないため格付を低くして契約することがありましたたが、今後は、選定後にプロボーザルに記載されていた・智威・り格付を下げて契約するということはなくなります。 お示し頂いた・景務内容に難易度を下げて契約するとして残ってしまっており、元の公示では3号だったものなります。 があてきた景務内容に難易度を下げて契約を行ったかもしれず、4号として記載いただくことしてのよります。 他方、②経験・実績等から、必要な技術が集にあると判断されるの評価の観点で、4号業務を3件対応してその実績等から、3号業務は十分対応ができるというような説明をいただけると、3号でのご提案もよろしいかと思います。	/
7. 契約管理 ガイドライン	20業務従事予定 者の格付認定	7-20-8	(-上記7-20-6回答への更問> 「~今後上選定後にプロポーザルに記載されていた号数より格付を下げて契約するということはなくなります。」とありますが、格付認定確認書の提出があります。それでも先ず「下がる」ということはないということですね。	格付の設定についてはプロボーザル作成ガイドラインに記載の業務の難易度と齟齬がなければ、ご提案通りの格付とします。また、格付認定についても認定書に記載の理由が妥当であれば、ご提案通りの格付で 認定します。(理由が妥当でない場合、提案格付を認めないケースがある可能性はありますが、これまでのように学卒年次不足を理由として格付を下げるということはなくなります。)	/
7. 契約管理 ガイドライン	20業務従事予定 者の格付認定	7-20-9	今回の認定方法の②「経験・実績等から、必要な技術水準にあると判断される」について、格付認定シートでどのよう にアピールすればよいかイメージが湧きません。4号がどこまで積みあがったら3号にするという明確な基準はあるの でしょうか。	プロポーザル作成ガイドライン別添資料5、格付基準にある目安の記載例の、これに相当するというところを定性的に記載いたださ、その格付基準を満たす、と第三者が認んで納得するような記載をいただければ 結構です。 ①JICA事業で同等以上の格付けの実績がある」に比べて、より幅広い経験を掬い、4号業務を行いつつ も3号業務に相当する内容を実質的に行っていたというような記載をいただく等、格付基準を満たしてい ると読めるようにしていただければ結構です。	/
7. 契約管理 ガイドライン	20業務従事予定 者の格付認定	7-20-10	業務従事者の格付けの根拠書類について、給与明細を企画搜案書へ添付して提出するのは個人情報として疑問があります。なにか他の提出方法を検討されませんでしょうか。	契約交渉の段階で個別にご提出いただくような形など、受け取り方を工夫させていただきます。	/
7. 契約管理 ガイドライン	20業務従事予定 者の格付認定	7-20-11	未確定従事予定者が契約締結(= 契約金額確定)後に確定し、確定業務従事者の格付けを当初契約締結時より上げる (それに伴い航空費)今プス上があことは可能ですか? また、もし可能な場合、旅費(航空費)がエコノミーで計上していた分からビジネスに上がると思いますが、その場合 は、契約変更となるのでしょうか。 新ガイドラインでは、旅費(航空費)も費目閉流用の対象となっており、今までのガイドラインのように航空質のみ契約 金額を超えた精算を認めるわけではなくなったのでお伺いします。	ご質問の趣旨は、契約締結時点では具体的な人は未確定であるが、その時点で想定される格付で契約総結していま業務准書者でいて、業務経事者が確定した際に実験時的格付を上げることが可能かどうか、とのことと理解いたしました。この場合、格付については、あくまで主要制に基づくものであり、契約時の格付の変更は認められません(例、業務に基づく格付が3号の場合、業務従事者が2号の業務を実施できる能力を対待方だとしても格付は3号になります)。契約護世ガイドライン(P22)では、「契約締結時に未確定であった業務従事者については、業務従事者が確定した場合、その格付は、契約交渉時に確定した格合を起ることはできません)。」としています。	/
7. 契約管理 ガイドライン	20業務従事予定 者の格付認定	7-20-12	第2章(1)(2)(3)に関して、評価対象以外の業務従事予定者について、経歴書を提出する必要はないものと理解して いますが、正しいでしょうか、なお、(5)新規配置業務従事予定者の報告/確認では、業務従事予定者終歴書の提出を 求められていますが、これは、業務従事者の変更または契約時に未確定の場合のものと理解しています。	プロボーザル提出に評価対象以外の業務従事予定者について、経歴書を提出する必要はありませか。他 方、業務従事者の俗は翌年にあっては、契約で決勝であってき、安美の主席できる。 業務従事予定者については、同じ手続きであり、経歴書を提出してください。「2、業務従事予定者の格付 認定等(PC 27)に記載のあるとおり、契約交渉時も格付認定が必要であり、「(5)新規配置業務従事予定者 の報告/確認じを参照とするよう記載しています。	/
7. 契約管理 ガイドライン	20業務従事予定 者の格付認定	7-20-14	弊社では来週公示予定の案件への応札を考えており、業務従事者の格付に係る下記の 様式2~265×7年韓経書についてご参売いただきたく、ご連載させていただきました。 https://view.officeapps.live.com/op/view.aspx?src=https%3A%2F%2Fwww.jica.go.jo%2Fa bout%2Fannounce%2Fmanual%2Fguideline%2Fconsultant%2F icsFiles%2Fafieldfile%2F 2023%2F11%2F01%2F2311.2-1.2-2.xlsx&wdOrigin=BROWSELINK 初歩的な質問からしれず大変受験ですが、下記2点についてご教授いただけますと幸いです。 その他(注5)のうち、時間外手当(制管値を終く)について 弊社は裁量労働制を採用しております。時間外手当は、①毎月一定のみなし残業分にあたる時間外手当(固定額)、②の他に土日祝日や深夜等1の類化と場合に支給される影増資金、の 大きく分けて2種類がこといます。その他(と5)の「時間外手当(制管値を除く)」に①は 含まれるという理解でよろしいでしょうか。 ・諸手当(注5)について、	- 「時間外手当(割増賃金を除く)」及び「諸手当(注3)」について、いずれもご理解のとおりです。	/
7. 契約管理 ガイドライン	20業務従事予定 者の格付認定	7-20-15	総与明細等における手当(役職手当、資格手当、選動手当、家族手当、扶養手当等)に、 変権補助に提用・当は含まれるという理解でよろしいでしまっか。" ガイドライン15ページの表2・1では、以下のように分類されていると理解しています。 1段目:契約変更の必要な事案。 2段目:打合簿による対応が必要な事案。 2段目:打合簿による対応が必要な事業。 3段目の業務従事者の列に記載の「業務主任者 / 創業務主任者以外の業務従事者の人選・配置の変更」は、受注者の裁 量になっているので、変更にかかる打合簿は不要であると理解していましたが、打合簿事例集(等例23)には、「業務 主任者 / 創業務任者 は少の実務従事者を変更する」という事例が掲載されています。 また者、別本務任者 40歳の実 40歳の企事者に、いての格付け設定とは、打合簿の機を客旨が記載されてはいままた。 また、カイドライン本文には、新規配置の企事者に、いての格付け設定とは、打合簿が必要な旨が記載されてはいままた。 また、カイドライン本文には、新規配置の企事者に、は、領書信為を更新した言報職員が格付けを確認する。とあり、月報で 格付け設定と作りない変更の場合、打合簿が必要なのか不要なのか、ご参示いただけますでしようか。 また、表で、1に記載の受法者基礎の変更 (行る海水必要なのか、運搬この変)とは、具体的にどのような状況を想定され ているのか、理解に影りがあればこ指摘の、ただけると幸いです。 次回のがイチブンの修正時には、もう少とかりやすく記載いただきたく、重ねてお願い申し上げます。	「業務主任者/副業務主任者以外の業務従事者の人選・配慮の変更」は、受注者の裁量です。 これは、議者を業費を事者に選ぶかという「人選」と、その業務従事者をどう配置するかという「配置」の2つ は、受注者の表してみるということです。 一方、受注者が「人選」した業務従事者の格付は、受注者の裁量事項ではなく、監督觀員の承認事項ですの で、格付承認のために打合海が必要です。 この打合簿は、受注者の「人選」と「配置」を、監督觀員が確認・承認するものではなく、格付承認のために必 受な打合簿で、ララリンでは、格付認定を行いませんので、打合簿は不要になります。	/
7. 契約管理 ガイドライン	20業務従事予定 者の格付認定	7-20-16	(マー20-15への更問>	ご理解の通り、業務従事者の減少については、打合簿は不要です。	/
7. 契約管理 ガイドライン	20業務従事予定 者の格付認定	7-20-17	新規配置業務従事予定者の報告の打合簿について、認定不要な団員(5号以下)の追加時に関わる手続きについて確 認させて下さい。 10.2要新の貢献・回答表の質問番号: 7-20-15のご回答では「5号以下の業務従事者については、格付認定を行い ませんので、打合簿は不要しなります。」とご回答頂いておりますが、5号以下の団員を追加した際に、原課担当者よ り格付認定は不要であっても、実務使事者名権への追加は必要とご教示頂き、新規配置業務従事予定者の報告・確認 にかかる打合湯と業務従事者名簿を提出致しました。 上記質問・回答表でのコメントと実際の手続き行政なったため、どちちか正しいのかご教示頂けますでしょうか。 ・格付認定不要な団員(5号以下)を配置した場合 ⇒打合簿は不要なのか ⇒打合簿は不要なのか ⇒打合簿は事業務従事者名簿の提出は必要なのか (格付認定代謝書、給与水準確認書、CVは不要で新規配置業務従事者の報告のみ行う)	格付け認定不要な団員を配置した場合、当該変更のみのために打合簿を交わす必要はありませんが、月報等の提出の際にあわせて、変更後の業務従事者名簿の共有をお願いします。	/
7. 契約管理 ガイドライン	21打合簿の様式	7-21-1	契約管理ガイドラインP23 打合簿 について 打合簿がワードからエフセルになったのは何か理由がありますでしょうか。 北内押印後PDF形式にして提出するので、ワードでもエクセルでも変わりないように思われます。社内での確認や費 機構ご担当者様との確認も、変更履歴が残るワードの方が利使性が高いと思うので、特に明確な理由がなければ同じ 書きがりにしつンもワードを使用してもよいでしょうか。	2024年導入予定のシステム(事業・契約管理プラットフォーム)では打合簿をWeb上で作成・確認・承認予定のため、将来的に取込用フォーマットとしての役割も持たせてエフセル化しました。また、標準化止入交割の選択や、関数による制御等で記載いと指別、変更や修正があるべく少なくなるよう作成しております。 履歴としてコメントを残すなどでご対応いただきつつ、今後はエクセル版を使用いただくようお願いします。	. /
7. 契約管理 ガイドライン	21打合簿の様式	7-21-2	語書式について (订合)簿番号について、ガイドラインでは「打合簿の管理を容易にするため、適し番号を記載します」 との説明ですが、記載は必須でしょうか。これまで通し番号をつけていない場合(日付等で管理)は未記入のままでよ いでしょうか。②「金額の増減、欄について、プロジェクトの見積額(定額形状ではなかった)と実際の契約額の差額の 記載でようとかったでしょうか。	フェ記入のままでも可ですが、今後の管理のため、これからでも連番の作成をお勧めします。 ②定義策を記載ください。	/
7. 契約管理 ガイドライン	22支払計画書の 様式	7-22-1	7-22-1では様式4:支払計画書の「2.支払計画」に記載する「支払予定時期」の定義の回答として「①(部分)完了届提出時期(成果品提出時期)をこ記載ください。様式4支払計画書に2.支払計画(の)支払予定時期(の文言を変更しました。)とありますが、現在の様式4の備考欄には支払受割口(目安)を入力するとあります。また。これまで各案件で担当者によっては(A) 2月に履行期限のため年後を超えると歴史していた機能は、精算ははいけれら年度かを経済する必要がある(B)支払計論で定めた業務等、指述13年では、10年の場合書決裁を終える必要がある。とのことで修正いたしました。先の(5)元 指提出時間(保証品提出時間)を含め、いず4か・貴機構方針かを定めていただき、本件Q&A及び様式4円の記載を統一、周知いただけないでしまうか。	支払計画書で記載いただく支払予定日は、様式4に記載のとおり支払額を受領される予定日をご記入くだされる有数によかいての支払予定日は、以下で参考くたさい。 の者の支払にあいての支払予定日は、以下で参考くたさい。 の前に、契約締結を使労順所計劃的「2の月以上の場合は第2回目以降は契約で決等で合意した請求可 の前に、契約締結を使労順所計劃的「2の月以上の場合は第2回目以降は契約で決等で合意した請求可 の場合し、可能のは、1000年で、1000年	
7. 契約管理 ガイドライン	23適用範囲(費 目間流用)	7-23-1	現在履行中のQCBS案件については、現地再委託費の費目間流用は対象外、企画競争案件については、現地再委託 航空賃ともに対象外となる、という事でしょうか。	二理解のとおりです。	/
7. 契約管理 ガイドライン	23適用範囲(費目間流用)	7-23-2	実施中の実費精算案件(技術協力プロジェクトなど)についても、11月から費目間流用(例えば、一般業務費から報酬への流用)が受注者の裁量になるとの理解でよろしいでしょうか?	ご理解の通りです。 補限ご、現地再委託費、旅費(航空質)は、締結した契約書に準拠し、契約金額を起えても精算可としている案件については、質目間流用の対象外とします。なお、継続契約で改正後の契約書鑑形を適用する案件についてはこの限りではありません(10/23設明会スライド74ご参照)	/

関連施策	項目	質問番号	質問	回答	情報の 反映
7. 契約管理 ガイドライン	23適用範囲(費目間流用)	7-23-3	10/23説明会スライド74にて「現地再多託費、旅費(航空賃)は、締結した契約・曹に準拠し、契約金額を超えても精算可としている案件については、費目間流用の対象外とします。なお、継続契約で改正後の契約書鑑形を適用する条件についてはこの限りではありません」との説明がありましたが、こちらに該当する案件の場合は、費目間流用対象外ということではなく、打合海の取り交わしがなく費目間流用をすることか不可という理解でようしいでしょうか。ますり、実施中案件で、契約金額を超えても精算可としている条件で、費目間流用したい場合は、これまでとおり、打合せ海取り交わしにより対応可能ということでよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。	/
7. 契約管理 ガイドライン	23適用範囲(費目間流用)	7-23-4	契約管理ガイドライン(2023年10月)P.84(及び終費処理ガイドライン(2023年10月)のP.14 の備着11)に、「2023年10月以前の公示条件については、再会託債、旅食債の空節していては、実好した契約結准・準拠し、契約金額を2 て精算可としている条件については、費目間活用の対象分とします。」との記載があります。こちらについては、為替変動が研究費等価の上昇とより再を洗貨が機賃(航空策)が上昇したことにより、精算額が契約額を超えた場合、再委託費や旅費(航空策)の超過分を他の費目からの費目間活用により補填する必要はなく、超過分をそのまま精算することが可能、との理解でよるしいでしょうか。 また、経費処理ガイドライン(2023年10月)のP.14 の備考11に基づき、再委託費や旅費(航空賃)の超過分により	基本的にはご理解の通りですが、費目間流用で再委託費や航空賃の超過分に対応できる場合は、まずは費目間流用にてご対応ください。そのうえで、費目間流用では対応できず契約金額を超過してしまう場合は、 打合簿や変更契約なしで契約金額を超える支払いを行います。	. /
7. 契約管理 ガイドライン	23適用範囲(費目間流用)	7-23-5	精算額が契約額を超えた場合については、打合簿及び契約変更手続では不要、との理解でよろしいでしょうか。 2023年9月30日以前の公示案件についての費目間流用についてご教示いただけますでしょうか? 旅費(制空賃)は、締結した契労者に革拠し、契約金額を超えても精算可ごしている業件については、費目間流用の対 案外とのため、大項目の費目間流用は、理由によっては、3者打合海の台意にて対応可能だという認識でよろしいで しょうか?	旅費(航空筒) 契約金額を超えても精算可としている契約については、航空賃は基本的には費目間流用の 対象外となりますが、予定されていた選航が完了し、残か出ておりそれを値費目に流用したいなどの事情 がある場合は、個々の条件の事情により打合簿での費目間流用を認める場合があります。具体的なケース に基づき、ご相談に応じます。	/
7. 契約管理 ガイドライン	23適用範囲(費目間流用)	7-23-6	ガイドラインの84plcあります「現地再委託費、旅費(航空賃)は、締結した契約書に準拠し、契約金額を超えても精算可としている案件については、費目間流用の対象外とします。なお、継続契約で改正後の契約書籍形を適用する案件については、の限りではありません。」および「説明会質問・回答一覧(9月、10月開催分)」のNo49に関連して質問させていただきます。 現地再委託費よび「旅費(航空賃)から他の費目への流用だけでなく、他の費目から現地再委託費および旅費(航空賃)への流用についても、コンザル裁量ではなく打合簿が必要との理解でよろしいでしょうか。	現地再委託費、旅費(航空貨)契約金額を超えても精算可としている契約については、航空賃は原則費目間 流用の対象外となります。 ただし、予定されていた選続や現地再委託業務が完了し、残が出ておりそれを他費目に流用したいなどの 事情がある場合は、個々の案件の事情により打合簿での費目間流用を認める場合があります。 その場合は、ご理解の通り、現地再委託費おなが厳責 (航空)から他の費目への造用だけでなく、他の費 目から現地再委託費および旅費(航空)への流用についても、受注者の裁量ではなく打合簿が必要です。	/
7. 契約管理 ガイドライン	23適用範囲(費目間流用)	7-23-7	実施中の案件(2023年10月以前に契約、QCBS、実際精算方式一部合意単価あり)で、現地両委託費から現地渡航 追加のための報酬、航空賃、日当・宿泊費等への費目間流用を検討中です。 2023年10月の契約管理ガバドライン別添賞料6の2、で現地両委託費からの費目間流用が開まれています。この 案件の約款には流行の通り14条5の文言があります。別添資料6の2、はこの文言を指しているということでしょう か。もしそうて各がは、現地両委託費からの費目流用はできないとことは引ますが、その理由を教えて下さい。もとも と柔軟性のある費目なので、そこからの流用はできないということでしょうか。		/
7. 契約管理 ガイドライン	23適用範囲(費目間流用)	7-23-8	2023年10月改定により、費目間流用の受注者による裁量が拡大されましたが、一部旧の案件では航空警・再表託 については上限超えての精算が認められていることから、裁量拡大のルール適用外となっております。(別添資料6: 2023 年 10 月以前の公元案件に適用する場合の留意事項に現地再発言機、族費(航空費)は、締結した契約書に 準拠し、契約金額を超えても精算可としている案件については、費目間流用の対象外とします。という記載があります。。 つい場合、航空賃や再委託費が最後に余ることが確定した場合でも流用するためには打合簿が必要なのでしょうか。 例えば現地パーの予定が当初より少しずれたために旅費(その他)が数万円足りなくなったことが精算時に判明した。 といったケースは、従来では少額の流用は(契約金額の5%または50万円以下)精算時に予算なして認められていました。しかにのルールは費目間洗用の数量が大しまって来であるがことという事です。そのようなアースで精算時に 流用する際の原資として、余っていれば和空賃・再委託費を使うことはできますでしょうか。もしできない(打合簿が 必要となると、裁量拡大のルールル並可の流れは長しているように思います。(第分にかただきたくよる人とお願い	るが、加工学・行政を設定が、放送にあることが、加工学・行政を受け、であった。 日本のでは、 1 に関係のとおり必要です。 日本のでは、 1 に関係のとおり必要です。 日本のでは、 1 に関係のというなケースで精算時に流用する際の原資として、余っていれば航空賃・再委託費を使うことはできますでしょうか。 日本のでは、 1 により、今後使用見込みのない航空賃・現地再委託費(費目間流用不可としているもの)の残職を流明することが可能です。 日本のでは、 1 により、 1 により、 1 により、 2 により、 2 により、 2 により、 3 により、 3 により、 3 により、 3 により、 4 により、 4 により、 5 により、	/
7. 契約管理 ガイドライン	23適用範囲(費目間流用)	7-23-9	いたします。 コロナ関連経費(現地渡航再網に当たっての経費)につきまして、 ①費目間流用が受注者裁量になって以降も、コロナ関連経費を他の目的で費目間流用することは、原則、認められな いとの理解でよろしいでしょうか。 ②雑費に計とれたコロナ関連経費(PCR検査代等)を一般業務費内で流用させていただくことは可能でしょうか。	ません。旧契約書では、一部費目において上限を超えての精育を許容しているため、原理的には費目間流 用の歯止めが効かず、契約管理が困難となることを回避するため、流用に際しては打合簿の事前承認を必 多としておりました。 打合簿での確認を行っておりましたが、現状を踏まえて今後対応を緩和し、契約金額の総額内であればコ ロナ関連経費についても受注者裁量での費目間流用を可能とします。	
7. 契約管理 ガイドライン	23適用範囲(費目間流用)	7-23-10	②本発貢に日上でものにコロブ房は生活が「CNで国」(マテと 放来があれていることでいったべことにはつ那とじるランか。 受注者裁量による費目間流用は、一般業務費に予算(契約金額)を計上していない案件や、一部しか計上していない案件(所)減費にコロブ房連費のお計上していた案件)においても、可能でしょうか。(精算対象となるか否かは、一般業務費と出来的経済を入る後というだいた上で、との理解です。)とうそようしくお願いいたします。	ご認識のとおりです。	/
7. 契約管理 ガイドライン	24適用範囲(ラン プサム契約)	7-24-1	継続契約に係る適用は全案件という理解でよいでしょうか?(試用期間が2024年までとのことでしたため)。 継続契約をランプサムに移行する場合の打合簿の様式は従来型と理解しましたが、共有方法はどのようにされますで しょうか。	継続契約のランプサム化についてはQCBS方式と総合評価落札方式が対象となりますので、従来型企画 競争の契約については継続契約時にもランプサム契約とは致しません。	/
7. 契約管理 ガイドライン	25適用範囲(様式)	7-25-1	9/29説明会スライド69「2023年9月30日以前の公元業件は、2023年11月から適用する」とありますので、 2023年10月頃に打合世簿を取り交わす場合は、従来通り城+押印での取り交わしによるという理解でしょうか?	11月1日以降から、新制度の適用でご理解お願いいたします。	/
7. 契約管理 ガイドライン	25適用範囲(様式)	7-25-2	現在実施中の案件について、本ガイドラインの適用開始は11月からと認識しておりますが、打合せ簿や月輪のフォーマットなと、11月から全条件一斉に変更する必要がありますでしょうか。担当職員との相談により順次切り替えという形でも問題ない仲値窓とせていただぎたいでき、また、新ガイドライン適用により、実施中の案件で、例えば、10月までは取り交わしていた連続援航の打合せ簿も、11	11月以降に新規に発生するものについては新フォーマットの適用をお願いします。ただし、10月から既に協議しているものについては旧来のフォーマットでも可とさせていただきます。	/
7. 契約管理 ガイドライン	25適用範囲(様式)	7-25-3	月から取り交わす必要がないという理解でよるしいでしょうか。 2024年7月改定版について、「2024年7月以降の公示及び継続契約用」とされておりますが、2024年6月以前の 公示で2024年7月以降契約締結の楽物につ進制されるとの理解でよろしいでしょうか。	二理解のとおりです。	/
7. 契約管理 ガイドライン	25適用範囲(様式)	7-25-4	契約3点セットについて、2点お伺いいたします。 ①最終見精書と電子契約署名アドレス・支払先口座届出書につきまして、共同企業体を結成している場合の発行者は、「条件名・共同企業体・代集者名の記載が正なのでしょうかっ代表者名の記載のみで貴機構内の手続きが進んでいる案件もあり、どちらが正なのか改めてご教示いただけますでしょうか。 ②本邦研修主施する案件は、本体契約と同時に研修契約も締結しますが、その際に研修契約分としての電子契約署名アドレス・支払た口座届出書の規士も必要なのでしょうか。これます本体・研修かねて1つの届出書のみ提出すれば、よい認識でおり、それで問題なく貴機構内での手続きも進めていただいておりました。しかし、直近で契約した案件においては、それぞれの契約で届出書を作成するよう依頼があり、2つの届出書を作成のうえ提出いたしました。 上記に関して、貴機構内でのご確認とご対応を統一いただけますと幸いです。	①最終見積書と電子契約署名アドレス・支払先口庭届出書について、共同企業体を結成している場合の発行者は、「案件名+共同企業体+代表者名」の記載が正となります。 ②1契約ごとに届出書を提出いただくのが正式になります。	/
7. 契約管理 ガイドライン	26業務実施契約 (単独型)の扱い	7-26-1	単独型については、現在ガイドラインを改定中とのことですが、現時点では「業務実施契約(単独型)における契約管理 ガイドライン(2021年12月)」が適用ということで、その場合、単独型案件が本業務となる場合は、ワードの打合簿を 作成という理解で良いでしょうか。	単独型についてもガイドラインを2023年10月に更新し、エクセル打合簿に変更となりましたのでご確認 ください。	/
7. 契約管理 ガイドライン	26業務実施契約 (単独型)の扱い	7-26-3	業務実施契約(単独型)についても、改定時期が明確になりましたら今回のような説明会を予定されていますでしょうか?	単独型については、書式の一部変更等軽微な変更のみを想定していますので、そのためだけの説明会の開催は予定していません。	/
7. 契約管理 ガイドライン	26業務実施契約 (単独型)の扱い	7-26-4	単独型の業務の了届に添作する業務従事計画・実績対比表についての質問です。 2023年10月以前の契約(具体的には2021年度の契約及び2023年9月契約の案件)にも新しい様式のものをつけてよいでしょうか。 旧型の業務従事計画・実績対比表はパーチャートが基本でしたが、10月以降の履行期限のものは全てパーチャートな しの新様な乏称けるとの認識で問題ないでしょうか。	2023年10月以前の契約についても新様式の業務従事計画・実績対比表を添付してご提出いただいて問題ありません。	/
7. 契約管理 ガイドライン	27掲載サイトの表記	7-27-1	JICAの「業務実施契約における契約管理ガイドラインについて」のサイトに、下記のように記載されています。 (6) 各権機式の整備 廃止 3) 業務従事者に係る緊急連絡網 ・本ガイドラインで様式を提供するのではなく、業務従事者に係る緊急連絡網も含めて、関連手続きのWEBサイト にリンクするよう変更。 →「関連手続きのWebサイトにリンクする」とはどういう内容でしょうか?	16頁2. 契約管理手続き(1)波航手続き等 において、リンク先を掲載しています。	/
8. 経理処理 ガイドライン	01報酬単価	8-01-1	接理処理ガイドライン、「第1前> 工報酬→4、紛争影響国・地域における報酬単価の加算」の中に記載されている「報酬 単価の加算を認める「紛争影響国・地域」の情報は、Excelなどで公開されておりますでしょうか。 Dメ化か求められている事務方、同書に掲載されている国・池境情報をマスタとして管理システム化したいと検 討しています。 七し公開が検討されておりましたら、そのサイトの情報などをご教示していただけると幸いでございます。	「報酬単価の加算を認める「紛争影響国・地域」」の情報は、Excelでの公開はありません。公開中のPDF版はコピー可能ですので、適宜ご利用ください。	. /
8. 経理処理 ガイドライン	01報酬単価	8-01-2	ガイドラインのP80に記載されているコンサルタント等契約(業務実施契約)に係る額酬単価のうち、「その他原価」の 積算の算式が、(直接人件費)×( $\alpha$ /1 $-\alpha$ )であり、 $\alpha$ = 50% とありますが、( $\alpha$ /1 $-\alpha$ )の意味がわかりません。何 に対する50%なのでしょうか? また $\alpha$ が分子で、1 $-\alpha$ が分母ということでしょうか? 同様に、一般管理費の積算が(直接人件費 + その他原価)×( $\beta$ /1 $-\beta$ ) $\beta$ = 35% についても算式について、ご教示いただきたく、よろしくお願いいたします。	「α」は直接人件費に対する50%です。  直接人経費を「「」と考え、「α」を差し引いた(1-a)を「α」で割ります(α/1-a)。α=50%なので計算式に当てはめるとしてす。結局、その他原価=直接人件費となります。 「α」は経理処理ガイドラインP80に記載の通り、①間接経費+②直接経費として計上されていない直接経費の合計=これが「α」です。 またαが分子で、1-αが分段ということでご理解の通りです。 一般管理費の積算も上記と同様です。	
8. 経理処理 ガイドライン	02業務人月	8-02-1	合意単価契約の数量を現地総入月に設定している条件については、月報で現地人月が確認できなくなりますが、精算時とのように数量を確定するのでしょうか。契約額での精算(ランプサム)になりますか?	現地総人月は、旅費(その他)で日数確認が可能です。	/
8. 経理処理 ガイドライン	02業務人月	8-02-2	ガイドラインp4(I 報酬、2、業務量(業務人月)): (1)現映業務に「ただし、業務従事者が「居住地及び通動可能範囲」での業務となる場合は「稼働日20日で1人月」として算定します。 (3)海外居住者現地業務に「日当・宿泊料が計上される場合は現地業務とし、計上されない場合は「稼働日20日で1人月として取り扱います。」「居住地及び通勤可能範囲」ではない業務対象地域で業務を行う場合には、日当・宿泊料を計上できます。したがつて、「現地業務」(物東日30日で1人月)とします。」とあるが、フまり、海外居住者が居住地及び通勤可能範囲で業務を行う場合は、準備業務とみなすのか?現地業務だが1人月は20日かと考えるのか?	海外居住者が居住地及び通勤可能範囲で業務を行う場合は、 <u>準備業務として</u> 1人月は20日となります。 作業計画ですが、人月についても総人月のみとなりますので、「現地作業期間」と「準備作業期間」の区別も 不要と致します。 作業内容に合わせて、作業期間を黒表示してください。	/

関連施策	項目	質問番号	質問	回答	情報の 反映
			仮に、月額報酬額か6号2,068,000円、2024年4月1日から16日まで業務を行った場合、国外業務・国内業務をれ ぞれにつきまして、以下の計算の仕方で合っておりますでしょうか。 国外業務だっ場合 16日(物東日)・30 = 0,5333333 - 小教点第三位を四捨五入で、0.53MM 0.53×2,068,000円 = 1,096,040円(日当宿泊費は別支給) 七しくは、16日(物東日)・30×2,068,000円 = 1,102,933円(小教点第三位を四捨五入)		
8. 経理処理	02業務人月	8-02-3	国内業務だった場合(4月1日から16日のうち実働12日) 2.068,000円÷20=103.400円 103,400円×12日=1,240,800円+消費税10%=1,364,880円(日当宿泊費は無し) もしくは、12日(稼働1)÷20=0.6人月 0.6×2,068,000円=1,240,800円+消費税10%=1,364,880円 →金額は同じですが、どちらの算出方法が考え方として正しいでしょうか。	接理処理ガイドラインP4のとおり、人月を先に算出してから、報酬額を算出します。 ①一か月が31日または28日であっても一律30日で算出します。日当・宿泊費は実際の渡航日数に応じて 買出します。 ②報酬額は、業務従事者毎の報酬単価(月額)に業務量(業務人月)を乗じて算定・合算します。業務量(業 務人月)は、予定業務日数を人月に換算して算定します。この換算は、現地業務においては拘束日体邦出 発日から本邦帰国日30日 - 1人月とし、準備業務においては稼働日(業務を行った日20日 = 1人月とし	
ガイドライン			また、以下につきましても、教示下さい。 の31日ある月で、国外業務内収日か31日だった場合、人月は1.03となりますでしょうか。それとも上限として1.00 を超えることはなく、31日稼働したとしても30/30で算出でしょうか。また、1.00MMの場合にも、日当宿泊費は 31日分計上でしょうか。 ②2月に国外業務を28日(あるいは29日)行った場合、人月は28÷30=0,93(あるいは29÷30=0,97)ではな く、1か月フル経動したと考え、1.00となりますでしょうか。また、1.00MMの場合にも、日当宿泊費は28日(あるいは29日)分計上でしょうか。 ③国内業務を21日(あるいはそれ以上)稼働した場合21日分を計上できますか。(1か月20日を超える稼働がそもそも可能でしょうか) ・ 40日は8時間でしょうか。 また、 ・ 9ト業務で8時間に満たない場合には1拘束日とはみなされない場合もあるのでしょうか。	ます。実際の月の稼働日でカウントしておりません。例えば、3か月間の間に21日稼働した場合(国内業務)、1.05人月となります。 ③現地は最小単位は1日で管理しています。国内は時間ではなく、業務量(業務人月)で管理しています。 具体的な案件を想定しているご質問であれば、契約担当までご相談ください。	
8. 経理処理 ガイドライン	02業務人月	8-02-4	④一2 国内業務の場合、4時間の稼働を2日間した場合、1稼働日とする、という理解でしょうか。 経理処理ガイドラインP4の2、業務量(業務人月)に、「なお、最小単位は1人日となります。」が追加されました。以前のガイドラインでは業務従事者の実績表(例)にも2.2日という記載がありましたが、考え方が変更になったということでしょうか?	部酬見積時は、ガイドライン記載の通り最小単位は1人日として計算いただくことになります。契約締結後 に、現地業務と準備業務の振り替えを行う際は、作業量は変わらないため人月は増えません。その結果、準 備業務の人月で全体の人月があうように調整することは生じ得ます。	/
8. 経理処理 ガイドライン	03旅費(航空賃)	8-03-1	「例えば、以下の文書がある場合は、契約金額を超えても精育可としているために、原則費目間流用の対象外という理 解でよるしいでしょうか? (契約19款状数料 発注者は各号に定める金額の範囲において契約金額を超える確定金額を決定することができる (1)制定質の電節が生じた場合は、当該角定券の増額分の補填」と必要な範囲	ご理解の通りです。	/
8. 経理処理 ガイドライン	03旅費(航空賃)	8-03-2	「各フライトの単価を超えてのクラスの変更は不可」の意味についてもう少しお教えいただけないでしょうか。例えば に30万円、Y15万円が単価の条件で、Yで契約している従事者がCを利用する場合、15万円を超過しない範囲であ れば、Yからに変更できるという理解でよろいいでしょうか。	ご理解の通りです。	/
8. 経理処理 ガイドライン	03旅費(航空賃)	8-03-3	2023年10月以降のエフノミークラス従事者の会社都合寄によるビジネスクラス利用の精算について。経理処理ガイトライン(p14)には契約金額の設当うな競技の航空資率場合上限に精算する。一方でp13には、正当な理由かある場合、当該変更の係る経費を保育対象とすることを認める行合簿の取り交わします。最高的開業に、理由を当該の配立とと「書かいてしる。契約の遺跡経路のエフノミークラスが関係であった場合、契約とは異なる実際の遺跡経路のエクミークラスが関係となった場合、契約とは異なる実際の遺跡経路の配金質にコンミニクラス連盟が開き、作用では、	前提として、旅費(航空賃)が、実整精算案件との理解で回答致します。 契約時の渡航経路で匯席(エコノミークラス)の確保が困難であった場合、実際の渡航経路の航空賃(エコノ ミークラス)に「朝収書に基づく実費精算となります。この際に契約時の該当する渡航の単価を超える場合は旅費(航空賃)内で調整してください。	/
8. 経理処理 ガイドライン	03旅費(航空賃)	8-03-4	(上記8-03・3回答の更問かさらに念み、書かせていただいておりましたように、これはエコノミークラス従事者の会社都合等によるとジネスクラス利用の精算についての質問です。実際にはどジネスクラスに搭乗しておりエコノミークラスの領収書は応呼できませんが、実勢には反なる実際の透射経路の転空賃にコンミークラス運貨部開業)で得知してようしいでしょうか(証拠書類附属書に、「契約時の透射経路で産席(エコノミークラス)の確保が困難であったため」との理由を記録)	経理処理ガイドラインに記載のとおり、会社都合や自己都合等によるビジネスクラスや正規運賃の利用、渡 解経路の変更、航空会社の変更等を行った場合、契約金額内訳書又は契約金額詳細内訳書(契約開始に当 たっての合意事項にかかる打合簿の別添資料)に基づき、該当する渡航の航空賃車価を上限に精算しま す。	/
8. 経理処理 ガイドライン	03旅費(航空賃)	8-03-5	<上記8-03-3、8-03-4回答の更開> がドラインの月3は、経路を正当収押由(湯原等)で変更した場合の対応 p14は、エコノミークラス契約者が自社部合でビジネスクラス利用した場合の対応 で、そのご回答をいただいたと思います。 では、両方のケースが重なっている(正当な理由で経路変更し、差額自社負担でビジネスクラス利用)場合は実際の波 紡経路のエコノミークラス運搬を開書。荷頼日でよろしいか、という質問です。	正当な理由で経路変更し、差額自社負担でエコノミークラス契約者がビジネスクラス利用した場合におかりましても、実際の渡崩終鋭のエコノミークラス運賃証明書の提出は不要です。該当する選航の航空賃単価を上限に精算します。なお、上限を超える場合は、旅費(航空賃)内での調整することは可能です。	. /
8. 経理処理 ガイドライン	03旅費(航空賃)	8-03-6	旅費(航空質)の精算について、居住地(滞在地)でない国から出発することなり、軽由地は契約で記載している軽由地 を通って乗務地に向かう場合、居住地でない国から経由地までの精算は不可と理解しますが、軽由地から乗務地まで の航空損得罪は可能でしょうか。	可能です。	/
8. 経理処理 ガイドライン	03旅費(航空賃)	8-03-7	旅費(航空賃)は、締結した契約書に準拠し、契約金額を起えても精算可としている案件については、費用間流用の対 家外とするとこ説明がありましたが、「契約金額を超えても精算可としている」が否かは契約書のどの条項に記載さ れていることがもいてしょうか。	契約約款に記載があります。今後契約金額を超える精算を不可とする契約は、契約書本紙にて該当する契約約款の条項を適用しない旨記載いたします。	/
8. 経理処理 ガイドライン	03旅費(航空賃)	8-03-8	今回のガイドライン改定以前(2023年10月前)に締結している。接続契約の航空賃についてですが、「2023年9月までの公元条件は契約金額を組入ての積算から間を契約(経費処理ガイドライン/14勝定10)とあります。契約管理ガイドラインP84別添資料62、には、「旅費(航空類)は、締結した契約書に準拠し、契約金額を超えても精算可能としている条件については、費目服用の対像が、「無機長契約でも近ま後の契約離2を過れても精算可能としいる条件については、費目服用の対像が、「無機長契約でも近後の契約離2を適用する条件についてはの限りではありません」とあります。 2023年2月に移動にしたました継続契約については、改正前の契約離型を使用していますため、「航空質について契約金額を超えての精算が可能な契約」との理解でよるといでしょうか。また、現在履行期限延長の変更契約のため、対合海の対応を進めています。変更契約の際に、ガイドライン変更(ドイラ)執政の実について含めた内容で、変更契約を交わす必要がありますでしょうか。約款を受ける指定者の取扱いに大きく影響いたしますため、締結済みの条件につきましては、約款の変更はない、との理解でよろしいでしょうか。	実費精算の案件を前提として回答いたします。契約締結時に改正前の契約離型を使用している場合は、ご 理解の通り「航空賃について契約金額を超えての精算が可能な契約」となります。 2023年10月以前に契約締結済の案件につきましては、変更契約時も契約締結時の約款が適用されます。	/
8. 経理処理 ガイドライン	03旅費(航空賃)	8-03-9	最新の経理処理ガイドライン(2023年10月版)では、従来のように旅費(航空賃)の契約金額を超えての精算が原則 不可となり、費目間流用で対応することになっています。 (後当に敷部が、血直接程費」が、無質航空費)(4) 精算について / ②実費精算方式方式(P13~14)) ただし、脚注11で無度(航空費)については以下の過りです。 2023年9月までの公示条件は契約金額を起えての精算が可能な契約であるのたの費目間流用は対象外の費目 となります(QCBS、総合評価落札方式を除く)。 2023年10月以降の公示条件は契約金額を超えて精算することはできません。 と記載があります。 本条件契約の締結日は2023年11月1日ですが、継続契約に関する打合簿の作成日は2023年9月25日でした。 打合簿作成時点ではまだ新ガイドラインは公開されておらず、本条件も脚注のに当てはまると理解します。 すなわち、旅費(航空費)に関いては契約金額を超えて精算が可能であり、一方で旅費を費目間流用の対象とすること は不可、という強いかと存じます。この理解をこいでしょうか。	①契約金額を超えての精算が可能な契約であるかどうかは、締結した契約書に準拠します。継続契約で改 正後の契約書館形を適用することを選択した場合は適用しません。(契約管理ガイドラインP84) ②打合簿は不要です。精算の際に証拠書類附属書に理由を記載してください。	/
			また、来年以降はエアラインの減便により、現在の契約波航経路である東京・仁川・タシケントでのフライト予約が困難 になる見込みです。 そこで、新たな経路(東京・タシケント)を追加したいと考えています。この場合、打合簿での確認が必要でしょうか。	推	
8. 経理処理 ガイドライン	03旅費(航空賃)	8-03-10	現行のQCBSにて旅費(渡航費)は11月以降は渡航回数増加についても受注者裁量にて変更可能になりますでしょうか。	契約金額内であれば11月以降は受注者裁量となります(新ガイドライン適用)。	/
8. 経理処理 ガイドライン	03旅費(航空賃)	8-03-11	2023年2月に締結している継続契約でありますが、渡航回数の変更については、受注者の裁量となり、回数増加の 打合簿の即り受わしは不要、との理解でよろしいでしょうか。 また、該出案件は前空賃について契約金額を担えての網算が可能な案件でありますため、費目開設用には打合簿が 必要と理解しております。変更契約を行わず滤的服を増加した場合の解算については、契約金額所での対応といり、超過分の解算は減しかったと思います。やむを得ず契約金額を超過してしまった場合につきましては、費目間流用 の打合簿で対応との理解でよろしかったでしょうか。 今回改正でれるまでは、コンサルタント等契約における経理処理がイドライン(QCBS方式対応版)(2020年4月)が	渡航回数の振着・変更については、ご理解の通りで受注者裁量となります。ただし、締結した契約書に準拠 し、航空第について契約金額を超えても精算可としている案件については、費目間流用の対象外となりま すので、渡街回数の増加は、原則、契約金額が政帯の航空質の範囲内で検討してください。ただし、個々の 案件の事情により、打合薄で、費目間流用による渡航回数の増加を認める場合がありますので主管部署に ご相談ください。	/
8. 経理処理 ガイドライン	03旅費(航空賃)	8-03-12	予約等に記載のかけには、コグルアクテを吹いたがいる実施を受かい、アイルはよっちのよういのは、12250年4月が、 予約等に記載のかけ、ラインであったため(なお、QCBS案件ではないですがこのガイドラインを参照するまったと叶の 記載が自動について、「業務が食間において雑態的に別の業別、従事する場合等、片造の渡めがなくなった場合は、渡 精制回数をのうとして育定します。これらの場合、証売書類の提出は不要とします。」という記載に基づいて渡続回数の 実績を把握してきておりました。 今回の改正では、その記載がなくなり、同じ国で連続援航となっても渡航回数は1回であると読めますが、改正的向マ でに終えている接航については以前のガイドラインに従い、連続援動的の渡泊回数は0.5と算定。改正後は1と算定 でに終えている接続については以前のガイドラインに従い、連続援動的の渡泊回数は0.5と算定。改正後は1と算定	今回の10月改正では、契約管理の点で旅費分担が受注者裁量となりました。 旅費分担時の援航回数につきましては、考え方は従来と同じく連続援航は0.5となります。	/
8. 経理処理 ガイドライン	03旅費(航空賃)	8-03-13	するという認識で良いでしょうの。 2023年8月公示のQCBS案件(ランプサム案件ではこざいません。)につきまして質問がございます。 3は契約では独立資金合意単価で設定しております。昨年の渡劫で経路を当該案件、復路を別案件にて旅費が担を することとしました。この場合、経理処理GLのP、12(4)切に「業務対象間において継続的に別の業務に従事する場合 等、所造の渡劫がなくなった場合は、渡劫回数を 0.5 として育定します。」と記載されておりますが、精算は合意単価 であっても1渡航分の合意単価ではなく、0.5渡航分の合意単価(合意単価の50%の金額)のみされるとの理解でよ ろしいでしょうか。	ご理解の通りです。	/
8. 経理処理 ガイドライン	03旅費(航空賃)	8-03-14	2023年10月以前に締結しました案件、業務実施契約(実費精算)の案件について質問いたします。航空費の精算方法は、締結した契約書の約款に基づきますため、契約金額を超過しても精算可能と以前ご回答いただきました(渡航回数は契約回数からの超過がない場合に限る)。 契約渡航回数に自社負担にて1渡航増となる場合、この自社負担の渡航は、渡航回数にカウントされますでしょうか。 また、カウントされない場合、精神時に航空賃が契約金額を超過してしまったとしても、全額精算可能となりますで しょうか。同じく資航回数、エウントされない場合、発生する日当・指定費の計とは可能でしょうか。別と地連航での日	自社負担の適航は運航回数には含めません。また精算時に自社負担の航空券は契約金額に含まれません ので精算対象外となりますが、この他の航空券については精算対象となりますので契約金額を超過した場 合においてご精算可能となります。 また、自社負担適能における日当・宿泊費の計上は適航回数がカウントされない場合でも契約金額の範囲 内であればお上可能です。	/
8. 経理処理 ガイドライン	03旅費(航空賃)	8-03-15	数は、追加ではなく、元々の契約日数となりますため、超過はありません。 航空賃の精管について質問です。2023年5月よりトルコ航空日本発着使エコノミークラスの座席指定料が有料とな り、座席に応じて90~249USDの料金が設定されています。エコノミークラスの座席指定料を精算対象とする確認 のためには、あらかじめ打合簿による合意が必要でしょうか。	実費精算での航空賃についての質問と理解し回答致します。 庶廃指定料については、原則、精算対象外となります。 ただし、当該指乗クラスの座席指定料が不要な座席が設定されていない場合は、契約金額の範囲内で精算 対象として認めます。 これに該当する場合は、その旨、精算時の証拠書類附属書の備考へ記載してください。	. /
8. 経理処理 ガイドライン	03旅費(航空賃)	8-03-16	旅費(航空券) における渡航回数のについてですが、対象国から中抜けで他国で移った場合の渡航回数のカウントに ついては、2案件とのようなカウントとなりますでしょうか。(A国の業務から、B国へ移動し業務、その後A国へ戻り業 務を行い帰国をする場合)	本邦発→A国→A国→A邦着の場合の渡航回数 A国1波航、B国1渡航になります。	/
8. 経理処理 ガイドライン	03旅費(航空賃)	8-03-17	<上記8-03-12への更開> 選航回数0.5の場合ですが、従事計画・実績表の選航回数についても同様の考え方での記載でよろしいでしょうか。	ご理解の通り、従事計画・実績表の渡航回数についても、0.5となります。	/
8. 経理処理 ガイドライン	03旅費(航空賃)	8-03-20	<上記8-03-12、8-03-13への更問> 連続渡航により旅費を折半した場合、渡航回数は0.5と算定するとのことですが、ビジネスクラスで渡航できる業務 従事者がエノスミークスで渡航した場合も同様に0.5と算定して良いでしょうか。連続渡航を予定していましたが、 他案件との兼ね合いで連続渡航が出来なかったため、エノスニークラスで渡航しました。 当該契約は、ガイドラインが改定される前の契約(航空費は契約単価を超えての精算が可能な契約)です。	ビジネス、エコノミーにかかわらず他案件と旅費分担するのであれば、渡航回数は0.5となり、旅費分担せず、当該契約からの支出となる場合は、渡航回数は1となります。	/

関連施策	項目	質問番号	質問	回答	情報の 反映
8. 経理処理 ガイドライン	03旅費(航空賃)	8-03-21	航空賃も費目間流用に含まれる契約における航空賃に関して賃間です。渡航地域ごと、各等級ごとにフライトクラス が決まっていますが、P12の注入)には「実際のアイテナリーで所要フライト時間がこれらと大幅に異なる場合は、個別 に対応します。」と記載があります。 契約上ではどジネスクラスを計上していても、フライトの所要時間によってはダウングレードする必要が生じるという ことでしょうか。その場合、契約金額自体が減るということでしょうか。 また、選に、契約上ではエコノミークラスを計上していても、フライトの所要時間によってはアップグレードすることも 可能でしょうか。その場合、契約金額の増額はせず、全体の予算内で費目間流用等を利用し対応する、ということで しょうか。	クラスの変更は契約金額の範囲内で受注者の裁量で行って構いません。	/
8. 経理処理 ガイドライン	03旅費(航空賃)	8-03-22	旅費分担報告書が必要となる自社業務を含む複数案件に従事する渡航において、本業務・自社業務従事後に帰国する場合、帰国時のモチットは請求対象とはなりませんが、この場合、のモチットないしば航空券の半券は不要という理解でよるいいではようか。 連解でよるいいではようか。 また、精質対象外の航空質の場合、ETKTないしは半券の提出は不要という理解でよろしいでしょうか?従事期間 (集集)を示す着限として熊貴の担報告書と月報のみとなります。	こ理解のとおり不要です。	/
8. 経理処理 ガイドライン	03旅費(航空賃)	8-03-23	<上記8-03-22への更問>前回の間心らわせで、往後の航空券を請求しない場合はETKTや航空券の半券は提出不要だと教えていただき、理解いたしました。 航空券を請求せず、かつ本業務従事のみ(中抜けでの自社業務また他業務従事を含まない)の渡航においては、日当や宿泊費を請求する為の旅費分担報告書(打合簿)も提出は不要になりますでしょうか?従事期間は月報には記載されています。 航空券を請求しないが、本業務に加えて中抜けの自社業務または他業務従事がある渡航においては、旅費分担報告書(打合簿)の提出は必要と理解しております。	旅費分担にかかる書類拠出の必要性は、ご理解の通りです。2023年10月以降は、契約管理ガイドライン を改訂し、旅費分担報告書を提出いただくことになります(打合簿ではありません)。	/
8. 経理処理 ガイドライン	03旅費(航空賃)	8-03-24	経理処理がようインP11のイ注路のみ族費(税立券)を計上できる場合のうち、②業務従事者が業務対象国から第三国への脚業務へ従事する場合(例8)の旅費が担についてお伺いします。 実務対象団から第三国への移動の起空間は後来に計上可能とお脚注に記載がありますが、分担について2案件の間で合意ができていれば前案件に計上することは可能でしょうと 2023年10月改定前は2案件の間で合意があれば旅費が担の内訳は受注者裁量で打合簿の取り交わしは不要でしたが、改定後は合意ができていてもがイドラインに沿わない場合は打合と簿の作成か必要でしょうか。	ガイドラインに記載の通り、復路の旅費(航空賃)を前案件に計上することは原則認められません。 なお、2023年10月改定前は旅費分担は打合簿を必要としておりましたが、改定後は打合簿事例集29-1 の「旅費の分担に係る報告」を提出することと簡素化しております。	/
8. 経理処理 ガイドライン	03旅費(航空賃)	8-03-25	<8-03-5への更問>エコノミークラス従事者がビジネスクラスを利用する場合、精算出来る上限金額は経理処理ガイドラインよりエコノミークラス従事者がビジネスクラスを利用した影の精算についても、エコノミークラス対象者がビジネスクラスを利用した際の精算についてご回答頂いておりますが、最後の行なお「以降の回答内容について確認させて下さい。マ(8-03-50の三回答) = エ当な理由で経路変更し、整顔合社負担でエコノミークラス契約者がビジネスクラス利用した場合におかれましても、実際の成券は終めてエンミークラス環境は研書の提出は不要です。該当るる策約の前空資単価を上限に精算します。なお、上限を超える場合は、旅費(航空貨)内での課度することは可能です。 また、上限を超える場合は、旅費(航空貨)内での課度することは可能です。 上記の回答ですと、「なる・以降より、旅費(航空貨)内で調整できるのであれば、エコノミー対象者がビジネスを使用しても、ビジス料金とエコノミー航空貨単価との差額を精算できる。と読み取れることも出来ますがそのような精算は可能なのでしょうか。	8-03-5については、正当な理由で経路変更し、差額自社負担でエコノミークラス契約者がビジネスクラス 利用した場合に限ります。そうでない場合は、ガイドライン14ページにある通り、自己都合等によりクラス を変更した場合は該当する渡航の航空賃単価を上限に轄算します。	/
8. 経理処理 ガイドライン	03旅費(航空賃)	8-03-26	- 2024年10月追記版の経理処理がドラインより、旅費(航空貨)の発射手教料の上限が削除されましたので、今後 は上限を設けないものと理解しております。これは、2024年9月以前の公示案件についても適用されるのでしょう か。 - 2024年10月追記版の経理処理がドラインp.14、②実費精算方式において、「航空賃の領収書は、内訳が明記さ れているものが望ましか、記載されていなくても精算可能とされている。一方、続く一文では「領収書の金額にて精 買しますので、内弦を補配側にすす」と記載されています。現地発券の航空券や、航空券やの運会、直接網、入する航空券 の場合、貴機構が求める内部の項目が記載されていないことが多いのですが、そういった場合は、内訳の明記や補記 がなくとも精算可能という理解でよろしいでしょうか。	で理解の通り発券手数料の上限は撤廃いたしました。適用は2024年10月1日以降出発のフライトからとなります。     ・ガイドラインのとおり、領収書に内訳が記載されていなくても、同領収書にて精算可能としています。ただし、受注者には、様式10に税投金額で報告いただく必要があり、証憑書類と齟齬がなければ、精算をすすめています。次回ガイドライン更新の際に、「内別を補起限います」の記述は外します。なお、FAQ8-03-19で「内別の細胞記録います」と記していますが、実際には内訳の細記が無くとも精算可能ですので、こちらも併せて修正します。	•
8. 経理処理 ガイドライン	03旅費(航空賃)	8-03-27	8-03-19のご回答をふまえ質問させていただきます。 領収書に明記されていない事項の補記について、 一般に補記が可能な情報は抗変が代のほか利用者名、利用区間、利用日、手数料あたりかと想像していますがその理 解でようしいでしょうか、航空税などそれ以上の情報についてもEチケットを読み解いて記載する必要があるのかど うか、精算に展促級必要な情報についてごもST機能にます。	旅費(航空券)の内訳(航空券代、週末・特定曜日料金加算、航空保険料、燃油特別付加運賃、空港税、旅客 サービス施設使用料(税款)、旅客保安料(税抜)、免券手数料(税抜))が領収書や補記で明記されている事 が望ましいですが、記載が無くても領収書で精算可能とします。なお、内訳記載かない場合でも、税抜き金 観で報告順く必要が得ります。	1 /
8. 経理処理 ガイドライン	03旅費(航空賃)	8-03-28	経理処理ガイドラインP11をもとに航空賃についてお尋ねします。 自社業務での滞在地X → JICA案件業務地 → 自社業務での滞在地X といった経路での渡航は ① ガイドラインの例4に該当、つまり思住国からの発着往復料金を上限に 滞在地・業務地・滞在地の往後再色が精育対象となるという理様でよろしいでしょうか。 ②また、P12の留意車項に「居住地以外を発着地とする波航経路の場合は、その理 由を契約交渉時に説明する、もしくは核認着を提出してください。〕とあります。 提行中業件の場合はどのような資料の提出が必要か、検認書にはどの株式を使えばよいのかをご教示ください。	① 二理解の通りです。例4に該当します。 ② 打合事事例集の様式29「別業務に継続して従事する際の旅費の分担に係る報告」もしくは精算報告書 様式の「証拠書類附属書(航空費)」に変更理由を記載して提出してください。	. /
8. 経理処理 ガイドライン	03旅費(航空賃)	8-03-29	実費精算 旅費(航空賃) 契約単価ビジネスクラスの専門家のプレミアムエコノミーの利用は問題ないでしょうか。 (ディうカウントビジネスクラス及びITは高値のクラスの空きしかないため)	プレミアムエコノミーはビジネスよりクラスが下になりますので、問題ありません。	/
8. 経理処理 ガイドライン	03旅費(航空賃)	8-03-30	《8-03-6への更問》 「旅費(航空費)の精算について、居住地(滞在地)でない国から出発することなり、経由地は契約で記載している経由地を通って業務地に向かう場合、居住地でない国から発由地までの精算は不可と理解しますが」とありますが、8-03-28への返答及びガイドラインP11通り、打合海事所集の様式2月別業務に継続して従事する際の旅費の分担に係る報告。由とは精算報告継収の証拠書類限書(航空費)」に変更理由を記載して提出すれば居住地(滞在地)→経由地も精算対象となるという理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。	/
8. 経理処理 ガイドライン	03旅費(航空賃)	8-03-31	業務従事者の民住地である米国からカリブ諸国に移動する際、フルサービスキャリアの4時間強の国際線であっても、 エコノミークラスの場合には、預け荷物1つ目から料金がかかり、座席指定も別料金、機内食も別料金というように、 LLCと同様の料金体系になっています。この場合、1つ目の預け荷物料金、座席指定料金、機内食料金を精算できます か。	経理処理ガイドラインにおいて、LCCを利用する場合で認めている内容であれば精算可能です。	/
8. 経理処理 ガイドライン	04旅費(その他)	8-04-2	運賃証明書に関する質問です。 経理処理ガイドライン(2023年10月改訂版)は「プロポーザルや見積りに関しては、2023年10月公示より適用し、 この他の改定点については、基本的に全案件に対し適用します。」とあります。一方、運賃証明書の取付けが廃止と なったのは2022年4月改訂版(2022年4月1日以降の公示案件や継続契約に適用)であり、2023年10月改訂版 での改訂点ではありません。となりますと、2022年4月より前に実験している案件で、会社都合や個人都合等による 変更を行った場合は、引き続き、運賃証明書を上限に精算するという理解でよろしいでしょうか。	いいえ、2022年4月より前に契約している案件についても、会社都合や個人都合等による変更を行った 場合も、運賃証明書の提出は不要です。経理処理ガイドライン本文P13に記載のとおり、契約金額内訳書 又は契約金額計4棚内訳者(契約開始に当たっての合意専現にかから打合海の別波旋料)に基づき、設当す る渡前の船定理年間を上限に精算します。なお、航空賃単価の上限を超える場合は、旅費(航空賃)内での 調整することは可能です。	/
8. 経理処理 ガイドライン	04旅費(その他)	8-04-3	今回改定の部分ではありませんが、戦争特殊保険料の精賞について確認させてください。 ・戦争特殊保険料の解除は、理地乗務の実績人門に基づき支払額を買をします。ただし、戦争特約付保の階認を行う ため、領収書等の証拠書類の提出を求めることがあります。とのります。保険料は各社で金額に差があると思います が、精算は実施人月に基づき、補償金額上限(契約金額)で精算となりますか、それとも領収書に基づき実質精算(契 財金銀上税)となりますか。	戦争特約保険料の金額については、見精書の内訳を契約交渉にて確認した上で、現地業務1人月当たりの 台意単価を設定し、精算時は、現地業務人月の実績に基づき契約金額内での精算となります。 また、台意単価設定しない場合は、領収書等に基づき実費精算となります。	/
8. 経理処理 ガイドライン	04旅費(その他)	8-04-4	<上記8-04-2への更問> 戦争特別候終料を精算する対象条件については、契約時はJICA規定上限額で契約しておりますので、精算時は領収 書令金額の確認できる書類で精算とさせていただきます。 包括契約の場合、包括一括の領収書となりますため、金額の確認のできる請求書/見積書、保険証券等の提出でよろ しいでしょうか。	精算時に、領収書の包括金額の内訳(対象者、対象となる日数、金額等)がわかるものを合わせてご提出いただき、内容確認致します。	/
8. 経理処理 ガイドライン	04旅費(その他)	8-04-6	<上記8-04-1への更問う ① ) ・宿は料に食事が付与されていない、いわゆる素治まりの宿治料金の場合・親食、夕食分として5,800円/泊を宿泊料に加算・・宿治料金に朝食又は夕食が提供されている場合・・食分として2,900円/泊を宿泊料に加算・宿治料金に朝食及び夕食が提供されている場合・食事代相当額の加算はなしこの5,800円、2,900円については、加算とされており定額の加算と取れますが、定額精算でよろしいでしょうか。② 上記①ですが、郷収書だけでは賴食、分食の加算が入っているかわからないものが多いと思いますが、とのような基準での判断となりますでしょうか。とのような基準での判断となりますでしょうか。	①ご記載の適りです。 ②領収書にて読み取れない場合は、適宜、宿泊先に明編を出してもらうか、受注者にて余白に補足説明を 追記いただけますようお願いします。	/
8. 経理処理 ガイドライン	04旅費(その他)	8-04-9	<上記8-04-1への更問> 食事代の5,800円/泊、2,900円/泊は実費精算の上限額という理解でよろしいでしょうか。 または、定額での精算ということでしょうか。	2023年11月9日以降は定額での計上、精算となります。それ以前のものは左記金額を上限額として証憑 書類をもとに実費精算となります。	/
8. 経理処理 ガイドライン	04旅費(その他)	8-04-10	質問回答表の8-04-6及び経理処理がドラインの16ページの別添資料3の説明で、宿泊料に食事が含まれない場合の上限2,900円を実養精養が定額かを1月8日以前か9日以降を境としていますが、20日付を設定されたのには何が理由があるのでしょうか?事後になって、領収蓄をもとに指すと断っていただいでも、なかながそれ以前の食事代の領収蓄を手元に保証しているということはなく、領収蓄がない故に精質対象とはできず、結局、各業務従事者の個人負担とせざるを得ない状況です。	ご指摘を踏まえて、これまでルールが不明確であったものを明確化するため、可及的速やかにルール化を 検討し、11月9日に制定しました。その日付を基準としています。	/
8. 経理処理 ガイドライン	04旅費(その他)	8-04-11	宿泊料の基準額(上限額)が示されておりますが、円安によりその範囲内での宿泊が困難と予想される場合(特別宿泊 料準価の対象地域でもない)、企画額争説明書の上限額を超えない限りは、上限を超える単価を用いて横算をしても 良いのではようか。	ランプサム契約については、企画競争説明書の上限額を超えない範囲で宿泊料の基準額を超える単価で ご提案いただいても結構です。	/
8. 経理処理 ガイドライン	04旅費(その他)	8-04-12	特別宿泊料単価の対象地域の案件が、総合評価落札方式・ランプサムで公示されました。しかし企画競争説明書から 特別宿泊料単価の採用に係る記載が質問・回客の過程で判除されてしまったため、JICAも通常単価で積算した上で 予定価格を設定していると想定し、見積作成し受法しました。ですかはり現地適等では宿泊料単価が高く、適常単 価を大きく超える支出が発生しました。 カイドラインの特別宿泊料単価の該当国であり、カイドラインには「領収書による実費精算」との記載がありますが、ラ ンプサム契約として締結済であれば、やはり宿泊料について実費精算を受けることはできないのでしょうか。	実費精算としている特別商泊等の国・地域はランプサム契約では対応できないため、定額計上として実費 精算とすることとします。締結済のランプサム型の契約で、定額計上になっていない案件がありましたら、 個別に主管部担当及び契約担当に相談をお願いします。	/
8. 経理処理 ガイドライン	04旅費(その他)	8-04-13	7月3日付でお知らせがありました(2024年7月追記版)におきまして、別添資料3の特別宿泊料単価が大幅に更新されております。こちらの適用は、現行案件も含め、2024年7月1日宿泊からの適用となりますでしょうか?適用開始時期についてご教示ください。	お知らせ掲載日(2024/7/3)以降に適用されます。なお、それ以前に締結済の契約について特別宿泊単価の変更をしたい場合、3者打合簿で合意してください。	/
8. 経理処理 ガイドライン	04旅費(その他)	8-04-14	旅費分担報告書について、自社業務で中抜け渡航があった場合、自社業務への移動日は、-1泊する必要があると理解していますが正しいでしょうか。 解していますが正しいでしょうか。 また、自社業務への中抜け渡航が渡航中に3回以上あると-3泊以上となります。この場合においては中抜け時の減だけで、規定の-2泊を超過した宿泊鉄減となりますので、渡航最後ないしは最初に本業務に従事したとしても、本業務従事日数から宿泊数を減じなくてもよろしいでしょうか。	国によって異なりますので、原課及び契約課担当者にご相談ください。	/

関連施策	項目	質問番号	質問	回答	情報の 反映
8. 経理処理 ガイドライン	04旅費(その他)	8-04-15	く上記8-04-13への更問> 川久日岡等市均りと戦略日(2024/7/3)以降に適用されます。なお、それ以前に締結済の契約について特別宿泊単価の変更をしたい場合、3者打合簿で合乱してください。Jについて質問です。これは、(1)2024年7月3日以降の公済条件に適用される。(2)2024年7月3日以降が会別を持ちられていては特別宿泊費単価を適用すること、及び必要に応じて特別宿泊費単価により増額する経費の取り扱い(須用や増額変更契約等)について合善する必要がある。という意味でしょうか、それとも、(1)全案件に対して2024年7月3日以降の接続について新しい特別宿泊費単価が打合簿ないで適用される。(2)実施の業件で2024年7月3日以降の接続について新しい特別宿泊費単価を適用したい場合に3者打合簿で合意する必要がある。という意味でしょうか?	前者のご理解の適りです。	/
8. 経理処理 ガイドライン	04旅費(その他)	8-04-16	2024年7月改正されました。特別宿泊費準価について ①特にいつから採用との記載がござませんが、2024年7月1日以降より変更準価にて対応可能との理解でよろしい でしょうか。 ②現在従事しております案件において、新単価を使用する場合は事業部の承認が必要でしょうか。	のはい、工理解の通り、お知ら社期離日(2024/7/3)以降の公示案件に適用されます。 2020年47月3日以前に維持済みの実施中の案件については、著者行為策で月3日以降の渡航につい ては特別宿泊費単価に適用すること。及び必要に応じて特別宿泊費単価により増額する経費の取り扱い (流用や増額変更契約等)について事業部と合意をして作ごい。 [2025/4/16追記]8-04-37、掲載のとおり、特別宿泊員の扱いについて改めて整理しました。締結済 のランプサム契約については特別宿泊料単価の見直しは行いません。	/
8. 経理処理 ガイドライン	04旅費(その他)	8-04-17	〈上記8-04-13への更問〉 ②の1-90Ing条件で3者打合簿を限り交わし、特別宿泊単価の変更により旅費(その他)が増額となる場合、増額の変更契約取り交わしの必要はな、精算時に上集せという理解で良いでしょうか? ②原課かり業件の予算の上限を示ではあるこがあり、予算の上版があるからといって特別宿泊単価の変更を適用できないこではることはないという理解で良いでしょうか? (特別宿泊単価の変更は、各国の治安状況や物価変動に合わせて引上げしたものという認識ですので、適用できない事態に設計を持ち組みである。 3.特別宿泊料単価の変更に、各国の治安状況や物価変動に合わせて引上げしたものという認識ですので、適用できない事態に設計される場合である。 3.特別宿泊料単価の変更に関いても、原課担当者が認識していない状況が複数あり、引き続きとなりますが、JICA内閣での周知価値を直しくお願いいたします。	①増額の場合は変更契約が必要です←(2024/8/28付:以下8-04-18の回答に修正いたします) ②・③ ご理解の通りです。JICA内で周知に努めますが、もし原課が異なる見解を持っている場合は契約担当課担当者にお知らせください。 【2005/4/16追記】8-04-37に掲載のとおり、特別信泊料の扱いについて改めて整理しました。締結済のランプサム契約については特別信泊料単価の見直しは行いません。	/
8. 経理処理 ガイドライン	04旅費(その他)	8-04-18	上記8-04-17への更問> 以下回答に従いますと、3者打合簿を取り交わし、増額の場合は更に変更契約が必要 という事になります(ニ) 3者打合簿を取り交わし、増額の場合は更に変更契約が必要 という事になります(ニ) 25 (ニ) 3 (	8-04-7、8-04-8にて回答しております通り、50万円を超える増額となる場合には事前に契約変更手続きをとるようお願いします。50万円を超えない場合は精算時に対応となります。	. /
8. 経理処理 ガイドライン	04旅費(その他)	8-04-19	P.15記載の<派遣期間が長期になる場合の日当・⑥泊料の遙減について>、「複数国にまたがる業務の場合は国ととに起真・・・・・とありますが、第三国研修で異なる国へ衰熱する場合、「複数国にまたがる業務」に該当するのでしょうか。該当する場合、以下の考え方でよろしいでしょうか。該当する場合、以下の考え方でよろしいでしょうか。 例:プロジェント実施国へ計80日間跨熱するうち、渡航後2週間を実施国に滞在後、第三国研修にて国外へ移動し6日間業務を行い、実施国に帰国して残りの60日間業務にあたります。この場合、①本邦出発日~14日間の実施国での滞在で産賃(100%)、③プロジェクト実施国に帰国後から起算し、30日まで(100%)、帰国後31日目~60日(90%)で建除する。	ご理解のとおりです。	/
8. 経理処理 ガイドライン	04旅費(その他)	8-04-21	(8-04-20への更期) 8-04-20では、関内移動にかかる日数を含めMM、日当・宿泊費の計上の可否を質問されておりますが、日当・宿泊費の計上は期間につきましては、経理処理ナドラ・プレン022年4月、2023年4月途記板)P15、並びに2023年10月(2024年月後記板)P15、並びに2023年10月(2024年月後記板)P16、4023時)上で、有限記録か上で、市記記録からで、中記記録が、中国では2023年で、中国では2023年で、日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本	10-04-4のとおり、国内移動が当該業務のみを目的としている場合には、居住地からの空路移動を精算対象として認めます。その場合はこちらの記載にある国際便は国内空港発着と読み替えることでお願いします。	/
8. 経理処理 ガイドライン	04旅費(その他)	8-04-23	2024年10月追記版ガイドラインでの変更について。 別添資料3:特別宿泊料準価からエジナトの宿泊単価が全削除されました。今年7月の改訂で単価が引き上げられた ばかりで、3分周間で規定の基準単価へ変更というのは、この3か月間だけ物価が高かったのでしょうか?たった3か 月でこのような変更をおこなった背景をご説明いただきたいです。 また、これだけ大幅な減額(格付によっては1万円以上があるのであれば、9月下旬の説明会で変更箇所として一報 いただきたいです。もし説明会での扱いが難しようであれば、パックデートでの適用ではなく11月以降など適用まで 余裕を持ったスケジュールとしていただきたいです。	従前から各国事務所において、経理処理GLにおける基準単価で宿泊できる、安価かつ安全性も担保できる宿泊先を模束、続けております。また、改定も各国事情を整みて、適切に改定をしてきております。今回のエジプトにおいては、7月の定後は安価かつ安全性も担保できる宿泊先来寝すことができたこと、適いな基準の宿泊先一覧の範囲も広げることができたことがら、接理処理GLの基準単価で宿泊可能となった故、削除となりました。 適用時期については、種 17年のの適用が適切と考えるため(設定単価が上がった場合も同様)、終理処理GL改革時に関しては、種 17年のの適用が適切と考えるため(設定単価が上がった場合も同様)、終理処理GL改定時に関しさせていただきます。	/
8. 経理処理 ガイドライン	04旅費(その他)	8-04-24	(8-04-16への更問。) 回答②につきまして「②2024年7月3日以前に締結済みの実施中の案件については、3者打合簿で7月3日以降の 運航については特別院は費単価を適用すること、及び必要に応じて特別席公司費単価により埋飾する経費の取り扱い (貨用や増加要更終等)について事業部と合意としてください。と参りますが、こちらは適って(例えば即時点で 2024年7月の源結まで週って)3柱打合簿にて新し、特別院公費単価を適用することは可能でしょうか、適用で購え るか、増額変更が必要かの見適しが立っておらず、現時点で経費の取り扱いについて確定することができないため、 質問させていただきます。	打合簿での合意後、7月3日まで遡っての精算が可能です。 【2025/4/16追記】8-04-37に掲載のとおり、特別宿泊料の扱いについて改めて整理しました。締結済 のランプサム契約については特別宿泊料単偏の見直しは行いません。	/
8. 経理処理 ガイドライン	04旅費(その他)	8-04-25	2024年10月追記版での、旅費(その他)日当・宿泊料についてですが、経費処理ガイドライン16頁に、「海外業務のために(省略)・・国内移動を開始・終了した日を基準とします」と記載が、でいます。本件の適用は2024年10月以降の選航でしょうか。それとも契約開始時まで選れるのでしょうか。また、業務人月は従来通り本邦出発日から本邦帰国日までの日数を人月に換算して算定するのでしょうか。	2024年7月以前の公元率件にも適用されます。また、業務人月も国内移動を開始・終了した日から計上 いただけますが、業務量の増加はあせせんので、本ガイドライン改定に伴う変更のかでの業務人月の増 加は認められませんので、ご留意ください。 (2024/12/18 追記) FAQ8-4-310とおり、国内移動開始・終了分の業務人月、日当・宿泊費追加に伴い各費目の契約金額を 超過しても、費目間流用を行い契約金額総額に収まっていれば問題ありませんので、追記・修正させて頂きます。	/
8. 経理処理 ガイドライン	04旅費(その他)	8-04-26	接野処理ガバドイラン(2024年10月追記版)P10 「国際空港以外の空港を発着地とし、国際空港を経由し業務対象 国までを一連の日程としてチケットを扱いた場合(一連で発券できなくても司)、国内線分(税扱)については、航空 質の一部とすることを認めます。はついて質問です。 例えば北海道に居住する従事者の場合。 口園内移動が当該業務のみを目的としている場合であれば、札幌⇔羽田、羽田⇔業務地のどちらの航空賃も、見積 書・契約金額詳細が成審に計上できるという理解でいようか? 空影機⇔羽田年業務地を一連のチケットとして受け単一を契約経路を定めている案件だけでなく、一連のチケットとす ることができずこ羽田⇔業務地のみを契約道籍・契約経路を定めている案件ではでなく、一連のチケットとす ることができずこ羽田⇔業務地のみを契約道籍・契約経路を定めている案件でも 表際の渡海時に別々に最勢した机機・羽田、羽田⇔業務地の両方の運賃を精算できるという意味でしようか? また、適用日について質問です。 FAQ 10・04・05では、一連でチケットが発券できなかったとしても国内移動が当該業務のみを目的としている場合 には、居住地から空路移動を指揮対象といて認めることについて、「2024年7月のガイドライン改正が高から適用 されているルールであるため、2024年7月以前の公示案件にも適用されます」と回答があります。 也があ、8・04・25では、旅貨代を心他と国内移動が自然を対したことことについて、「2024年10月1日 以降の廃却から週刊ではます」と回答があります。	① ご理解の通りです ② 旅費(航空賃)の範囲内に収まるのであれば、両方精算可能です。 適用日について、質問回答と-04-25を以下の適り修正いたします。 「2024年7月以前の公示案件にも適用されます。また、業務人月も固内移動を開始・終了した日から計上 いただけまが、業務量の増加はありませんので、本ガイトライン改定に伴う変更のみでの業務人月の増加は認められませんので、ご留意ください。」 (2024/12/18 追記) 「そ08-4-31のとおり、国内移動開始・終了分の業務人月、日当、宿泊費追加に伴い各費目の契約金額を超過しても、費目間流用を行い契約金額総額に収まっていれば問題ありませんので、追記・修正させて頂きます。	/
8. 経理処理 ガイドライン	04旅費(その他)	8-04-27	<8・04-25の回答への更問> 「業務」月も国内容動を開始・終了した日から計上いただけますが、業務量の増加はありませんので、本ガイドラインで記に伴う変更のみての業務人月の増加は認められませんので、ご前巻ください。」と回答がこざいましたが、日当・宿泊は国内容動開始から計上し、業務人月は国内容動開始ではなく、国際総比発日から国際線帰国日までを計上することも可能でしょうか。	日当・宿泊費も業務人月と同様に、国内移動を開始・終了した日から計上期けますが、日当・宿泊費の増加 はありませんので、本オパキラインの定に伴う変更のみでの日当・宿泊費の増加は認められません。業務人 月を国際線出発日から国際線帰国日迄計上することは可能です。 (2024/12/18 追記) FAQ8-4-31のとおり、国内移動開始・終了分の業務人月、日当、宿泊費追加に伴い各費目の契約金額を 超過しても、費目間流用を行い契約金額総額に収まっていれば問題ありませんので、追記・修正させて頂 きます。	/
8. 経理処理 ガイドライン	04旅費(その他)	8-04-28	<8-04-27回答への更問> 「本ガイドライン改定に伴う変更のみでの日当・宿泊費の増加は認められません。」とのご回答につきまして、2点お伺いさせてください。 (ご白致は指加しても、旅費(その他)の範囲内に収まれば精算可能でしょうか。 (2日数が増加し、旅費(その他)の範囲を超えても、費目間流用で対応できれば精算可能でしょうか。	①之共に韓育可能です。 今回の改定に作う数量の変更は可能ですが、金額の純増は認めておりません。その原則の下で、ガイドラインに基づきご判断ください。 (2024/12/18 追記) FAG8-4-310とおり、国内移動開始・終了分の業務人月、日当、宿泊費追加に伴い各費目の契約金額を超過しても、費目間淀用を行い契約金額総額に収まっていれば問題ありませんので、追記・修正させて頂きます。	/
8. 経理処理 ガイドライン	04旅費(その他)	8-04-29	福泊日敷の計上方法の質問があります。 経理処理ガイドラインから、近隣7ヵ国以外の国々の宿泊数は機内泊を加味し、従事日敷から2泊減すると把握してお ります。質問ですが、自社案件からJICA案件(近隣7ヵ国以外)へ従事し、その後機内泊が発生しない国(自社案件)へ 再び移動、いたしました。この場合、宿泊数は日当から一日減でよろしいのでしょうか? 異体的な帰えて記しますと、 東京から自社条件でフィリピンに入り、フィリピンからJICA案件のベトナム(ホーチミン)へ移動いたしました。業務終 不変から中央が、従事した場合、日当は各目で計し、宿泊数に場合が自分が全力が、場所置です。 例えば、6日業外 従事した場合、日当は各目で計し、6日前数に関内泊が発生しなる5倍(1泊減)でよろしいで しょうか?具体例のように、機内泊が発生しない移動の際の宿泊数の数え方を知りたく思います。	接理処理GL15ページ機外脚注13「本邦以外の第三国から用務地へ渡航する場合についても、同じ考え方で治数を育定します。のとあり、後行便が減航していない場合は機中泊無しとして治数を計算します。具体例ではフィリピンでのJICA条件に6日業が必要され、機内泊が発生しなかったとのことですので、宿泊数は(業務日数・1日)で計算し、5泊となります。	/
8. 経理処理 ガイドライン	04旅費(その他)	8-04-30	<8-04-25、8-04-27回答への更問> 8-04-24、8-04-27回答への更問> 8-04-24、8-04-27回答について2点質問です。国内移動を開始・終了した日から業務人月および日当・宿泊費を計上可だが、本ガイドライン改定に伴う変更のみでの増加は認められないとあります。 ①この増加が認めれないという点について、各質の契約金額が上限という事でしょうか、もしくは契約金額総額が上限になるのでしょうか。②新幹線などフライト以外の国内移動の場合でも適用になりますでしょうか。もし適用になる場合、費用の計上はどの費目が対象となるでしょうか。	お示し頂いた8-04-24とは8-04-25と理解して回答いたします。 の当該事象を理由とした契約金額総額の増加は認められません。 ②フライル以外の移動池通用対象外です。 (2024/12/18 追記) FAQ8-4-31のとおり、国内移動開始・終了分の業務人月、日当、宿泊費追加に伴い各費目の契約金額を 超過しても、費目間流用を行い契約金額総額に収まっていれば問題ありませんので、追記・修正させて頂 きます。	/

関連施策	項目	質問番号	質問	回答	情報の 反映
			<8-04-25、8-04-27の回答への更問> 国内移動を開始・終了した日から業務人月および日当・宿泊費を計上可だが、本ガイドライン改定に伴う変更のみでの 増加は認められないとあります。		12.00
8. 経理処理 ガイドライン	04旅費(その他)	8-04-31	①この増加が認めれないという点について、各費目の契約金額が上限という事でしょうか、もしくは契約金額総額が上限になるのでしょうか。 上限になるのでしょうか。 ②新幹線などプライト以外の国内移動の場合でも適用になりますでしょうか。もし適用になる場合、費用の計上はどの 費目が対象となるでしょうか。 の質問に対し、下記のご回答いただきました。	ご理解の通りです。国内移動開始・終了分の業務人月、日当・宿泊費追加に伴い各費目の契約金額を超過しても、費目間流用を行い契約金額総額に収まっていれば問題ありません。	/
			①当該事象を理由とした契約金額総額の増加は認められません。 ②フライト以外の移動は適用対象外です。 この①のご回答について、さらにお伺いさせてください。 国内移動開始・終了分の業務人日、日当「宿泊費」並加に伴い各費目の契約金額を超過しても、費目間流用を行い契約 金額総額に収まっていれば問題ないでしょうか。		
8. 経理処理 ガイドライン	04旅費(その他)	8-04-32	8-04-27への更関です。 乗務人月を国際線は発日から国際線帰国日送計上することは可能です。」とご回答をいただきましたが、日当・宿泊 は国内線の移動開始日から移動終了日までを計上し、一方で業務人月は国際線出発日から国際線帰国日までを計上 することも可能ではようか。 例:12月1日 地方→東京 12月2日 東京→バングラデシュ	FAQ8-4-31のとおり、国内移動開始・終了分の業務人月、日当、宿泊費追加に伴い各費目の契約金額をおり、第一年、毎日間が日本の大学・毎日間が日本の大学・毎日間が日本の大学・日	•
M1F31J			12月20日 バングラデシュ→東京 12月21日 東京・地方 業務人月・12月2日 - 12月20日(19日間) 日当・宿泊:12月1日~12月21日(21日19泊) 上記のようなスケジュールの場合、精算時に日当・宿泊の日数と業務人月の日数が異なりますが、問題ないでしょうか。	超過しても、費目制流用を行い契約金額総額に収まっていれば問題ありませんので、追記・修正させて頂きます。	
8. 経理処理 ガイドライン	04旅費(その他)	8-04-33	(<8-04-31への更問) 国内移動分の業務人月・日当・宿泊費を追加計上可能という点について、これまでの当Q&Aの責機構からのご回答より、国際線発着の前後1日分は国内移動時間として、業務人月・日当・宿泊費を精算可能と理解いたしました。 1.4 医菌素人の氏えば、国内線で地方から東京に移動後、 別業務のために数日間東京に滞在、その後東京から現地に移動した場合、 その国内移動分配定質、移動日1日分の業務人月・日当・宿泊費は <今別> 2/1 地方・東京 2/2-3 東京にて列業務	地方を出発後、東京を出発するまでの間に別業務が入っている場合は、一連の移動とは見做しません。ご 開会のケースの場合、2/4の東京出発分からの精算となり、2/1の国内線航空賃も人月・日当宿泊費とも 精算不可です。	/
8. 経理処理 ガイドライン	04旅費(その他)	8-04-34	2/4 東京・現地  の場合、2/10回線輸売空債と、2/1の業務人月・日当・宿泊費は精算可能でしょうか。  ●月〇日早朝にA案件(A国)から日本に帰国して、同日中に日本からB案件(B国)に出発する場合の、報酬・日当・宿泊費の取り扱いについて確認させて下さい。  A案件の本邦帰国日の報酬・日当・宿泊費、B案件の本邦出発日(=本邦帰国日と同日)の報酬・日当・宿泊費、いずれも 満額請求できるとの理解でよろしいでしょうか?	業務期間の重複(ダブルアサイン)は不可ですので、いずれかの案件のみ、当該日の報酬・日当を請求くだ ごい。	/
8. 経理処理 ガイドライン	04旅費(その他)	8-04-35	<8-04-34への更開> 本例は一度帰国しており旅費を分担しているわけではないと思いますので、旅費分担報告書で一方の案件の報酬と 日当を除外することで本当によろしいのでしょうか?	たとえ旅費の分担をしていなくても、どちらも実費精算を要するのであれば、同じ日に2案件分の報酬・日 当を重複発生させることは出来ません。	/
8. 経理処理 ガイドライン	04旅費(その他)	8-04-36	経理処理ガイドラインP.16に記載の 「日当・宿泊相は、本料比発日から起算(複数国にまたがる業務の場合は国毎に起算。ただし、自社都合で業務国を離れた場合は、IIに当たらない。)」 について質問です。 ここで言う「自社都合」とは、例えば別のJICA案件業務のために別の国へ移動する場合も当てはまるのでしょうか? < 例> 案件A(X国)にて20日間業務 →中抜けして案件B(Y国)にて15日間業務 →案件A(X国)に戻って業務用間 この場合、Y国からX国に戻ってからの日数かウントは、 11日前からなるのか、21日目からとなるのか、どちらでしょうか。	別のJICA案件のための業務は「自社都合」にはあたりませんので、JICA案件のための中抜けであれば国ごとに日数をカウント(通算での逓減率は適用しない)のうえ、旅費分担を検討ください。	/
8. 経理処理 ガイドライン	04旅費(その他)	8-04-37	旅費(その他) 特別宿泊料準価に関して。パキスタンのハイデラバードでのプロジェクトのため、カラチで一泊する必要 がある。JICAが安全上指定するホテルは空港近くに2つあるが、泊2万円以上払わないと宿泊できない。JICAの特別宿泊料準価は16千円なため、常に持ち出しとなる。経費なのでJICAが負担すべきものと思うが?打合簿で負担可能でしょうか?	送当案件が実費精算方式で契約をしている場合は、打合簿で金額を確認し証拠書類に基づき精算します。 増額の必要かある場合は、変更契約が必要ですので、履行期間終了までに、軽線と必要金額について3者 打合簿で合意の上、契約変更を行ってください。ランプサム方式で契約をしている場合は、単価の見直しは しません。	. /
8. 経理処理 ガイドライン	04旅費(その他)	8-04-38	<8-4-36への更問> 頂いたこ回答より、例示したケースにおいて、Y国からX国に戻った後は 日当宿泊科の投助かプントは、21日目からではなく、 1日目からカウントすると理解いたしました。 (また、8-4-19のご回答からも、その理解で正しいと判断いたしました。) 他方、昨年、弊社が提出した業務実施契約の精算報告書において、 調達部より打選航の同し国での日当、宿泊は続きで日数をカウント」するようご指摘を受けたことがありました。 具体的には、 ①案件るで国国でて21日間現地業務を行った後 ②案件やで国国へ移動し、15日間現地業務、 ③羽度国の不見と29日間現地業務、 ③羽度国の不足29日間現地業務、 ②写成の日当・宿泊2月について 22日目から日数を力ウントするようご指示いただきました。 (全網間において、JICA案件に従事していたものであり、自社負担期間等はありません。) どちらの理解が近しいのか、今度ご数示いただけますと幸いです。	(対象案件がすべてJICA案件の場合)JICA都合による業務従事期間中の中抜けとなるので、日数カウントをプロットは国に戻った後は「日目からカウントください。 (それ以外の場合、JUCA以外の条件や自社都合によるもの)JJICAの想定では通期での業務従事であったことから、中断後は日数カウントをリセットすることなく続きでカウントください。	/
8. 経理処理 ガイドライン	04旅費(その他)	8-04-39	打合簿事例集29の別業務に継続して従事する際の旅費の分担について、 全てJICA業務であれば別国移動時の機内迫分の宿泊費も計上して良いとの理解で宜しいでしょうか。 例えば、A国→5回→A国と移動し機続して従事する場合、①A国→B国、②B国→A国の移動時にそれぞれ機内泊(合 計2泊)が発生しますが、 ○の2治分についても商泊料として計上して良いとの理解でしょうか? A国の業務は前後半とも同じ業務です。	両案件とも実費精算案件の場合はご理解のとおりです。	/
8. 経理処理 ガイドライン	04旅費(その他)	8-04-40	日当・福泊費の逓減適用について、ご教示ください。 現在実施中のA国案件において、現地業務従事日数は合計45日間の予定です。 内部は以下のとおりです: - A国は C 20日間従事 - 本の後、第三国である日国にて研修業務に10日間従事 - 再びA国に戻り、15日間従事 - 西北入国にのの業務従事期間は20日間と15日間に分かれており連続しておりませんが、合計で30日を超えて おります。 この場合、日当・宿泊費の運滅対象(30日を超える場合の減額措置)に該当するかどうか、ご確認・ご教示いただけま すと率いです。またしいところ結縮ですが、よろしくお願いいたします。	自社都合ではなくJICA業務に従事するために業務国を離れた場合には、合算する必要はなく、一渡航毎 に滞在日数をカウントします。ご照会のケースの場合、差減を適用する必要はありません。	/
8. 経理処理 ガイドライン	04旅費(その他)	8-04-41	福泊日数に関しまして以下、ご教示下さいますようお願い致します。 例えば、業務人が終了した後に、継続して業務日に従事する場合、福泊日数の取り扱いについて以下のように認識して おります。 業務人および業務日の以ずれもJICA業務である場合・ 一字、業務人および業務日の従事日数の合計から2日分(それぞれの業務から1日ずつ)を減した日数を、福泊日数として 算定する。 一方、 JICA業務とのである業務人に対し、業務日がJICA以外の業務(①業務日がJICA以外の発注者からの業務のケース、およ  本業務人はが、知義自和能が国日数は、「JICA業務の従事日数 - 1日」でしょうか?それとも「JICA業務の従事 日数 - 2日」となるのでしょうか。 JICA業務以の事業務が連続するケースにおける、宿泊日数の考え方をご教示いただけますと幸いです。  経理ガイドライン(p.16)にて、「業務従事者が業務終了後に帰国せずに、JICA の業務とは別の業務に従事する場合、  接理ガイドライン(p.16)にて、「業務従事者が業務終了後に帰国せずに、JICA の業務とは別の業務に従事する場合、 は計上できません。」との記載がありますが、これは上記で示すところの、「JICA業務別の単毎日数 - 2日」が宿泊料として計上される。と認か替えて関いのでしょうか。	経理ガイドライン(p.16)に記載の通り、「業務従事者が業務終了後に帰国せずに、JICA の業務とは別の業務に従事する場合、拘束終了日(同国に領まる場合は業務従事終了日、他国に移動する場合は業務地からの移動開始日)における宿泊申は計上できません。」となります。そのため、ご規念いただいた場所をは登上できません。となります。そのため、ご規念いただいた場所をは今日の宿泊費は計上できませんので、1日となります。異なる国であれば、B業務への移動開始日の宿泊料は計上できませんので、A業務終了日に移動されるのであれば、-1日、翌日に移動されるのであれば、日当と同じ宿泊日数が計上可能です。	/
8. 経理処理 ガイドライン	04旅費(その他)	8-04-42	(8-04-41への更問) 以下、「回答内容の解釈について確認させていただきたく存じます。 当方では、宿泊日数の計算において、 遠苑時間には宿泊しない という前肢から、実務従事日数~2日」が宿泊日数となると認識しております。 という前肢から、実務従事日数~2日」が宿泊日数となると認識しております。 果務が連続するケースにおいては、1つ目の業務従事終了日か通常のケースでの帰国日に相当すると解釈しておりま 素を、生まり、実務従事日数~2日」が宿泊日数となると認識しております。 また。て、本業が10日本業務(11氏A以等)と目の業務が重勢である経理処理ガイトラインに記載されている例外7カ国 ○A業券に当路が10一国内で記録する場合 → A業務が11日数・A業券校事日数~2日(三機中泊1日分・A業務に実施が更なるので、A業券を発が更なる回て、A業券校事日数~2日(三機中泊1日分・移動開始日であるA業務従事終了日を除外) ○A業券に当時が見なる回て、A業教徒事終了日の翌日に移動する場合 → A業務が11日数・A業券校事日数~2日(三機中泊1日分・移動開始日であるA業務従事終了日を除外) ○A業券を日業的質なる個で、人業券校と事任の翌日に移動する場合 → A業務が11日数・A業券校事日数~1日(三機中泊1日分を除外、A業券校事終了日日の宿泊は計上可能)	①~③いずれも、ガイドラインに記載の通り「業務従事者が業務終了後に帰国せずに、JICA の業務とは別の業務に従事する場合、拘束終了日(同国に留まる場合は業務従事終了日、他国に移動する場合は業務地からの移動間等的目における意识料は計上できません。」となりま、そのため、①、②の場合は、A業務終了日の宿泊料は計上不可、そのため、宿泊料は日当一1。 ③の場合は、A業務終了日の宿泊料は計上可。そのため、日当と同じ日数の宿泊料が計上可。	/
8. 経理処理 ガイドライン	04旅費(その他)	8-04-43	(8・4-38への更問) 回答「(それ)が明常向は「CA以外の案件や自社都合によるもの))JICAの想定では通期での業務従事であったことから、中断後は日数カウントをリセットすることなく続きでカウントください。」についてお伺いいたします。 JICA以外の業務による中断については、成訂前は同間内であっても日数カウントから外して日数を算出し逓減率をかけておりましたが、2023年の月以降はその逆となり、JICA以外の業務であっても逓減率がかる日数とカウントすることに変更になったということでしょうか。どのような定義により逆の考え方になったのでしょうか。	同国内でJICA業務と自社都合による中抜けが混在する場合も同様に、日数をリセットすることなくカウントしてください。	/
8. 経理処理 ガイドライン	05一般業務費	8-05-1	経理処理ガイドライン17ページでは、特殊傭人費は、原則として実費精算であり、証拠書類として雇用契約書(又は契約書を代替する文書)が必要とあります。この証拠書類提出要件が、200万円未満では該当しない、ということでしょうか?	ご理解の通りです。	/

関連施策	項目	質問番号	質問	回答	情報の 反映
8. 経理処理 ガイドライン	05一般業務費	8-05-2	実施中の案件にて、研究機関の調師を日本から現地へ派遣することになり見稿を作成中です。 講師派遣に係る日当宿泊費、謝金等の規程がありましたら共有いただけますと幸いです。	日当・宿泊費は、JICA自営の調査団・短期専門家の旅費基準、またはコンサルタント等契約における経理 処理ガイドラインの業務従事者の旅費の上限などを準用ください。謝金は研修・招へい、実施ガイドライン をご参考にしてください、(具体的に想定される講師の業務内容・関わり方にもよりますので、案件主管部 の担当者にと相談・調整ください)	•
8. 経理処理 ガイドライン	05一般業務費	8-05-3	合意単価精質方法について 般業務費の合意単価費目の場合、数量確認の証憑添付は必要か。 添付が必要な場合、何を提出するのか。 機力上げ単位が返り場合は、どのように数量のカウントをするのか。 例えば、通信費として「ヵ月」単位で契約。 美順「チャージ」及び「枚数」の場合。	・合意単価の対象としている車両関連費や通信費は、総現地業務人月に比例して支出が増加すると推測されることから、該当経費の合計額を総現地業務人月で除して1人月あたりの合意単価を設定することを基本としています。このように設定されている場合、数量確認の証憑添付は不要です(合意単価に現地業務人月を乗して精算額を舞出します)。 ・ただし、上述り、合意単価を設定していない場合は、合意単価×数量ではなく、証憑書類に基づく実費精算とします。	/
8. 経理処理 ガイドライン	05一般業務費	8-05-4	「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」P.19にある「セミナー等(研修を含む。以下同じ。)の軽食・飲料費用も構算対象とすることができます。星食代はセミナー等を全日開催した場合に計上可能ですが、夕食代やアルコール類の計上は認めません。」という記載について、「全日」の定義かあれば教えていただければ幸いです。(例えば9:00~14:00のようなセミナーで昼食代の支出が認められるのかどうか)	一般的に1日の勤務時間(研修実施時間)は7~8時間程度で全日とし、その半分を半日とします。国によって勤務時間・慣習が異なりますので、案件担当にご相談ください。	/
8. 経理処理 ガイドライン	05一般業務費	8-05-6	ガイトライショ17(Ⅲ直を経費、3、一般業務費(1)特殊傷、費): 旧特殊傷人費は、原則として実費精算します。証拠書類としては、①業務内容が記載された雇用契約書(又は契約書を 代替する文書)及び2銀行の発行する最近金受領書、又は無近済みが切手の与し(銀行振込等を行っていない場合、被 雇用者 からの第収書)とします。」 = 1契約200万円未満の契約書添付が不要となったため、記載方法を変更すべき では?	記載方法を変更した場合、傭人(特殊傭人、事務員、運転手等)や借上(車両借上、事務所借上等)にも該当 し、同じ説明を何度も記載することとなりますので可能な限り重複説明を避け、具体的な留意事項として1 か所にまとめておりますので、記載方法は現行通りとさせていただきます。	/
8. 経理処理 ガイドライン	05一般業務費	8-05-7	ガイドラインp21(Ⅲ直接経費(7)資料等額沢費): 「従来は、企画競争説明書等で業務従事者の「語学能力」として指定した言語と日本語との間の翻訳費用を精算対象 としない整理としていましたが、上記の整理を見直し、従事者の「語学能力」として指定した言語であっても必要な場 合は翻訳費用を計上可能とします。」→22年10月改定となった本運用も明記して欲しい。	ご理解いただいている通り、HPにおいても2022年10月改定に既に説明しており、その時点まで記載があった「翻訳については、企画競争説明書等で業務後事者の「語学能力」として指定した言語と日本語との間の翻訳費用は精算対象となりません。」を削除していますので、ガイドライン上でも特に制限は設けておりません。	/
8. 経理処理 ガイドライン	05一般業務費	8-05-10	一般業務費でお教え頂きたいことがございます。 技術協力プロジェクトで、セミナー等実施や、諸連絡用にZoom等を利用する場合、 そのライセンス料について、一般業務費に含めることは可能でしょうか。	セミナーや研修等のためであれば計上は可能です。 業務従事者の日常業務に使用する場合は計上できません。	/
			消耗品を大量購入し、その合計金額が数十万円単位の大きな額になる場合、見積もり合わせ等は不要で構わないでしょうか?		Ħ
8. 経理処理 ガイドライン	05一般業務費	8-05-11	黄機構のガイドライン「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン(2022年10月、2024年7 月追記版)、「コンサルタント等契約に対ける経理処理がイドライン(QCBS方式が応服)、「実務実施契約における契 対管理ガイドライン(2024年7月)」を確認し、特別においる。 押耗品は、「物品・機材の調達・管理ガイドライン」の対象外とありますが、「物品・機材」であった場合には「予定価格 は、個別物品・機材の単価ではなく、調達すべき物品・機材・制いの合計・金額に基づきます」(の3)との定額がありま す。一方、消耗品については、「一揃いの合計・金額にあった。	消耗品は「物品・機材の調達・管理ガイドライン」の直接の対象ではないのですが、ある程度の規模での調達の場合は、同ガイドラインP3にある「JICAが 自ら 物品・機材を調達する際の調達方法等」をご参照の上、必要であればJICA事務所及び監督職員にご相談しご対応いただければ幸いです。	-
			・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
8. 経理処理 ガイドライン	05一般業務費	8-05-12	契約管理ガイドラインP45[(14)継続契約]、の「イ、先行契約の一般業務費の支出の計上の有無の確認」の「② その他の一般業務費」について、先行契約と継続契約の契約の決関期間の支出についても打合簿を交わせば精算対象になる、と理制しております。 ただ、ガイドライン接当箇所のタイトリバイ、先行契約の一般業務費の支出の計上の有無の確認」まなげ合合簿事例 い、14下部の「最終不対象」の一般業務費の支出の計上の有無の確認」まなげ合う簿事例 い、14下部の「最終不対象」の「最終表費の支出の計上がある場合」の箇所について、先行契約でしか記載がありませんの に、誤解が全じないように、「先行契約、及び先行契約と継続契約の検問期間と書きぶりを修正していただけませんでしょう。	原則としては、契約が発効している期間の支出のみを精算対象とすることが前提です。継続契約発効まで、間が空いてしまう条件については、やむを得えい事情により支出の継続が妥当と判断される費目に限って、打合簿にて契約するとはこれでは期間中の支出についても精質対象とすることとしております。イルギーでの対応と考えていることから、単衡可象としてガイドライノに搭載することは差し想えております。現行通り、該当事例は条件担当者に二組版のうえ、対応を検討する連用としてください。	/
8. 経理処理 ガイドライン	05一般業務費	8-05-13	本業務に引き続いて別業務に業務従事者が従事する場合の車両関連費につきまして、 例えば、A業務が12/1までのアサインとない業務終了後のタ方に移動し、12/1の夜に免業務(別国)の業務地到着後 に車両(レンタカー)を使用しての参動が発生した場合、どちらの業務での経費対象となりますでしょうか。3業務での アサインは12/2からとなります。またそれらの処理をする場合、打合簿等での合意は必要となりますでしょうか?	アサインの開始前後にかかわらず、各業務地で発生する支出を当該国の案件よりお支払いいただくようお 願いいたします。打合簿での合意は不要です。	/
8. 経理処理 ガイドライン	05一般業務費	8-05-14	特殊傭人費でローカルスタッフの雇用についてお伺いします。 当該国は人件費が高く、法約にも簡単に人を雇用できないため、第三国のエンジニアを雇用して仕事をしてもらおう ことは可能でしょうか。原果に対し一括で支払、特を契約か、時給公労働時間で支払うといった契約形態とするか、選 択肢はあると思うのですが、当該国以外の外国人を第三国で作業する傭人の雇用およびJICA精算は可能でしょう か。	第三国で作業する第三国のエンジニアを傭上する、と認識しました。 傭上することは可能です。ただし、「雇用」の形ですと予期性ぬ法的義務や権利が発生する可能性が有りま すので、第三国の法律を予めこ確認ください。第三国エンジニアの傭上の必要性が認められれば、当該費 用の精算も可能です。	/
8. 経理処理 ガイドライン	05一般業務費	8-05-15	海外送金手数料についてお伺いします。 本邦で発生する送金手数料のほか、現地で発生する手数料(着金時に銀行で差し引かれる手数料)も海外送金手数料 として精剪対象となりますでしょうか。 これまで、理由書で了承をいただいたことがありましたが、今後も、案件ごとの確認や理由書等が必要になりますで しょうか。	着金までに要する一連の費用ですので、精算対象となります。理由書等は不要ですが、証拠書類附属書の 備考欄に内容を補記してください。	/
8. 経理処理 ガイドライン	05一般業務費	8-05-16	一般業務度、特殊傭人費の「日当・宿泊料・出張交通費(こいて。 ガイドラインには上記費用は(5)除費・交通費で計上しますと記載されています。以前は、ガイドラインに「精算報告書 上、同費用は特殊は、養にまとめて計上が可能したいった内容の記載があったかと思いますが、現在も可能でしょう か、特に、出族交通費は車、飛行機の利用も含まれると考えており、その整理についてご教示ください。	特殊備人費は労務費を対象としているため、特殊備人にかかる日当・沼泊料や出張交通費等については「(5)旅費・交通費」で計上します。現在も、精算においては、特殊備人費の領収書を労務費と日当・宿泊料を併せて一つにすることを認めています。出張交通費は精算においても旅費・交通費として計上してください。	/
8. 経理処理 ガイドライン	06報告書作成費	8-06-2	P24に下記の記載があります。 最終成果為の報告書作成骸について、履行期限内に請求書の取り付けは可能だが、実際の支払いと領収書の取り付けは履行期限外になってしまうケースでも、打合第千要で精算可能という理解でよろしいでしょうか、(安法自体も履行期限外になってしまうケースでも、打合第千要で精算可能という理解であるしいでしょうか。(安法自体も履行期限外によいという理解でよろしいでしょうか。明記されていないように思いますので、忽の無能させてください。)また、これは旧案件(2018年度スタート等)についても一律全てのコンサルタント等契約に適用という理解で間違いないでしょうか。こめ示いただければと思います。  ② 実費精算方式 証拠書類はが部付の領収書とします。 【優行期間外の登出については、原則として精算の対象とはなりません。ただし、報告書作成費のうち、最終成果鬼(報告書)の作成に参し数本の表しました。「最近期間外の支出について、履行期間内に、請求書、領収書がやむを得す取付けられない場合においては、領別はか補い、次集 精算手続きを行います。なお、打合海の関とりなってす。	□理解の通りです。 【履行期間外の経費計上の特例2】のなお書きに記載の通り、「打合簿の取り交わしは不要」になります。また、最新の経理処理ガイドラインは、基本的に全案件に対し適用できますので、旧案件にも適用可能です。	/
8. 経理処理 ガイドライン	06報告書作成費	8-06-3	翻訳費について、2022年10月改定時に「従事者の「語学能力」として指定した言語であっても必要な場合は翻訳費 用を計上可能したなったと理解しています。 資料等翻訳集即しては、18-05-121での質問回答を受け、2024年12月追記版に「英文⇔和文の翻訳費は、日常 の業務では対象外だが、セミナー資料等・定分量の資料については認める」との記載がありますが、報告書作成費に 計上できる翻訳費については、制限はありますでしょうか。成果品の翻訳費として、従事者の「語学能力」として指定し た言語であっても必要な場合は翻訳費用を計上可能という理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。報告書作成費に計上できる翻訳費については、制限はありません。成果品の翻訳費として、従事者の「語学能力」として指定した言語であっても必要な場合は翻訳費用を計上可能です。	/
8. 経理処理 ガイドライン	07機材費	8-07-1	①10月改定前に発生した機材輸送費の対応について 契約時に費目計上されていない場合、11月以降は費目間流用はコンサルの裁量となることから、精質書に費目建て 及び活用の打合準の添付は不安。	ご理解の通り、不要です。	/
8. 経理処理 ガイドライン	07機材費	8-07-2	2024年7月公開の経理処理ガイドラインにおいて消耗品は取得金額5万円未満から20万円未満に変更されましたが、この変更は、継続から案件においては、どのように適用となりますでしょうか。7月以降購入するものまたは、すでに購入済みものについても適用でしょうか。	本ガイドライン改正後に作成・更新いただく貸与機材リストについては、新しい定義で更新してください。	/
8. 経理処理 ガイドライン	07機材費	8-07-3	これのの必必のについても適用でしまっか。 (二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	消耗品の定義変更に伴う一般業務費。機材費の費目変更、出納簿 修正は必要ありません(契約書記載通りの項目で精算とします)。 他方、貸与機材リストについては、今後、月報とともに提出する際に、新しい定義に基づき修正のうえ、ご 提出をお願いします。	/
8. 経理処理 ガイドライン	09国内業務費	8-09-1	本邦研修の契約の日付はどのようになるのでしょうか?	本体契約と同日で結構です。	/
8. 経理処理 ガイドライン	09国内業務費	8-09-2	本邦技術研修の別契約について、既に業務実施契約締結済で、研修の別契約は未締結の場合の対応は、速やかに別 契約締結をし、実施時に打合せ簿を締結する、という方式に変更になりますでしょうか。	締結済みの契約の本邦研修契約については、従来通りの別契約締結でもよいですが、契約締結までの時間 が非常にタイトになって大きな負担になっているグースが多くありますので、早めに別契約を締結し、内 各・金銀が固まった段階で打ち乗縮設とすることをお勧めいたします。	//
8. 経理処理 ガイドライン	09国内業務費	8-09-3	「本村井侑研修・招へいについて」別契約の締結を当初契約時に変更という点、実施中の業件に関して、すでに当初契約締結が済んでいます。本村研修の契約締結はいつのタイミングにすればよいでしょうか。実際の研修2-3か月前でよいですか?あるいは新制度11月以降適用時に建やかにとなりますか?	いずれでも結構ですが、本邦研修契約については時間的に非常にタイトになって双方に負担がかかること が多くなっていますので、新方式(達やかに契約を締結、内容・金額が固まった段階で打合簿確認)とすることをお勧めいたします。	. /
8. 経理処理 ガイドライン	09国内業務費	8-09-4	本邦技術研修の別契約について、既に業務実施契約締結済で、研修の別契約は未締結の場合は、本邦研修の契約日 はいつになりますか。	契約書について、里新したひか形を今後ウェブサイトに掲載します。それ以降の早い段階で定額計上で契約をし、その後の詳維が決まった時点で打合簿を取り欠わして金額を固め、その金額が定額計上で締結した 契約の範囲であれば、打合簿の金額でランプサム契約として精算する、という流れて進めていただいて 構いません。	/
8. 経理処理 ガイドライン	09国内業務費	8-09-5	本体契約と合わせて本邦研修の契約も契約し、詳細確定した段階で打合せ簿を交わすということだが、その後また新たに契約手続きが必要なのでしょうか?	当初契帥時に本体契約と本邦研修の2本の契約を締結します。この段階で開修の詳細は確定していないの で、発館で契約締結を行い、その後、詳細が決定された時点で、打合簿を取り交わし、支払いは打合簿で確 認した金額にて行います。 課細が決まって打合簿を交わす段階で、当初契約の定額の金額担える場合には契約変更を行いますが、当 初の金額内であれば、契約変更で乗、打合簿の金額で支払いとなります。 なお、研修の日野が決まった段階で契約締結下報を行う後来の流れては、契約締結までのスケジュールが 非常にタイトであったため、業務負荷平準化の意図で導入したものです。	
8. 経理処理 ガイドライン	09国内業務費	8-09-6	本邦研修の契約書の様式はどうなるのか?	以下に掲載の様式となります。 なお、この契約書では、契約金額内訳書と日程は添付しない形となります。 https://www.ica.ago.ju/about/announce/manual/form/consul_g/index.since_201404.html#a03	/
8. 経理処理 ガイドライン	09国内業務費	8-09-7	本体契約の締結時点では、本邦研修の実施日程も確定していないと思います。本邦研修は、定額計上で規定された金額で、契約できるという理解で良いでしょうか?	ご理解の通りです。	/
8. 経理処理 ガイドライン	09国内業務費	8-09-8	研修の詳細が決定した時点で打合せ簿を取り交わし、金額が超える場合は変更契約を行うということで、一つ業務が 増えたように感じますが、本変更に至った背景・目的をご教示いただけますでしょうか。また、その場合に契約期間は どうなるのか、今まで来日前の準備に係る作業は本体契約に、来日以降の作業は研修契約に計上していましたが、人 月の計上方法に変更はあるのでしょうか。	研修の詳細が決まってから契約締結を行うこととしていたところ、非常にタイトなスケジュールでの契約締結事務手続きが発生し、発注者、受注者双方に大きな負担となっていました。今回、それを改善するものです。 契約期間は、本体契約と同期間となります。	/
				人月の計上方法に変更はありません。	

関連施策	項目	質問番号	質問	回答	情報の 反映
8. 経理処理	09国内業務費	8-09-9	念のためのご確認ですが、10月公示以降新規公示の案件の本邦研修の契約について、定額計上での契約なので契約	契約金額内訳書は不要ですが、最終見積書は必要です。(受注者が契約金額に合意したことを確認するため)	
ガイドライン 8. 経理処理 ガイドライン	09国内業務費	8-09-10	書の付属の「契約金額内訳しおよび「最終見積」は不要との理解であってますか?  JICA宿泊施設を所持しない四国センターでの受入れとなり、研修期間中高知県と愛媛県を訪問し、すべてホテル宿泊となります。 コンサルタントの話では、国内地方都市のホテルは場所によっては、JICA単価を越えてしまう場合に実費精算は可能	より簡素にできる様式を検討中。 研修・招へいガイドラインの「表3 日当・宿泊単価表(上限)」を上限とします。実費精算ではなく、この上限 額を超える場合も下回る場合もこの上限額をもって支給しています。乖離が著しい場合は事前しこ相談く	/
8. 経理処理 ガイドライン	11見積もり根拠	8-11-1	か。 経理処理ガイドライン(2023年10月)の66ページに単価10万円を超えない場合は、見積書の提出が不要とのご記載かございます。 取っこさいます。 できらの見積書には正式な見積書のみでなく、見積根拠(インターネット価格を印刷したもの、過去案件の領収書等)	/にてい。 見精書に、正式な見積書のみでなく、見積根拠(インターネット価格を印刷したもの、過去案件の領収書 等)も含みますので、「単価10万円を超えない場合の見積書の提出省略=見積根拠も提出しない。」という	/
			も含まれるのでしょうか。 「(5) 見積書の提出を一部省略する。店頭やインターネットで価格の確認・比較が可能なもので単価10万円を超えない場合は見積書提出を省略することを追加。」 は 本寿研修見積についても、週用とのこと茶知いたしました。	整理です。	
8. 経理処理 ガイドライン	11見積もり根拠	8-11-2	一方で現在実施中の案件担当者様より下記の回答頂戴いたしました。ご指示を徹底いただけますと幸いです。 「また、10月の制度改定による見様根拠の省略についてですが、調達部に確認したところ。本研修のガイドラインにつ いては、コンサルタント等契約における研修・2倍へい実施ガイドライン   JICAについて - JICAの記載のとおり	「(5)見積書の提出を一部省略する。 店頭やインターネットで価格の確認 比較が可能なもので単価 10万円を超えない場合は見積書提出を省略することを追加。」は本邦研修見積についても適用であり、このことを組織内に周知徹底いたします。	/
			(2023年6月追記版)となっておりますため、引き続き根拠の提出は必要とのことでした。 2023年10月以降に導入された施策ではないのですが、OANDAレートについて確認させてください。		$\vdash$
8. 経理処理 ガイドライン	11見積もり根拠	8-11-3	接 <mark>理処理</mark> がドラインP36に記載されているOANDAレートのURLをクリックすると、グラフが表示され、以前表示されていた為替コンパーターのページが表示されません。JICA指定レートのない国の通貨でOANDAレートを参照する場合、以下のURLで表示される為替コンパーターのレートを用いても問題ないでしょうか。 https://www.oanda7788.com/currency-converter/jaindex.html?from=USD&to=JPY&amount=1	最近(2024年12月現在)、サイトが変更された模様です。以下のサイトをご活用ください。経理処理ガイドラインも追って修正予定です。 https://www.oanda7788.com/currency- converter/en/index.html?from=JPY&to=USD&amount=151605	•
8. 経理処理 ガイドライン	12一般業務費に 係る合意単価方 式	8-12-1	ガイドラインp31(V契約交渉のおける見積額の確認、3.一般業務費に係る合意単価方式): 「(1)合意単価方式の適用対象: QCBSにおいては、一般業務費のうち。車両関連費友び雑費のうち通信費については、原則として合意単価を適用することとします。」=こちらの記載は①2023 年 9 月未までの公示案件と②10月以降ランプサム対象とならない、技プロのQCBSという理解で見いのか?	ご理解の通りです。	/
8. 経理処理 ガイドライン	12一般業務費に 係る合意単価方 式	8-12-2	一般業務費にから追認である一般という。 一般業務費にから追認で問題ないのか。そもそも合意単価の取り扱いとして、数量などの確認は不要の理解から、一般 業務費支出総括表への追記を不要なのではないでしょうか。	一般業務費の総額を確認する意図もありますので、合意単価分も単価と数量を記載ください。	/
8. 経理処理	12一般業務費に		P33-34の「2.直接経費の精算(合意単価方式)」につきまして、契約書で合意単価方式を適用した費目については精算時に実績数量を乗じて支払額を確定(証拠書類不要と)する。今回は、車両借上費がQCBS合意単価の対象となっております。 2.点質問がございます。	1. 実績数量を示す根拠の提示が必要です。	
ガイドライン	係る合意単価方 式	8-12-3	1.実績数量の根拠資料なして、実績乗数のみ記載し精算すれば良いという理解でよろしいでしょうか? 2.実績数量が契約時の想定数量を超えた場合、全体の契約金額内に収まるように調整し、他細目等からの流用で精 算を行うことは可能でしょうか?	2. 可能です。	
8. 経理処理 ガイドライン	13定額計上	8-13-1	10/23 説明会スライド81、従来型の企画競争の直接経費(定額計上)の精算に関し、定額計上した金額の範囲内で、双方の合意ができればランプサムというが、合意が取れなかった場合はどうなるのか?	金額の合意が取れない場合は実費精算となります(契約金額の範囲内の場合)。	/
			現在のガイドラインによると、定額計上の場合、 ・応札県に定額計上にて計上、受注後、契約交渉にてランプサムか実費精算かを設定 ・プロジュント実施中に予算額の別込みがついた段階で、打合簿により予算額を確定 ・打合簿をベースに支出、変更がなければそのまま精算 という流れかと思います。		
			定額計上は契約時点ではまとまった額(3,000万、5,000万など)で設定されますが、実際の支出費目が 多岐にわたったとしても、この定額計上の中で予算管理をする必要があります。		
8. 経理処理	13定額計上	8-13-2	また、定額計上部分については通常の一般業務費の費目とは分けて予算管理をする必要があると考えますが、例えば パイロットプロジェフトの定額計上であれば、一旦「雑費」として計上しています。	・ ・ ・ 予算確定の際に、中費目レベルでの仕訳(例:一般業務費、機材費、再委託費など)を行ってください。一般 業務費内での細分化の程度については、ご提案のとおりパイロットプロジェクト一式」として雑費に含めて	
ガイドライン	13定報訂工	0-13-2	他方で実際の支出費目としては傭人だったり車両だったりすることもありますが、これは一律、定額計上の中の バイロットプロシェクト内の支出として一貫して「発費」として精算することか可能、という理解でよろしいでしょうか、 定額計上(実費精算)としてまとまった金額を別途管理する際に、元々の一般業務費内の傭人や車両・セミナー費用と いった支出費目にあわせて精算費目として設定してしまうと、他の一般業務費の傭人や車両・セミナー費目と混ざる ことになってしまし、予算管理が非常に難しくなります。 定額計上はあくまで定額計上内で飼算上して経費で精算することで問題ないか、念の為確認させていただければ	※の例というでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、	
			と思います。 また、その際の小費目設定については最終的には一般業務費支出実績総括表で原課ご担当者様や調達ご担当者様が わかるような設定の仕方をしてあれば案件ごとに設定することで問題ない、という理解でよろしいでしょうか。		
8. 経理処理 ガイドライン	14変更契約	8-14-1	現在締結している契約を金額増額に伴い、契約変更を行う場合でも、26頁の「業務実施上の提示条件」等が適用となるのでしょうか。	変更契約については、当初契約の範囲内かどうかということが判断基準となります。変更金額については 変更内容・業務量に応じて積算いただき、それを確認いたします。	/
			また、その際にどのように契約額を査定するのでしょうか、上限額の見積方法をご教示いただけますと幸いです。 ガイドライン79ページの部分払いに関し、実施状況を確認する書類については、月報や進捗を報告させていただいて いるので、別途業務進捗報告書を規定するのではなく、月報やモニタリングシートでそのようなものを部分払いの実 施状況の確認と用いていただけるという認識でよいでしょうか?	変更契約については、業務実施上の提示条件も含め、当初契約の範囲内か外かが基準となります。	
8. 経理処理 ガイドライン	15各種支払(前払 い、部分払い等)	8-15-1	「進捗報告書などが必要ということであれば)、月毎や半期毎にプロジェクトの進捗状況を確認させていただいているので、それとタイミングを合わせて、部分払いも進めていただければ率いです。	基本的には、部分払いについては、その時点までの業務内容を認明できる。進捗報告書、成果品を設定させていただき、それを確認してお支払いさせていただく形となります。	/
311 313	over the property		●利が上がっていることでもあり、資金の調達などで負担も増えているので、そのような背景も踏まえて、部分払い、 前払いの請求など相談をさせていただければと思っております。また、調達・派遣業務部だけでなく、事業部の方々と も認識合わせをさせていただければありがたく思っております。	業務を取り囲む環境については認識しており、引き続きご相談しつつ、進めてまいりたいと思っております。	
8. 経理処理 ガイドライン	15各種支払(前払 い、部分払い等)	8-15-3	ガイドラインと直接に関係ないかもしれませんが、一般業務費、機材費の中間精算制度がなくなった理由はなんでしょうか? 業務実施での3-4年案件でも終了するまで精算できないのでしょうか? 終了後の精真の場合、案件当初の担当者が交代したり、資料取り寄せなどがむずかしくなることも考えられ、手間取ったりする可能性もあります。	精算確定までの時間を大幅に削減することにより、精算業務の迅速化・合理化を図ることを目的とし、抽出検査を導入し一般業務費の精算確認方法を変更しました。本変更に伴い「支出実績中間確認制度」を廃止しました。詳細は以下リング先を参照して下さい。 https://www.jica.so.jo/Resource/announce/information/20230330 01.html	/
8. 経理処理 ガイドライン	15各種支払(前払 い、部分払い等)	8-15-5	機材費ガイドライン(P8 6、支払い)に記載されております 「JICAが自う実施する勘慮では原則10%後払いとしています。前金払は契約が履行されない場合のリスクが生じ あため、一定の範囲内に限定(JICA会計機削では契約金額の40%を限度としています)し、さらに銀行保証等を取り 付けるといった措置を取ることとしています。」 の箇所ですが、用金託費ガイドライン、経筆処理ガイドラインでは同内容の記載がございませんので、前金払に関する	コンサルタント契約における機材調達や再委託においては、受注者によるご判断で支払い条件を設定頂いて構いません。 前金払に関する限度は設けておりませんが、参考としてJICA自ら実施する調達での支払い方法につい て、コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドラインでは記述しております。	/
8. 経理処理 ガイドライン	15各種支払(前払 い、部分払い等)	8-15-6	限度は設けられていない。という理解でよるしいでしょうか。  37か月分のライセンスフィーを纏めてまなうことを計画しています。1年ごとに購入も可能ですが、その場合は金額が高価になるといった事情があります。 もし3年分をまとめて購入した場合、2024年度末に予定されている部分払いの対象に37か月分の費用金でを含めらわるのか、あるいは3年分のフィーのうち、該社事度のみをとめるのか。そして該当年度のみにした場合でも、前払	部分払いは進捗(業務の一部の完了)に応じた支払いが原則です。これを踏まえ、今回のご照会のケースでは37か月分のうちの消化した期間に応じた分を部分払いの対象としてください。	/
8. 経理処理	15各種支払(前払	8-15-7	ランプリム契約(総合評価を持力がプイック)では、日本でのかっている。 ロした支出を部分払いの対象に含めて請求することができるのかいつ。といるコールのかっして、参口というにした対した。 ランプリム契約(総合評価を札方式を含む)では月報で「業務従事者の従事計画/実績表」を提出いたしませんが、前払 保証書の返却を依頼する際には、「業務の進捗が契約金額に占める前払金の割合を確実し起えていると判断されるこ	受注者にて把握されている進捗を前払金保証書等の返却依頼書に記載の上、ご提出ください。弊方にて、 ご提出いただいている進捗割合に質問がある場合のみ詳細確認をさせていただきますが、なければご提	
ガイドライン 8. 経理処理	い、部分払い等)	8-15-8	とが条件となります」とあり、とのようにそのことを証明すればよろしいでしょうか。 部分払計算書の様式について質問いたします。	出いただいた依頼書にて手続きを進めさせていただきます。 ランプサム型案件については、支払計画等で契約金額全体に対する進捗割合について合意いただいております。そのため、実費精算部分を含めて監管機長と業務主任者にて合意した進捗割合のとおり進捗して	/
ガイドライン	い、部分払い等)		ランプサム型案件にて、ランプサムと実費精算の両方が発生する場合、どの様式を使用すればよろしいでしょうか。 2024.12.26付コンサルタント等契約における一般業務費支出実績確認表・精算ポイント集・関連ガイドラインの改定	いるのであれば、その割合で請求いただいて結構です。	<u> </u>
8. 経理処理 ガイドライン	15各種支払(前払 い、部分払い等)	8-15-9	となった。このは、一般業務費を計上した場合、下記の注釈が計算書にこざいます。 注1)一般業務費を計上した場合、下記の注釈が計算書にこざいます。 注1)一般業務費を計上した場合、下記の注釈が計算書にこざいます。 注1)一般業務費を計上した場合、下記の主釈が言葉をします。契約金相当額の積算では、実際の支払金額(支払合計額でも可)を記載して「一般業務費支出実績表」添付「打合海の取り交わしは不要」してください。 こちらの提出の様式はどう対応したらよろしいでしょうか。(これまで通り契約書に記載されている項目ごとに作成する?)	ご指摘は様式14・15についてのものと理解しました。部分払いの請求において、一般業務費支出実績総括表は不要とのことで整理し直していますので、同様式については注釈を整理し・修正して差替えます。	•
8. 経理処理 ガイドライン	15各種支払(前払 い、部分払い等)	8-15-10	部分払請求額について、一般業務費の既に支払が完了したものも含めることは承知しておりますが、契約時に提出した支払計画書の金額を超えた請求金額となっても請求することは可能でしょうか。	実費精算の場合、支払計画書に記載した部分払額は、実費精算の場合は、請求時期にならないと正確な数字を算出することはできませんので、想定する割合及び支払予定額を目安として記載しています。よって 支払計画書の必要を起えた訴求の截となってき詰束で前にす。案件によっては機構内の予算手当が必要なる場合がありますので、監督職員にご相談ください。 ウンプサム契約の場合も、実際の進捗を踏まえて支払計画書で設定した割合(%)を変更する場合には、監督職員に招談に方えて支払計画書で設定したうるで支払計画書の要更(2者打合簿)をしてください。	/
8. 経理処理 ガイドライン	15各種支払(前払 い、部分払い等)	8-15-11	前払いに関する質問です。実費指質のプロジェクト実施にかかる現地での支払いにおいて、前払いを求められる場面 があります。(例えば、現地傭人に支払う住理手当ですが、住居の契約に伴い契約時にまとまった支払いが必要になる ため、月々の支払いではなく契約時にまとまった金額の支払いを求めてくる等)このようなやむを得ない現地の事情 の場合、自社の責任において前払いし、JCA偏野可能と理解していますが、その認識で良いでしょうか	ご理解のとおりです。なお、例示いただいた「現地傭人で住居手当を支払う」ことについて、原則は支払う必要性がないものが大半との理解ですので、念のため申し添えさせていただきます。	/
8. 経理処理 ガイドライン	16請求書(インボ イス制度含む)	8-16-1	当社の顧問税理士によると、インボイス登録のない外国法人を含むJV案件では、JV代表者がインボイス登録者であっても、JV全体の請求書に登録番号を記載することは出来ないとの見解であるが、問題ないか?	共同企業体の代表者がインポイス登録業者であれば、JVの請求書はその登録番号を記入していただいて おりますが、各社において税理士の確認を経て記載ないを希望される場合は、記載ないでも受け付けます。	/
8. 経理処理 ガイドライン	17「直接経費」の 精算	8-17-1	ガイドラインp36(VI精算について、(3)契約書等) 「「契約200万円未満であれば契約書(又は契約書を代替する文書)の提出は不要です。」⇒傭人や車両、事務所借り 上げ等につき、基本月ペースの契約であるが、結果的に200万円起えても添付は不要か?	ガイドラインの記載にあります通り(P36)、契約書等については1件(1契約)200万円以上であれば、契約書(写)を証拠書類としてください。	/
0 4	405++++		2023年9月までの公示案件は航空賃の価格上昇や再委託の為替差損について契約金額を超えての精算が可能な契約であるのため補填可能な案件と認識しております(総則第14条6(1)(2))	航空費は打合簿や契約変更は不要で精算可能です。他方で現地再委託費の為替差損は2者打合せ簿の取り交わしが必要です。	
8. 経理処理 ガイドライン	17「直接経費」の 精算	8-17-2	航空賃、再委託費が契約金額を超過した場合は打合簿、契約変更は不要で精算可能でしょうか。 上記該当の案件であっても超過額が契約金額総額を50万円以上の場合は変更契約が必要との指摘を受けましたの で念のため確認させていただいております。	うなわらかをくす。 左記に該当する公示案件にて、航空貨や再委託費の為替差損について、契約書上で契約金額を超過して精 算可としている契約(実費精算の契約)では、超過金額に関わらず、変更契約は不要です。	/
8. 経理処理 ガイドライン	17「直接経費」の 精算	8-17-3	業務実施契約診款(調査業務/事業実施・支援業務)第14条 契約金額の精算において、以前の約款では証拠書類 原本の10年保管が明記されておりましたが現在は原本について記載がありません。原本保管の義務はなくなったのでしょうか。また14条3にでたたに、証拠書類については発注者が別に定める基準に強い、そのを認文は一部の提出を省略することができる。」とある省略できる証拠書類とは、どのような書類のことでしょうか。PDF提出する書類のことを指すのか、あるいは華両走行表やセミナーの出席者リスト等必要時に提示する書類のことを指すのでしょうか。	はい。原本保管の義務はなくなりました。 省略できる証拠書類とは、PDF提出する書類ではなく、車両走行表やセミナーの出席者リスト等必要時に 提示する書類等、終理処理ガイドラインに記載している、受注者側に保管を求める書類です。例えば、上記 以外に、合意単価方式における波航回数確認できる書類、特殊傭人の労務管理の実績等が該当します。	/
				1	

関連施策 8. 経理処理	項目 17「直接経費」の	質問番号	質問	回答	情報の 反映
8. 経埋処埋 ガイドライン	17「直接経費」の 精算	8-17-4	- 般業務費の確認で、抽出検査対象案件はどのように選定するのですか? また業務実施案件の精算でどのくらいの制会でしょうか? ************************************	抽出検査の趣旨から、これに関する情報を公開することはできません。	/
8. 経理処理 ガイドライン	17「直接経費」の 精算	8-17-5	この2.5年(1073人で10分割・1073人で1073人では、1073人で10	ご質問は2023/9までの公示案件については、現地再委託費の為替差損の対応は旧ガイドライン適用のため、契約金額を超過するか否かにかかわらず、2者打合簿の取り交しをお願いします。 質問回答番号8-17-2については、現地再委託費の為替差損は打合簿が必要な点、回答修正します。なお、航空賃は不要です。	/
8. 経理処理 ガイドライン	17「直接経費」の 精算	8-17-6	特別宿泊単価にかかる精算時の必要書類について 実費精算ではなく、設定単価となっている場合、対象地域を証明するのに、ホテルの領収書は必要でしょうか。 あるいは宿泊地域の証拠として、月報または報告書での報告でよろしいのでしょうか。	特別宿泊料単価が設定単価の場合は、証憑は不要で、特別宿泊単価適用の日程を様式8備考欄に記載ください。	. /
			経理処理ガイドラインで特殊傭人費や車両関連費において以下の記載がありますが、ランプサム型の契約の場合は受 注者側で就労表による労務管理や、就労表の取り付けは不要(費機構から提出を求められることはない)との理解で よいでしょうか。		
8. 経理処理 ガイドライン	17「直接経費」の 精算	8-17-7	<特殊備人費> 日々の労務管理の実績の確認と記録を適切に行ってください。精算報告書に就労表を添付する必要はありませんが、 適別に労務管理等が行われたと客観的に判断される書類(少なくとも雇用者の確認印またはサインを確保してくださ い。)を作成し、受注者にて保管してください。	ご理解の通りJICAへの提出は不要です。なお、ランプサム契約に実費精算方式が含まれる場合は、実費精 算対象分は証憑を提出願います。	/
			(本専両関連費) 本語・場合、日々の労務管理や連行管理の実績の確認と記録を適切に行ってください。精算報告書に就 労業や運行表を添付する必要はありませんが、適切に労務管理等が行われたと客観的に判断される書類(少なくとも 運転手の確認的またはサインを確保してください。)を作成し、受注者にて保管し、JICAより依頼があった場合には提出できるようにしておいてください。 が変勢領収集についてて数元頂はますと率いです。		
8. 経理処理 ガイドライン	17「直接経費」の 精算	8-17-8	[質問1] 20224/1/21ハノ弁→12/21ホーチミン着→12/23/ハイ着の航空券を旅行代理店を通さずにベトナム航空のチケットをオンラインにて購入しました。 東機構との解すの駅は、領軍部が必要となりますが、オンライン購入では領収書は発行されず、Eticket写して支払い明細が領収書の代わりになるとのことです。 精収書に必要な情報と希かで外カラス、括乗日、渡紡区間、金額など)は、明記されていますので、こちちを領収書の代替として提出することは可能でしょうか? [質問2] マニラ(機構集本件)とホーチミン(貨機構業件と)を往復する場合、旅行代理店を通さずにチケットを購入すると一造の領収書しか発行されません。 黄機構のガイドラインでは、旅行行理店を通さずに購入することも可能とありますが、往路と復居の航路が完全に一致する場合、航空賃貸収書の登録を、半額にして各条件で請求することは可能でしょうか。可能な場合、半額にして円、未満の端数が出た際の取り扱いもお教えいただけないでしょうか。	【質問1】記支払いの際のカード明細書及び購入の事実が分かる書類(納品書、オンラインで購入時の注文書等)が有れば精算が可能となります。なお、カードは法人名義若しくは業務従事者名義のカードである必要が有ります。 【質問之】複数のJICA案件に従事し、航空券の代金の折半が必要となった場合、その割合は、受注者のご判断にお任せしています。10対0でも構いません。1円未満の取扱いについては、いずれかの案件で吸収いただければ結構です。	/
8. 経理処理 ガイドライン	17「直接経費」の 精算	8-17-9	下記の場合の航空賃の精算、費目間流用の考え方についてご教示ください。 ①日本→A園JICA案件(実費精算方式)→B園JICA案件(実費精算方式)→日本の継続従事を行う ②精算時に、新度の分担について報告を行うに国家件で日本→国家件、B国案件でA国→B国→日本を負担、な と)。各案件で報告した負担範囲の精算を行う。各案件の航空賃の負担は片遊分程度となり、当切契約金額単価(日本 発着往復計上していたもの)は少価に航空費を手配、精算することとなる。 この場合、精算時に差分となる航空質は、渡航回数の増や「月報報告)、一般業務費への流量を受注者裁量で行ってよ い、という理解としておりますが、間違いないでしょうか? また、上記①のパターンの場合の月報での渡航回数の報告は各案件とも0.5回となりますでしょうか。	別案件と旅費を分担した場合に発生した差額は、受注者裁量で流用可能です。 ①のパターンの場合、A国案件・B国案件ともに渡航数は0.5回とカウントしてください。	/
8. 経理処理 ガイドライン	17「直接経費」の 精算	8-17-10	(8-17-8への更問) ①現実施中等件の全案件に適応との理解でよろしいでしょうか。また、次回ガイドライン改定時には、本件記載いただくようお願いいたします。 ②[質問2]の回答で、他案件と旅費を折半する場合、航空会社の就航状況では往復で同じ航空会社を利用できず、移動を行う場合かあります。 例の日本→東り度で→電機構案件1→乗り継ぎ→当機構案件2→乗り継ぎ→日本 「のはないませんが、航空資の折卡が10別でも構かないということでしたら、貴機構案件1(もしくは貴機構案件2)にこの波航にかかる航空資の100%を計上してよいと読み解さますが、その理解でよろしいでしょうか。	① 現在実施中の全案件に適用されます。次回ガイドライン改定時に記載するようにします。 ② ご理解のとおりです。航空代金の折半は受注者にお任せしております。 ③ 受注者の裁量で決めて頂いて構いません。	•
			③18-17-8」では、旅行代理店を通さず購入し、1枚の領収書が発行された場合の話しでしたが、前述に限らず全ての航空券(旅行代理店を通して購入により、自身で購入人領収書が複数に分かれている場合)も、受注者裁量で旅費分担の割合を決めてよいという環解でよろしいでしょうか。		
8. 経理処理 ガイドライン	17「直接経費」の 精算	8-17-11	別業務との旅費の分担について、以下の場合、航空賃は2案件の完全な折半でしょうか。もしくは受注者裁量(航空賃)で分担を決めてもよろしいでしょうか。 例日本→A国案件→A国案件→日本 (A国案件:日本→A国、A国→日本の航空賃、B国案件:A国→B国、B国→A国の航空賃)	「8-17-10」の回答のとおり、航空賃折半の割合は受注者にお任せします。	/
8. 経理処理 ガイドライン	17「直接経費」の 精算	8-17-12	一般業務費の精算につきまして質問がございます。 現在、領収書 市板につき、証書用の台紙 1枚に貼り付けをしております。 しかしながらいさいサイズの領収書も存在しまった。 この場合、例えば証書用の台紙に「証書番号 1~3」と書いて、1枚の台紙に領収書を3枚貼り付ける。ということは問 題こざいませんか? 用紙の削減にもなるため、確認させていただきたくお問合せ致しました。 ご返信頂ければ楽してす。ようしく方願い致します。	精質報告明細書の内容と照合出来るように、証書番号を分かり易く付番していれば、1枚の台紙に複数の 領収書を貼付いただいて問題ありません。	/
8. 経理処理 ガイドライン	17「直接経費」の 精算	8-17-13	一般業務費の精算における「領収書」(証書)につきまして。 日本国内で通販(Amazon)で資材開入をU「Amazon、Co、Jp」の証書を受領することがございます。お問合せは 「Amazon、Co、Jp」の対象では「Notaでは、Co、Amazonに同合せして確認済) 2025年6月にAmazon、Co、Jp」では「Notaでは、Notaでは、Co、Amazonに問合せして確認済) 2025年6月にAmazon、Co、Jp」では「Notaでは、	証憑書類に十分な内容が記載されていない場合は、領収書の余白等に補記いただければ問題ありません。	/
8. 経理処理 ガイドライン	18単独型の扱い	8-18-1	単純型案件の見積書作成について、ガイドラインP.50に「・般業務費は、JICAが業務で必要であると判断する場合 に関リ、公元において、定額を示して見積書への計上を指示します。」とあるが、主にアドバイザー業務では、車両借上 すの便宜供与がないで定額計との指示がない案件が公示されている。この場合、プロボーザル提出時点で車両備上 費はどのように見積書に計上すればよいか?	一般業務費は、JICAが契約に含める必要があると判断する場合に限り、公示において定額を示して見積 書への計上を指示します。 公示に定額計とを指示していない場合は、別途JICAの在外事務所より駆時会計他を委嘱して現地での活 動経費をお渡しする(その際はその旨を公示に記載します)か、事務所から直接支払うことで対応します。	/
8. 経理処理 ガイドライン	18単独型の扱い	8-18-3	< 上記8-18-1の更問> 以下案件のように、定額計上の指示も臨時会計役の委欄についても記載がなく、 また、便宜供与で車両借り上げがなし、となっている場合は、 どのように考えればようしいでしょうか? https://www.2ii.cao.gu/pi/anounce/pdf/20240131.235787.4.02.pdf	事務所が直接支払うことを想定していると思われますが、契約交渉でご確認ください。今後、契約に含めない場合は公示に対応方法を明記するようにいたします。	/
8. 経理処理 ガイドライン	19精算報告書の 電子提出	8-19-1	精算関係のクラウド化については、早急に進めていただけると大変ありがたいと考えております。	- 時期検討しておりました。精算システムの構築は、これまでの精算醣素化による効果および導入にかかる費用対効果を検討した結果、導入しないことささせていただきました。	/
8. 経理処理 ガイドライン	20様式	8-20-3	定額計上について、打合せ簿事例集では、予算額の確定(実費)、残額の確定(実費)について千円単位となっていますが、1円単位ではなくてよいのでしょうか。 また、予算額確定(実費)にて別添として提出するのは証憑(領収書)でよいでしょうか。実績対比表も該当費目のみの作成でよいでしょうか。	打合簿の単位は千円(千円未満四捨五人)で記載し、一円単位で残したい場合は備考欄に記入ください。 「予算額確定」の打合簿(業費精算方式)では、領収書ではなく見積根拠資料をご提出ください。 「残額確定」の打合簿(業費精算方式)では、打合簿事例集の事例9の解説し記載あるとおり、証書書稿(領収書)の影付は不要です。領収書は本体契約精算時に提出ください。予算額/実績対比表は、該当する定額計上分のみを作成ください。	/
8. 経理処理 ガイドライン	20様式	8-20-9	精算報告明細書についてです。現在は、業務従事者の従事計画・実績表については、「現地/国内」を合算したMM数を 記載しております。他方、2023年6月末以前公示分の見積書(精算報告書明細書)の報酬の箇所については、現地と 国内のMMを分けて記載する様式となっておりますが、こちらの箇所も実績表に合わせて現地・国内とMMを合算し た様式(最新の様式)を利用する。ということになるでしょうか。	ご理解の通りです。	/
8. 経理処理 ガイドライン	20様式	8-20-10	一般競争入札(総合評価落札方式)の契約金額の精算について、ランプサム型かつ定額計上費用が無い場合について お伺いします。実費精算金額がない場合は、経費確定(精算)報告内訳書の提出が不要なようですが、その場合精算時 に提出するのは、様式) 経費確定(精算) 報告書の提出頭紙・表紙 のみとなり、様式2については作成・添付が不要と いう理解で開送いないでしょうか。	ランプサム型かつ定額計上費用が無い場合は、精算は不要で、契約書の金額の請求書のみ、調達経理課支 払班宛にご提出いただいています。よって、ランプサム型かつ定額計上費用が無い場合は、様式1も提出不 要となります。	/
8. 経理処理 ガイドライン	20様式	8-20-11	精算払の請求書いな形(業務実施契約用/単独型)には次の記載があります。 [なお、本契約は、「社会保障の安定財 選の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(「甲戌24年法律等68号) 特別第5条第項に規定する総量措置の適割付款となるものです。」本件は2019年3月31日以前に締結され消費 が8%から10%に変更となった契約かつ該当かある場合に求められる一文ですが、2025年現在も該当案件はある のでしょうか。過去数年で精算払をした多くの案件には不要な一文となっており、該当がないと確認できた段階でこ の一文をひ場がから除いていただけないでしょうか。	コンサルタント契約で当該措置が適用される全案件(業務実施、単独型含め)において、事業が終了し請求 手続きが終了した後に様式を更新します。	•
8. 経理処理 ガイドライン	21適用範囲	8-21-1	2024年3月28日に公開されました「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(2023年10月(2024年4月追記版))」について、今回の追記事項について、適用時期はいつからになるかご教示いただきたく、以下のいずれになりますでしょうか。 ① 今後選出する精算書類については2023年10月以前の支出も遡って適用となる。 ② 本お知らせの3月28日以降に発生の費用に適用となる。 ③ 本お知らせの3月28日以降に発生の費用に適用となる。 ④ 4月1日以降に発生の費用に適用となる。	適用時期が明記されるもの以外は「①今後提出する精算書類については2023年10月以前の支出も遡っ て適用となる。」となります。	/

関連施策	項目	質問番号	質問	回答	情報の 反映
<b>决</b> 是想来		<b>吴问田</b> 与	く上記8-21-1への更問> 先日回答いただきました経理処理ガイドラインの適用時期について社内で共有していたとこる、別件でECFA経由で 黄機構へ削い合わせさせていただいておりました。継続案件の2023年10月以前の支出に係る精算様式について は、遡って新様式への移行は不要との回答をいただいており、改定による変更事項がどこまで適用になるのか混乱し ております。	are .	反映
			[ECFA経由費機構への質問] 1) 継続案件において、 契約時の適用ナバラインに沿って精算取り纏めを実施。 2023年10月改定ガバドラインが企業件適用」とうたわれたため、精算書提出後のコメントにて改定版の精算様式へ の変更を指示されているケースがありました。		
8. 経理処理 ガイドライン	21適用範囲	8-21-2	例として 契約時適用ガイドラインでは、小数点以下四捨五入 であったため、それに沿って作成。 精育書の業務支援チームからのコメントとして、改定ガイドラインでは、「小数点以下切り捨て」であるため、契約当初 からのすべてを小数点以下切り捨てに修正。 この認識で正しいかとの間い合わせに対し、	①本件移行期に当たっている案件のため、今作成いただいているもので構いません。	/
			【豊勝構からの回答】 昨日ご連絡いただきました、精算書類の小数点以下の取扱いが昨年変更したことで、契約当初のものまで遡及しての 修正を求められている点、部内で確認し、遡及しての対応は不要と確認いたしました。業務支援チーム内でもその旨 徹底させていただきます。 との回答がありました。 こちらの回答がありました。 こちらの回答がありました。 とののでありました。 とののでありました。 とのでありまた。 とのでありまた。 とのでする。 とのでありまた。 とのでする。 とのでありました。 とのでする。 とのでする。 とのでする。 とのでする。 とのでする。 とのでする。 とのでする。 とのでする。 とのでする。 とのでする。 とのでする。 とのでなる。		
9. 部分払い の促進	01.計上	9-01-1	部分払いの一般業務費の計上方法について質問です。様式13:契約金相当額計算書の備考側には「3」とのみ記載があるのみです。機材費 再委託費と同様に、部分払い時に証別は不要と、別途ご質問させていただく機会があった際にこ回答をしただいておりますが、実際に部分払いで一般業務費を含めて行う際は、どのような計上方法になりますでしょうか。シートに記載がありまず「小項目名」とは、小費目ごとに計上すると理解いたします。シートへの記載方法としては、各月各費目に支出月のレートを記載する(計上する費目、月の分だけ行を作成する)のでしょうか。それとも複数月の金額を合計し、提出月のレートをがけるような形でもよいでしょうか。〇	御社での管理工教を考慮して相当額算出の内訳がわかりやすく提示されていれば問題ありません。ご不明 の点があれば当該契約の契約担当課担当者にご相談ください。	/
10. 最も安価 な航空券の使 用	01航空券にかか る見積	10-01-1	2024/6/24説明会資料P.121、1に関し、プロポーザル作成時に受注者側で見積根拠を用意するのではなく、 JICA指定の経路及び液拍回数に則った見積額が指定されるということでしょうか? あるいは、企画数争説明書において上限額のみ指定され、その上限額内で応札者が見積根拠を用意しなければならないということでしょうか?	後者です。プロポーザル作成者が見機根拠を用意しなければなりません。	/
10. 最も安価 な航空券の使 用	01航空券にかか る見積	10-01-3	7/3の公示のCCBS-ランプサム型の企画競争説明書に「払戻不可・日度変更不可等の条件が厳しい正規則「運賃を 会別長も経済化と考えられる所で置き、及びやいるで得ない理由によりキャンセルする場合の買着が放や変更実現行の 費用(開着が広費用)として航空賃の継載の10%を加算して航空賃を見積らってください(首都が紛争影響地域に指 定されている場合影響国を除くりにきが19まで。 しかし、貴機構の2024年7月以降の公示のCCBS-ランプサム型の見機能形は「現積歳(2023年7月公示~2024 年6月公示)と同じです。と記載されており、企画競争(CCBS含む)の新鑑形のように買替対応費用10%が含まれ ていないようです。 CCBS-ランプサム型の場合は買替対応費用10%はどこに記載すればよいでしょっか。	ランプサム型契約は個別に航空賃の精算をしませんので、10%を含めてた金額で計上してください。	/
10. 最も安価 な航空券の使 用	01航空券にかか る見積	10-01-4	2023年10月改訂ガイドラインより、エコノミーで横算していてもその金額を上限としてビジネスクラスの購入が可能となっています。最も安価な航空券を使用するとなった場合、ビジネスクラスの購入は不可という扱いになりますでしょうか。	積算した金額以内であれば、ビジネスのご利用も可能です。	/
10. 最も安価 な航空券の使 用	01航空券にかか る見積	10-01-5	下記2点質問いたします。 1. 黄機構で構算される最も安価な航空券の価格は、どこからの見積もりをベースに算出されるのでしょうか? 発券 1- 黄機構で構算される最も安価な航空券の価格でしょうか。あるいはインターネット等、航空会社から直接購入した場 今の価格でしょうか。 2. 見視算出時に予約できる最も安価な航空券が受注後、最短で予約した場合でも既に予約できなくなっていた場 合、その差離ほどうなりますか。	1 旅行社が使用しているシステムをもとに確認しています。 2 航空資全体もしくは契約金額全体の中でご調整をお願いします。	/
10. 最も安価 な航空券の使 用	02航空券にかか る契約管理	10-02-1	2024/6/24説明会選邦P-12.4に関し、条件の厳しい特望券を利用していたとしても、属行期間中に航空階や燃油 サーチャー3の急激と上昇により、受法者側の工夫や韓日間流用の手を尽くしても契約金額を超えることが明らかに なった場合は、契約変更(増額)の対応を取っていただけるのでしょうか?	個別に検討いたします。具体的な事例が発生しましたらご相談ください。	/
10. 最も安価 な航空券の使 用	02航空券にかか る契約管理	10-02-2	2024年7月の経理処理ガイドライン改訂により、可能な限り安価な航空券で渡航すること基本となり、旅行代理店を 通さず、インターネットで現地景券の航空券を利用をることも可となりました。 一方、実態として現地カウンターパートと日程顕整後に渡航していますので、毎回、払戻不可及び日程変更不可の航 空券を手配するのは非常に厳いい状況でして、自社負担を伴う渡航が増えることを想定しています。自社負担となる ことについて、貴機構のお考えがあればお教えいただけないでしょうか。	上段の質問については、契約金額内で工夫頂き、契約金額内に収まるようにご対応いただきたく、よろしくお願いします。各額的で、日核変更がありうる場合は、変更可能な航空券(現地発券や格安航空券も含さ)を手配いただき、それ以外の渡航では、使用条件の厳しいが安価な正規航空券などを検討いただけるよう、お願いします。	/
7.5			弊社の航空費の自社負担源航軽設備としまして、渡航期間が長期となる変更可の航空費で一度現地に入国した後、 比較的安価な影映集着金航空等が変更可しよる整数を繰り返すことも検討しています。 このように現地発券にする場合、全ての渡航で旅費が担報告書を作成することになりますでしょうか。	下段の質問については、他業務との航空質の分担がなければ、旅費分担報告書は不要です。今回の件も、 他業務との分担がなければ、ご照会の現地発券の航空券を利用される場合でも旅費分担報告書の提出は 不要です。	
10. 最も安価 な航空券の使 用	03航空券にかか る精算	10-03-1	①一般業務費の旅費・交通費で、日本から業務対象国へ講師派遣する場合の航空賃についても、10%加算・LCCの 場合の追加経費等のルールは同じという理解で良いではっさか。 2 買替対応費用の10%を上乗せし契約した場合、+10%分も含めて、契約金額内での他費目への流用をおこなえる 理解で間違いないでしょうか。 3 業務期間中に買い替え費用が発生しなかった場合、ランプサム契約であれば精質の対象外という回答がありました が、なぜランプサム契約だけ精算対象外なのでしょうか。	の出来るだけ安価なチケットを使ってください ②こ理解の適いです。 ③ランプサム契約した経費は、価格競争を経ているため、精算を行わず契約金額をお支払いすることとなります。	/
10. 最も安価 な航空券の使 用	03航空券にかか る精算	10-03-2	格安航空券を購入した場合、Eチケットが発行されないケースが多く、「Itinerary」「Travel Summary」「予約内容 確認書」等をEチケットに代わるものとして受領しています。これらをEチケットとして承認いただけるでしょうか。	Eチケットの添付をお願いしているのは、渡船実績を確認するためですので、それに代わるもの(使用済み半券の類)をお願いします。	/
10. 最も安価 な航空券の使 用	03航空券にかか る精算	10-03-3	最も安価な航空券の使用に関しては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」に示されている「格付/ 接航地域別航空券ラフス」に応じた航空券クラスにおける最も安価な航空券との理解でよいですか?例えば、格付け 4号でた地域への接前の場合はビジネスクラスの使用が認められていますので、この場合の最も安価な航空券とは、C 地域の当該国と日本との間の航空便のなかで最も安価なビジネスクラス割引航空券ということになります。	ご理解の通り、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」に示されている「格付/渡航地域別 航空券クラス」に応じた航空券クラスでの最も安価な航空券になります。	/
10. 最も安価 な航空券の使 用	03航空券にかか る精算	10-03-4	<10-03-2への更開シー 情安航空券にて「旅程表」「Itinerary」という名称で発行されているものの、書類内に本紙がモチケットであるといったような記載がある場合にも、精算時にチケットの半券などの提出は必要となりますでしょうか?	書類内にEチケットであることがわかる記載があるのであれば、渡航実績の確認が可能ですので、代用可能です。	/
10. 最も安価 な航空券の使 用	03航空券にかか る精算	10-03-5	企画競争実費精算方式の航空券クラスやLCCの利用について、お伺いさせていたださます。 ビジネスクラスで横算 契約している場合で、ブレミアムエコノミー、LCC2な 昭うからなどのようなでけず手 配した場合、下げたクラスの中でより快適に過ごすための追加時間については精算可能という窓端でよろしいでしょ うか、例えばビジネスクラスで契約している従事者がエコノミーに搭乗するが、有料でや1次1 座席を指定する場合の 座席料や LCCに 千配した場合で食事が有料だった場合は、各受肺の契約企額を上限に精算可能という認能を とのようないでしょうか。「FAQの質問番号8-03-15では座係指定料は原則領算対象外と記載されていますが、これはエコノミーで情報している場合のエコノミー内での追加費用という認識です。)	経理処理ガイドラインのP.15に記載のとおりです。LCCに限り、受託手荷物、機内食、座席指定料等が精算対象です。	/
10. 最も安価 な航空券の使 用	04精算時の扱い	10-04-1	①発券手数料(税抜で航空券代の5%を上限)は、現地発券・現地購入の航空券も精算対象ですか。 ②国際空港以外の空港を発着地とし、国際空港を経由し乗務対象国家でを一連のチケットとして購入できなかった場 6、国内航空券は精算対象となるが、国内空港使用料は精算対象となる。という理解であっていますか。 ③新ガイドラインに「領収書」には、旅費(航空券)の内訳(航空券代、選末・特定曜日料金加算、航空保険料、燃油特別付加運貨、空港へ旅客サービスを設定使料料(税度)が制定(又は添付)されているものが望ましいですが、記載されていなくても同領収書にて精算可能とします。」とありますが、これは2024年 「月以前の公売業件についても囲まされますか。	①対象です。 ②国際空港以外の空港を発着地とし、国際空港を経由し業務対象国までを一連のチケットとして購入した場合、国内航空券及び国内空港使用料(税抜)については、航空賃の一部とすることを認めます。(経理処理ガイドラインP10) ③適用されます。	/
10. 最も安価 な航空券の使 用	04精算時の扱い	10-04-2	<上記10-04-1への更問> 上記10-04-13以こいて、本変更は、2024年7月以降の公示案件、または打合簿で合意する継続契約から適用されると思っておりましたが、2024年7月以前の既存の業務実施契約(技術協力プロンプト)においても、最も安価な航空券(接受航空券や現地での航空券手配)を購入してもよいという理解で宜しいでしょうか。	領収書に明細がなくても精算対象とする変更は2024年7月以前のものでも適用とします。	/
10. 最も安価 な航空券の使 用	04精算時の扱い	10-04-4	〈上記10-04-1への更問〉 前回の質問、『②国際空港以外の空港を発着地とし、国際空港を経由し業務対象国までを一連のチケットとして購入 できなかった場合、国の航空券は精算対象となるが、国内空港使用料は精算対象外となる。という理解であっていますか、III、「②国際空港以外の空港を発着地とし、国際空港を終由し、業務対象国までを一連のチケットとして購入 した場合、国内航空券及び国内空港使用料(税抜)については、航空質の一部とすることを認めます。(経理処理ガイドラインP10)」との回答をいただきました。 しかし、構認したかったのは、「一連のチケットとして購入できなかった場合」に関する精算対象の内容です。国内航空 粉は精算対象でよいが、国内空港使用料は精算対象外が、です。	国内線と国際線で航空会社が異なるなど、一連でチケットが発券できなかったとしても、国内移動が当該 業務のみを目的としている場合には、居住地からの空路移動を精算対象として認めます。この場合、国内 空港使用料も精算対象とします。	/
10. 最も安価 な航空券の使 用	04精算時の扱い	10-04-5	(10-04-4への更開き) 同節空港以外の空港を発着他とし、国際空港を経由し業務対象国までを一連のチケットとして購入できなかった場合の報算対象について、「国内線と国際等で都空会社が異なるなど、一連でチャットが果然できなかったとしても、国内学教師・当該業務のみを目的としている場合には、民性地からの空路移動・管轄事役をして認めまっこの場合、国内空港使用料と精算対象とします。」との回答をいただきましたが、これは2024年7月以前の公示案件についても適用されますか。	2024年7月のガイドライン改正以前から適用されているルールであるため、2024年7月以前の公示案件にも適用されます。	/
10. 最も安価 な航空券の使 用	04精算時の扱い	10-04-6	<10-04-5への更問> 2024年7月以前の公示案件についても適用とのことですが、航空券が合意単価契約の場合はどうなりますか。該当の従事者のみ、国内移動分の航空券を追加で精算することは可能ですか。	合意単価の金額で精算可能です。	/
10. 最も安価 な航空券の使 用	04精算時の扱い	10-04-7	航空券領収書には内訳の記載・補記も不要とのことですが、税抜であることの確認ができれば様式10に税抜金額の記載は不要の理解でよろしいでしょうか? 格安の購入サイトでは内訳を提示していただけない場合があり、利用可否を判断したくご教示のほどお願いいたします。	・	/
10. 最も安価 な航空券の使 用	04精算時の扱い	10-04-8	9~ < 10-04-7への更開> 「昨今の各種導入済施資を踏まえ、様式10については省略可」とのご回答がありましたが、今後、精算報告書には様式10征拠書期明書(航空費))を添付しなくてもよいということでしょうか。もし提出不要ということでしたら、精異報告明編書の様式から様式10を開係いただけないでしょうか。	次回改定の際に、削除を検討いたします。	•
10. 最も安価 な航空券の使 用	04精算時の扱い	10-04-9	<10-04-7,10-04-8への更問> 10-04-7において1昨今の各種導入済施策を踏まえ、様式10については、省略いただいても結構です。」とあります が、単独型では当該様式は様式12となっています。こちら様式12(単独型)も省略可能との理解でよろしいでしょう か。また、10-04-8において「次回改定時に精算報告書から様式10を削除することを検討する」とありますが、単独型の 様式からも削除のご検討をお騰いいたします。	単独型の場合、様式12の省略が可能です。次回改定時に精算報告書から様式12を削除することを検討します。	•
11. 本邦研 修・招へい契 約標準化	01適用対象(継続 案件への適用)	11-01-1	機能検契約の技術協力プロジェクトにおいて、本邦研修を来年1月に実施する予定です。本体契約には本邦研修に該当する人月を含んでおり、本邦研修契約時にはその人月を本邦研修に流用する予定としています。7月以降の施策において、事前準備の人月が含まれるようになったこと、事前準備の人月が固定で含まるということですが、本体契約から固定分人月を回すと、本体契約の人月が不足してしまいます。今回の固定人月に不足している分は、新たに計上して良いのでしょうか。	今回の変更前では、発注者・受注者で含意済みとした、事前準備業務に対する人月も本体契約に含まれて いるとの理解ですので、そちらは該当する人月は本体から差し引く必要があります。 7月以降は事態権労は固定やとして研修契約に含めるのが原則であり、含意済みの人月が標準人月に 満たない場合には、新たに計上することも可能です。 ただし、該当人月は銀に合意済みであることから、それも踏まえて、改めて適切な業務内容、人月について は監督観貨と相談してください。	/

関連施策	項目	質問番号	質問	回答	情報の 反映
11. 本邦研 修・招入い契 約標準化	01適用対象(継続 案件への適用)	11-01-2	コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドラインの改定について、変遷を確認させてください。 本邦研修は従来は本体契約に内包されていたかと思いますが、2022年4月から消費税の関係で別契約となったと 認識しております。 その後責機機計Pの「過去の改正内容」を確認すると、2023年4月および6月に細かい改正がありますが、次の改正 が2024年の2月となっており、定額計上による本体契約と同時タイミングでの別契約締結、およびラブナル4億算 (実施ガイドラインの外容まで確認すると、12023年10月以降に本体契約の締結がなされた案件から適用します」と 記載がありますり、最新の2024年7月記定のガイドラインでも2023年10月以降に本体契約の場合がなされた案件から適用します」と 記載がありますり、最新の2024年7月記定のガイドラインでも2023年10月以降に本体契約の契約期間と同じ期間に、体験契約を開始がなされた案件からは、本体契約の対け、日本の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の	ご指摘ありがとうございます。「本体契約締結時に、発注者による定額計上の金額にて技術研修等支援業務実施契約を本体契約の契約期間と同じ期間にて締結し、そのカリキュラム及び日程が明らかになった時度で打合簿にて「解学・招へ以前無計画及び必要経費を確定し、位数回の研修が予定されている場合は都度打合簿にて確定)、ランプサム方式を適用する」方式は、ご理解の通り2023 年 10 月以降に本体契約の締結がなされた案件から適用としています。また、それ以前の契約でも適用いただくことは可能としています。	/
11. 本邦研 修・招へい契 約標準化	01適用対象(継続 案件への適用)	11-01-3	コンサルシント契約における「研修・招へい実施ガイドライン」(2024年2月版)P11にある「様式7業務部分完了届 (研修・招へい)」はどこで入手可能でしょうか。 現在公開されている「様式7-2(2024年7月度)」には「約款第12条の2に基づき提出」と記載がありますが、2024 年3月に締結した業務実施契約期の契約的款(技術研修等支援業務)(2022年12月版)には第12条の2がありませ な、貴機構の担当者から以前の様式を利用するよう指示を受けましたので、参照可能な場所をお伺いしたく存じま す。	技術研修等業務実施契約で複数の研修を1本にまとめた包括契約で、約款に部分払い条項(第12条の2) がない場合は、契約変更にて同条項の追加が必要となります。以前の様式7の利用による対応とはなりま せんので、語うた指示につきお詫びいたします。 該当する案件がありましたら主管部担当者及び国際協力調達部契約担当者にご連絡をお願いします。	/
11. 本邦研 修・招へい契 約標準化	01適用対象(継続 案件への適用)	11-01-4	今回の改革に係る問い合わせではない可能性がございますが、本邦招へいの見稿書に計上出来る報酬について確認させて下てい。「定額計上にて契約後、打合海で詳細確定する1案件の本邦招へいについて、打合第に添付の必要な見積書を作成し、原度・調金能して砂容をご確認別したところ、視察に同げする目の機能については実際の実際に当たる部分のみを計上して下でいいと指摘がございました。例えば、1日視察として設けている日について、午前は視察允に移動した自然した「おしている日について、午前は視察允に移動した自然した「おして、日本には、日本保証として下さいと指摘がごかいました。例えば、1日視察として設けている日について、午前は視察允に移動した自然した。日本には、日本保証としている日について、午前は視察允になると結構されております。対して、現状の指修・日本い、東海が一た日本によると結構されております。対して、現状の指修・日本い、東海が一た日本によると結構されております。対して、現状の指修・日本には、現状の企業と同じ、日本には、日本には、日本には、日本には、日本には、日本には、日本には、日本には	同行日数については、日単位での計上を想定しております。移動時間も含めて拘束時間となりますので、 計上いただいて問題ありません。	/
12. 第三者抽 出検査廃止に 伴う変更	01現地傭人契約 の確認	12-01-1	認明会時の開閉で、「現地馬委託」について現在実施中の家件は対象かっというのかあり、「2024年10月以降に契 約するものは対象です」との同窓でした。現在実施中で10月以降に運行初開が、名乗件の「現地機」、」についてはい かがでしょうか?「現地周委託」即戦に10月以降契約する個人だけが対象になるのか?それとも契約当初から契約す る個人も対象となるのでしょうか。	適用開始前に、既に契約済みの現地傭人契約や再委託契約については、適用対象外とします(適用開始後 に契約変更が生じた場合も含む)。	/
12. 第三者抽 出検査廃止に 伴う変更	01現地傭人契約 の確認	12-01-2	<12-01-1/への更問>ご質問内容: 認明会時の質問で、現地再委託」について現在実施中の案件は対象か?というのがあり、「2024年10月以降に契約するものは対象です」との回答でした。現在業施中で10月以降、履行期限がくる業件の「現地備入」についてはいかがでしょうか。「現地再委託」向時候10月以降契約する備入だけが対象になるのか?それとも契約当初から契約する備入だけが対象になるのか?それとも契約当初から契約する備入だけが対象になるのか?それとも契約当初から契約する備入だけが対象になるのか?それとも契約当初から契約する備入だけが対象になるのか?それとも契約当初から契約する備入だけが対象になるのでしょうか。回答: 回答: 適用開始前に、既に契約済みの現地備人契約や再委託契約については、適用対象外とします(適用開始後に契約変更が生じた場合も含む)。」 上記回答について念のため追加でお聞きします。適用開始後に新規で契約する現地備人は適用対象という理解でよろしいでしょうか。	契約管理ガイドラインの41ページに記載のとおりです。「現地再委託」同様に10月以降契約する傭人だけ が対象になります。すなわち、適用開始後に新規で契約する規地傭人は適用対象となります。	/
12. 第三者抽 出検査廃止に 伴う変更	01現地傭人契約 の確認	12-01-3	現地傭人の契約書の確認について、1つの契約金額が200万円以上の契約が対象、ということですが、弊社では傭人 契約を1年にとに更新している例が多いです。その場合、1年目は160万円、2年目は180万円という契約であれば、 打合簿を提出する必要はないという理解でようしいでしょうか。また、1年ことの契約金額が200万円以上の場合 は、同一の傭人であっても、更新のたびに打合簿を提出する必要があるのでしょうか。	ご照会いただいた2件ともご理解の通りです。	/
12. 第三者抽 出検査廃止に 伴う変更	01現地傭人契約 の確認	12-01-4	ランプサム契約において、在外事務所による契約相手先の確認は、ランプサム対象費目である場合は、行われないと の理解でよろしいでしょうか。	(2024/11/27 修正)  改めて内部で検討し、ランプサム契約の際の扱いについて以下の通り整理しましたので訂正させていただきます。関連ガイドラインについても追って修正するようにいたします。また。本修正前に打合簿を作成中のものにつきましても、本修正に基づき、打合海で要していただいて結構で、ランプサム契約本体に含まれる場合は再委託契約、200万円以上の傭人費の契約に関する打合簿は不要です。  ・契約当別は定額計上としていたものについては、予算総確定の際に、ランプサムとしたものは上述と同じく不要、実費精学としているのは打合簿が必要。  ※ 同様に、160万円以上の機材購入についても、上述のとおりランプサム契約本体もしくは定額計上としていたが予算確定時にランプサムとしたものについては、選定経緯書は不要とします。	•
12. 第三者抽 出検査廃止に 伴う変更	01現地傭人契約 の確認	12-01-5	<12-01-4回答への更問> 「ランプサム契約であってもすべからく確認が必要です。目的は事実確認にあるため、精算方法には関係なく確認します。」との回答ですが、これは本体がランプサム契約の場合、定額計上で該当の費目(再委託・備人)があるものについて確認を行うの理解でようしいでしょうか。 ランプサム契約の本体に含まれる場合、質問回答「ア-03-1」にある通り再委託は選定経緯等の打合簿は不要であり、精算証憑の提出もしないため、確認は行わないと理解しています。	(2024/11/27 修正)  改めて内部で検討し、ランプサム契約の際の扱いについて以下の通り整理しましたので訂正させていただきます。関連ガイドラインについても追って修正するようにいたします。また。本修正前に打合簿を作成中のものにつきましても、本修正に基づき、打合海で要していただいて結構で、・ランプサム契約本体に含まれる場合は再委託契約、200万円以上の傭人費の契約に関する打合簿は不要です。 ・契約当別に定額計上としていたものについては、予算額確定の際に、ランプサムとしたものは上述と同じ 不悪、実際精算としているものは打合簿が必要。 ※ 同様に、160万円以上の機材購入についても、上述のとおりランプサム契約本体もしくは定額計上としていたが予算確定時にランプサムとしたものについては、選定経緯書は不要とします。	•
12. 第三者抽 出検査廃止に 伴う変更	01現地傭人契約 の確認	12-01-6	現地傭人と日舗契約で契約書を取り交わしており、契約期間(1年間)において勤務を依頼した分だけ日舗を支払う契約となっています。契約時においては、200万円を超える規定をしていないとめ、打合簿は取り交わさなくていいと理解しております。もし契約金かで200万円をおえる建定外の日数額をお願いすることになった場合、200万円を超えるとわかった時点で、打合簿を取り交わすという対応で問題ないでしょうか。	当初は200万円の範囲内としていたものの、最終的に200万円を超えてしまった場合については、超過 が判明した時点で、業務主任者は、打合簿を作成して在外事務所へ事実確認を行ってください。	/
12. 第三者抽 出検査廃止に 伴う変更	02現地再委託契 約の確認	12-02-1	現地再委託契約を実費精算契約とした場合は現地再委託先と契約締結したのち、JICA在外事務所へ事実確認を受けた上で監督職員ご証経緯と契約内容等に関する打合海を提出致しますが、その後、現地再委託先と変更契約に開露要した「一定管理」をは、自然の関する打合海を提出致しますが、その後、現地再委託先と変更契約に開露変更を作ったいては変更内容について「JC在外事務所の事業権認助必要でしょうか。 がイドラインとでは「現地再委託業務の内容に変更が生じた場合は、再委託契約の変更契約書を締結してください。 個々の現地再委託契約の金額変更を伴う場合は、監督職員に打合海をもって現地再委託の変更契約締結後に結果を 轄告ください。個件が相間の延長等を織な変更については打合海不要です)。」との記載のみのため、JICA在外事務所 への再確認が必要が確認させて下さい。	再委託にかかる契約変更を実施した場合も、JICA在外事務所による事実確認が必要となります。	/
12. 第三者抽 出検査廃止に 伴う変更	02現地再委託契 約の確認	12-02-2	契約管理ガイドライン別添資料8「在外拠点による契約相手先の検査」について、(次ページ)と記載があるものの、ページが存在しません。 手続き詳細の確認方法につきご教示いただけますと幸いです。	ご指摘ありかとうございます。次回改訂時に対応いたします。 筒、別応算料8は以下のURLの資料(3)をご参照ください。 https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/guideline/consultant/n_files/1201 051.001.pdf	•
13. コンサル タント等契約 の公示にかか る応募受付の 変更	01応募方法	13-01-1	10月よりPartnerから応募書類を提出することになりました。添付できる1ファイルあたりの上限は5MBとのことで すが、プロボーザルが5MB以上となる場合には、1つのファイルが5MB以下となるように複数のファイルに分けてか ら、Partnerから提出する必要がありますか。または、5MBを超える場合には、ファイルを分割せずに提出できるよ う、以前のようにGigapodを通じて提出することも可能なのでしょうか。	5MBを超える場合には分割して提出してください。GIGAPODを通じての提出は出来ません。	/
14.メリハリの ある技術評価 方法の導入	01プロポーザル の体裁等	14-01-1	10月改訂のガイドラインでは、2章の作業計画以降のページ上限が細かく設定されており、それに加え作業計画以降 のページ上限を足し合わけると、ページが減つております。 改訂前 115ページ無償の準備調査20ページ) 改訂後 110ページ(無償の準備調査15ページ) 改訂後 110ページ(無償の準備調査15ページ) 成訂後 110ページ強っています。設明会時には、配点の変更はあるが、ページ配分は変更しないと説明されておりました。また、作業計画以降、個ペページ上限が設定されておりますが、配点の変更とともにページ上限も改訂した ということでしょうか。	ご理解のとおり、配点の見直しのタイミングで、ページ上限の見直しも行いました。 これは、項目毎に適切な内容を記載頂けるように①・⑤それぞれにページ上限を設定したものです。これ により、重複した記載を回避し、より明確かつ端的に記載頂くことが可能になると判断し、ページ数全体を 削減しました。	/
15.政府統一 基準群の改定 に伴う情報セ キュリティ対 応の見直し	01様式	15-01-1	政府統一基準群の改定に伴う情報セキュリティ対応の見直しに関し、説明資料の11枚目に、 契約的容により、以下2種類のどちらかを入札説明書や募集更項等にてJICAが予め提示する ■「個人情報取扱、少全管理措置並びに「情報とユリティ対策(②原架裁情報を取扱・契約用)」 ■「個人情報取扱、少全管理措置並びに「情報とキュリティ対策(②厳格公情報保全が必要な契約用)」 とありまずが、活過公示された業務実施案件には、公示資料にどちらの種類になるか記載されていません。 どちらの種類になるか、公示資料では提示されないでしょうか。	公示資料にはどちらの種類になるが明示しておりません。全ての案件は①要保護情報を取り扱う契約に該当しますが、一部、酸格な情報保全を必要とする案件については、その旨、企画競争説明書に明記されています。この場合は、「個人情報取扱い安全管理措置並びに情報セキュリティ対策(②厳格な情報保全が必要な契約用)」を用いてください。	/
15.政府統一 基準群の改定 に伴う情報セ キュリティ対 応の見直し	01様式	15-01-2	取府統一基準群の改定に伴う情報セキュリティ対応の息息しについて 再多託美粉のテンプサム方式となる場合、月報で用表法が他人情報保護及び情報セキュリティ対策が履行できている旨を確認済みであるとを報告するために月報の様式を改定頂いておりますが、現在の改訂様式できと1実機精算契約(個人情報収取)、少金管理措置並びに情報セキュリティ対策の履行状況の報告・当該月上締結した再差法たの問題・信息が大阪の大阪・日本の大	ランプサム契約の様式同様、再委託先の関連措置の状況確認報告欄を実費精算契約の様式にも追加したうえで、両様式に、「再委託先の関連措置の状況確認報告書側は再委託契約をランプサムにて実施する場合のみ記載ください」という趣旨の文言を追記します。	•

関連施策	項目	質問番号	質問	回答	情報の 反映
15.政府統一 基準群の改定 に伴う情報セ キュリティ対	01様式	15-01-3	15. 政府統一基準額の改定に保予情報セキュリティ対応の見直し の「認明完美報告報節のご素内)政府等一提罪の改定に伴う情報セキュリティ対応の見直しについて(コンサルタン)、等契約、その他後級の提供等にから表終的)のお知らせ内に掲載されている。4. ご實際に対する回答、を「JICA コンサルタント等契約に対する2023年10月以降導入地震に係る資際」回答表に集物いただくことは可能でしょうか。情報セキュリティ関連の質問回答が確認しやすくなるよう、ご検討いただけますと幸いです。	①情報セキュリティについては、コンサルタント契約に特化したものではないので、「説明会資料等掲載の ご案内)政府統一基準群の改定に伴う情報セキュリティ対応の見直しについて(コンサルタント等契約、そ の他役務の授権等にかかる契約)のお知らせのに掲載されている。4、ご質問し対する回答。そり、IJCAコンサルタント等契約における2023年10月以降導入施策に係る賃間・回答表」に集約することは困難で す。	•
応の見直し			②同じく上記わ知ら世内に掲載されている別添様式一式を「業務実施契約における契約管理ガイドラインについて」 のお知らせの方にも掲載いただけるでしょうか。0号打合順に影付することから、その他の様式とあわせて契約管理 ガイドラインの方に掲載されていると探しやすく、ご検討をお願いいたします。	②関連様式については、探しやすいようにウェブサイトの記載を工夫します。	
15.政府統一 基準群の改定 に伴う情報セ キュリティ対 応の見直し	02適用	15-02-1	□ 散機構のホームページに掲載されている「「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の改正に コいて」 (https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/guideline/consultant/20/220330.html)は、 最新の更新日か20/25年3月日の19世分でいますが、このページは、20/25年3月7日のお助らせび政務は 基群の改定に伴う情報セキュリティ対応の見直しについて(コンサルタント等契約閉連ガイドライン/検索の修正につ いて」 (https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/20/24/1564173.52158.html)から掛付けられているとおり、3月7日に更新・公表されたものですので、更新日が閉連っています。 ②「コンサルタント等契約におけるプロボーザル作成ガイドライン)の改正について「の更新日が3月7日ですので、 で試正したガイドラインは、20/25年3月5日の状の公示条件から適用します。2と目付を濁でご適用するのは少々乱暴 だと考えます。改正されたガイドラインの適用は、3月7日以降に公示された条件から適用して頂きますよう。こ検討 下さい。	①3月3日里新のページ「「コンサルタント等契約」におけるプロポーザル作成ガイドライン」の改正について」 内容が正とし、その後か知らせを行ったものとなります。(お知らせが先行するものではございません) ②については、お知らせ掲載が2日ずれてしまいましたが、該当ページにおいては既に3/5公示でご案内 させて頂いておりますことから、3月5日公示方の適用とさせて頂きたく、ご理解のほどよろしくお願いい たします。	/
15.政府統一基準群の改定に伴う情報セキュリティ対応の見直し	02適用	15-02-2	○15-02-1への更問> (サ料な事実験の確認で影幅です。「「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の改正について」の内容を正とすることは承知しました。ですが、お知らせとの機付けは別にしても、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の改正について」の内容を正とすることは承知しました。ですが、お知らせとの機付けは別にしても、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の改正について」のページが気になっていたのご当時、毎日確認していたところりなくとも3月3日には立正ガイドラインは公表されておらず、3月7日(金)の夜の時点でも更新されていませんでした。「3月3日(更新)となっていますが、実際にホームページ上で改正ガイドラインを公表した日はいつだったのできっか。 なあたかも3月3日に立正ガイドラインを公開し3月5日の公元条件から適用するような回答ですが、実際にホームページで改正ガイドラインが公表された日は、(①のとおり3月7日夜以降です。3月5日に公示された時点で、改正ガイトラインは大公表されていませんでした。 (①のとおり3月7日夜以降です。3月5日に公示された時点で、改正ガイトラインが必要され、公表日とい望ってガイドラインを適関したうえでプロポーサル資料を作成しました。 では、立正ガイトラインを後、改正ガイドラインが公表され、公表日とい望ってガイドラインを適関する内容では、といまので、提出を診断さました。 では、アロボーザル資料を作成しました。 では、アロボーザル資料を行びました。 では、アロボーザル資料を行びましまいましたが、プロボーザル資料の提出期限までに適用日の見直されなからたので、提出を診断さました。 では、アロボーザル資料の提出期限までに適用日が見高されなからこのでは、日本では、アロボードでは、	機構内の事情で申し訳ありませんが、ウェブ掲載を行うにあたっては、当該業務を外部委託していることからタイムラグが生じてしまうことがあります。これによりご迷惑をおかけしたことは大変申し訳なく思います。以後、ガイドラインの改変や各種連絡事項の周知においては、掲載記と適用日の整合性に簡金いたします。 なお、今回の改定は政府紙・基準群の改定に伴う情報セキュリティ対応の見直しに関するものであり、1月下旬の説明会において、改定箇所及び適用時期について事前にご説明させていただいてる旨申し添えさせていただきます。	/
15.政府統一 基準群の改定 に伴う情報セ キュリティ対 応の見直し	02適用	15-02-3	個人情報保護及び情報セキュリティに関する情報 について 3月以降公示案件において、契約書表紙を作成する際個人情報保護及び情報セキュリティに該当するか否かの判断に 個んでおります。企画競争説明書にご概かなされるのでしょうか。 1月29日での説明会資料を拝載いたしましたが、記載箇所を見つけられませんでした。 契約書表紙の設当余項を使用する場合の判断材料についてこ数示いただけますようお願い申し上げます。	「情報システムに関する内容を含む契約」とは、契約書ひな形の脚注4に記載のとおり、以下のいずれかに 該当するものを指します。 「委託業務を実施するため、委託先が構築・運用する情報システム(当該情報システムにてクラウドサービ ス及び業務委託サービス(クラウドサービス等)を利用する場合と含む)を用いる場合(注目的がシステム 以外)、または委託する業務内部(情報システムに関する業務を抵情報システムの開発・構築又は運用・保 守、アプリケーション・コンテンツの開発)を含む場合(注目的がシステム)」 「特定個人情報を取り扱う場合」とは、マイナンバーを取り扱う業務の場合を指します。	/
15.政府統一 基準群の改定 に伴う情報セ キュリティ対 応の見直し	02適用	15-02-4	契約書の「特定個人情報を取り扱う場合」の(特定個人情報保護)の条文につきまして、マイナンバーを取り扱うもの、 例えば国内で調修の先生方に対する謝金の支払い等に関して選泉徴収等の関係でマイナンバーを扱うといったケー スを想定していると伺いました。こちらは日本のマイナンバーに限定されるとの理解でよろしいでしょうか。例えば海 外の傭人のID等の取り扱いのみでしたら、こちらの条項は不要でよろしいでしょうか。	日本においてはマイナンバーですが、 現地傭人等の個人情報の保護については、約款の第30条第3項の「業務地の法規の遵守」により、相手側 の関連法規を踏まえて対応ください。	/
15.政府統一 基準群の改定 に伴う情報セ キュリティ対 応の見直し	02適用	15-02-5	政府統一基準群の改定に伴う情報セキュリティ対応の見直しに関し、下記ホームページに掲載されている質問回答を 簡まえて下高3点質問させて下さい。 けれたが、いまっない。といる中のは、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本で	現地傭人等の個人に関しては、業務従事者であるJV構成員や補強と同様の扱いで、現地傭人等からの書面の提出は不要です。JICAと契約している代表企業が、まとめて確認の上、書面を提出いただければ結構です。	/

## 関連ガイドライン及び様式に反映済みの質問回答内容

以下の質問回答は関連ガイドラインや様式等の修正・変更反映済みのものとなります。

関連施策	項目	質問番号	質問	回答	情報の 反映
2. 技術評価・ 業務実施上の 条件	01プロポーザル 評価の視点	2-01-1	技術提案部分においてメリハリをつけることが制度改定の一つの目的と理解しています。技術提案部分の評価をどのように改善するか、特に協力準備調査などでは技術的・工学的な提案が適切に評価されるような運用改善がなされることを期待しています。この点への対応は如何でしょうか?	ご指摘いただいたような点を強化しようと検討し、評価項目が細分化されて評点への反映が難しかった点 を、項目の統合整理により見直しを図りました。事業部の評価者の理解・マインドセットの変更に向けた働 きかけを行うとともに、調達・派遣業務部での評価時の確認を行い、引き続き向上を図っていきたいと考 えております。	0
2. 技術評価・ 業務実施上の 条件	02類似業務の経験	2-02-6	プロボーザルガイドラインの (3)業務従事予定者の経験・能力(P10) サ)のとおり、様式4-5(その1)様式4-5(その2)に上限10件で業務等従事 経歴を記載することになっておりますが この10件(限り)は ①業務主任者「発和実務 ②業務主任者(業務主任者経験は基本ここでしか評価されないので類似業務より優先) ③素別業務(関似業務経験は基本よこでしか評価とれないので類似業務より優先) ③素別主教育似業務経験は基本よる「その3)での評価に比重が置かれるため) ①~③の優先限位と考えてよろしいでしょうか。 また、様式4-5(その3)に記載した類似案件3件については上記の10件に含めなくてもよろしいでしょうか?	1 優先順位についてですが、ガイドラインの別添資料2に記載の通り類似業務等の経験も業務主任者の経験も13件程度で70%の評価」を基準としています。さらに、それぞれ加点要素も記載しておりますので、それらを踏まえて適宜10件を選定いただけますようお願いします。 2 様式4−5(その3)に記載いただく案件は、上記の10件に含めるか含めないかのご判断はお任せします。 →2024年4月版から、上記10件から選択するよう変更しています。	0
2. 技術評価・ 業務実施上の 条件	02類似業務の経 験	2-02-10	担当業務で業務主任者/○○○/▲▲▲とした場合、○○○/▲▲▲部分が評価対象分野になると思いますが、この場合2つ分野の評価対象となり様式4-5(その3)は最大6枚必要になりますでしょうか。	担当業務で業務主任者/○○○/▲▲▲とした場合においても、業務主任者/◇◇◇の場合と同様、様式4-5(その3)は最大3枚で提出をお願いします。	0
2. 技術評価・ 業務実施上の 条件	02類似業務の経 験	2-02-12	プロボーザルに記載する類似条件について、以前貴機構へのヒアリングにおいて、評価者によっては評価結果の出て いない条件(実施中条件)は「案件として評価されない場合があると何いました。1章4-1(その1)及び3章4-5(その 2)に記載する類似条紙につき質問です。 ①実施中の案件を含めた場合と経験として評価されるのでしょうか ②実施中の案件を経験として評価される場合、完了済みの案件(実練評価後の案件)と比較して評価の差があるの が、あるとすればとの程度の差となるのでしょうか。	評価対象は原則としては実施済案件になりますが、実施中案件については、記載の有無にかかわらず個別 案件ごとに関連性の程度等について勘案し評価に反映するか否かについて判断します。	0
2. 技術評価・ 業務実施上の 条件	02類似業務の経 験	2-02-13	<上記2-02-12回答への更問> 回答に「記載の有無にかかわらず」とありますが、こちらは何についての記載でしょうか?	プロポーザルへの類似案件としての記載の有無にかかわらずという意味です。	0
2. 技術評価・ 業務実施上の 条件	02類似業務の経 験	2-02-14	<上記2-02-12,2-02-13回答への更問> 本回答についてもガイドラインや様式に反映いただきたく、お願いします。	反映いたしました。	0
2. 技術評価・ 業務実施上の 条件	02類似業務の経 験	2-02-15	様式4-1(その1)及び様式4-5(その1・2)に記載する類似業務の件数について、無償・有償の準備調査とそれに続く本体事業を達成している場合、準備調査と本体事業を纏めて1件というカウントになるか?それとも、それぞれ1件ずつのカウントになるか?	類似業務については、公示された案件を1件とするだけでなく、複数の案件をまとめて1件とすることも可能です。代行市業と後後事業、基礎情報収集・確認調査や禁細計画策定調査の先行調査と本体事業、協力 準備調査と本体事業など、密接かつ明確な関係のある事業の組合せ等)。提案内容に応じて最適と考える形で提案してください。	0
2. 技術評価・ 業務実施上の 条件	04補強	2-04-2	プロポーザル提出時に補強の協力同意書は添付不要という理解ですが、契約交渉中に提出すれば良いのでしょうか。	プロポーザル提出後に業務従事者の確定、交代があり同従事者が補強である場合は、確定・交代が決定し 次第、業務従事者名簿と補強に係る同意書を監督職員に提出してください。	0
2. 技術評価・ 業務実施上の 条件	05共同企業体	2-05-2	様式4-1(その3)についての質問となります。 直近の改定で、 項目61共同企業体を結成する場合、構成企業について上記1-5を確認している」が追記されたとの認識です。 これについて、例えば、項目1について、JV親は「はい」、JV子は「いいえ」の場合、項目1はいずれに〇を付ければ宜し いでしょうか、 件せてですが、昨年10月のガイドライン改定に係る各社からの質問回答の一覧表などがもしあればご教示頂ければ 幸いです。	ルールの有無の確認行為を行ったかどうか伺うものですので、その結果についての記載は不要です。質問 回答の一覧表は、以下のページの中ほどにある「ご質問に対する回答は、以下の公示情報ページで随時公 開いたします」をご参照ください。 https://www.iica.go.in/about/announce/manual/guideline/consultant/index.html	0
2. 技術評価・ 業務実施上の 条件	06業務調整員	2-06-1	従来業務調整員(調整業務を専任で行う人材)は一般業務費で見るという整理でしたが、今般の改正により業務調整 員を業務従事者に含んで提案する(=人月の消化対象とする)ことは可能でしょうか?	業務調整員については従来通り一般業務費にて計上をお願い致します。業務従事者は専門分野を担当される技術者との整理です(そのような単価設定となっております)。	0
2. 技術評価・ 業務実施上の 条件	06業務調整員	2-06-2	プロポーザル作成ガイドライン(p7)「業務調整」の報酬単価について、自社で雇用している者(したがって一般業務費 の雑費で計上します)を「業務調整」担当として、プロポーザル提出時の見構に計上させていただきたいと思っております。 その人件費単価は、報酬単価は使えないと思いますので、弊社で任意に設定してよいでしょうか。	ガイドラインに記載の通り、「業務調整」等の調整業務のみを担当する者については、技術的な専門分野 担当とはみなせないため、報酬準価は当時できず、人件算単価を報酬で示している6号よりも低い単価で の支払いとなります。これまでの事例としましては、業務調整員の号の単価を挙用された事例があります。 こちらも踏まえ、適切と考えられる人件費単価等についてご検討の程お願いいだします。 なお、業務調整の扱いについては再度検討しておりますので、同検討結果が出ましたら改めてウェブサイト等でご連絡させていただきますが、現時派では上述の通りの整理となります。	0
2. 技術評価・ 業務実施上の 条件	08業務管理グ ループ制度と若手 育成加点	2-08-5	<上記2-08-4回答への更問> ダイバーシティ枠の運用に関して再度の説明をお願いします。	ダイバーシティ適用の枠をなくし、どの分野でも、2名ではなく複数名でご担当いただけるようになりました。	0

関連施策	項目	質問番号	質問	回答	情報の 反映
2. 技術評価・ 業務実施上の 条件	08業務管理グ ループ制度と若手 育成加点	2-08-7	<上記2-08-2.2-08-3回答への更問> 今回の設定で活手育成点(対象案件において2点)について、35-45歳の間に産休育休を取得していたらその期間 を延長して加点されることとなりました。例えば2回座休育休を取得していてそれぞれ8月だった場合、過費16ヵ 月延長されるのかや(1年未満は不可などのルールがあれば、それもこ案内いただきたいです)、34歳から35歳にか けて取得していた場合は本人が35歳になってから取得終了日までの期間を加算していいのか、送長こかに「4年世位なのか(1年未満でも加算していいのか)、月単位なのか、日単位なのか等、こ教示いただけますと幸いです。どうぞよろしくお願いいたします。	産後休暇、育児林暇等長期に休暇した場合(1か月以上の連続休暇を想定)は、該当休暇名と休暇期間を 「様式4~5(その1)」の「難歴」欄に記載ださい、延長期間については上途の通り月単位とします。 なお、休暇を勘案した形で職歴を記載いただいた方については、今後、すべての案件でも同様に記載いた だくようお願いします。また、休暇を勘案した週月年齢の延長について、シニア人材には適用されませんの で、ご留意ください(例:35-45歳の間に2年間、産休育杯を取得し、現在46歳の方については、1若手人 材」として申請可ですが、「シニア人材」としては申請不可となります)。	0
2.技術評価・ 業務実施上の 条件	08業務管理グ ループ制度と若手 育成加点	2-08-9	プロポーザル作成ガイドランにて、「産後外順・胃児休暇等、特定の休暇休業期間かるる場合は該当休暇名・休暇期間をプロポーザルに記載する」旨の規定がありますが、この記載は、3章の類似業務経験の評価期間や業務管理グループの岩手人材として考慮される期間を延長するための根拠になる。という理解でよろいいでしょうか。 その場合、上記を考慮する必要がない業務従事者については、仮に特定の休暇休業期間がある場合でも、該当休暇名・休暇期間のプロポーザルへの記載は必須ではないという理解でよろしいでしょうか。もしそうであれば、その旨もガイドラインにて規定しただけませんでしょうか。というのも、特定の体解休業の取得はプライペーと事柄でもあり、プロポーザルへの記載を一律で求められているものではないと認識しており、その旨、ガイドラインからも読み取れるようご配慮いただければと考える次第です。	ご理解のとおりです。 ご指摘については、弊機構も同様の理解ですので、追ってガイドラインの修正を行います。	0
2. 技術評価・ 業務実施上の 条件	10格付認定	2-10-6	格付認定に際し、4号以上は業務従事者の経歴を提出するように、FAQ(公示の一番上にて公開されているもの)の 2-10-3および2-10-4にて近載されていますが、打合簿事例集では経歴書は添付不要となっています。これは提出 自体は原課工担当者様にする必要があるが、打合簿の添付書類としては不要、という理解でよろしいでしょうか。	格付認定の過程で、終歴書を主管部に提出(提示)いただきますが、打合簿への添付としては、個人情報が 含まれるため、添付は不要と整理しています。	0
2. 技術評価・ 業務実施上の 条件	11語学能力の評 価基準	2-11-13	プロボーザル提出の際の語学評価基準についての質問です。 TOEIC IPやCASECの結果について評価対象とするとご回答いただいておりますが、TOEIC IP(オンライン)での 結果についてお認められますでしょうか?	TOEIC IP、CASECを評価対象としました。	0
2. 技術評価・ 業務実施上の 条件	11語学能力の評 価基準	2-11-14	「ロボーザル作成ガイドラインの別級複雑名の「3)語学力」の項目には下記の通り記載がたれております。 「語学力評価の対象として指記している言語を母国語とする者については、英語のネイティブであっても日本語のコミュータニン能力を勘案して80%程度の評価とする。但し、日本語検定資格を取得している等日本語能力が認められる場合は5~15分配する。」 と記記載の解釈について毎週間させていたださます。 上記記載の解釈について毎週間させていたださます。 上記記載の解釈について毎週間させていたださます。 上記記載の解釈について毎週間させていたださます。 上記に記載されている「母国語」の部分は公用語】【準/用語)などでも選さ換え可能でしょうか? 当社の技術者にはフィリピン人やチュニジア人が年期して新り、フィリピンでは英語・チュニジアではランス語が公用語(母国語ではないとなっております。またインドでは英語は準公用語となっております。 日の人はフィリン人の評価が実もなり無して新して毎月記述の本のよります。 日の人はフィリン人の評価が実もが実に「評価である場合、実施・ディディンとし自動的に80%程度の評価をされるとい、理解で宜しいでしょうか。 またこれに関連しての質問となりますが、英語が母国語でも公用語でもない外国籍社員(例えばインドネシア国籍の社員など)が評価が衰者話(3項に対している場合、日本におりにも関係している場合、日本語をかられる場合、評価が表記では、「日本語をから、日本語をいる。日本語をから、日本語をいる。日本語を述るのは、日本語をから、日本語をいる。日本語をいるのは、日本語をいる。日本語をいるのは、日本語をいるのは、日本語をいるのは、日本語をは、日本語をは、日本語をいるのは、日本語をはいるのは、日本語をはいるのは、日本語をはいるいるのは、日本語をはいるのは、日本語をはいるのは、日本語をはいるのは、日本語をはいるいる。日本語をはいるのは、日本語をはいるのは、日本語をはいるのは、日本語をはいるのは、日本語をはいるいるのは、日本語をはいるのは、日本語をはいるのは、日本語をはいるのは、日本語をはいるいるのは、日本語をはいるのは、日本語をはいるのは、日本語をはいるいるのは、日本語をはいるのは、日	【母園語】を【公用語】【準公用語】などでも贋き換えは可能です。 英語が母園語でも公用語でもない外園籍社員については、ご理解のとおり、評価にブラスして、上級の日 本語検定資格を有している場合は日本語力の加点が認められます。 野価対象者の遺跡の評価」へいては、今音韻化でいる情報をありますので、今後、対応を検討していく 予定です。→2024年10月追記版で変更後の方針を反映済です。	0
2. 技術評価・ 業務実施上の 条件	11語学能力の評 価基準	2-11-15	・語学評価で〇%以上評価について、どのような場合100%の評価になるのでしょうか。 例えば1章類収業粉経験は類似性の高い3件で70%、他30%はその他で評価されるだろうと分かるのですが、語学 の評価では英語で80%、現地公用語で20%ということでしょうか?または、5だったら点数が〇点〜満点のレンジ で一番低かった80%、満点だった5100%というごかでしょうか。 ・語学資格で80%、業務経験を足して100%等になりますでしょうか(高い方で評価するということは資格and業務 経験ではなく、資格の業務経験との理解でよいでしょうか。 ・評価対象語学での業務経験3件で60%以上のようですが、3件で100%になることもあるのでしょうか、それとも 語学資格Bの通り60%以上70%未満でしょうか。	- 語学評価点が100%になることは、原則ありません。英語等、単一言語が評価対象の場合は、上限を80%として評価を行っています。複数言語が評価対象の場合で、AA語もしくはBB語となっている場合には、とちらかの言語を評価するとになり、この場合も上限80%で評価を行っている場合には、とちらかの言語を評価することになり、この場合も上限80%で評価を行ってはます。AA語はBB部ができることが望ましいとの観定を行った場合には、単一言語の評価がある。ます。AA語はBB部ができることが望ましいとの観定を行った場合には、単一言語の評価が同志しておます。Aの語、BB部が内象として認めない現地公用語については、とつの世か、資格の一部として評価しまりので、語字点の評価には、製管を与えません。 語字解析と解表観の評価については、とうらか高い方を評価しますので、加算はしません。 非常如常選手での業務接触、3件以上で60%です。100%になることはありません。従来の評価では60%以上としておりまたが、以上を削除した60%を目投とすることとなりまたが、従来の評価では60%以上としておりまたが、以上を削除したの後を目投とすることとなりました。 ・・「3件以上あり」の場合、評価配点の60%として評価を行います。	0
2. 技術評価・ 業務実施上の 条件	11語学能力の評 価基準	2-11-16	プロボーサルガイドラインの別添資料2より「外国籍社員が日本語検定資格を取得している等、日本語能力が認められる場合は5~15%加点する」との理解です。英語の場合はTOEIC860点以上がS評価との認識ですが、日本語の場合はJLPTテストのN2相当以上でS評価となりますでしょか。又はN1取得者がS評価となりますでしょうか。	旧本語能力に関して、JLPTテストの各レベルに対応する管価基準を設けていません。プロポーサルド能力 イドラインの別添資料2についてのご理解のとおり、英語が評価対象言語の場合、英語ネイティブの方が日 本語能力が認められる場合は5~15%加点しており、日本語の資格をお持ちの場合には、その資格に応して5~15%の範囲で適宜加算して、語学評価点を決めています。なお、外国籍人材の活用の観点からご指摘の評価の製品については次めて見直しを行い、2024年4月に改定しましたプロポーザル等作成ガイドライン7ページをご確認ください。	:
2. 技術評価・ 業務実施上の 条件	11語学能力の評 価基準	2-11-21	語学能力の評価基準について、新たに追加されたポルトガル器とロシア語について、他の言語(英仏西)と同様、「通訳 案内案(案内土) 記録合格」も含めていただけるよう提案します。もしくは、含めていない理由がある場合はこ説明い ただけるでしょうか。	- 指案の通り、ボルトガル語とロシア語についても他の言語(茶仏西)と同様、「通訳案内業(案内土)試験合格」を評価基準に含め、2024年8月21日以降の公示より適用します。プロボーザル作成ガイドラインは違って修正のうえ、ホームページに掲載してお知らせします。	Ô
2. 技術評価・ 業務実施上の 条件	12プロポーザル の体裁等	2-12-3	要員計画/作業計画等のページ数上限数17は、総合評価落札方式にも適用されるのでしょうか? 以前のガイドラインは別途ページ制限がございましたが、今回から変更になったということでしょうか。	今回の改定に伴い、総合評価落札方式も別添資料9に記載のもので統一します。	0
2. 技術評価・ 業務実施上の & M	12プロポーザル の体裁等	2-12-9	「様式4-5その3」の新様式(エクセル版)について業務内容の枠内だけで35行上限ということでしょうか。	様式4-5(その3)の行数には、タイトル及びプロジェクトについての情報を含みます。	0
2. 技術評価・ 業務実施上の 条件	12プロポーザル の体裁等	2-12-11	<上記2-12-1回答への更関> (契約金額上が銀管の企動管を記載とのことですが、模式4-1(その2)における金額も同様ですか。 (2様式4-1(その1)における業務は申着数は、JV全体での人数でしょうか。人数記載は今後も必要なのでしょうか。 3補強として従事した場合、金額、従事者数は自社分の記載となりますか。	①様式4-1(その2)(いわゆる、類似業務の経験の個界)にも同様の金額を記載願います。 ②以全体での人数を記載願います。 ③補強の場合には、金額及び契約期間については記載不要であり、従事者数(自社分)のみ記載願います。	0
2. 技術評価・ 業務実施上の 条件	12プロポーザル の体裁等	2-12-12	プロポーザルの様式4-5(その2)について質問です。 「従事期間(年月からカ月)」の列ですが、"年月"と"カ月"について、それぞれ どう記載するのか正しいでしょうか? 以下のように考え方がいくつかあるかと存じます。 以下のように考え方がいくつかあるかと存じます。 いすれてもいいのか、それとも指定があるのか、こ数示いただきたく、お願いいたします。 1. プロジェクト期間を記載する? 回鼻交代で会中で入った人。または途中で抜けた人以外はプロジェクトの契約期間と同じ、例えば契約期間が「2022年4月から12.0カ月)とプロジェクトの業務後事者だった場合は、「従事期間」、現地業務も助時間」ともに「2022年4月から12.0カ月)とガロジェクトの業務後事者だった場合は、「従事期間」、現地業務も助時間」とこれをは「2022年4月から12.0カ月)とグロジェクトの表検の開始日・終了月の期間を記載する?プロジェクトを映り間内のうち、実際に複像を始かた月一般動が終わった月の合計月数、例えば契約期間が 2022年2年2023、1までたった場合は、「従事期間」は"2022年4月から11カ月"、「現地業務は2022年4月から11カ月"、「現地業務は2022年4月から11カ月"、「現地業務の期間」は"2022年4月から11カ月"、「現地業務が即期間」な「2022年4月から1カ月"、「現地業務が即期間」は"2022年4月から1カ月"、「現地業務が即期間」は"2022年4月から1カ月"、「現地業務が即期間」は"2022年4月から1カ月"、「現地業務が即期間」は"2022年4月から20月1年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3	基本は②でお願いします。複数の渡航が有る場合、渡航単位でご記載いただいても、まとめていただいて も構いません(例:2023年3月(業務従事開始)~2024年2月(従事終了)、うち3渡航、計3人月)。	0
2. 技術評価・ 業務実施上の 条件	12プロポーザル の体裁等	2-12-16	< 上記2-12-15への更問> 様式4-4は1行の文字数及が行数のカウントの対象外とのこと承知いたしました。 ということは、これまで当さでは、規定の文字数及が行数に従って、回答にある通り文書の一部として記載してきましたが、今後は他の対象外となる様式と同様に1ページに収まるように記述する、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。様式4-4については、文章の一部として記載いただく者が多く、それを認めています。1ページに収まる場合には、文章の一部として1ページに収めていただければ問題ないですが、1ペーシに収まらない場合には、上限の負数の範囲内であれば、何ページ分記載いただいても問題ありません。	0
2. 技術評価・ 業務実施上の 条件	12プロポーザル の体裁等	2-12-19	(上記2-12-11への更問) 質問で様式中(1その1)における業務従事者数は、JV全体での人数でしょうか。人数記載は今後も必要なのでしま うか」に対し、「JV全体での人数を記載腕います。」との回答をいただいております。また新プロボーザル作成ガイドラ イン2の20決策形に共同企業体の場合には、契砂施館(様式4-1(その1)及び代その2)には、(当数を集予ではなく 共同企業体全体としての契約金額を、業務従事者数(様式4-1(その1))には、同じく共同企業体全体としての業務 従事者数を記載腕います。」とあります。 この場合 (リプロジェクトの時期によって業務従事者数は変わり、プロジェクト期間中に団員の出たり入ったりもあると思いますが、業務従者数として記載するのは、 契約開始時の実務従事者数 ・契約開始時の実務従事者数 ・契約開始から次業が従事者が、 ・契約開始から次業がは事者が、 ・契約開始からができていてプロジェクトに参加した業務従事者全員(のべ人数) いずれを記載すべきでしょうか。 のカリ、フライムの場合 ・自計がJVM、事故目の場合、自計団員および全ての構成目団員・補強団員を含む全員分の人数を記載 ・自計がJVM、事故目の場合、自計団員および代表者団員・他計構成員団員・補強団員を含む全員分の人数を記載 ・自計がJVM、事故目の場合、自計団員および代表者団員・他計構成員団員・補強団員を含む全員分の人数を記載 ・自計がJVM、事故目の場合、自計団員および代表者団員・他計構成員団員・補強団員を含む全員分の人数を記載 ・自計がJVM、事故目の場合、自計団員および代表者団員・他計構成員団員・補強団員を含む全員分の人数を記載 という可能でよれています。	①契約開始から終了までにプロジェクトに参加した業務従事者全員(のべ人数)を記載ください。 ②ご理解のとおりです。	0
2. 技術評価・ 業務実施上の 条件	12プロポーザル の体裁等	2-12-24	プロポーザルガイドラインの別添資料8(2機車項と分量)について質問です。 の1章(1)類似業務の経験(「その1)2」の下に注8とよめりますが、設まはありません。 ②上記が仮に注7)を参照すべき場合、注7)に「様式4-1(その1)は上限を1ページ、様式4-5(その2)については、上限を2ページ」とありますが、当初様式4-1(その1)の上限も2ページと設定されておりましたところ、1ページとなっております。 様式4-5(その2)については2ページのままですが、様式4-1(その1)のあ1ページに修正されたのはなぜでしょうか。また、この点は修正箇所として赤字反映等されておらず、修正された場合は適切な問知をお願いいたします。 ③「3 業務主任者(または業務管理グループ)の経験、能力」に注8とありますが、前述の通り注8はありません。	①3注記と表中の番号にずれがあり申し訳ありません。 ご指摘のとか「「その1)2(の下及び「3 業務主任者(または業務管理グループ)の経験、能力にある(注 8)との記載は(注7)との記載が正です。 ②ご指摘いただいた箇所については、記載ミスです。 様式4 - 1については、「その1)2との記載のとおり上限は2ページ、様式4 - 5についても、「(その2)2. との記載のとおり上限は2ページです。 過って注7)の記載について、以下のとおり更新しますが、その際は赤字で表示いたします。 「様式4 - 1(その1)及び様式4 - 5(その2)については、上限を2ページと設定しています。」	
2. 技術評価・ 業務実施上の 条件	14単独型への適 用	2-14-1	評価対象業務従事予定者の経歴について、「語学の認定資格の認定書の添付は不要です」と外国語の認定書(写)の添 付についてはプロボーザル提出時に不要と理解しましたが、取得学位・資格・研修実練の証明書(又は認定書)の写し の添付も不要でしょうか。	業務従事者の資格等の写し添付は語学以外も不要となります。	0
2. 技術評価・ 業務実施上の 条件	14単独型への適用	2-14-4	プロボーザル作成ガイドラインP38において、提出された簡易プロボーザルに記名、押印がないとき、という項目の 時限措置項目が削除されており、単独型では押印省略が認められないという理解になるでしょうか。	単独型の簡易プロポーザルも押印省略可能になっています。	0
2.技術評価・ 業務実施上の 条件	14単独型への適 用	2-14-5	「暴寒寒蘇契約(単独型)勝易プロボーザルルについて質問です。 単独型の乗務後事者の類似経験は10年以上前の案件も記載可能で、合計10件に限定する必要はないという理解で よろしいでしょうか。	単独型についても10年以内の案件かつ、上限10件とさせていただきます。	0
2. 技術評価・ 業務実施上の 条件	14単独型への適 用	2-14-6	現在回答表に掲載されている回答2-10では、様式4-5(その3)に記載する3案件を、様式4-5(その2)の10件 に含めるか否かについて、現状とちらの判断でもかまわないと記載されております。この考え方は、単独型へも同様 に適用されるという理解でよろしいでしょうか。	単独型も同様に、様式4-5(その3)に記載いただく案件は、上記の10件に含めるか含めないかのご判断 はお任せします。→2024年4月版から、上記10件から選択するよう変更しています。	0

Part	関連施策	項目	質問番号	質問	回答	情報の 反映
Part	2. 技術評価・ 業務実施上の 条件		2-14-7	評価する場合はすべてワークライフバランスへの対応を評価するように記されていて、業務実施契約用の様式2-1  には認定証に関する記載がありますが、単独型の様式2-2には該当部分がありません。	単独型はワークライフバランス認定評価の対象外です。	
The content of the	2. 技術評価・ 業務実施上の 条件	15競争参加資格	2-15-11	の理事については、「コンナルタント等契約におけるプロボーザル作成ガバトライン」の別談資料11の1、(21)13の ()及び別談策料[201、(22)36)のドその他競争の適正さが開きされると認められる場合」の同例以与る人的関係) の対象となる者に該当すると理解していますが、一般財団法人の理事以外で該当する役職があれば、参示下さい。 また。()の運用として一般財団法人の理事を含めることは、国上交通舎の基準の運用に準拠したものかどうかご教 示下さい。 なお、要望ですが、今後ガイドラインを変更する際に、ガイドラインの別意資料11及び12並びに様式7の別紙 II※3 において、一般財団法人の理事が含まれることを明記していただきますよう、ご検討をお願いいたします。	②国土交通省では一般財団法人について明確な基準は示されていませんが、当機構においては、契約件 数が多いことも踏まえ公正性の観点から、一般財団法人に対しても競争参加制限の対象と致しました。	0
1985年   19	2. 技術評価・ 業務実施上の 条件	15競争参加資格	2-15-16	様式7は、簡易プロポーザル以外にも提出は必須でしょうか?  コンサルシント等契約におけるプロポーザル作成ガイドラインにて、簡易プロポーザルの場合、積極的資格制限3として「様式7に必要事項を記入」と記載があり(同ガイドラインP36)、また同ガイドラインP39ページの「必須提出書類」 にも、様式7か含まれています。  簡易プロポーザル以外においては、同ガイドラインP47に記載のとおり、「競争参加資格確認申請書」の提出を求めら		0
1985年 日	2. 技術評価・ 業務実施上の 条件	16評価結果の公 表	2-16-1	プロポーザル作成ガイドラインP40において、失注ヒアリングの項目が削除されていますが、評価結果の評価表(応募	ております。詳細は「コンサルタント等契約における失注説明の取扱いについて」(2023.06.30付お知らせ)をご覧ください。	0
1987年   19	2. 技術評価・ 業務実施上の 条件		2-16-2	https://www.z.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=18p=2の 「トーコ国道路維持管理能力強化アドバイザー業務(509KB)」のみ「評価結果」が「選定結果」にアップロードされているのはなぜですか?	①掲載個所が誤っていましたので、正しい場所に掲載し直しました。 ②評価結果と選定終果はほぼ同じ内容であり、更にコンサルタント等契約における選定結果及び調達実績 (futps://www.jca.os.ju/pabu/nounoure/result/index.hml)	0
1985年   1986	2. 技術評価・ 業務実施上の	18様式	2-18-1	今回プロポーザルガイドライン改定で、従来は現地業務と国内業務の2段に分けて示していましたが、この区分はしな	様式4-3についてはご理解のとおり、現地と国内の区分は不要としました。	0
1995年   19	2. 技術評価・ 業務実施上の	18様式	2-18-2	様式ファイルのうち「様式4-2(企画競争(QCBS(ランプサム))/一般競争入札(総合評価落札-ランプサム型))」に	「様式4-2(企画競争(QCBS(ランプサム))/一般競争入札(総合評価落札-ランプサム型))」について、 様式内での齟齬が生じないように修正しました。	0
中国	2. 技術評価・ 業務実施上の	18様式	2-18-4	プロポーザル作成ガイドラインについて、様式4-3要員計画での「点線」表記は、2023年10月改定後でも適用され		0
1.000000	3. 格付認定·	01 適用範囲	3-01-1	適用範囲は以下の理解でよいでしょうか。 (2)業務従事者の格付け認定の方法及び格付け基準の変更	こ理解の通りです。	0
1.0.015	4. QCBS∋	01 QCBSの格付	4-01-1	QCBSランプサムの場合は受注者の提案通りの格付、一般競争入札とQCBSは格付認定の対象外ということです	技プロQCBS案件については、従来型企画競争と同様にプロボーザルや打合簿にて提案された格付を INCALで辞録、初や、まま、たち、この即以扱いけ与いごせん取扱なけたいいCBCの場を契約でま同様と	
2025/7/1/102	ンプサム化 4. QCBSラ ンプサム化	02ランプサム契		QCBS-ランプサム方式の企画競争に参加する場合において、見精書の作成に際し、指定様式「総合評価落札方式様式(ランプサム型)(入札金額和店書(兼契約金額の店舗))を用いて作成することとなりますが、内訳書に関して、シート内訳書と「NRS書(QCBS)ンプサム)(のいずれて作成することになるのでしょうか。いずれのシートにおいても、2行目のブルダウンで見精書として利用できるようになっており、また、郷外コメントにおいても、見精書としての提出時の注意者があり、いずれる見精書としての複単語のとなりでは、正確ないでは、一定では、日本のでは、日本	します。 QCBS-ランプサム方式の場合は指定様式のシート「内訳書(QCBSランプサム)」にて見積書を作成くださ	
### 1. 1	4. QCBSラ ンプサム化		4-02-3	GCBSランプサムの、プロボーザル見精書の記載額についてです。 金融管料的理能に認確の上限制は、定額計上を含んでいない金額とあり、プロボーザル時に提出する見積書の金額は、定額計上を除いた金額を理解いた。はまた。 環期目とない。 は、定額計上を除いた金額を理解いた。はまた。 環期目とない。 は、定額計上を除いた金額を理解いた。はまた。 環期目の表しているない。 実施の見れ、との表しました。 「フルボーザルの提出には「一般競争入札(総合等価落札方式・ランプサム型)(GCBS ランプサム型)のシートを使用するとありますが、表紙には、先の質問回答で不要とありました「内訳書」の小計額がリンク設定されています。 質問の表紙の見積金額に該当する金額は、どの金額を入力したらよろしいでしょうか。 表紙の見積り金額へ「内訳書(GCBSランプサム)」のシートの小計額の金額を入力する場合、「内訳書(GCBSランプサム)」のシートの小計額のよりますように、両方の加算額が入力するように設定されています。(プロボーザルでは、定額計上の金額は含みません。 「プロボーザルでは、定額計上の金額は含みません。 関閉②「内訳書(GCBSランプサム)」では、定額計上のでの表別は含ません。 「内訳書(GCBSランプサム)」では、定額計上の記載がなく、ランプサム部分(総格競争対象部分)のみを抽出した内容でありまました「内訳書」は、定額計上の記載がなく、ランプサム部分(総格競争対象部分)のみを抽出した内容でありまました「内訳書」は、定額計上の記載がなく、ランプサム部分(総格競争対象部分)のみを抽出した内容でありまました「力配書」は、定額計上の記載がなく、ランプサム部分(総格赞争対象部分)のみを抽出した内容でありままたの、プロボーザルでは「内訳書」を使用するなど、求められている内容によって分けることは、今後ご検討いただけませんでしょうか。	の「内京書(QCBSランプサム)」のシートを使用します。 また、定額は上りは企画録ぎり時書の記載のとおり、プロボーザル提出時の見積書に含めないため、見積 書提出時は定額計上金額の記載は不要です。 一方、契約総約時には定額は上分を含めた今額で最終見積書として提出いただきます。	0
4 - 0.4-5 (1979) 1 - 1270 (1970) 1 - 1270 (1	4. QCBSラ ンプサム化		4-02-4	法については明確な記載方法をご提示いただけますと幸いです。 ランプサム方式の公示案件(COES-ランプサム型)に関い、ブ ロボーザルド成ガイドラインによると「要員計画は提出不要」と記載がありますが、様式4-3のみならず、要員に関す 一切の説明・指案の記載が不要という理解でようしいでしょうか。 プロボーザル作成ガイドライン(24年4月版)の19 (→p.5?) 「作業計画を実行するために必要な要員計画を、企画競争説明書を参考に様式4-3で作成してください(但し、ランプ 大型については表現インは不要でき、との表現を表現を表現しているのが、との表現していまれ、対しているのが、という記述が、要要計画を集を不要としているのか、様式4-3のみ不要としているのか(それ以外は提案を求められているのか)、どちらそも誘み取れるため、明確にしていただけると幸いです。 (もし、様式4-3のみらから生が不要な)、活動書きの表現が不要と思われます)	ランプサム条件については、要員計画及び様式4-3の作成は不要です。ガイドラインについてはおって改定 します。	0
4.052	4. QCBSラ ンプサム化	約における契約管	4-04-4	上記の回答に準以れば、経理処理がドラインの.42の記載は「⑤価格競争時に総額から億引きがある場合は、その値引き率を変更契約にも適用します」ではなく、「価格競争時に総額から値引きがある場合は、その値引き率を次期契約 にも適用します」と「変更契約」を「次期契約」に修正頂くのが適切ではないかと思いご連絡しました。ご確認どうぞ賞	ご提案ありがとうございます。次期改正時、以下の適りに修正します。 ③価格競争時に総額から値引きがある場合は、その値引き率を、「変更契約額の増額分」には適用いたしま せん。	0
7-01-2	4. QCBSラ ンプサム化	05ランプサム契 約における精算	4-05-2	対象とするとあります。 その対象業務の中に「実証実験の実施」が盛り込まれており業務実施上必要な機材について、機材費に針上するよう に指示があります。本案件については、機材費がランプサム型の対象になっていると認識しております。 QCBS-ランプサム型案件で、提供教費がランプサム型の対象になっている場合は「機材費の網等も不要という理解 でよろしいでしょうか。 もしくはQCBS-ランプサム型案件で、「機材費がランプサム型の対象になっている場合は従来通り「コンサルタント	費」の精算も不要となります。  また、従来通り「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン」に則って、調達を行う	0
# 「	7. 契約管理 ガイドライン		7-01-2	今回の改定において、大費目間での流用(報酬/直接経費)が「監督職員への事前説明のもと」打合せ簿無して出来る ことになった件についてです。  当該費目の契約金額(流用後)の5%か50万円のいずれか低い金額の範囲内まで、「打合簿なし」の範囲内でないと打	大費目間での流用(報酬/直接経費)が「監督職員への事前説明のもと」打合海無しで可能です。業務実施型精算報告書の旧様式5「流用明細」は不要となりましたので、削除致しました。	0
7. 契約管理 D2打合薄対象範 カイ・フ2-1 目5度(-51頁に記載のある。権限の範囲、業務内容等、打合せ簿か必要となっている「各種報告の権認」とは何を指す か像、様式3打合簿・参考資料「打合海専例集」で内容区分を「④各種報告の確認」としているもので、具 が 物は、様式3打合簿・参考資料「打合海専例集」で内容区分を「④名種報告の確認」としているもので、具 が 物は、様式3打合簿・参考資料「打合海専例集」で内容区分を「④名種報告の確認」としているもので、具 が 物は、様式3打合簿・参考資料「打合海専例集」で内容区分を「④名種報告の確認」としているもので、具 が 物は、様式3打合簿・参考資料「打合海専例集」で内容区分を「④名種報告の確認」としているもので、具 が 製造します。	7. 契約管理 ガイドライン	01受注者裁量範 囲	7-01-10	様式4-20 精算報告明細書(2021年6月版)ファイルのなかの「様式5 流用明細」に記載の以下の注については、ガイドラインの改定に従って削除されるとの理解で良いでしょうか? 注1)17日合簿あり」での質量間流用を行った後の契約金額的対象を記載してください。 注3)3精算額の確定に当たっては、当該費目の契約金額(活用後)の5%か50万円のいずれか低い金額の範囲内まで、「打合潜なし」の流用を認めています。この運用を反映して、精算額を記載してください。なお、直接経費精算額の合計額、契約金額(活用後)の合計額の範囲内で、打合海なしの流用をしてください。 注4)契約金額(活用後)と合計報の範囲で、打合海なしの流用が可能です。 注5)至額と比較するための参考を値として、「(4)×5%」の計算結果を記載してください。差額が0である場合は、記載上半55差額と比較するための参考値として、「(4)×5%」の計算結果を記載してください。差額が0である場合は、記載	ご理解の通り、業務実施契約精算報告書の様式5は削除いたしました。	0
7. 契約管理 図2打合海対象範 7-02-7	7. 契約管理 ガイドライン		7-02-1	のか、報告書提出の度に合わせて提出する打合簿なのか、もし具体例等ございましたらにご教示いただけますと幸い	体的には「再委託先の選定経緯と契約概要の報告」及び「機材調達先の選定経緯と契約概要の報告」が該	0
7-02-8	7. 契約管理 ガイドライン		7-02-7	<ul><li>1. 団員の所属先あるいは勤務地が変更になった場合の対応方法。</li><li>2. 契約計上されていない機材の追加(ある案件では160万を超えなければ対応不要と事業部担当者より回答いただ</li></ul>	○機材の追加の場合は、追加する機材の合意は金額に関わらず打合簿が必要です。 160万を超えなければ対応不要というのは、購入方法(経緯)についての打合簿のことです。事例集がわか	0
7. 契約管理 0.2打合海対象範 7-02-10 回答は「億人年間100万円を担える支払いがある場合、事前報告については、打合せの様式追加するようにいたします。」とあります。こちらは6月24日の説明会資料P42以降にある。 抽出検査の確認方法の変更にあたり「2024年10月以降に契約 であり、12の14日の説明会資料P42以降にある。 たちらは6月24日の説明会資料P42以降にある。 たちらは6月24日の説明会資料P42以降にある。 たちらは6月24日の説明会資料P42以降にある。 たちらは6月24日の説明会資料P42以降にある。 たちらは6月24日の説明会資料P42以降にある。 たちらは6月24日の説明会資料P42以降にある。 たちらは6月24日の説明会資料の1つの元では、1つの契約金額が200万円以上の現地傭人が対象となり、その適用 お別地再変表が1つの契約金額が200万円以上の現地傭人が対象となり、その適用 お別地再変表が1つの契約金額が200万円以上の現地傭人が対象となり、その適用 お別地再変を表が200万円以上の現地傭人が対象となり、その適用 お別地再変を表が200万円以上の現地傭人が対象となり、その適用 お別はこれである。 と類はこれである。 と類はこれである。 と類はこれである。 と類はこれである。 と類はこれである。 こちらは6月24日の説明会前が200万円以上の現地傭人が対象となり、その適用 お別地再変を表が200万円以上の現地傭人が対象となり、その適用 お別地再変を表が200万円以上の現地傭人が対象となり、その適用 お別はこれである。 と類はこれである。 と述れている。 と類はこれである。 と類はこれである。 と類はこれである。 と類はこれである。 と類はこれである。 と類はこれである。 と述れている。 と述れている	7. 契約管理 ガイドライン		7-02-8	ただきましたが、様式は特に決まりはないのでしょうか。	(の「抽出検査の確認方法の変更」で、現地再委託及び1つの契約金額が200万円以上の現地構入を適用対象として認知時候といたましたが、本件については、経理処理がバラグラには反映されておりません。 現体的な適用開始日については今後ウェブサイトに掲載するとともに、経理処理ガイドラインは併せて改定、関連プラ海様式も造加いたします。なお、特殊儀、費の対象とする個人について、同の一個人に対する年間支払総額が100万円を超えることが見込まれる場合は、「経理処理ガイドライン」の18ページ目に記載のとおり、億人費権の負債の前提条代字便、賃格、職務経験年数等)を規模批算等内の下に記載いる	
1. 大ツ目生 別における契約管 17-03-1 機材調達及び再委託についても、ランプサムの場合には選定経緯等の報告は不要との理解でよいでしょうか。   Republic 上の構造 トプレン・スタート 関格が関連を受ける アンファンス はんしょう アンファンス はんりょう アンファンス はんしょう アンス はんしょう アンファンス はんしょう アンス はんしょう アンファンス はんしょう アンファンス はんしょう アンファンス はんしょう アンファンス はんしょう アンファンス はんしょう アンファンス はんしょう アンス アンス はんしょう アンス はんしょう アンス はんしょう アンス はんしょう アンス はんしょう アンス はんしょう アンス アンス はんしょう アンス はんしょう アンス はんしょう アンス はんしょう アンス はんしょう アンス はんしょう アンス アンス はんしょう アンス はんしょう アンス	7. 契約管理 ガイドライン	囲	7-02-10	回答は「傭人年間100万円を超える支払いがある場合、事前報告については、打合せの様式追加するようにいたしま す。」とあります。 こちらは6月24日の説明会資料P42以降にある、抽出検査の確認方法の変更にあたり「2024年10月以降に契約する現地用差法及び1つの契約金額が200万 円以上の現地に乗ります。説明会資料強シ200万円以上であれば、正いの留名「修正いただきだへ、もしくは説明会後(通用範囲変更があったのであれ	ご指摘の通り、抽出検査については、1つの契約金額が200万 円以上の現地傭人が対象となり、その適用 時期は追ってご連絡することとしています。	0
	7. 契約管理 ガイドライン	約における契約管	7-03-1	機材調達及び再委託についても、ランプサムの場合には選定経緯等の報告は不要との理解でよいでしょうか。		0

関連施策	項目	質問番号	質問	回答	情報の 反映
7. 契約管理 ガイドライン	03ランプサム契 約における契約管 理	7-03-4	<上記7-03-3回答への更問> こちらについては、修正した回答を既に受領しておりますが、ガイドライン記載と矛盾あり、解釈に混乱を生んでおります。 とのように修正されるのかわかるよう、追記の上掲載をお願いできませんでしょうか?	契約管理ガイドライン 35ページの【1]定額計上のランプサム方式の下から7行目以降を以下の通り修正 する予定です。 (修正前)監督職員の承諾があれば、定額計上した費目間での流用(残額の構定前)や、精算構定後に実し 費精算の費目の売用に充てることができます。一方、本体契約がランプサム契約の場合、残額は そのまま構算します(残額を使用することはできません)。 (修正後)監督職員の承諾があれば、定額計上した費目間での流用(残額の確定前)や、精算確定後に実 費精算の費目の売用に充てることができます。一方、本体契約がランプサム契約の場合、精算確 定後にランプサム金額部分への費目間流用には充てることができませんが、定額計上間での流用は可能で す。	0
7. 契約管理 ガイドライン	04旅費(航空賃)	7-04-2	<下記7-04-3回答への更問> 2023年11月15日に掲載された質問・回答表7-11にて、「単独型案件など、費目間流用できる経費が限られている 場合もやむを得す航空館が上昇したという理由で契約金額を超えて精算確定できず、監督職員に相談し、3者打合せ 簿、変更契約の対象となりますでしょうか。」という質問に対し、「ご理解の過じです。10月以降の公示案件では契約 金額を超えて航空質の支払いをつとするという条別は判除します。」という「回答でしたが、単独型の契約書本体 (2023年10月版)では、契約金額を超えて航空質の支払を可とする条項(約款率13条第5項第1号)が削除されていないため、引き続き、やむを得す航空質が上昇した場合には、契約金額を超えて精算できるとの理解でよるしいでしょうか。	ご理解のとおりです。単独型案件については費目間流用できる経費が限られているため、やむを得ず航空 賃か上昇した場合には実別金額を超えて精算可能です。単独型の契約管理ガイドラインの373、契約変更」 においても7契約金額の変更」による変更契約の対象から「航空費の変動による増額は除く」と記載しました。 なお、該当箇所(7-04-3)の回答について11月22日付掲載版で更新させていただきました。	0
7. 契約管理 ガイドライン	05旅費分担	7-05-2	①別業務に継続して従事者が従事する場合の旅費の分担は「精算時の報告」に変更とのことだが、打合海等事例集の事例29-1、2の報告載の作成日は従来打合せ薄ぐ合意していたように激励前もしくは凌航後の日付を想定されているか、もしく指導有報告書作政論の日付を想定されていることを決しているが、22種統定等する案件は次影終了日が異なり、精算のタイミングも異なる。一方の案件が旅費の分担を行う理解のもと、北に精算を完了し、あとから精算する案件において、万か、廃費の分担かできないという判断をされた場合に、打合仕簿での合意がない場合に精算時に問題が生じる可能性がある。従来連り各案件において打合せ簿で合意しておくことが望ましいのではないか。	①作成日の指定はありませんが、精算報告書提出前までの日付で作成してください。 ②経理処理ガイドラインのルールに沿っていれば、旅費分組は受注者裁量となりますので打合簿の取り交 わしは不要であり(発注者の承認不要)、精算時の報告のみで構いません。	0
7. 契約管理 ガイドライン	05旅費分担	7-05-5	〈上記7-05-4回答の更問〉 ・旅費分担について 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	必要事項が記載されていれば変更(統合)いただいて構いません。更なる効率化に向けて様式の見直しを いたします。	0
7. 契約管理 ガイドライン	07コンサルタント 業務従事月報(月 報)	7-07-2	月報の様式1-3について、複数の月報作成担当者から「当初計画」「最新計画」は何を入力するのか問い合わせがあった。 プイドラインにも様式にも特に説明がなく分かりにくいため、様式1-3等のフォームに、具体的な数字、説明を入れた事例シートを添付して頂けないでしょうか。	模式1-3に具体的な数学、説明を入れました。なお、「当初計画」は契約交渉を踏まえた契約締結時の計画 最新計画」は月報作成時の計画(それまでの実績を含む)となります。なお、変更契約が締結されている場合、化恵に締結された契約を指します。	0
7. 契約管理 ガイドライン	07コンサルタント 業務従事月報(月 報)	7-07-4	コンサルタント業務従事月報月報の様式1-3のら「当初計画」展新計画」への記入事項について、質問回答集に回答 を掲載していただきましたが、それによると「当初計画」機の記載事項は業件の最初の契約の基づく人月と理解したします。変更契約があった場合は「最新計画」に実績をふくむとなると、変更契約があった場合は「最新計画」に表域であると、変更契約での人月がどこにも出てこなくなどなると、変更契約での人月がどこにも出てこなくなるのですが、それでもよいということでしょうか。もし「当初計画が従来の「原契約」と同義で直近の変更契約を意味するなら、当初という言葉は混乱を招くと思いますので変更していただきたいです。	「当初計画」には、変更契約締結時の計画をご記載ください。「当初計画」の記載内容につきましては、様式 に注意書きを追記しました。	0
7. 契約管理 ガイドライン	07コンサルタント 業務従事月報(月 報)	7-07-10	JICAのサイト(業務実施契約における契約管理ガイドラインについて)には、「事業管理を強化する目的で、従来の記載項目に加え当初計画との比較による作業項目の進捗状況や業務遂行上の態業事項・提案等を項目に追加」と掲載されていまう。 ここで書かれている「項目に追加」とは、どこに追加されているでしょうか?	ガイドライン本文では、記載項目は特に定めないものの記載内容に含めて頂きたい旨、記載しております。 従来の契約管理ガイドラインでは特に記載内容については記載がありませんでしたが、新しいガイドライン ではその旨を追加して記載しております。	0
7. 契約管理 ガイドライン	07コンサルタント 業務従事月報(月 報)	7-07-12	契約管理ガイドラインの改定により、契約層には前払や部分払に関する具体的な記載がされないことになりました。 一方で、黄機機制件のコンサルタント等契約における支払いの第末でこっして設断が完整されている場所では、支払は 契約書に規定されるという記載のままになっておりますので(各種様式の設明も明練)、今回のガイドライン改定にお かせて設明や成式の修正をお願いします。また、部分完了届に添付する「業務従事者の従事計画・実練表」も変更とな りますでしょうか。	支払い請求のHPの説明内容及び様式について、更新致しました。 業務部分完了届の添付文書「業務従事者の従事計画・実績表」も月報版と同様の様式を添付ください。	0
7. 契約管理 ガイドライン	08業務従事者名 簿	7-08-2	業務従事者名簿について 従事者名簿(実費精算契約)において、追加、変更の記載の仕方が指示されていないため、旧様式のように変更時の記 載を示してもらいたし、 従事者名簿(ランプサム契約)には補記はないが、追加、変更 の記載方法が提示されているので、同様に示すまたは、 変更、追加の際の記載方法を粉ツートにて示していただきたい。	なお、契約管理ガイドラインp27にある図でも確定・交代・追加の記載方法が確認できますので、ご参照ください。	0
7. 契約管理 ガイドライン	08業務従事者名簿	7-08-5	契約管理ガイドライン(P.57)では、ランプサム型案件の契約締結時の合意事項及び業務計画書等の確認(0号打合 湯) は実質精算(P.24)等限と書いてある(2者打合せ簿にて格付・航空券クラス、所属先を確認することになってい る)。しか、変更契約時については(P.60に業務後事者の変更時に、「ランプサムの場合、格付・航空券クラスは確認し ないとある。ランプサム型の場合、何をどこまで、どのように確認する必要があるのかガイドラインから読み現れな い。 質問:アーディングサム契約の新規契約の際、格付・航空券クラスの確認は必要が不要である場合、ガイドラインが誤り?) 関間:アーディー・関係に個強の割割うを確認する方法として、経歴者などの根拠を求める運用であっているか(某受法者より、	1、ランプサム契約の場合、従事者の格付・航空券クラスの確認は不要です。(名簿に航空券クラスの欄無し。)追って契約管理ガイドライン(P.24)の参照先に以下を追記します。 (追記案) なお、ランプサム契約の場合には、名簿に航空券クラスの記載は不要で、業務従事者の格付認定は行いません。	0
7. 契約管理 ガイドライン	11定額計上のランプサム化	7-11-3	今まで所属先確認のためにCV等を出したことがないと言われたケースあり) ランプサム契約の定額計上の額の確定の打合世簿について、ひな形の単位が千円になっておりますが、100円未満切り捨てになりますでしょうか?もしくは四捨五入?また、一円単位で計算してきた場合はそれも可になりますでしょう	2. 所属先確認のための根拠資料(経歴書等)の提出は必要です。 打合簿の単位は千円(四捨五入)で記載し、一円単位で残したい場合は備考欄に記入ください。	0
7. 契約管理 ガイドライン	11定額計上のランプサム化	7-11-4	か?  17-万を超える現地再委託の定額計上について、ランプサムとする場合、以下のどれになりますか。 133社からの見積微取(見積合せ)の結果ですが一千万円超の場合でも3社見積入手でランプサム契約は可能でしょ うか。 20それとも、現地再委託ですので、現地での入札に拠るか事前の調査でカウンターパート機関等から入手した現地業者の情報等(技術レベル・砂路)、ベルなどを比較検討から参加者指名の入札(見積競争)に拠るかを決定したうえで その情報によりランプサム化とすべきでしょうか。 3〕また、現地業者等から入手した情報から指名競争とした場合、その手続き(3者入札)を踏んだうえで事前に当初契	再委託先の選定と本契約内でランプサム契約とすることは連動しません。 再委託先を選定する際には、ランプサムとは関係なく、現地再委託ガイドラインに記載の選定方法で選定い ただくことになります。 他方、ランプサムとする場合はの判断は1)で対応可能です。	0
7. 契約管理 ガイドライン	12定額計上の実 費精算方式	7-12-2	約でランプサム化すべきでしょうか。 P35「[2] 定額計上の 実費精算方式:また、「業務主任者」は、定額計上の当初の設定金額では、必要な支出が晴 えないことが明らかになった場合、「監督職員」と対応を協議し、契約金額の増額が気に必要な場合は、契約変更を行 います。定額計上の 業務・第了後に不足額が判明した場合は、契約変更で選及して不足額を補填することはしません。 === 実施中来件の小項目の定額計上(一般業務賽・雑費)についてご教示で、さい。この費目は年1回開予定とした。2回 分の定額計上の設定金額です。現在、1回目の予算額の確定いて当初の定額計上の設定金額を担てに定額計上の 1/2を超えているところから、2回目開催する際の「予算額の確定」で当初の定額計上の設定金額を超える可能性が ございます。がドラインに対象性を耐下は、増額が必要な場合は認め了と要数やの記載がございますが、契約 金額の増額に伴わず、小項目(or 中項目)の費目間法用で対応したいと思っております。小項目の定額計上の増額 (三契約金額の部間・契約を更が必要となるのでいこうか。	定額計上の当初の設定金額を超えることとなった場合は、「監督職員」と協議し、対応方法を「予算額の確定」の打合簿にて合意してください。定額計上の当初設定金額を地額する場合は、打合簿事例集の「事例 81:定額計上の予算組(上限制)を変更(増制するは、貴貴権資方式)とご確認下さい。定額計上の設定金額を担えた分について、費目間流用により契約金額内で対応が可能な場合は、契約変更は必須ではな、費目間流用で対応することができます。 他の定額計上費目との流用は、残額の確定前であれば可能です。ガイドラインは改訂いたしました。	0
7. 契約管理 ガイドライン	12定額計上の実 費精賞方式/ラン ブサム化	7-12-3	上記ア・32・4回答の理即へのア・6下後の最後の一文「一方、本体契約がランプサム契約の場合、精育確定後にファブサム金額部分への費目間返担にはたてることができませんが、定額計上間での流用は可能です。」について、「精解確定後に一件発離症定後に「ではした」できませんが、定額計上間での流用は可能です。」について、「精解確定後に一件発離症定後に「で置しいでした」。 フ・33・4の回答に対する更間です。P36の最後の一文に「本体・ランプサム契約」が定額計上実費精算方式。「の場合、"残額はそのまま精算しまず代貌は使用することはできません。" と記載してありますが、残態研定を後で残酷を定例で流用することはできないのでしょうか。今回の回答に、P35の下から行目は、「本体・ランプサム契約」が「定額計上にファークリンサム方式」の場合、"精調性定後"(質問の)にランプサム金額部入への費目間流用には、在でることができませんが、定額計上間で心流用は可能です。「参能している場合、作用できませんが、定額計上間で心流用は可能です。「全様正されていますので、P36の最後の一文も同様に修正されるものかと考え、質問いたしました。 39・P36「本体・実験情報を対して記録」と対象による場合、予算部の確定の打合場を取り支わした後、残額が認定される場合は機能定割、では、他の発剤計上等では、保護では、おしている場合、対象に関係を関係である。「多361本は、実験情報を対象に対します。」といる場合、予算部の確定の情とのでは、対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対	の7-03-4の回答を以下のとおり用権化させていただきます。 (修正後)監督職員の疾訴があれば、定額計上した費目間での流用(残額の確定前)や、精育確定後に実 費精算の費目の表質目間流用に充てることができます。一方、本体契約がランプサム契約の場合、残 <u>額</u> 定後にランプサム金額服分への費目間流用によれてることができません。ただし、定額計上間での流用は 残額確定前後に関わらず、可能です。 ②ご理解の通りです。ご指摘についてはガイドライン改定の際に反映致します ③予算額の確定の打合海を取り交わした後、残額が想定される場合は残額確定前に、他の定額計上経費 に残額を流用可能ですし、残額確定の打合海を取り交わした後、残額を他の定額計上経費に洗用可能で す。たたし、残額確定割に他の定額計上経費に発展を流用する場合は、業務実施途中で予算額の増加が発生し予算不定となるリスラを増慮のうえ料断してください。 切上自については、完額計上をランプサム方式とする場合は予算額の確定・残額を確定を 切上自については、予定額の確定に確定金額の確認)の打合海を取り交わした後では、残額を他の定額計上経費 関に流用することは可能です。	0
7. 契約管理 ガイドライン	13定額計上の打 合簿	7-13-2	日本の小本本・美術情報大きが人と傾向し、美術情報が入り、「合うで予算機を設定しなおすことが可能でしょうか。 新施策に関わりご共有いただいた資料のうち【説明会資料】定額計上の打合海について質問させていただきます。 1、上記資料P3の美費精算方式における残高確定について打合海(3者)とありますが2者打合海の間違いではないでしょうか。 そのように思った理由としては、打合海事例9が残額確定の例と理解していますが、同事例の押印機を見ると2者押 また、契約管理サイドラインP35においても【業務内容の確定にあたっては、「業務主任者」が打合海を作成して「監督 取員」が確認します】とされているようです。	9月29日(金)の説明会にて使用した「【説明会資料】定額計上の打合簿について」ですが、新契約管理ガイドライン・様式等と共に、同ファイルも11/10時点の修正・更新版が現在JICAHPに掲載されております (ファイル名(参考資料)定額計上の打合簿」)。こちらが最新版になりますので、今後は同ファイルをご確認 いている「参考資料」を額計上の打合簿」)。こちらが最新版になりますので、今後は同ファイルをご確認 いている「登場の人間でいてもご理解のとおりで、定額計上が実費精算方式の場合の残額確定の打合簿は、2者打合簿となります。	0
7. 契約管理 ガイドライン	14本邦研修・本邦 招へい	7-14-6	本邦研修の打合簿について質問です。 これから本邦研修の打合簿の対応を進めるにあたり、貴機構HP「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガ イドライン)のペーンに掲載されています「様式ら 打合簿事例(本邦研修員受入れに係る研修詳細計画について)」は、 Word版の旧様式となっています。本件につきましては、Excel版の新様式ではなく、旧様式での取り交わしとなりま すでようか。それとも新様式(ランプサム契約様式。))を使用するのでしょうか。との様式を使用するかをご教示く ださいませ。 また、新様式を使用の場合は、HPも新様式(今近対応を添願いいたします。	新様式での事例を掲載しましたので、新様式でのご対応をお願いします。	0
7. 契約管理 ガイドライン	14本邦研修・本邦招へい	7-14-7	るた。新株式な世界の場合は、NFでお様な大い等近対的との細いいたじよう。 「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」にある 打合簿事例(本邦研修員受入れに係る研修詳細計画について)はWordのフォームとなっております。打合簿はエクセルのフォームになるとの理解でしたが、研修 についてはWordのフォームということでしょうか。	新様式での事例を掲載しましたので、新様式でのご対応をお願いします。	0
7. 契約管理 ガイドライン	15一般業務費支 出実績総括表	7-15-1	従来は備者に支出が契約額の2倍以上となった場合、その理由また、新たな網目を追加した場合もその理由を記載する事が求められていましたが、10/23説別会で共有いただいた事例(「受注者の費目間流用にて対応」のみ記載)を拝見すると、今後はどちらも必要ないという理解でよるしいでしょうが、 現すると、今後はどちらも必要ないという理解でよるしいでしょうが、 総括表は備者の書きぶりで手戻りが発生する事が多い為、この点確認させていただきたいです。	一般業務費支出実績総括表では、当該業務に関連した支出であるか否かの確認が主となりますので、当該 業務に関連した支出であることがわかるように記載いただければと存じます。	0
7. 契約管理 ガイドライン	15一般業務費支 出実績総括表	7-15-5	2024年7月ガイドライン修正により一般業務費支出実績総括表の押印が3者から2者へ再変更となりましたが、電子 精算報告書作成マニコアルP3の記載は 「名精算報告明細書、出納簿(一般)、支出実績総括表+3者打合簿」のままとなっているようです。ご修正をお願いし ます。	ご指摘有難うございます。追って修正いたします。	0
7. 契約管理 ガイドライン	18検査·支払	7-18-1	様式 11:業務部分完了届の付属資料「業務従事者の従事計画・実績表」は、今後もパーチャートの様式を使用しますで しょうか。	月報の「業務従事者の従事計画」実績表」と同様に、業務部分完了届の別添もパーチャートがない改定後の 様式にて建社をお願いいたします。 HP掲載の様式 11:業務部分完了届の様式も修正いたしました。	0

関連施策	項目	質問番号	質問	回答	情報の 反映
7. 契約管理 ガイドライン	20業務従事予定 者の格付認定	7-20-13	契約管理ガイドライン 参考資料 打合簿等事例集(実費精算契約)の「事例23」につきまして、 業務従事者の交代を行なり場合に監督職員へ提出する書類につきご質問がございます。 「解説2」(3個特別変圧機器)一字が、こちらはどういったものでしょうか?	「格付認定確認書」ではなく、「格付認定依頼書」が正しいです。 様式を修正しました。格付認定依頼書は父代の際にその担当業務に必要な経験・知見を有していることを 構設させていただく書類となります。	0
7. 契約管理 ガイドライン	22支払計画書の 様式	7-22-1	様式4:支払計画書の「2,支払計画」に記載する「支払予定時期」について質問です。以前の形式での打合簿において 支払計画を記載する際部分払いと精算払については成果品を提出する時期を記載するように説明を受けたことが おりますが、支払計画書では、○10部分)宗了届提出時、②支払金額確定/請求見込み時期、③貴機構からの振り込み見 込み時期 のどれを記載するのでしょうか。	以前の形式の通り、①(部分)完了届提出時期(成果品提出時期)をご記載ください。様式4支払計画書「2. 支払計画」の「支払予定時期」の文言を変更しました。	0
7. 契約管理 ガイドライン	26業務実施契約 (単独型)の扱い	7-26-2	単独型の業務実施契約に関しても本件での様々な変更(例:月報の様式)は適用されるのでしょうか?	単独型の契約管理ガイドラインを2023年10月に更新し、HPに掲載済です。	0
7. 契約管理 ガイドライン	28 機材調達	7-28-1	p39 (10)機材調達・管理、ウ、選定経緯と契約内容(調達経緯設明書)の確認において、「 「業務主任者」は、単価が 160 万円を超える機材調達を行う場合には、という記載がございます。 一方で、コンリンシー等契約における物品、機材の調達・管理サイドライン(2022年10月)のp2には、「契約金額が 160万円を超える物品・機材を調道した場合は、と記載されており、更にp3の表下の注意書きに、「注)予定価格は、 個別物品・機材の単価ではな、加速すんでも効と、機材・間かいの含む金額に基づます。」との記載があります。 打合簿作成を必須とするのは、単価160万円をこえる機材調達の場合だが、調達方法としては合計金額(契約金額) が160万円を超える場合、指名競争入札を推奨するという理解でしょうか。用語を統一していただけますと率いで す。	契約管理ガイドラインp39に記載の「単価が160万円を超える機材調達」は「契約金額が160万円を超える機材調達」の誤りでした。該当箇所を修正いたしました。	0
8. 経理処理 ガイドライン	02業務人月	8-02-4	開閉番号8-02-2 について、更閉させていただきます。 「海外居性者が駆性地及び通句可能処理で素券を行う場合は、現地業務だが1人月は20日となります。」ということ ですが、そうしますと海外居住者の業務は、業務地に関わらず現地業務ということになり、稼働日20日で1人月の足 地業務と、拘束日30日で1人月の現地業務が生いるということになります。作業計画、月稼では現地業務と"報信業 を区別致しませんが、人月を計算する上では区別する必要がありますので、計算がやこしくなってしまいます。 できましたら、海外居住者が居住地及び通動可能範囲で業務を行う場合は、稼働日20日で1 人月の「準備業務」と整 埋していただけますと、ありがたいです。 また、見積書の範囲シートの業務人月は、いまだに「現地」「国内」となっておりますので、こちらも「現地」「準備」と統一 していただけばと思います。	ご照会の点については、ガイドラインにおける「業務従事者が「居住地及び通動可能範囲」での業務となる 場合は「稼働日 20 日で1人月」として算定します」とは、 「業務経事者が「居住地及び通動可能を聞」での業務となる場合は「約束日30日で1人月」(現地業務)とは せずに「稼働日20日 二人月(伊藤業務)として野り扱う」との最直です。 また、見精書の掲酬シートへのご指摘、ありがとうございます。業務人月については、「国内」を「準備」に変更させていただきます。	0
8. 経理処理 ガイドライン	03旅費(航空賃)	8-03-18	コンサルタント等契約における経理処理ガイドラインp13に記載があります、以下の2点について確認させていただきたく、よろしくお願いします。 1、2023年10月以降は、契約金額全体を超えない範囲で受注者の裁量で変更可能であるため、その範囲内であれば1月台帝の取り交かしは不要。証拠書類附属書に理由を記載のこと」については対応不要と理解しましたが、間違いないでしょうか? 2、2023年9月未以前の公示で契約を締結している案件は、旅費(航空貨)の精算金額が受約金額の旅費(航空貨)を超過する場合は、以下ガイドラインの記載に基づき、正当な理由による変更、超過である点を確認されると理解してます。他方、ガイドラインにはど航空貨の価格上昇(契約金額単偏の起過)とありますが、理由については、各渡航ごとに証拠書類所属書に理由を記載するのではなく、に又勢の金額・精算金額となった理由を理由書として1枚にまとの記載がすることが省力化、簡素化の点でも適当と考えますが、いかがでしょうか?	1、2ともにご理解のとおりです。次回、ガイドライン修正時に修正するようにします。	0
8. 経理処理 ガイドライン	03旅費(航空賃)	8-03-19	航空賃が実業精算の場合、経理処理ガイドラインには「銀機業期は、e-ticketと旅行代理店等からの領収書とします。」と記載されておりますが、金額を抑えるため、旅行代理店を通さず、直接航空会社から航空券を購入してもよろしいでしょうか。 その場合でも、旅費(航空券)の内畝(航空券代、選末・特定曜日料金加算、航空保険料、燃油特別付加運賃、空港税、旅客サービス施設使用年(俄数)、旅客保安料(极数)、発券手数料(税数))が領収書に明記されていることが必要でしょうか。特に海外の航空会社の場合、内部の明記された領収書を発行してもらうことが難しいのですが、そういった場合は、こちらで内談を輸記すればよろしいでしょうか。	はい。直接航空会社から航空券を購入することも可能です。 また、旅費(航空賃)の内訳が領収書に明記されていることが必要ですが、記載されてなくても精算可能と します。	0
8. 経理処理 ガイドライン	04旅費(その他)	8-04-1	経理処理ガイドライン別添資料3の特別宿泊料単価のうち、領収書による実費精算となる地域がございますが、その場合、夕食代や朝食代、宿泊に伴う諸雑費は精算対象になりますでしょうか。	「高沙科」は高沙科金、夕食代、朝食代及び高沙に伴う避難機に充てられるための経費ですので、高沙代に 少食代、朝食化が含まれている以命合は沙途上り即能です。経理原理ガイドラインにおりて、特別高利 労食の食事代目は制能については、以下の通りとします(2024年3月の経理カイドラインの近の側に反 税しました)。 ・「高沙科」とは、大きなので、一般では、大きが、大きなので、一般である場合、 一般に対した。 ・「高沙科」と加速し、 ・「高沙科」と加速し、 ・「高沙科」と加速し、 ・「高沙科」と加速し、 ・「高沙科」と加速し、 ・「高沙科」と加速し、 ・「高沙科」と加速し、 ・「高沙科」と加速し、 ・「高沙科」と加速し、 ・「高沙科」と一般である。 ・「高沙科」と、 ・「一、 ・「一、 ・「一、 ・「一、 ・「一、 ・「一、 ・「一、 ・「一	
8. 経理処理 ガイドライン	04旅費(その他)	8-04-5	経理処理ガイドラインP4. 「なお、複数の契約履行期間に分割して契約書を総結する場合であって、当初契約時には業務対象国・地域が「紛争影響国・地域だったものの、継続契約の打合海承認日において業務対象国・地域が「紛争影響国・地域」に新たに指定されていた場合での、適用可否の基準日が異なります。	2024年4月の改正時に、どちらも「継続契約の打合簿承認日において」に修正しました。 契約途中に加算対象、非対象の変化が生した場合ですが、契約途中に報酬単能を変更することは、公示で の条件が変わってしまったの正しくないとの観点から、増額・減額のいずれの場合にも対応せず、当初契約 の単価のままとするものの、継続契約で新たな報酬単価に変更する際に、その週用について見直し、継続 契約の打合簿承認日」を基準として週用の要否を判断することとなります。 「福酬単価の加算を認める1紛争整置」地域、Jの情報は、Excelでの公開はありません。公開中のPDF版 はコピー可能ですので、適宜ご利用ください。	0
8. 経理処理 ガイドライン	04旅費(その他)	8-04-7	<上記8-04-1,8-04-5への更問> 「宿泊料は現地業務期間中(経由地を含む。)の宿泊費を賄うための旅費であり、具体的には、宿泊料金、夕食代、朝食 代及び宿泊に十分諸雄貴だろちれるための経費です。」という記載につきまして、この夕食代、朝食代の2900円/ 食の定額精算が可能なのは、どの時点からとなりますでしょうか。	本ルールの適用は2023年11月9日以降の宿泊とします。また、11月8日以前の宿泊費については、夕食、朝食ともに2,900円を上限として、領収書をもって実費精算の対象とさせていただきます。本ルール海用により表別の鑑別から50万円上港2る場合は変更契約を行います。50万円未満の場合は精算時に対応しますので証拠書類に注記して請求ください。ガイドラインも修正しました。	0
8. 経理処理 ガイドライン	04旅費(その他)	8-04-8	と記念-04-1、8-04-5、8-04-6への更期> 勃強、夕食代の定額追加につきましては、宿泊費実費精算案件の全案件が対象か、また、契約金額を超えての精算が 可能なのか、確認させていただきたく、よろしくお願いいたします。	特別宿泊料単価のうち、実費精算対象としている全案件を対象とします。50万円を超える増額となる場合には事前に契約変更手続きをとるようお願いします。	0
8. 経理処理 ガイドライン	04旅費(その他)	8-04-20	国際空港以外の空港を発電地とし、国際空港を経由し、業務対象空港までを一連のチケットとして購入した場合の日当、宿泊質の請求対象について。 は登処理がイドライン13ペーン「表6・格付、運航地域別航空券クラス」の注釈5の内容ですが、 2022年4月改訂時には、注5)経由地にて日付を跨き、6時間以上滞在せざるを得ず、ホテルに滞在する場合は宿泊 費支給対象とします。 となっていますが、現在のガイドラインでは、その記載内容は削除され、「海外居住者については、居住地から業務地ま でのフライト時間」についての記載となっています。 2022年4月のガイドラインの日当、宿泊費に関する扱いについてはどうなるのでしょうか。 例えば、関空・羽田・業務地 のチケットを購入したが、関空一羽田 羽田駅・(換え時に1泊する必要が出てきた場 合、遺帯の外間に含めて日当・宿泊費を計に可能ということでようといいでしょうか。	旅費(その他)については、実際の旅程に関わらず一律で日当-2泊分(一部の国については-1泊分)にて計上いただいております。国際空港以外の空港を発着他とする場合についても、同様に日当-2泊分(一部の国については-1泊分)の宿泊費の計上としてください。	0
8. 経理処理 ガイドライン	04旅費(その他)	8-04-22	日、西小小小小に高いては当一店日報をおより他にサラビしなよりか。  名・8-04-21 ハク更開  10-04-4のとおり、とご回答いただきましたが、10-04-4は航空債の取扱いについての内容です。航空債の務算対  移は、国際使の発音口ではなく、業務のために国内移動を開始・終了した日が対象期間とお認めいただけると理解り  でおります。 他方、日当・宿泊費についてガイドラインでは、「日当・宿泊費舎計上できる期間は、出発時は搭乗国際便難時勢場を含む日を開始日とし、帰着時は結乗国際便難時刻を含む日を終了日とします。したかって、出発日前日区が帰国日当 日の宿泊料、出党前前日区が開回日当日の日は出土上できません。よど観があり、江や熱ご童と同時の解釈で読み着えるのは難しいです。国際使の発着日ではなく、業務のために国内移動を開始・終了した日を日当・宿泊費の対象 制御とお認めいただけるのであれば、ガイドライン改定の一気がを活動してきれば幸してす。	次回ガイドライン改定時に反映いたします。	0
8. 経理処理 ガイドライン	05一般業務費	8-05-5	一般業務費のセミナー等実施関連費について、経理処理ガイドラインp.19では、「セミナー等(研修を含む。以下同 じ。)の経食・飲料費用も精算対象とすることができます。昼食代はセミナー等を全日開催した場合に計上可能です が、夕食代やアルコール類の計上は認めません。」と記載されていますが、宿泊を伴うセミナーの場合は、夕食代、朝食 代の精養も可能でしょうか。	セミナー参加者への支払いとして回答します。宿泊を伴うセミナーの場合は、宿泊料の精算も可能であり、また「宿泊料」は宿泊料金、夕食代、朝食代及び宿泊に伴う諸雑費に充てられるための経費ですので、宿泊代に夕食代、朝食代精算も可能です。	0
8. 経理処理 ガイドライン	05一般業務費	8-05-8	ガイドラインp21(Ⅲ直接経費(8)雑費): 海外送金手級料につき、「案件終了時に作成する一般業務費支出業績総括表に①と②を区別して記載してください。」 ⇒この①と②を区別する必要性は何か?原担当者によっては①②を区別するよう求められるが、簡素化の観点で区別している意義が不明。	海外送金手数料は、その他原価として報酬に含めているため精算対象ではありませんが、例外対象として ①について、高額送金として手数料の計上を認めます。 ②について、金額送金として手数料の計上を認めます。 ②について、金額の定果送金にかかる手数料を栄ま数かていなかったところ、コロナ流行時から海外送金 の回数増加に伴い、送金手数料の負担が増している。という受注者からの声に対応するために、①とは区 別し、一定程度の金額を認めるように設定したものです。今後、①②の区別の収扱いについては簡素化を検 討致します。	0
8. 経理処理 ガイドライン	05一般業務費	8-05-9	質問:過去の終理処理ガイドラインに従って中間支出構設で計上しなかった海外送金手教料があり、その分を含める と現行ガイドライン例外②に該当する場合、その分も含めて最終精算時に計上することは問題無いでしょうか。 質問2:また。計上可能な場合、中間支出構設を受けた期間内の証拠については最終精算時に別途該当費目にて追加 提出すれば問題無いでしょうか。 質問3:受法者が日本国内から現地口座に資金を送金する際の銀行手教料につきましても、現行ガイドラインでは例外 ①または②に該当すれば計上可能と考えてよるしいでしょうか。	①本項目は新ガイドラインで説明を明確化したもので、ルールの趣旨の変更はありませんので、新ガイドラインに治って計上可能です。 ②ご理解のとおりです。 ③日本国内から受注者が有する現地口座に資金を送金する場合は、本項で定める「海外送金」の取扱いとはならず、「その他原価」になりますので、計上できません。	0
8. 経理処理 ガイドライン	05一般業務費	8-05-12	2024年7月追記版P9の資料等翻訳費にて、「英文⇔和文の翻訳費は対象外です」と追記されていますが、2022年 10月追記版以降後来不可という記述が削除され、以下のリンク先通り、英文の翻訳費も計上可とされています。今回 再変更となった理由は何でしょうか?従来と異なる運用がなされる場合、変更がわかるように記載いただきたいで す。 https://www.lica.so.jo/about/announce/manual/suideline/consultant/audtation past.html	英文  ・和文の翻訳費は、日常の業務では対象外ですが、セミナー資料等一定分量の資料については認めるという意図です。ご指摘の箇所は混乱を招く記載となっていましたので、次回改定で修正いたします。	0
8. 経理処理 ガイドライン	06報告書作成費	8-06-1	5、報告書作成費 部数が増える場合や、提出期限を延長している場合などの対応について、ガイドラインだけでは理解することができません。 2、「直接容別の精算(合意単位方式)車両限連費や雑費等で、合意単価の場合、実績を確認するものが必要とありますが、実費精算と同じように領収書の提出が必要になるのか。具体的な確認方法や必要書類はなにか。 参考資料5:精算チェックポイント 更新をお願いします。	- 契約が「実費精算契約」の場合、契約管理ガイドラインP14に記載されているとおり、「報告書の部数変更や成果品の原汁期限内での提出期限の延長については、打合場にてご対応ください(実費精算契約の打合海等事例)9・20をご参照ください)。 成本、部数変更により増額となる場合は、まずは費目間流用で対応検討。 内部を検討いたださ、それでも不定が生じる場合は実験が変更ないます。 契約が「ラブガム契約」の場合「履行期限内での成果品提出制限の延長はラブブガム契約の打合海等事例)「をご参照ください。「報告事故要更支別となり、「優行期限内での成果品提出制限の延長はラブブガム契約の打合海等事例」「をで、その成果ので、「最近、日本で、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな	0
8. 経理処理 ガイドライン	10見積書様式	8-10-1	見積書様式について伺いたいのですが、エクセル上ではパブアニューギニア国がA地域に分類されるのですが、 パブアニューギニア国は大洋州(パラオ・ミクロネシアを除く)のB地域であったかと思います。	ご指摘ありがとうございます。 設定している関数に誤りがありましたので、修正の上、HPに掲載します。 修正版掲載前の見積書提出については、お手数ですが、手修正頂きますようお願いします。	0

関連施策	項目	質問番号	質問	回答	情報の 反映
8. 経理処理 ガイドライン	10見積書様式	8-10-2	ガイドラインの記載と様式での表示に齟齬があり、確認をしたくご照会いたします。 見様に計上する航空券のクラスにつきまして、現行ガイドライン上の規定ですと、大洋州地域はパラオ、ミクロネシアを除く国マではB地域指定となり、特号・3号まではこにジネスクラスの利用が認められるものと理解しております。 しかしながら、プロボーザル用の良精器の様式では、旅費(航空庫、その他)シードで国名を入力しますと、パラオ、ミクロネシア以外の大洋州の国でもパブアニューギニアのみA地域として自動選択されてしまいます。 パブアニューギニアでは、過去数年はど右行便は連絡しておらず、航空時間も8時間以上かかってしまいますので、B地域となる認識なのですが、ご確認いただけますでしょうか。	ご指摘ありがとうございます。4月11日付、修正版掲載済です。	0
8. 経理処理 ガイドライン	11見積もり根拠	8-11-3	V. 契約交渉における見積額の確認(企画競争の場合) 2. 直接経費の第について「3。価格競争を行っている費目は、見積根拠の提出不要とする。」とおります。一方で別添 資料4、見積地資料提出物の間塞等組には「6歳等ペインターネットで価格の確認・比較が可能なもので単価1の万円 を超えない場合は見積性拠等内の提出を価格します。」となっています。上級金額内では定額計上や別見積もり以外 は価格競争となると認識しておりますが、その場合見積性拠の提出は不要ということでよろしいでしょうか。	企画競争説明書のうち、QCBSは略核競争を行っていますので、見精根拠の混出は不要となります。その ため、ご指摘の別窓資料はは最新対象外となります。それらが明確になるように、ガイドラインの該当箇所2 か所を以下の通り修正するようにします。 1. (P.31)v.2.3の記録を以下のとおり修正します。 [QCBSは価格験争を行つているため、見精根拠の提出不要とする。(以下省略)] 2. 別添資料4:「見積根拠資料提出時の留意事項」の冒頭記載を以下のとおり修正します。 「GBSにおいては、見積根拠の提出はプロボーザル提出時もしくは契約交渉順位結果通知後のいずれで 毛結構です。(以下省略)]	0
8. 経理処理 ガイドライン	15各種支払(前払 い、部分払い等)	8-15-2	業務部分完了届の添付書幣2/業務従事者の従事計画・実績表」について何います。 日報添付の業務従事者の従事計画、実績表は実費精算契約)は新いいフォームとなっておりますが、部分完了届の材式11には旧フォームでの計画・実績表が添付されています。 こちら、部分売了時には、旧フォームでの計画・実績表が添付されています。 こちら、部分売了時には、旧フォームでの映画に、実績表の作成が必要でしょうか。 また、精算時に提出する従事計画・実績表についても、旧フォームで作成が必要でしょうか。	ご指摘ありがとうございます。 部分完了届の模式11にも精算時に添付するものも新様式の「業務従事者の従事計画・実績表」を添付くだ さい。部分完了届様式11は修正済です。	0
8. 経理処理 ガイドライン	15各種支払(前払 い、部分払い等)	8-15-4	コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン2024年2月、P5「複数回の研修・招へい事業がある場合に、これら業務をまとめて1つの契約とすることも可能です。その場合は、各回の研修・招へい事業の第了毎に部分払とすることができす。部分払を設定する場合には、受法額は支払計画書を作成し、者打合海下確認します(打合海にいては、「研修・招へい事業に係る打合海事例集」を参照にしてください。)。」とよりますが、打合海事例に支払い計画書を著稿記する事例がこざいません。研修用の支払計画書の様式はこざいますでしょうか。またこちらの打合網は契約締結終打合海り号として確認するものでしょうか。	予算の適切な管理の観点から、各研修終了後に部分払いを原則行うこととし、支払い計画書は不要とします。ガイドラインも追って修正するようにします。	0
8. 経理処理 ガイドライン	18単独型の扱い	8-18-2	コンサルタント等契約(単独型)で調査業務約款が適用される案件に関し、応札時の見積書において消費税の記載は必要でしょうか。 査業務約款が適用される案件の公示資料には 「適用される契約約款・ ・「調査業務用・契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、 最終見積書において、消費税を加算して名前としてください。(全費目課税) 」 と記載されており、特定後に選出する最終見積書の段階で消費税を加算するようにも理解できますが、 一方で、見積着転送には、調査業務用均務を選択すると消費税の加算するようにも地質見積害表紙に消費税が入る ような式が入っておりますので、応札時の見積書における消費税の必要有無をご教示いただけますと率いです。	応募時の見積書では、ご指摘のとおり消費税の記載は不要です。様式は修正済です。	0
8. 経理処理 ガイドライン	20様式	8-20-1	新施策では、旧案件も含め航空層と現地再委託費以外であれば、契約金額全体におさまっているかぎり自由に流用してよいとなっています。ということは今後は様式5は提出不要という理解でよいでしょうか。或いは流用の事実の確認として案付が求められますか。その場合も少なくとも参考上限額は必要ないと考えますがいかがでしょうか。	様式5流用明細は不要です。更新にて削除致しました。	0
8. 経理処理 ガイドライン 8. 経理処理 ガイドライン	20様式	8-20-2	爆人や車両、事務所借り上げ等は、基本的に月を単位とする契約です。結果的に200万円を超えても添付は不要となりますか?  ①精算報告書について 定額計上経費を打合簿を取り交わしてランプサムにした場合、どのように報告するのでしょうか?QCBSの合意単価にならい、様式4月返書に総額(打合簿で確認した確定例を入れるだけでいてしょうか。  ②契約金組制部計算書について、アルス・アートの表表を取り交わしてランプサムにした費目について、どのように計上するのでしょうか。 定額計上経費を打合簿を取り交わしてランプサムにした費目について、どのように計上するのでしょうか。 学舗的	月額が200万円未満でも総額が200万円を超える契約は契約書添付は必要です。 ①ご理解の適りです。様式4内訳書の記載例は以下の適りです。 (宗教育教) (ラブサム金部分) ②ご理解の適り、合意単価や、定額計上経費も含め、当該部分払いの対象月までに完了したところまで適量計上してください。	0
8. 経理処理 ガイドライン	20様式	8-20-5	大項目間(報酬と直接経費)の費目開流用については事前に監督職員様へご説明申し上げることとなっています。精 預時には承認をいただいたことの証明が必要になるものと考えますが、特別な様式などありますか。メールのコピー を添付するなどの方法でもよろいいでしまうか。ランプサムにした費目について、どのように計上するのでしょうか? 当該部分払いの対象月までに完了したところまで適宜計上すればよいでしょうか?ガイドラインや様式に反映お願い します。	上記について、様式への反映も行いました。 監督職員への事前説明は二理解の通りです。費目間流用に関して、精算時に必要な様式や提出書類等はあ りません。事前説明した旨は、月報等でご報告ください。大幅な変更でなければ、月報で報告していただく のでも結構です。	0
8. 経理処理 ガイドライン	20様式	8-20-6	https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/guideline/consultant/guide_g.html に掲載されております以下の支払い計画書のフードが操れているようです。 様式は・支払計画書4-1 (履行期間12ヵ月起えない) (Word/17KB) 支払計画書4-1 (履行期間12ヵ月起え 部分払後に前金払あり) (Word/15KB)	支払い計画書はエクセル様式に変更のうえ、リンクを修正しております。2024年7月3日午後に差し替え を完了しましたので、再度のご確認をお願いいたします。	0
8. 経理処理 ガイドライン	20様式	8-20-7	7月改訂版が公開されましたが、様式4支払計画のワードファイル(2407_4-1、2407_4-2、2407_4-3)が壊れて いるようなのですが、ご確認いただけますでしょうか?	支払い計画書はエクセル様式に変更のうえ、リンクを修正しております。2024年7月3日午後に差し替えを完了しましたので、再度のご確認をお願いいたします。	0
8. 経理処理 ガイドライン	20様式	8-20-8	一般競争入札(総合評価落札方式・ランブサム型)の精育報告書について、様式2 経費確定(精算)報告書・内訳詳細は 2023年10月以降の公示案件に対応していないように思いますが、ご確認のうえこ教示いただけますでしょうか。精 算にあたり「金融録争(QCBS(ランプサム型含む)含む」の様式4-20 精育報告書(2024年3月版)の契約金額精算 報告内訳書を使用してよいでしょうか。	ご指摘のとおり一般競争入札(総合評価落札方式・ランプサム型)の精算報告書の様式2 経費確定(精算)報告書・内部詳細に2023年10月公元分以降に対応する様式を追加するようにします。それまでは、「全面競争(公区85/ンプサム型を3)含む(の様式4-20 精算報告書(2024年3月版)の契約金額精算報告内訳書を準用いただくようお願いします。	0
10. 最も安価 な航空券の使 用	01航空券にかか る見積	10-01-2	6/24説明会資料P.13、9:現行ガイドラインでは「発券手数料は、税抜で航空券代の5%を上限とします。」との規定がありますが、2024年7月以降はこの規定自体が削除されるのでしょうか?	当該規定は残ります。→2024年10月追記版で削除しています。	0
10. 最も安価 な航空券の使 用	01航空券にかか る見積	10-01-6	最も安価企輸空券の使用に伴う質替対応費用をプロボーザル作成時点で募出することから、具積書についても費用 を算出できるように構成をご変更限したかと思いますが、HPで公開されている見積書様式は企画競争(QCBS合む)案件のの負替対応費用が算出できるものとなっております。 様式に変更のない「一般競争入札(総合評価落札方式・ランプサム型)/QCBS・ランプサム型)案件に関しても、企画 競争条件と同様に質替が応費用を見積に含める条件が発生するかと思いますが、この場合はプロボーザル作成者側 で買替が応費用を算出するように適宜変更すればよろしいでしょうか。 また、今後「一般競争入札(総合評価落札方式・ランプサム型)/QCBS・ランプサム型)案件の様式は変更されない予 定でしょうか。	ご指摘有難うございます。見積書様式修正版を7月31日にホームページに掲載済みです。	0
10. 最も安価 な航空券の使 用	01航空券にかか る見積	10-01-7	7月に導入された「最も安価な航空券の利用」に関して質問です。 ①今回の窓町内容は ①今回の窓町内容は 「川CAは、正規門は置向のうち、原則、精算時点で最も安価なもの(払い戻しや日程変更ができない等条件が厳しいもの、双方もしくはいずれかか不可のものが該当との想定)(以下「最も安価な正規期引速費」)で上限額・予定価格等を積算。」 ②本施策」(中心、企画競争案件の見積書の様式が変更されている(航空券小計・買替対応費用10%=航空策総額となった)。 ③一般競争入札/QCBS(ランブサム)案件の見積書様式には変更はなく、従来の様式を使用することとなっている。 企画競争、ランブサムともに、貴機構の精算根拠が「最も安価なもの」となるのであって を加着としては「JICA上限額(想定上限額)の範囲内に応札額がおさまれば、応札者の判断で航空券を選択できる」と理解しております。(10%を計上するか否かも急めて応札者の判断)・現在公式されているランブサム案件の中には、下記の記述を含むものがあります。③であれば、10%加算の様式ではないのですが、加重が求められている」ということでしまうか。 【以下、企画競争説明書からの抜粋箇所] (6) 常費 航空費)について 効率的から発情的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。 私展不可・日程変更不可等の条件が厳しいに規制引速度を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない、は関出よりよりとよります。「日間を要不可等の条件が厳しいに規制引速度を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない、は関出よりよりとよりを開発のは経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。(首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く)。	・ご理解の通りです ・・ご理解の通りです ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	0
10. 最も安価 な航空券の使 用	01航空券にかか る見積	10-01-8	<上記10-01-6への更開>上記のとおり、一般競争入札(総合評価落札方式・ランプサム型)/QCBS・ランプサム型案件の航空賃箇所の見積書様式を修正用きょしたが、企画競争(QCBS)含な)案件と一般競争入札(総合評価落札方式・ランプサム型)/QCBS・ランプサム型案件で開電における買替が成費用の算出方法が異なっております。企画競争案件はま空賃の全体金額に買替約が費用10%を損よた事を構えたよっております。 ・ は、同意物が費用を加速した単価を記載する検式になっております。 ・ 企画競学と一般人私業件の見積率の表示が異なるため、とちらかに結一した方がよろしいかと思いますが、如何で は、日本の場合の表が異なるため、とちらかに結一した方がよろしいかと思いますが、如何で は、日本の場合の表が異なるため、とちらかに結一した方がよろしいかと思いますが、如何で は、日本の場合の表が異なるといますが、全面競争条件の見積率と含わせてほった。方がよういでは買替対応費用の計上指するとでありますが、まずか、全面要参楽件の見積率と含わせてほった方がコンサい側としては買替対応費用の計上指する施げるかと思います。企画整争架内の異様を含わせてほった方がコンサい側としては買替対応費用の計上指する施げるかと思います。企画整章段時間においても「質替対応費用の計上指する施行るかと思います。企画整章段時間においても「質替対応要」を表すの表すのとないますので、就空賃の全体から買替対応費用とても確認であり表類の19%とかますので、就空賃の全体から買替対応費用を算出して頂いた方がよろしいかと思いました。)	QBS,QCBS、及び総合評価落札方式ともに、ご提案時に航空質に買替対広費用の要否を検討いただき、適宜ご提案いただければ結構です。なお、質替対反費用を含める場合の割らは10%でお願いします。 なお、今回のご質問を受けて、企画競争説明書/入札説明書のうち、航空費として以下の通り記載を統一させていただきます(次回込示分の2024年9月4日か以降から以下の通り修正するようにします)。 (修正後/航空費について) 効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空費を計上してください。 払展で可・日後空間でする場合では、一般では、10%	0
10. 最も安価 な航空券の使 用	04精算時の扱い	10-04-3	2024年6月までの経理処理ガイドラインでは、給空質が実費精算の場合、旅行代理店の変更・取消手数料は、1 回の変更につき上限が5,000 円(税抜)となっておりましたが、2024年7月追記版では、こちらの記載がないことから、旅行代理店の変更・取消手数料には上限を設けない、との理解でよろしいでしょうか。 応行代理店の変更・取消手数料には上限を設けない、との理解でよろしいでしょうか。 その場合、精質的網慮の検索でいる。 成別角料は、1代につきち、000円(税抜)を上限とします。」との記載を削除していただけますと率いです。	ご理解の通り旅行代理店の変更・取消手数料には上限は設けないため、経理処理ガイドラインから記載を 削除しております。	0